



三重県公報

令和7年5月9日(金)

号外

目次

(番号)

(題名)

(担当)

(頁)

監査委員公表

3	監査結果に対する措置の公表	(監査委員) 1
4	同件	(同) 185

監査委員公表

監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、三重県知事、各種委員会等から令和6年度定期監査の結果について措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年5月9日

三重県監査委員	村 上	亘
三重県監査委員	平 畑	武
三重県監査委員	山 崎	博
三重県監査委員	伊 賀	恵

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 総務部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(1) コンプライアンスの推進

令和5年度の懲戒処分については、前年度より1人増加し4人の知事部局職員が処分されており、1人が受託収賄により免職となったほか、2人が痴漢行為などにより停職、1人が過失運転致傷により減給となっている。また、個人情報の流出や公文書の紛失、議会提出議案の誤りなどの不適切な事務処理が多数発生するとともに、金品亡失（損傷）も令和4年度を上回る件数が報告されている。

これらの事案は、県行政に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、コンプライアンス意識の向上や服務規律の確保に取り組むとともに、発生した事案の原因や背景を分析したうえで、他部局とも連携し実効性のある対策を講じるなど、内部統制制度も活用し、全庁を挙げて再発防止の徹底に努められたい。

(人事課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

(1) コンプライアンス推進体制の確立

各部局の総務担当課長や各地域防災総合事務所長等を構成員とする「コンプライアンス推進会議」を3回開催し、発生した事案の原因や背景の検証や、再発防止に向けた意見交換を実施しました。

職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させるとともに、職場内のコミュニケーションを活性化し、対話を通じて組織的に業務を進める風通しのよい職場づくりを進めるため、各所属でコンプライアンス・ミーティングを3回実施しました。

コンプライアンスの徹底を図るため、所属の具体的な取組を所属長の組織マネジメントシートに記載のうえ、進捗管理を行いました。

(2) コンプライアンス意識の向上

職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させるとともに、職場内のコミュニケーションを活性化し、対話を通じて組織的に業務を進める風通しのよい職場づくりを進めるため、各所属でコンプライアンス・ミーティングを3回実施しました。（再掲）

コンプライアンスにかかる階層別研修を、受講者が、より自分事として捉えることができるよう、実際に府内で発生した事案を題材とした演習中心型へ変更しました。

不適切な事務処理事案や職員の不祥事事案の防止につなげるため、府内で不適切な事務処理事案が発生するたびに、公表後速やかにメールにより全職員に共有し、再発防止に向けた注意喚起を行いました。

(3) 物品の適正管理に向けた取組

令和6年6月3日に総務部長及び会計管理者兼出納局長の連名で、知事部局の各所属に対して依命通知を発出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。

また、金品亡失（損傷）発生防止に向けた取組の推進を図るため、出納局会計支援課、総務部人事課、管財課、デジタル改革推進課にて、「金品亡失対策にかかる検討会」を4回開催し、今後の対策を検討しました。

9月に各所属で実施した第2回コンプライアンス・ミーティングでは金品亡失対策をテーマに話し合うとともに、話し合われた内容を集約のうえ、12月に開催した第3回コンプライアンス推進会議で共有し、職員の意識向上を図りました。

(4) 的確な業務の進め方の徹底

令和2年度から導入した内部統制制度を運用し、各所属においてリスクマネジメントシートを作成するとともに、リスク対応策の整備状況の評価等を実施しました。さらに、総務省が研究会（内部統制制度の運用上の課題に関する研究会）を開催し、ガイドラインの見直しがされたことを踏まえ、さらに効果的・効率的な運用が図られるようマニュアル等の見直しを進めています。

また、新規採用職員研修や新任所属長研修など、各階層別においてコンプライアンスに関する研修を実施するとともに、交通法規や交通マナーの遵守、物品の適正な保管・管理に関する注意喚起を行いました。

2 取組の成果

上記の取組を含め、全庁を挙げてコンプライアンスの推進に取り組み、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上や、組織として的確に業務を進める仕組みの構築を進め、不適切な事務処理等の再発防止を図りました。

3 残された課題

依然として不適切な事務処理事案や職員の不祥事事案が発生しています。このため、今後も、職員が自分事として事案の発生に対して危機感を持ち、県民の皆さんから信頼される県庁となるよう、職員の意識向上はもとより、組織として的確に業務を進める仕組みを構築する取組を進めていく必要があります。

令和7年度以降実施予定の取組内容

依然として不適切な事務処理事案や職員の不祥事事案が発生していることから、引き続き、「コンプライアンス推進会議」において事例共有や再発防止策の検討に取り組むとともに、各所属におけるコンプライアンス・ミーティングを実施します。

このほか、所属マネジメントシートによる所属の具体的な取組の明示と進捗管理、不適切な事務処理事案の全職員への共有による注意喚起などにより、再発防止はもとより職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る取組を進めます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 総務部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(2) 持続可能な財政運営の確立

令和 5 年度決算においては、経常収支比率と実質公債費比率は、いずれも前年度より改善し改善傾向も維持しているが、中長期的には高い水準で推移している。

本県の財政状況は、県税収入は 3 年連続で増加し過去最高となったが、原材料価格や物価の高騰、円安基調などが県内経済に与える影響について注視する必要がある。また、高齢化の進展に伴い社会保障関係経費が今後も高い水準で推移することが見込まれるとともに、金利上昇の公債費への影響が懸念されるなど、今後の先行きが見通せないものもあり、慎重な財政運営を継続する必要がある。

県では、「みえ元気プラン」の中で、限られた予算で喫緊の課題に的確に対応しつつ持続可能な行財政運営が確保できるよう県財政の基盤強化に向けた取組を進めるとしている。このため、新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後、社会経済活動が本格的な回復に向けて歩み出している中、施策の着実な実施による県税収入の確保や多様な財源確保に取り組むとともに、DXによる業務改善の推進や適切な維持管理の実施による県有施設の長寿命化、公債費負担の平準化などによる経常的な支出の抑制等に取り組むことにより、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。

(財政課)

講じた措置

令和 6 年度

1 実施した取組内容

令和 7 年度当初予算編成では、子どもの育ちや子育ての支援に資する取組、南海トラフ地震対策の取組、人材確保の取組及びインバウンド誘客の取組を重点化しつつ、持続可能な財政運営に向けて、公債費などの経常的な支出の抑制や県債の新規発行の抑制により、将来負担の軽減に配慮しました。また、歳入確保策の推進として、市町及び三重地方税管理回収機構と連携した滞納整理の推進による県税収入の確保や、未利用財産の売却、クラウドファンディングやグリーンボンドの活用などによる多様な財源確保に取り組みました。

DXによる業務改善の推進については、デジタル技術を活用した業務改善支援窓口において、各所属からの相談に基づき、デジタル技術の適応方法についてのアドバイスやデジタルツールの導入支援に取り組むとともに、生成AI利用環境の運用を開始し、利用促進に取り組みました。

また、県有施設の維持・修繕については、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、各施設管理者が策定した施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）により、各施設の予防保全的な維持管理による長寿命化を進めることで、中長期的な財政負担の軽減・平準化に努めました。加えて、老朽化が進み、県民の生命・身体にかかるなど極めて緊急度の高い県有施設については、施設の今後の利用需要等を踏まえつつ、長寿命化のための大規模修繕・改修を行う場合と建替を行う場合のトータルコストも考慮したうえで、既存施設の建替等の予算を計上しました。さらに、令和 7 年度当初予算では将来の建替等に備えて、三重県公共施設等総合管理推進基金に積立を行っています。

2 取組の成果

令和 7 年度当初予算において、本県独自に定める財政指標の経常収支適正度は 99.1%（みえ元気プランの目標値：99.1%）、公債費負担適正度は 20.2%（同目標値：21.6%）となり、どちらも目標を達成しました。また、県債残高総額は前年度より減少する見込みとなるとともに、前年度と同規模の財政調整基金残高を確保しました。

3 残された課題

引き続き、金利上昇や経済・物価動向、国際情勢等を考慮しつつ、経常的な支出の抑制や多様な財源の確保等に取り組むなど、適切な予算編成を推進するとともに、支出面の課題である社会保障関係経費の増加や、老朽化が進んでいる公共施設の長寿命化、建替等に的確に対応する必要があります。

令和 7 年度以降実施予定の取組内容

引き続き、経常的な支出の抑制や多様な財源の確保など歳出・歳入の両面から取り組み、的確な行政サービスの提供と財政健全化を両立する持続可能な財政運営に努めます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 総務部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(3) 行政サービスのDX推進

県では、誰もがデジタルの恩恵を受けることができる社会の実現に向け、「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画（みえデジプラン）」（令和4年12月）に基づき、「暮らし」、「しごと」、「行政」の3つの分野に区分し取組を進めており、「行政」の分野においては、県における行政手続のデジタル化や市町DXの促進等に取り組んでいる。

こうした中、市町は、自治体情報システムの標準化について、令和7年度末の標準準拠システムへの移行に向けて取組を進めているが、一部の市町において移行が困難なシステムがあるなど作業の遅れが懸念されているとともに、システム開発事業者的人材不足等により移行経費の増加が見込まれている。このため、期限までに円滑に移行できるよう、引き続き三重県・市町DX推進協議会等により国からの情報の提供を行うとともに、市町の進捗状況等を確認し、市町の負担の軽減につながるよう国への提言を行うなど市町の支援を強化されたい。

また、行政手続における不便さの解消による県民の利便性の向上と事務の効率化を図るため、引き続き、「行政手続デジタル化方針」（令和4年4月）に沿って、電子申請が可能な手続の拡大や、電子納付の拡充を図るなど、行政手続のデジタル化等を推進し県民サービスの向上に努められたい。

(デジタル戦略企画課、デジタル改革推進課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

① 自治体情報システムの期限内移行に向けて、国が作成した進捗管理ツールを用いて、各市町が定めたスケジュールの進捗状況を確認したうえで、個別ヒアリングを実施し、専門家による助言を行いました。また、協議会等において、国等の最新情報の提供や各市町の情報共有を行うとともにガバメントクラウドのセミナーを実施しました。しかし、一部大手開発業者のシステムについて期限までの移行が困難となってきており、移行経費についても、現状の見積額と補助金上限額に大幅な乖離がある市町や、現行システムを延長することにより負担が増加する可能性がある市町が出てきたため、全国知事会等と連携して、国に対して十分な移行期間の確保や財政支援等を求める提言を行いました。

(デジタル改革推進課)

② 行政手続のデジタル化を進めるため、電子申請・届出システムの操作研修（2回）を実施するとともに、業務フローの見直しなど事務処理プロセスの改善や申請受付フォームの作成などの支援に取り組みました。また、県民の利便性向上に向けて、電子納付が利用できる手続を増やしていくなど、関係課と連携して電子納付の利用拡大に取り組みました。

(デジタル改革推進課)

2 取組の成果

① 自治体情報システムの標準化については、国の制度改正が要因となる開発工数の増加や事業者的人材不足によるシステム開発遅延等により、一部大手開発業者のシステムについて期限までの移行が困難となっています。当該事業者のシステムを利用している一部市町については、財政支援等の国の支援を受けるために必要な特定移行支援システムにかかる調査票の提出を行っていますが、その他の市町における移行作業は、概ね順調に進捗しています。また、提言に取り上げた移行期間の確保については、デジタル基盤改革支援基金の設置期限を現行の令和7年度末から5年をめどに延長する方針が令和6年12月24日に閣議決定されました。あわせて、移行経費に係る財政支援については、国の令和6年度補正予算で基金への積み増しが計上されました。

(デジタル改革推進課)

② 行政手続のデジタル化については、「行政手続デジタル化方針（令和4年4月）」に基づき、家畜伝染病予防法に基づく手続など、7つのデジタル化重点手続（県が独自に定める年間受付件数が100件以上の行政手続）を支援し、全ての重点手続のデジタル化を完了しました。また、電子納付対象手続としては、今年度9手続増え、県立高校の入学者選抜受検料など計23手続となりました。令和8年度までの法令や条例等に基づく行政手続のデジタル化を着実に進めるため、令和6年12月に方針を改定し、各年度の取組目標を明記しました。

(デジタル改革推進課)

3 残された課題

① 自治体情報システムの標準化に向けた移行作業が本格化する市町や、特定移行困難システムになったことにより移行作業の変更や新たな経費負担が生じる市町もあることから、各市町の状況に応じたさらにきめ細かな支援が必要です。

また、ガバメントクラウド利用料等の運用経費が高額となる試算が出ている市町もあることから、運用経費についても国における財政支援が必要です。

(デジタル改革推進課)

② 行政手続デジタル化方針に基づき、国の動向を注視しながら、法令や条例等に基づく行政手続について、デジタル化が困難な手続を除き、令和8年度までにデジタル化を進めていきます。

(デジタル改革推進課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

① 自治体情報システムの標準化については、県内全市町が円滑かつ安全に標準準拠システムへ移行できるよう、引き続き、市町の進捗状況を確認し、きめ細かな支援を実施していきます。また、特定移行支援システムになったことにより、新たに負担が増加する市町があることやガバメントクラウド利用料等の運用経費の試算が高額となる市町もあることから、更なる財政支援を講じるよう国に要望していきます。

(デジタル改革推進課)

② 行政手続のデジタル化については、県民の利便性向上と事務処理の効率化に向け、「行政手続デジタル化方針」に基づき、法令や条例等に基づく行政手続のデジタル化を着実に進めるとともに、電子納付の拡充を図るなど、引き続き、サービス内容の改善を進めていきます。

(デジタル改革推進課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 総務部

監査の結果	
2 財務以外の事務の執行に関する意見	事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。
(1) 県議会に提出した補正予算議案3件に誤りがあった。	(財政課)
(2) 自動車税種別割において、条例改正の際に必要な規定に漏れがあった。	(税務企画課)
(3) 公文書開示請求において、個人情報の漏えいがあった。	(鈴鹿県税事務所)
(4) 免税軽油使用者証の誤交付による個人情報の漏えいがあった。	(鈴鹿県税事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
(1) 補正予算議案における3件の誤りについては、チェックが十分でなかったことに原因があったことから、同様の誤りが発生しないよう、誤りを受けて作成した「議会提出資料チェックマニュアル」に基づいた確認を行っています。	それぞれの担当課において確認体制を構築し、根拠資料と照らし合わせた徹底的な確認を行うとともに、各部局の総務課等において、担当課確認済資料のダブルチェックと併せて、議会提出資料全体の整合を取るなど、総合的な視点での確認を徹底しています。
(2) 事案発生後、複数回にわたり、税務企画課長、税収確保課長、関係班長、関係職員が集まり、今回事案の発生原因の共有や発生後の対応について協議し、それが自分事としてとらえるとともに今後同様なことが起こらないようにそれがすべきことについて確認を行いました。	令和6年3月6日の所長・室長会議において、改めて条例を含む法令をしっかりと確認して業務に臨むことについて周知を行いました。
	令和6年3月26日から順次還付対象者へ条例で規定する額を超えて徴収していた額について還付を行いました。
	令和6年度以降の課税を適正化するための改正条例を、令和6年3月25日に公布し、令和6年4月1日から施行しています。
(3) 事務所の定例会や各課ミーティングにおいて、注意喚起を行うとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する研修を実施し、職員の意識の向上と知識の集積を図りました。	(鈴鹿県税事務所)
(4) 今後の再発防止策として、封筒に入れてある「免税軽油使用者証」と「免税証」について、事前に内容物に誤りがないか職員2名によるダブルチェックで確認するよう徹底しました。	また、「免税軽油使用者証」と「免税証」を交付する際には、使用者の面前で封筒から内容物を取り出して、指差しにより間違いがないか使用者と相互確認することを徹底させるとともに、使用者に受領書の「免税軽油使用者証」と「免税証」の確認欄にチェックを行ってもらうよう改めました。
	(鈴鹿県税事務所)
2 今後の方針（取組予定等）	
(1) 今後も引き続き、同様の誤りが発生しないよう、徹底的なチェックを行います。	(総務課)
(2) ① 条例の条文ごとに地方税法からの引用か、独自規定か、あらかじめ精査をしておきます。条例改正にあたっては、独自規定に影響あるか否か、慎重に確認を行います。	② 条例改正にあたっては、法令管理支援ツールの活用や、総務省や他県への問合せなど、税制改正にかかる改正内容が漏れなく反映されているか、徹底した確認作業を行います。
(3) 職員の意識をさらに高めるとともに知識の定着を図るために、今後も継続して注意喚起を行い、研修も毎年実施します。	(鈴鹿県税事務所)
(4) 機会あるごとに情報漏えいに関する注意喚起を事務所定例会や課ミーティングで行うとともに、引き続き上記の再発防止策の徹底を図っていきます。	(鈴鹿県税事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 総務部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和 5 年度末現在 2,468,274,453 円であった。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所、自動車税事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 収入未済	(1) 県税事務所における滞納整理 ① 自動車税種別割については、納期内納付キャンペーンの実施やスマホ決済アプリ等のキャッシュレス納付の拡充など納税環境の整備に取り組みました。また、課税件数の多い自動車税種別割については、自動車の早期差押えとタイヤロック等の手法を活用し、現年度徴収率の向上を図りました。さらに、令和 6 年 11 月、12 月の 2 か月間を「差押強化月間」として、県内 8 か所の県税事務所が滞納整理の強化に取り組みました。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所、自動車税事務所) ② 高額滞納事案（本税 30 万円以上）については、各県税事務所と税収確保課とのヒアリングを通じて、さまざまな角度から事案を検討し、早期の事案の完結をめざし、搜索や公売などの徴収手法も駆使するなど、効果的な滞納整理を実施しました。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所)
(2) 個人県民税対策	① 特別徴収義務者の指定の徹底を更に進めるため、昨年度に引き続き、県と市町で構成する「個人住民税に関する課題検討会」において、市町における特別徴収事務の円滑な推進と特別徴収義務者の滞納対策に関する諸課題の整理、検討を行いました。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所) ② 三重地方税管理回収機構に対して、県職員を派遣することにより、市町派遣職員が派遣元の市町に戻ってからも徴収部門で活躍できるよう人材育成に注力しました。また、同機構においては、個人住民税をはじめとする市町の少額滞納事案を対象とした滞納整理を実施しました。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所) ③ 個人県民税現年度対策の推進に向けて令和 2 年度に各県税事務所に設置した市町連携窓口（令和 5 年度から改称）において、市町と県税事務所間における滞納整理にかかる相談、研修会等の開催、差押強化月間の広報や共同滞納整理など、市町と県が連携を深め、地域の実情に応じた取組を進めました。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所) ④ 令和 7 年 2 月に開催した三重県地方税収確保対策連絡会議において、委員である副市長をはじめ市町及び県税事務所の管理監督者等を対象とした外部講師による講演会を実施しました。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所、自動車税事務所)
2 今後の方針（取組予定等）	ア 収入未済 引き続き、県税事務所において高額滞納事案については早期着手・早期処分に努めるとともに、自動車税種別割については効率的かつ効果的な滞納整理を推進します。 また、令和 7 年度以降も県税事務所に設置された市町連携窓口を活用し、市町や三重地方税管理回収機構と連携した個人県民税対策の強化に取り組み、徴収率の向上につなげます。 (桑名県税事務所、四日市県税事務所、鈴鹿県税事務所、津総合県税事務所、松阪県税事務所、伊勢県税事務所、伊賀県税事務所、紀州県税事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名

総務部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 旅費

①【能登半島地震災害派遣用務】

- ・文書により復命していなかった。

(税務企画課)

②【能登半島地震災害派遣用務】

- ・行程と異なる旅行命令を行っていた。

(自動車税事務所)

イ その他の支出事務

① 手数料の二重払いによる歳出戻入を行っていた。

(総務課)

② 使用料の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。

(デジタル改革推進課)

講じた措置

1 実施した取組内容

ア 旅費

① 災害派遣用務にかかる報告会として、課内職員に口頭でのみ復命を行い文書で復命を行っていなかったため、旅行完了後速やかに文書による復命を行うよう課内職員に周知徹底を行いました。 (税務企画課)

② 旅行命令の誤りの内容について、職員に共有し、旅行命令書の到着日については、用務先の到着日を記入(入力)するよう周知を図りました。 (自動車税事務所)

イ その他の支出事務

① 支払処理済みであった支払いを未処理であると誤認したことによる原因があったことから、支払処理済みであるか否かの疑義が生じた場合には、決裁済み支出命令書の確認と併せてシステム上での確認も行うよう徹底しました。また、管理表を共有し、事業課担当者が支払先・支払金額等を入力、支払担当者が、決裁番号・支払日等を入力することで、双方が支払い状況を確認できるよう事務フローを見直しました。 (総務課)

② 事業者から送られた請求書の内容に誤りがあることに気付かずに支払いを行ったため歳出戻入に至ったもので、より慎重に請求内容の確認を行うこととしました。 (デジタル改革推進課)

2 今後の方針(取組予定等)

ア 旅費

① 引き続き、職員への周知を図り、適正な事務処理に努めます。

(税務企画課)

② 引き続き、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。 (自動車税事務所)

イ その他の支出事務

① 引き続き、二重払いの防止のため、適正な事務処理に努めます。 (総務課)

② 引き続き、請求内容の確認を徹底し、再発防止に努めます。 (デジタル改革推進課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 総務部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ① 現金収納した県税収入金額が誤っていたことを認識することなく、金融機関への収納処理を行っていた。 (松阪県税事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 あわせて20枚以上の紙幣・硬貨による納付の場合は、窓口に備えた金種内訳確認表に内訳と確認者を記載し、納税者に承認を得て受領額の確定を行い、銀行に現金を預ける際は納付済通知書と現金を再度ダブルチェックし、収入日計表に金種内訳の記入を徹底しました。
2 今後の方針（取組予定等） 今後も上記取組内容を継続し、同様の事案が発生しないよう、適正な事務処理に努めます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 政策企画部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	(1) 人口減少対策の推進
	<p>人口減少対策については、令和5年8月に「三重県人口減少対策方針」（以下「方針」）を策定するとともに、人口減少対策の実効性を高めるための行動計画として6年3月に「三重県人口減少対策アクションプラン」（以下「アクションプラン」）を策定し、10年先を見据えた中期展望「人口減少幅の緩和の兆しがみえる時期」をめざして、自然減対策、社会減対策両輪による取組を進めている。</p> <p>しかしながら、本県の人口は、令和5年10月現在、前年より15,200人減の約173万人になるとともに、5年の合計特殊出生率は過去約60年間で最低の1.29に、転出超過数は過去10年間で2番目に多い5,721人（日本人移動者）となるなど、結婚や子育ての支援、移住・Uターン促進等の取組にもかかわらず減少は加速している。</p> <p>このため、引き続き、市町をはじめとした多様な主体とも連携し、転出者の多くを占める若者や女性をはじめとした各層の多様なニーズや課題等も踏まえ、働きやすい職場環境づくりや新たな分野における働く場の確保とその情報発信、地域資源を活用した取組等、地域の特性にも応じた人口減少対策に取り組むとともに、方針やアクションプランを構成する人口減少の緩和に係る事業の目標や効果を見極め、生活圏域における利便性の確保等、人口減少の緩和にも資する人口減少社会への適応策に並行して取り組まれたい。</p>
(人口減少対策課)	
講じた措置	
令和6年度	
1 実施した取組内容	<p>県では、令和5年8月に策定した「三重県人口減少対策方針」及び令和6年3月に策定した「三重県人口減少対策アクションプラン」に基づき、市町や企業等さまざまな主体と連携し、全庁を挙げて自然減対策、社会減対策を両輪として取組を推進してきました。</p> <p>また、政策企画部は、多岐にわたる課題に対し継続的な分析を行うとともに、各部局と連携を図りながら、○働きやすい職場環境づくりや情報発信として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業年度の学生に対するアンケートをはじめ、令和5年に転出超過が大幅に増えた背景など、若者・女性の転出超過が続いている実態を把握するための調査分析 ・先進的に取り組む企業への訪問や「みえU18会議」等を通じた女性、若者等からの意見聴取 ・高校生からの意見を踏まえ、LINEを通じた学生等向け県内就職情報等の発信 <p>○圏域別対策等に向けた市町との連携として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町で構成する「みえ人口減少対策連携会議」において、令和7年度に改定予定の「三重県人口ビジョン」に係る意見交換や、地域の課題に応じた対策の検討 ・人口減少が特に著しい南部地域については、人口減少対策広域コーディネーターによる地域に根付いた取組 <p>○人口減少社会への適応として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町が、地域における行政需要や経営資源に関する長期的な変化の見通しを立てる「地域の未来予測」等への補助や、持続可能な行政サービスの検討を行う取組への支援 ・地域連携・交通部が中心となって実施する、交通不便地域等における移動手段の確保に向けた支援などを進めました。
2 取組の成果	<p>これらの取組により、令和5年の転出超過の要因（北勢地域の転入男性の減少）や人口動向の変化を把握するとともに、訪問企業の先進的な取組や聴き取った高校生の意見などを関係部局と共有しました。LINEを通じた情報発信については、941名（令和7年3月31日現在）に登録いただき、今年度はひと月あたり平均約6件の配信を行いました。</p> <p>また、圏域別対策等に向けては、「みえ人口減少対策連携会議」を3回開催し、県内市町と情報共有や意見交換を実施しました。さらに市町を個別訪問（計61回訪問）する中で、地域による課題の違いを把握するとともに、県内5圏域ごとの地域別会議を各2回（計10回）開催し、地域の特性や実情に応じた対策の検討を行いました。このほか人口減少対策広域コーディネーターが、地域課題に対応するため、4つの取組提案や、地域で活動する方をつなげる仕組みづくりに取り組みました。</p> <p>人口減少社会への適応では、伊勢市、鈴鹿市が県単補助金を活用して、地域の将来推計人口から想定される変化や課題の整理、必要な方策を検討しました。</p>
3 残された課題	<p>本県の令和6年の転出超過数は5,666人（日本人移動者）となっており、そのうち若者（15歳から29歳）が4,277人（75.5%）と前年と同程度で高止まりしている状況です。その要因はさまざまですが、背景の一つとしてジェンダーギャップの存在が指摘されており、解消に向けた取組を早急に進めていく必要があります。また、人口減少社会への適応策についても、地域により課題はさまざまですが、市町と連携を図りながら圏域ごとの対策を強化していく必要があります。</p>

令和7年度以降実施予定の取組内容

人口減少の傾向がしばらく続くと予測されている中、「三重県人口減少対策方針」に基づくさまざまな取組を市町や企業等と連携して進めることで人口減少の緩和をめざすとともに、地域の特性を踏まえた効果的な適応策を検討し、取り組んでいきます。

特に、全国的にも低位にある経済分野におけるジェンダーギャップの解消に向けては、政策企画部が総合調整機能を発揮し、令和7年度に取組の方向性等を示した戦略を策定するとともに、県内企業等と連携した短時間正社員制度等の導入・活用や家庭と仕事の両立支援など、誰もが働きやすい職場環境づくりを促進します。

また、人口還流の促進に向けては、奨学金返還支援を通じた県内就職・居住の促進と併せて、県内外の学生や若者等を対象に三重の魅力や企業情報を発信するとともに、こうした魅力を県内の児童生徒へも伝えていきます。

さらに人口減少の中でも地域の暮らしを支えるため、市町と連携した既存の公共交通や公共ライドシェア等を活用した新たな移動サービスの導入、移住希望者のニーズや特性に応じた効果的なプロモーションなどを促進します。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 政策企画部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(2) 戰略的なプロモーションの推進

本県は、世界に誇れる歴史・文化、自然、伝統、食など多様な資源に恵まれている一方で、統一的なイメージが乏しく知名度が低いことから、本県の発展に向けて、豊かな地域資源を活用し三重の魅力を効果的に発信するとともに、全庁挙げて戦略的なプロモーションに取り組むため、「選ばれる三重・多くの人々をひきつける三重」の実現につなげるための指針として、令和6年5月に「三重県プロモーション推進方針」を策定した。

豊かな自然、優れた生活環境等の地域資源の効果的な発信は、産業の立地、人口の還流、観光誘客、移住等、地域の活性化に不可欠であるとともに、それらに取り組む各部局のプロモーションが調和のとれた形で効果的に連携することにより相乗効果が期待できる。

このため、大阪・関西万博の開催や次期式年遷宮に向けた行事等を好機と捉えて、三重テラスをイベント、交流・ネットワーク等の機能を有する首都圏における三重の魅力発信の拠点として、関西事務所を関西圏における機動的なプロモーション展開の拠点としてそれぞれ有効に活用するなど、部局横断的な取組を促進するとともに、「三重県」という地域そのものの認知度向上に向けては、県民が地域への愛着と誇りを持って三重の素晴らしさを県外に広く発信できるよう、統一感のあるプロモーション等、県民向けの情報発信にも取り組まれたい。

(企画課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

- ・熊野古道世界遺産登録20周年や大阪・関西万博といった好機を確実に捉え、三重の魅力を効果的に発信できるよう、令和6年度第2回三重県プロモーション推進会議（令和6年5月29日開催）において、各部局のプロモーション関係事業の情報を共有・見える化し、部局間の連携を促進しながら、全庁挙げた戦略的なプロモーションに取り組みました。
- ・国内最大の市場である首都圏で三重の総合的な魅力を一体的にプロモーションし、三重の認知度向上を図るため、首都圏の大規模集客施設において、複数部局が連携してプロモーションイベント「マルっと三重フェス」を開催しました。

※開催日：令和6年11月23日から24日の2日間

　　場所：二子玉川ライズ ガレリア（東急電鉄「二子玉川駅」直結の施設）

- ・県のプロモーションを戦略的に進めていくにあたり、SNSを活用した効果的な情報発信を推進するため、県職員及び市町職員等を対象にした研修会を開催しました。

※開催日：令和6年10月23日

- ・「美し国みえ」を掲げた統一感のある情報発信を推進するため、そのシンボルとなるロゴマークを制作しました。その際、県民の方等の投票によりロゴマークを決定することとし、投票を通じて、「美し国みえ」及びそのロゴマークを認知いただくとともに、三重県に愛着を感じ、誇りを持っていただくきっかけとするため、デジタル広告及びプレゼント企画といった「美し国みえ」プロモーションを実施しました。

※投票期間：令和6年12月5日～令和7年1月6日

2 取組の成果

- ・各部局のプロモーション関係事業の情報を令和6年7月時点で取りまとめ（10月に時点更新）、共有・見える化することで、他部局が実施するイベントを活用したプロモーション（ポスター掲示やチラシの配布など）が行われるなど、部局間の連携を促進しました。
- ・「マルっと三重フェス」では、府内の関係部局と連携し、三重テラスが出張販売を行ったほか、移住・就職相談、観光、熊野古道、文化のPRブースを出展しました。また、県産品の魅力を発信するために、公募した民間事業者8者に出展いただくとともに、関係団体と連携し、組子細工とキャンドル製作のワークショップを開催しました。

2日間の来場者数は約64,000人で、アンケートでは「元々大阪出身で三重は身近だったので、久しぶりに行きたくなつた。今度家族で遊びに行きます。」「三重を知りたいというきっかけになつた。」との感想が寄せられたほか、90%以上が本イベントを通じて三重県を好きになったとの結果もあり、首都圏で三重の魅力を効果的に発信しました。

- ・SNSの質の向上に向けた研修会を開催したところ、参加者は52名（内訳：県職員37名、市町職員11名、市町観光協会・商工団体4名）で、研修会終了後のアンケートでは、「メディアごとの特徴と効果的な使い方が理解できた」、「これからは、こちらが発信したい情報を一方的に発信するのではなく、受け取る側が求めている情報を発信していきたい」といった感想があるなど、参加者の90%以上が研修内容に満足したとの結果でした。

- ・「美し国みえ」ロゴマークを決定するための投票の実施に合わせて、主に県民を対象に「美し国みえ」を認知いただくためのプロモーションを行うことで、直近で県が実施した同様のロゴマークの投票数を大きく上回る、約12,700票の投票をいただきました。

3 残された課題

「選ばれる三重・多くの人々をひきつける三重」の実現に向けて、認知度向上やブランドイメージの確立は一朝一夕で成し遂げることができないことから、中長期的な視点も踏まえて取り組んでいくことが重要であり、引き続き、部局横断的な取組を促進するとともに、「三重県」という地域そのものの認知度向上に向けて、県民が地域への愛着と誇りを持って三重の素晴らしいを県外に広く発信できるよう、県民向けの情報発信にも取り組む必要があります。

令和7年度以降実施予定の取組内容

- ・各部局のプロモーション関係事業の情報を共有・見える化し、部局間の連携を促進しながら、全庁を挙げた戦略的なプロモーションに取り組みます。
- ・国内最大の市場である首都圏で三重の総合的な魅力を一体的にプロモーションし、三重の認知度向上を図るため、首都圏等の大規模集客施設において、複数部局が連携してプロモーションイベントを開催します。
- ・SNSを活用した効果的な情報発信を推進するため、県職員及び市町職員等を対象にした研修会を開催します。
- ・決定したロゴマークを活用するなど、「美し国みえ」を掲げた統一感のある情報発信を推進することで、県民の方にも三重県に愛着を感じ、誇りを持っていただくきっかけとなるよう取り組みます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 政策企画部

監査の結果

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

- (1) 保存期間満了前の公文書を紛失していた。

(統計課)

講じた措置

1 実施した取組内容

課内のミーティングで、公文書等管理条例及び公文書管理規程に基づく公文書ファイルの廃棄手続きについて、周知徹底を図りました。また、公文書の誤廃棄の原因や対策、再発防止策などについて具体的な意見交換を行いました。

2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、公文書の廃棄手続きについて継続的に注意喚起を行い、公文書の適正な管理に努めていきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 政策企画部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

①【三重県関西事務所清掃業務委託】

・契約相手方から業務完了報告書の提出を受けていなかった。

・履行確認を年度内に行っていなかった。

(関西事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

・提出を受けていた報告書については所定の要件を満たしていなかったため、適正な業務完了報告書の提出を受けるよう徹底しました。

・履行確認を年度内に確実に行うよう徹底しました。

2 今後の方針（取組予定等）

・引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 政策企画部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ その他の支出事務

① 事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。

(東京事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

指定金融機関で使用できない払込書により支払い手続きを行ったことが原因であるため、所属内で、払込書を用いて支払う際には指定金融機関での使用可否を確認するよう徹底しました。

2 今後の方針（取組予定等）

指定金融機関で使用できない払込書があることをあらためて認識し、同様の事案が発生しないよう、適正な事務処理に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 政策企画部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%)

(物損額：県 0 円、相手 817, 850 円)

(統計課)

講じた措置

1 実施した取組内容

当該職員に対して、安全運転を徹底するよう厳重に注意するとともに、公用車を含めた金品の適正な管理について、改めて指導を行いました。

また、課内のミーティングで、後方など車両周辺の事前確認の徹底や同乗者がいる場合には同乗者も積極的に前後左右の確認を行うなど具体的な意見交換を行いました。

2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、公用車運転時の交通安全について継続的に注意喚起を行うことで、職員の安全運転意識を高め、交通事故の発生防止に努めています。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携・交通部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(1) 移住の促進

移住の取組については、東京に常設した移住相談窓口や大阪及び名古屋での移住相談会等において相談対応を行うとともに、移住交流ポータルサイト等を活用した情報発信やセミナー開催等、市町と連携して取り組んでいる。令和5年度においても、全国フェアへの出展や他県と連携した移住プロモーション等による移住促進の取組を行い、5年度における県及び市町の施策を利用した県外からの移住者数は757人（主な移住元：東海278人、近畿274人、関東123人）となり、平成27年度以降、毎年度、前年度実績を上回る増加を続けている。

しかしながら、進学や就職に伴う若者の県外への転出などにより、県内人口は年間の転出者数が転入者数を上回る社会減の状態にある。こうした中、令和5年8月に「三重県人口減少対策方針」を策定し、県内人口の減少対策に取り組んでいるが、令和5年の転出超過数は、過去10年間で2番目に多い5,721人（日本人移動者）となるなど本県の社会減による人口減少は深刻な状況にある。

このため、令和6年3月に策定された「三重県人口減少対策アクションプラン」に基づき、引き続き移住の促進に取り組むとともに、これまでの取組の有効性や成果を分析・検証しターゲットを設定・明確化するなどの取組展開を進め、移住の主な決め手となる仕事、住まい、子育てなどの生活環境等について、関係部局と連携して総合的な受入態勢を整備するなど、移住者を受け入れる態勢の充実に取り組まれたい。

(移住促進課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

(1) プロモーションの強化

県独自の移住フェアを10月に名古屋（55名）、12月に大阪（110名）で開催し、本県での暮らしの魅力や仕事などの情報を、市町や府内関係部局と連携して発信しました。また、ポータルサイトを改修し移住にあたり必要とされる情報を充実させるとともに、マスマディアやSNS等を活用し、移住に興味を持つ方にセミナー・相談会やFacebookグループ「日々三重」（Facebookメンバー：1,649名、Instagramフォロワー：1,558名 2月末時点）などへの参加誘導を図りました。また、近畿日本鉄道株式会社と連携し「移住体験モニターツアー」のほか「移住体験ツアー」を2地域（名張市、紀北町）で実施、三重暮らしの魅力を体験していただいたほか、体験の様子を動画で発信しました。さらに、これまでの取組の検証のため、令和3年度から5年度に本県に移住された1,100世帯の方にアンケートを実施し、分析結果により、今後の取組を検討しました。

(2) 相談対応の充実

移住相談センターを中心に移住希望者それぞれのニーズに応じたきめ細かな相談対応を実施しました。これまでのセミナーに加え、転職希望者など新たな層を対象としたセミナー・相談会について、対面とWebにより実施するなど相談対応の充実を図りました。

(3) インフラ（住まい）の整備

お試し住宅の整備や移住者の住まい確保に向けた空き家バンクの充実のため、「移住者の受入態勢充実支援事業補助金」を創設し、市町の取組を支援しました。

(4) 受入態勢の充実

キーパーソンの育成を目的に、県内各地域をフィールドとして「移住者と地域をつなぐ人づくり講座」を12名の方の参加により実施しました。これまでに育成したキーパーソンは18名となっています。

また、移住後の「住まい」や「仕事」などのサポートを、関係部局や市町と連携して行いました。

2 取組の成果

上記の取組を実施したところ、令和6年度1月末現在（令和6年4月1日から令和7年1月31日）の県および市町の施策を利用した県外からの移住者数の県内合計は、473人でした。※前年同期 435人

3 残された課題

- (1) 更なる移住者数の増加に向けては、移住先として検討する際の住まい・生活環境等に応じたプロモーションが必要です。
- (2) 本県の移住傾向において、首都圏からの移住者が関西圏、中京圏に比べ少ないとことから、首都圏でのPRを強化する必要があります。
- (3) 移住者の住まい充実支援のための制度を創設しましたが、活用が少ないため、支援内容の拡充や周知が必要です。

令和7年度以降実施予定の取組内容

- ① 移住者アンケートの分析結果から、移住希望者のニーズや特性に応じて4つのモデルを設定し、それぞれにアプローチするプロモーションを実施します。また、県独自の移住フェアを名古屋、大阪に加え、新たに東京でも開催し、首都圏の移住希望者に向けた、本県の更なる認知度向上を図ります。
- ② 引き続き、「日々三重」での暮らし体験会や企業との連携による移住体験ツアーを実施し三重暮らしの魅力をPRし、移住につなげます。
- ③ 移住希望者の不安軽減や県内定着を図るため、市町などが実施するお試し住宅の整備や移住体験ツアーでの利用、県外からの移住者を対象とした空き家リフォーム費用への支援や、移住者と地域をつなぐ人材の育成などを行い、移住者の受入態勢の充実に取り組みます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携・交通部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(2) 地籍調査事業の促進

地籍調査は、土地をめぐる行政活動・経済活動全ての基礎データを築くものであるが、令和5年度における本県の地籍調査の実施面積は5.6 km²であり、「第7次国土調査事業十箇年計画」(令和2年度～11年度)に基づく県計画における目標値8.0 km²を下回っており、地籍調査の進捗率についても本県は10%であり、全国平均の53%と比較して大きく乖離している。

令和6年1月に発生した能登半島地震においても地籍調査の遅れによる災害復旧・復興への影響が懸念されていることなども踏まえ、国の予算の確保や制度拡充等についての国への要望、効率的かつ効果的な地籍調査手法の活用に向けた支援、進捗率が低い市町や休止している市町に対する重点的な働きかけなどを行うとともに、公共事業の効率化だけでなく、災害復旧・復興の迅速化を図るために優先度が高いと考えられる土砂災害や津波浸水による被災想定区域、住宅密集地域等を重点化するなど、市町による地籍調査事業の促進に取り組まれたい。

(水資源・地域プロジェクト課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

三重県の進捗率が10%であることを踏まえ、課題を明らかにし、解決に向けての対応方針等を検討することを目的に副知事を座長とし、関係部で構成する「三重県地籍調査推進検討会」を7月23日に設置しました。

また、効率的・効果的な地籍調査の推進に向けて、市町を対象とした研修会等を開催するとともに、制度改善や予算確保のため国への要望活動を行いました。

① 三重県地籍調査推進検討会では、(1)現状の把握、(2)課題の明確化、(3)対応方針等の検討と取組の推進を図っていくこととしています。

まずは、市町が抱える課題等を把握するためヒアリングやアンケートを実施するとともに、先進県の取組の把握などを行いました。

これらを踏まえ、検討会の下部組織として担当課長で構成する幹事会で情報共有、調査結果の分析、取組方針の検討を行い、令和7年3月、「三重県地籍調査推進の取組方針」を取りまとめました。

② 地籍調査の進捗を図るうえで、法務局、財務事務所をはじめ、公有財産管理者や公共事業を所管する部署との連携を円滑に進めるために三重県地籍調査連絡会議を開催し、管轄する法令の解説や留意事項について情報共有しました。

③ 県や市町の約50名の実務担当者に対し、県主催の研修を7月29日に開催し、地籍調査作業規程準則・運用基準改正のポイントについて、地籍アドバイザーから講演いただき、地籍調査に関する知識の習得や、実務能力の向上を図りました。

④ 県として提言・要望活動を行うとともに、東海ブロック国土調査推進連絡協議会(7月18日)、三重県国土調査推進協議会(11月13日)、全国国土調査関係課長会(12月13日)として、国に対して予算確保や制度拡充に向けた要望活動を行いました。

⑤ 地籍調査を休止している市町に対しては、中部地方整備局用地部幹部職員と県幹部職員が市町の首長等幹部職員を訪問し、地籍調査に係る理解向上、地籍調査の再開を促しました。

2 取組の成果

現在、地籍調査を休止している大紀町が、令和8年度再開に向けて準備中です。

みえ元気プランのKPI(重要業績評価指標)の令和6年度の目標値(新たに地籍調査の効率化に取り組んだ市町の割合 60% 12市町/20市町)については、達成しました。

3 残された課題

① 地籍調査は土地所有者との権利関係の調整や現地での境界立会等に非常に多くの労力と時間を要し、限られた人員でいかに効率的に調査を実施できるかが課題となっています。

② 事業主体となる市町の中には、事業を休止している市町もあり、早期の事業再開を促す必要があります。

令和7年度以降実施予定の取組内容

① 令和6年度に検討会において検討された取組方針等を市町へ提示し、各取組の推進を図っていきます。また、市町が優先区域(被災想定区域内で人家などがあり、優先的に地籍調査を進める必要がある区域)の5か年計画を策定し、当該区域へ限られたリソース(人・予算など)を重点的に投入するなど、計画的に推進していきます。

② 人員不足の市町には、地籍調査に精通した民間業者等の法人に対し地籍調査作業の全般にわたって委託する包括委託制度の活用を働きかけていきます。

③ 地籍調査を進めるうえでのノウハウが不足しており、さまざまな疑問点に対する助言などを望む声があることから、国土交通省に登録された豊富な知識と経験を有する者が市町へ助言を行う地籍アドバイザー制度を積極的に活用するように働きかけていきます。

④ 市町には研修会等を通じて、航空機からのレーザー測量や自動車に搭載したカメラから測量したデータを

活用する先進的な取組とともに、街区を形成する道路と民地の境界を先行的に調査する街区境界調査などを紹介し、効率的な手法の更なる活用を働きかけていきます。

⑤ 地籍調査を休止している市町には、国とともに個別訪問を行い、早期の事業再開を促すとともに、地籍調査の実施に向けた課題等について、担当者レベルで意見交換を行います。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携・交通部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(3) 生活交通の確保及び活性化

人口減少・少子高齢化等による移動需要の縮小に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数が回復途上であるとともに、燃料価格の高騰や運転士不足等も重なり、全国的にもバス路線の廃止や減便が相次ぐなど、バス、鉄道、タクシー等の多くの地域公共交通は事業維持が厳しい状況にある。

こうしたことから、地域鉄道や在来線等の地域公共交通の利用促進をはじめ、交通不便地域等における自動車等の交通手段を持たない高齢者や通学者等のための移動手段の確保が課題となっている。

このため、令和6年3月に策定した「三重県地域公共交通計画」に基づき、持続可能な地域公共交通の実現に向け、国や市町、交通事業者等と連携し、既存の公共交通の利用促進や利便性の向上、運転士確保等について、交通事業者を支援するとともに、デマンドバスやライドシェア等の地域の状況に応じた移動手段の確保に取り組む市町に対し、調査から実証事業、定着までの切れ目がない支援を行い本格運行につなげることなど、交通不便地域等における移動手段の確保の推進に取り組まれたい。

(交通政策課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

- ① 既存の公共交通の利用促進のため、県が実施するイベント「三重県フェア」や市町が実施するイベント「伊勢まつり」などに参加し、パンフレットの配布やアンケート調査を実施するなど、啓発活動を行いました。

また、県広報誌である「県政だよりみえ」において、県内の鉄道事業者を紹介する記事を連載（令和6年7月号から令和7年3月号）し、県内鉄道の周知を行いました。

路線バスについては、「東紀州地域公共交通利便増進実施計画」を策定し、バス路線の再編や乗継環境整備を行いました。

- ② 運転士の確保については、都市部（東京、大阪）で開催されるバス運転士専門の就職イベントに、県が県内バス事業者等と共同で出展し、移住の相談にもワンストップで対応することで、県内での就職につなげる取組を初めて行いました。

また、運転士の採用に係るノウハウや好事例等を学ぶ、バス事業者向けのセミナーを開催するとともに、交通事業者が実施する二種免許取得支援や求人イベントの開催などにかかる費用への補助制度を創設し、交通事業者による運転士確保の取組を支援しました。

- ③ 人口減少や高齢化が進行する中、交通不便地域等において、高齢者の買い物や通院、若者の通学などの日常的な移動手段や、観光地での二次交通などを確保するため、市町等とともに交通不便地域等における移動手段の確保に取り組んでいます。

●新たな移動手段の確保に向けて取り組んだ件数（累計） 令和5年度 8件 令和6年度 14件

令和6年度は地域内交通の充実に係る予算額を対前年度4.4倍に増額し、各市町の取組を支援しました。また、国（中部運輸局）、県、市町の交通政策担当課長による合同施策検討会を5市町で開催し、市町が抱える交通課題を共有するとともに、国が持つ知見やノウハウも活用し、解決に向けた方策の検討を進めました。

さらに、地域の実情やニーズの把握を行うため、市町が開催する地域座談会に参加し、公共交通に望むことや利用したい輸送サービス、免許返納への考え方など、高齢者や若者の声を直接聞き取りました。

2 取組の成果

- ① 各種啓発活動の実施等により、県民の公共交通への理解が深まり、利用促進につながりました。
また、バス路線の再編等により、利便性の向上や運行の効率化を図りました。
- ② バス運転士専門の就職イベントにおいて県内バス事業者ブースへの訪問者数が大きく増加するなど、交通事業者の運転士確保の取組に寄与しました。
- ③ 移動手段の確保に向けた各取組により、県民の日常生活の利便性が向上するとともに、県内市町で交通空白地の解消に向けた取組が進んでいます。

3 残された課題

- ① 人口減少やコロナ禍を経たライフスタイルの変化による移動需要の減少により、地域公共交通の維持、確保は厳しい状況にあることから、引き続き利用促進に取り組む必要があります。
- ② 運転士の平均年齢が高く、男性の割合が大半を占めているなか、今後、運転士不足がさらに深刻化することが懸念されることから、女性や外国人などの幅広い人材により、運転士を確保していく必要があります。
また、限られた人材で効率的な運行ができるように、自動運転の導入などによる運行の省力化に取り組む必要があります。
- ③ バス路線の減便や運転士不足による交通空白の拡大が懸念されるため、移動手段の確保に取り組む市町への支援が必要となります。

令和7年度以降実施予定の取組内容

- ① 県や市町が実施するイベントに参加し、定時性や大量輸送による環境負荷の軽減など、公共交通の優位性を紹介するとともに、県内交通事業者のパンフレットを配布しPRするなど、利用促進に取り組みます。
- ② 運転士不足に対応するため、運転士就職イベントへ交通事業者と共同出展するとともに、二種免許取得費用や誰もが働きやすい職場環境づくりへの支援など交通事業者の運転士確保の取組を支援します。
また、自動運転の導入など市町が実施する運転士不足対応の取組を支援します。
- ③ 地域における交通空白の解消に向けて、国（中部運輸局）とともに市町を訪問して交通課題の解決策を検討する場の開催や、交通事業者も交えた実務者レベルでの個別取組の検討など、市町における効果的な施策立案の伴走型支援を行うとともに、公共ライドシェア（自家用有償旅客運送制度）に基づく移動サービスの導入など、地域の実情に応じた取組に対して財政支援を行います。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携・交通部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(4) 競技スポーツ及び地域スポーツの推進

三重どこわか国体・三重どこわか大会（以下「両大会」）については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となつたが、開催に向けた取組により全国大会での入賞数が増加するなど競技力が向上するとともに、競技施設の整備、指導者や競技役員等の人材の育成など、「スポーツ資源」が各地域に残された。また、両大会については、令和17年の開催をめざして文部科学大臣等に要望を行い、令和6年8月20日に日本スポーツ協会から内々定を得ている。

これまで培ってきた競技力等を一過性のものにしないため、蓄積されたノウハウを生かしながら競技力の維持・向上やパラアスリートに対する継続的な支援に努めるとともに、大会の開催については、財政的・人的負担等が課題となっていることから、両大会の経験や残された「スポーツ資源」を踏まえ、財政負担の見直しをはじめ開催時期や施設基準等の弾力的運用についての国及び協会への働きかけも含めた負担軽減に努めるなど、市町と連携し県民の理解を得ながら準備に取り組まれたい。

また、スポーツには健康の保持増進をはじめとするさまざまな価値があり、地域スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくりにも取り組んでいるが、学校部活動や児童生徒のスポーツ活動については、従前と同様の体制で運営することが難しくなってきていることから、その受け皿の一つとしても、総合型地域スポーツクラブの整備や充実に向けた取組を促進されたい。

(競技力向上対策課、スポーツ推進課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

- ① 第78回国民スポーツ大会（佐賀国スポ）での男女総合成績10位台前半（11位～15位）をめざし、ジュニア・少年選手、成年選手といったターゲットごとに強化策を立て、計画的かつ戦略的に選手の活動を支援してきました。また、本県の競技力を安定的に確保するには、選手を支える優れた指導者の養成が不可欠であることから、指導者の資質・指導力の向上に取り組みました。
- ② 一定の競技レベルを有し、国際大会や全国大会で活躍が期待されるパラアスリート13名を指定し、その強化活動に要する費用を支援しました。
- ③ 令和6年7月18日、2巡目最後となる令和17年の第89回国民スポーツ大会の開催要望書を、公益財団法人日本スポーツ協会及び文部科学省に提出しました。
- ④ 「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」を活用し、大規模大会等を誘致した市町・競技団体や、スポーツ教室等を開催しスポーツの機運醸成を図る競技団体等に対する支援を実施しました。
- ⑤ 県スポーツ協会や市町等関係団体と連携し、総合型地域スポーツクラブの質的充実に向けた取組を進めました。さらに、中学校部活動の地域移行政策推進期間となっていることも踏まえ、取組を強化しました。

2 取組の成果

- ① 第78回国民スポーツ大会での男女総合成績は14位となり、みえ元気プランのKPI（重要業績評価指標）の目標（11位～15位）を達成しました。
- ② 令和6年度のパラアスリートの全国大会の入賞数は、KPIの目標39件に対し、32件となりました。
- ③ 8月20日に開催された日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会において、本県を第89回国民スポーツ大会開催申請書提出順序了解県とすることが承認（開催内々定）されました。（全国障害者スポーツ大会については、国民スポーツ大会開催地の内定及び決定をもって、内定及び決定したものとみなされます。）
- ④ 三重どこわか国体・三重どこわか大会のレガシーを活用し、スポーツを通じたまちづくりに取り組んだ件数（累計）は、令和6年度はKPIの目標42件に対し、累計49件となり、目標を達成しました。
参考：R4年度16件、R5年度：32件（累計）、R6年度：17件
- ⑤ クラブアドバイザーによる総合型地域スポーツクラブ訪問やブロック別クラブミーティングの開催（3回）等に取り組み、課題解決に向けた先進クラブの取組や指導者養成に関する情報交換につながりました。また、中学校部活動の地域移行を促進するため、専属クラブアドバイザーの設置や中学校運動部向け体験会の開催（9クラブ、58回）等に取り組み、中学生と総合型地域スポーツクラブの交流が図られました。

3 残された課題

日本スポーツ協会における3巡目国スポの在り方議論を踏まえて、本県で開催する国スポの在り方を検討する必要があります。

令和7年度以降実施予定の取組内容

- ① 第79回国民スポーツ大会（滋賀国スポ）での男女総合成績10位台前半（11位～15位）をめざし、引き続き競技団体の行う強化活動を支援します。
- ② 競技力向上に向け、特に、将来を担うジュニア選手の発掘・育成や、選手を支える優れた指導者の資質・指導力の向上に注力して取り組みます。
- ③ 強化指定した本県ゆかりのパラアスリートが国際大会や全国大会で活躍できるよう、引き続き強化活動を支援していきます。
- ④ 3巡目国スポにおける見直し事項や2巡目国スポへの適応状況を踏まえて検討会議を立ち上げ、本県で開催する国スポの在り方を検討するなど、開催準備を進めます。
- ⑤ 市町、競技団体などが行う大規模大会等の誘致・開催、競技種目を定着させるための普及イベント等の開催、人材育成などについて、「レガシーを活用したみえのスポーツ支援事業補助金」等により支援し、スポーツの振興やスポーツを通じたまちづくりにつなげます。
- ⑥ 総合型地域スポーツクラブについては、令和7年度まで中学校部活動の地域移行改革推進期間となっていることも踏まえ、引き続き質的充実に取り組んでいきます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 地域連携・交通部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	(5) 南部地域の活性化の推進
<p>南部地域では、人口減少が今後も長期間にわたって続くことが予想される中、地域の活性化に向け南部地域活性化基金の活用により市町等が連携して行う取組を支援しているが、地域を支える世代の人口流出が進むことで、地域の活力の低下が懸念されており、近年は基金の活用額も減少傾向が続いている。</p> <p>このため、令和5年12月に策定された「三重県南部地域振興プラン」に基づき、若者の定着・人口還流、地域産業の活力向上、南部地域らしい賑わいの創出に、他部局とも連携して取り組むとともに、南部地域活性化基金については、その効果が十分に発揮されるよう、これまでの活用の状況を検証して見直しの必要性について検討を行うほか、地域で継承されてきた行事への参加や第一次産業の体験などをきっかけにして、地域や地域の人びとと継続的に関わる「関係人口」の創出や、二地域居住、ワーケーション等にもつながる深化に引き続き取り組まれたい。</p> <p>また、東紀州地域においては、熊野古道世界遺産登録20周年のさまざまな取組の中で得た「気づき」を継承し、峠の入口と出口をつなぐ交通手段の充実などの受入環境の整備や広域的な連携による観光情報の発信などによる観光誘客に取り組むとともに、クラウドファンディングやオーナー制度など地域内外からの支援の仕組みを検討するなど、持続可能な熊野古道の保全体制の構築に引き続き取り組まれたい。</p>	
(南部地域振興企画課、東紀州振興課)	
講じた措置	
<p>令和6年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「三重県南部地域振興プラン」に基づき、南部地域活性化基金を活用して、複数市町が連携した取組を支援するとともに、新たに県土整備部と連携し、空き家の除却及び改修に係る支援制度の創設・拡充を行いました。 ② 令和7年度の南部地域活性化基金事業の構築に向けて、より効果的な取組とするため、具体的な事業ごとに3つの検討会を設け、県がコーディネート機能を果たしながら、基金の見直しも含め、市町の担当者とともに延べ8回の協議を行いました。 ③ 地域活力の維持・向上のため、伊勢市や尾鷲市、御浜町において、柿や甘夏、みかんの収穫など農林水産業の作業体験をきっかけにした関係人口の創出・深化に取り組みました。 ④ 熊野古道伊勢路の受入環境の整備については、「熊野古道アクセスバス」の実証運行による二次交通の充実を図りました。また、「案内等表記ガイドライン」に基づき市町や保全団体が実施する道標等整備に対し、補助金の交付による支援を行いました。 ⑤ 持続可能な熊野古道の保全体制の構築については、市町等と保全活動のあり方にかかる会議を開催するなど、関係者と意見交換を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県土整備部と連携した空き家の除却（5件）及び改修（1件）への支援を通して、地域住民が空き家を地域活性化に資する施設に整備するなど、住民が主体となった地域づくりにつなげました。 ② 令和7年度の複数市町による連携事業については、新たに1事業（漁場の扱い手確保対策事業、5市町が参画）を構築しました。 ③ 「みかん収穫ワーケーション（御浜町、参加者107名）」及び「蓮台寺柿収穫ワーケーション（伊勢市、参加者49名）」、「甘夏収穫ワーケーション（尾鷲市、参加者71名）」を実施し、収穫時の扱い手の確保だけでなく、地域を知つてもらう機会にもつながりました。 ④ 熊野古道伊勢路の受入環境整備として、特急「南紀」号が各駅に到着する時刻に合わせて「熊野古道アクセスバス」を運行したことや、アクセスバスを活用した旅行商品の販売により、各峠へのアクセス向上や誘客促進につなげました。また、道標等整備については、大台町、大紀町、尾鷲市による道標や路面シートの整備に対して支援を行いました。 ⑤ 令和6年9月3日に開催した熊野古道伊勢路の保全活動のあり方にかかる担当課長会議、令和6年12月15日に開催した「持続可能な保全体制づくりシンポジウム」などの場において、市町や保全団体と保全活動の現状や今後の保全活動のあり方について意見交換を行いました。 <p>3 残された課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 今後も人口減少が続くことが想定される中で、特に農林水産業を支える人材の確保など地域産業の活力向上が課題であることから、一層市町や他部局と連携して取り組んでいく必要があります。 ② 熊野古道の活用・保全については、引き続き二次交通等の観光インフラの整備や古道の魅力発信などによる誘客に取り組むとともに、熊野古道協働会議における議論などを踏まえ、持続可能な保全体制の構築に取り組む必要があります。 	

令和7年度以降実施予定の取組内容

- ① 市町や関係部局と連携し、南部地域活性化基金を活用しながら、若者の定着や人口還流、働く場の創出につなげる地域産業の活力向上、関係人口の創出・深化などによる南部地域らしい賑わいの創出に取り組みます。
- ② 東紀州地域においては、熊野古道伊勢路をはじめとする東紀州地域の観光の魅力、安全・安心な旅行のための情報発信及び受入体制の充実に取り組むほか、熊野古道伊勢路を良好な状態で未来へ継承していくため、関係団体と連携し、次世代の担い手不足などの課題に対する取組を進め、持続可能な保全体制の構築を図ります。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携・交通部

監査の結果

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

- (1) 保存期間満了前の公文書を紛失していた。
- (2) 保存期間満了前の公文書を紛失していた。
- (3) 保存期間満了前の公文書を紛失していた。

(地域づくり推進課)

(市町行財政課)

(南勢志摩地域活性化局)

講じた措置

1 実施した取組内容

- (1) 保存期間を延長した際に、当該公文書ファイルに延長後の保存期間及び廃棄年度を記載していなかったことによる誤廃棄の可能性が高いと考えています。公文書の保管場所の再確認と課内での情報共有を行うとともに、公文書や公文書ファイルの取扱い、公文書ファイル廃棄・延長時の留意点等について、所属ミーティング等を実施し、改めて職員一人ひとりに公文書の適正管理について周知・徹底を行い、再発防止に取り組んでいます。

(地域づくり推進課)

- (2) 保存期間を延長した際に、当該公文書ファイルに延長後の保存期間及び廃棄年度を記載していなかったことによる誤廃棄の可能性が高いと考えています。公文書の保管場所の再確認と課内での情報共有を行うとともに、公文書や公文書ファイルの取扱い、公文書ファイル廃棄・延長時の留意点等について、所属ミーティング等を実施し、改めて職員一人ひとりに公文書の適正管理について周知・徹底を行い、再発防止に取り組んでいます。

(市町行財政課)

- (3) 文書管理者研修や所属ミーティング等を開催し、公文書や公文書ファイルの取扱方法や公文書ファイル廃棄時・保存期間延長時の留意点など、改めて職員一人ひとりに公文書の適正管理について周知徹底を行いました。

また、文書廃棄の際は文書管理担当者等が立ち合い、複数の職員で確認しながら実施することとしました。
(南勢志摩地域活性化局)

2 今後の方針（取組予定等）

- (1) 引き続き、会議などのあらゆる機会を通じ、職員一人ひとりに公文書の適正管理について周知・徹底を行い、再発防止に取り組みます。

(地域づくり推進課)

- (2) 引き続き、会議などのあらゆる機会を通じ、職員一人ひとりに公文書の適正管理について周知・徹底を行い、再発防止に取り組みます。

(市町行財政課)

- (3) 引き続き、職員への継続的な注意喚起を通じて、適切な公文書管理について周知徹底を図るとともに、公文書の適切な管理に努めます。

(南勢志摩地域活性化局)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携・交通部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 旅費

①【北勢 5 市 5 町防災担当者勉強会】

・文書により復命していなかった。

(桑名地域防災総合事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

ア 旅費

① 当事務所が令和 5 年 11 月 17 日参加した本勉強会の内容については事務所内で共有・回覧はしているもの、文書による復命はしていなかったものです。

なお、今回の監査結果を踏まえ、本案件にかかる復命は文書にて対応済みです。

2 今後の方針（取組予定等）

ア 旅費

① 出張に際しては、その内容を共有するため、文書による復命を着実にする等、適切な事務の執行に努めてまいります。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携・交通部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(1) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 イ その他の支出事務 ① 事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 (地域連携・交通総務課) ② 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (桑名地域防災総合事務所) ③ 事務処理誤りによる歳出戻入を2件行っていた。 (鈴鹿地域防災総合事務所) ④ 委託料の過払いによる歳出戻入を行っていた。 (松阪地域防災総合事務所) ⑤ 修繕料の二重払いによる歳出戻入を行っていた。 (紀南地域活性化局)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
イ その他の支出事務	① 課内で事例を共有のうえ、複数員によるチェックを徹底するようにしました。 (地域連携・交通総務課) ② 開札時において紙入札の登録を失念し入札を中止しました。落札決定の際に十分に確認しなかったのが原因であるため、開札時において複数人での確認を徹底するとともに室内で事例を共有し、再発防止に努めることとしました。 (桑名地域防災総合事務所) ③ 支出命令時、支出審査時に、払込書の十分な確認が行われていなかったと思われることから、所属内で事例を共有し、改めて、複数員によるチェックを徹底するようにしました。 (鈴鹿地域防災総合事務所) ④ 課内で共有のうえ注意喚起を実施し、複数員によるチェックの徹底を図りました。 (松阪地域防災総合事務所) ⑤ 「支出審査確認システム」での処理において、審査登録（確定）処理を行うのに、表示されているものを一括して確定していたことから、同じ案件の同じ金額の支出命令があることに気づかず二重払いが発生してしまったため、確定する際は支出命令1件ごとに確認、チェックを入れて登録するように改善しました。また、担当者が誤った支出命令を作成した時は、すぐに取消処理を行うよう徹底しました。 (紀南地域活性化局)
2 今後の方針（取組予定等）	イ その他の支出事務 ① 引き続き複数人でのチェックを徹底し、適正な事務処理に努めます。 (地域連携・交通総務課) ② 今後同様の事案が発生しないよう、引き続き複数人でのチェックを徹底し、適切な事務処理に努めます。 (桑名地域防災総合事務所) ③ 引き続き上記の取組により適正な事務処理に努めていきます。 (鈴鹿地域防災総合事務所) ④ 引き続き適正な事務処理に努めています。 (松阪地域防災総合事務所) ⑤ 支出命令の確定は1件ごとに確認のうえチェックを入れて登録することを徹底するとともに、同じ金額の案件が複数ある場合は必ず担当者にも内容を確認した上で確定処理を行います。 (紀南地域活性化局)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携・交通部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 貢産管理等の状況

貢産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 公有財産の管理

① 行政財産目的外使用許可に係る管財課長への報告を行っていなかった。 (桑名地域防災総合事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

ア 公有財産の管理

① 報告が行われていなかった事案について、早急に報告を行いました。

2 今後の方針（取組予定等）

ア 公有財産の管理

① 行政財産目的外使用許可に係る事務について、複数人でのチェックを行い、今回のような事務の漏れがないように努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 地域連携・交通部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(3) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

① 物損事故 (物損額：県 116,908 円)

(南勢志摩地域活性化局)

② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%)

(物損額：県 0 円、相手 326,300 円)

(南勢志摩地域活性化局)

講じた措置

1 実施した取組内容

所属長から職員に対し運転時には細心の注意を払い、再発防止に取り組むよう厳重注意を行ったほか、全職員（会計年度任用職員含む）に出納局実施の交通安全研修を受講させました。

また、ゆとりを持った出張行程を設定するとともに、同乗者がいる場合には、周囲の安全確認を協力して行うなど、常に交通安全を心がけるよう注意喚起を行いました。

2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、各種会議や交通安全研修などあらゆる機会を通じて職員の交通安全に対する意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 防災対策部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(1) 防災意識の醸成や防災人材の育成・活用による地域防災力の向上

近い将来に南海トラフ地震の発生が危惧されているとともに、激甚化・頻発化する風水害による被害が全国的に多発している中、令和6年1月には能登半島地震が発生しその復旧・復興のさなか9月には大雨による甚大な被害が発生している。被災地域では道路網が寸断され孤立集落が多数発生し救助活動に影響を及ぼしたことなどから、切迫する大規模災害に対処するためには公助のみならず地域防災力を高めていく必要がある。

これまで、市町やみえ防災・減災センターと連携して、地域で活躍する防災人材の育成・活用や県民の防災意識の醸成に取り組んできているが、今後より一層地域防災力の向上を図るためにも、引き続き、次代の地域防災を担う若者をはじめとした防災人材を継続的に育成しながら、育成した人材が地域で活躍できる環境づくりを進めるとともに、訓練や研修、イベント等さまざまな機会を捉えて防災意識の醸成に取り組まれたい。

一方、消防団については、地域防災の中核を担う存在としてその重要性が高まっているが、団員数の減少や高年齢化等の課題があるとともに、就業形態の変化等に伴い被用者割合も増加していることから、市町や三重県消防協会と連携し、引き続き、防災人材の育成とも連動させ、若年者や女性等幅広い層に向けた入団促進、機能別消防団員制度の活用や企業等への理解促進に向けて取り組まれたい。

また、県民への防災情報の提供については、「防災みえ.jp」ホームページをはじめ登録制メールやSNSなどの多様なツールを用いて発信しており、令和6年度には避難に資する情報をわかりやすく提供することを目的として防災アプリが開発される予定である。これらのツールが、それぞれの目的に応じて必要な時に必要とする人に効果的に活用されるよう、引き続き利便性の向上と周知啓発に取り組まれたい。

(消防・保安課、災害対策推進課、地域防災推進課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

(1) 防災人材の育成・地域の防災活動への支援

県と三重大学が共同で設置している「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」において、「みえ防災コーディネーター育成講座」(みえ防災塾)を毎年度開講しています。令和5年度からは、自主防災組織の中で活躍していただく防災人材を増やしていくことを目的に、地元の自主防災組織から推薦を受けた方の優先応募枠を新たに設けました。

また、県内の大学生や高校生等を対象とした「みえ学生防災啓発サポーター養成講座」を引き続き開講し、防災に関する知識を学ぶための座学に加え、能登半島地震被災地でのボランティアを実施し、これから地域の防災活動の担い手育成に取り組みました。養成講座を修了したサポーターたちは、「みえ学生防災啓発サポーター『みえ まもりたい』」として、自分たちで考えた企画で地域のイベント等に参画するとともに、InstagramやXなどSNSを活用して他の若者に向けて情報発信を行いました。

さらに、防災対策部内に配置した4名の防災技術指導員が、市町や自主防災組織、企業等からの要請を受けて、タウンウォッチング、地区や個人の避難計画作成、防災訓練や避難所運営訓練の実施等への支援を行いました。

(地域防災推進課)

(2) 啓発イベントの実施

風水害や地震・津波に係るシンポジウムの開催や広報誌等を通じた啓発に加え、これまでの取組では啓発の機会が少なかった方々への啓発を実施するため、令和6年11月の日曜日に、特に家族連れが多いショッピングモール等での防災啓発イベント「三重県防災フェス」を開催しました。これまでの啓発イベントは、大雨や地震・津波からの避難促進、消防団や国民保護などに対する理解促進、住宅耐震化の促進等、テーマ別にそれぞれ実施してきましたが、スケールメリットを生かして相乗効果を高めるため、「三重県防災フェス」では、これらのテーマについて一体的に啓発を行いました。

また、来場者により関心を持っていただけるよう啓発手法を工夫し、県独自のわかりやすいチラシの配布や映像資料の活用、気象実験、住宅耐震化に係る振動実験、災害用伝言ダイヤル体験、起震車による地震体験などの体験型啓発、消防団や海上保安庁の制服試着、各ブースでの啓発内容にちなんだクイズラリーを実施しました。

(地域防災推進課)

(3) 消防団の入団促進、消防団活動の理解促進

① モデル的な市町の取組（事業）への支援

令和5年度に引き続き、各市町が提案した消防団活動の普及啓発及び入団促進に関する取組をモデル事業として採用し、取組に必要な経費を支援するとともに、令和6年度においては、活動環境の改善による消防団員の退団抑制を図る取組に対してもモデル事業を実施することで、より効果的な消防団員の確保に向けた取組を水平展開することで県内全域における消防団の充実・強化を図りました。

② 商業施設等を活用した情報発信

三重県消防協会及び市町と連携し、商業施設等において消防団活動に関する情報発信や入団促進を実施することで、広く県民に対し消防団活動への認知度の向上を図りました。

③ 被雇用者の入団促進に向けた取組

県内の消防団員における被雇用者の割合が増加していることを踏まえ、被雇用者の消防団員が活動しやすいよう関係団体へ向け消防団活動への理解・協力を依頼しました。

また、消防団に理解・協力のある企業等に対し、毎年3月に開催する消防大会において、知事感謝状を贈呈するとともに、その様子を県ホームページに掲載しました。 (消防・保安課)

(4) 防災情報の提供

県内における災害・避難情報等は、防災情報プラットフォームを活用し、各市町等から災害・避難状況等の情報を収集し、災害対策本部にて必要な対策を実施するとともに、県民に適切な避難行動を促すために、「防災みえ.jp」ホームページをはじめ、登録制メールやX、LINE、Yaho!防災速報など多様なツールを用いて気象に関する情報等を提供しています。これら情報発信のツールが常に安定して稼働するよう、防災情報プラットフォームの適切な維持管理を行いました。令和6年11月には南海トラフ地震などの災害発生に備え、県民の皆さんや県内に旅行に来られる方の避難を支援するための各種防災情報を提供する三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」の運用を開始しました。

また、「防災みえ.jp」や「みえ防災ナビ」などの利用促進を図るため、より幅広い層の方々に知つてもらえるよう、サービスの概要やQRコードを記載したチラシを大型商業施設での防災イベント等で配布したほか、登録制メール及びSNSで配信する防災情報等に「防災みえ.jp」や「みえ防災ナビ」のアドレスを掲載するなどさまざまな機会をとらえて啓発に取り組みました。

(災害対策推進課、地域防災推進課)

2 取組の成果

(1) 防災人材の育成・地域の防災活動への支援

「みえ防災コーディネーター育成講座」を修了した52名を「みえ防災コーディネーター」に認定しました。

また、「みえ学生防災啓発サポートー養成講座」を修了した41名を「みえ学生防災啓発サポートー」に認定しました。

さらに、防災技術指導員については、防災講話や避難訓練、避難所運営マニュアルや地区の避難計画の作成支援など令和7年3月末までに164件の地域の防災活動への参画・支援を行いました。(地域防災推進課)

(2) 啓発イベントの実施

令和6年6月に「みえ風水害対策シンポジウム・防災講演会」、11月に「昭和東南海地震80年シンポジウム」を開催するとともに、令和6年11月に県内2か所の商業施設で「三重県防災フェス」を開催し、あわせて約500人の方に来場いただきました。来場いただいた方からは「災害への備えの大切さを改めて感じた」といった声をいただきました。

(地域防災推進課)

(3) 消防団の入団促進、消防団活動の理解促進

① モデル的な市町の取組（事業）への支援

令和6年度において、以下のとおり市町からの提案を受けてモデル事業を実施し、必要な経費を支援しました。

- ・イベント時における消防団の入団促進ポスター、パンフレット及び啓発物品の作成（四日市市・菰野町）
- ・機能別団員（学生消防団員）による訓練指導、広報活動の実施（鈴鹿市）
- ・若手消防団員及び女性消防団員等幅広い層の入団促進を図るため防災イベントを開催（南伊勢町）
- ・各地域において防災訓練及び出前授業の実施（明和町）
- ・救助活動に必要な資器材を取扱いが容易な資器材に更新することで、団活動の負担軽減の実施（菰野町）

② 商業施設等を活用した情報発信

令和6年度においては以下のとおり実施しました。

・三重県防災フェスによる啓発活動

11月10日にイオン伊勢店、11月17日にイオン熊野店において地元の消防団員と協力し施設利用者へ三重県消防協会作成のリーフレット及び啓発物品の配布等を行うことで、消防団活動の啓発活動や消防団への入団促進活動を実施しました。

・県立図書館における啓発活動

2月1日から28日までの間、県立図書館に消防団の啓発コーナーを設置することで、図書館利用者に対し、消防団活動の啓発及び消防団の入団促進を行いました。

・道路情報板における入団促進活動

2月1日から28日の間、県内の道路情報板111台を活用し消防団員を募集する内容を掲載することで、入団促進活動を実施しました。

③ 被雇用者の入団促進に向けた取組

県内の森林組合が集まる会議において、職員の消防団活動に対する理解及び協力を依頼することで、消防団活動の環境改善に取り組みました。

(消防・保安課)

(4) 防災情報の提供

登録制メールの登録者数及びSNSの利用者数は、前年と比べて、メール登録者数が2,732人、LINEのお友達登録者数が1,093人増加し、Xのフォロワー数は63人減少ましたが、県が防災情報を提供しているツール全体としての利用者数は3,762人増加しました。

また、令和6年度から運用を開始した「みえ防災ナビ」のダウンロード数は、3月末時点で86,155件ありました。

(災害対策推進課、地域防災推進課)

種別	令和6年3月末時点	令和7年3月末時点
登録制メール登録者数	43,792人	46,524人
Xフォロワー数	8,359人	8,296人
L I N Eお友達登録者数	20,717人	21,810人
みえ防災ナビDL数	—	86,155件
累計	72,868人	162,785件

3 残された課題

(1) 防災人材の育成・地域の防災活動への支援

地域で活躍する防災人材を育成するため自主防災組織の活性化を図るとともに、他の世代に比べ防災意識が低い若年層の意識を高めるため人材の育成と防災活動への参画が必要です。 (地域防災推進課)

(2) 啓発イベントの実施

能登半島地震や奥能登豪雨の発生、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の初めての発表があった中、災害に対して「我が事感」を持っていただけるよう県民の皆さんとの防災意識の向上と持続が重要です。 (地域防災推進課)

(3) 消防団の入団促進、消防団活動の理解促進

自然災害が頻発化・激甚化する中、引き続き三重県消防協会及び市町と連携し、上記取組等、消防団員の確保に向けた取組を継続的に進めていく必要があります。

また、地域防災力の中核として消防団の充実強化に取り組む必要があります。 (消防・保安課)

(4) 防災情報の提供

引き続き、県民の皆さんが必要な時に必要とする情報を提供できるよう、さまざまなツールを活用するとともに、防災情報プラットフォームの適切な維持管理が必要です。

また、より幅広い層の方々に知っていただける機会が増えるよう、さまざまな機会を通じて周知啓発が必要です。 (災害対策推進課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

(1) 防災人材の育成・地域の防災活動への支援

「みえ防災・減災センター」と連携し、自主防災組織リーダーに対して実践的な研修を行うとともに、みえ学生啓発サポーターの継続的な養成や県内各地で行われるさまざまな防災活動への参画への支援に取り組みます。 (地域防災推進課)

(2) 啓発イベントの実施

県民の皆さんのが防災意識を高め、自助・共助の取組を促進するため、地震体験車の派遣や大型商業施設における防災イベント、シンポジウムなど普及啓発活動の充実に取り組みます。 (地域防災推進課)

(3) 消防団の入団促進、消防団活動の理解促進

令和7年度においては、引き続き消防団の入団促進及び退団抑制に取り組む市町に対し、支援を行うとともに、消防団員の活動を行いうえで必要となる資格の取得に対する支援や、消防団活動をより効果的に実施するため、デジタル技術を導入する市町に対して支援を行うことで、消防団の更なる充実強化を進めています。 (消防・保安課)

(4) 防災情報の提供

引き続き、県民の皆さんに適切な避難行動を促すことができるよう、さまざまなツールを活用して、防災情報の提供に取り組むとともに、防災情報プラットフォームの適切な維持管理を行います。

また、より幅広い層の方々に知っていただける機会が増えるよう普及啓発に取り組みます。 (災害対策推進課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 防災対策部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(2) 災害即応体制の充実・強化及び市町における防災・減災対策に対する支援

市町における防災・減災対策に対する支援については、これまで、地区防災計画や避難行動要支援者の個別避難計画等の作成支援、防災訓練の実施支援等を行うとともに、大規模地震災害や風水害の発生時等には、三重県災害対策本部緊急派遣チーム（以下「緊急派遣チーム」）を速やかに派遣できるよう、専門的な研修や図上訓練への参加等を通じて体制整備を図っているが、災害発生時において県と市町が一体となった災害対策活動を行うためには、平常時からの切れ目がない連携が必要である。

このため、今後も各市町における計画の作成や訓練の実施等を支援するとともに、緊急派遣チームについては、派遣後に十分に機能を果たし、より実効性のあるものとなるよう、派遣までの間に応する各地域防災総合事務所・地域活性化局と平常時からの連携や派遣時における円滑な引継ぎを行うことで、大規模災害発生時等の初動体制の強化に取り組まれたい。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの職員が被災地支援活動に従事しさまざまな「気づき」を得たことから、それらを踏まえて作成した取組方針に基づき、市町や防災関係機関とも連携のうえ、南海トラフ地震等の大規模災害への対策に生かすことで、災害即応体制の充実・強化に取り組まれたい。

（災害対策推進課、災害即応・連携課、地域防災推進課、南海トラフ地震対策プロジェクトチーム）

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

① 市町が実施する避難対策の取組への支援

県では、発生の切迫性が高まっている南海トラフ地震や、頻発・激甚化している豪雨災害等の大規模災害に備え、県民の命と暮らしの安全・安心を守るため、地域減災力強化推進補助金による財政支援を通じて、市町の避難の取組を支援しました。

特に、地震発生から津波到達までに時間的猶予がない地域の住民が確実に避難できるよう、財政事情等により整備が十分でない市町の津波避難施設等の整備に対して、重点的に支援しました。

具体的には、理論上最大クラスの南海トラフ地震において、概ね15分以内に30cmの津波の浸水が始まる市町が取り組む津波避難タワーなどの津波避難施設や避難路整備等に対して地域減災力強化推進補助金を交付しました。

（地域防災推進課）

② 大規模災害発生時等の初動体制の強化

市町の災害対応力の更なる充実・強化を図るため、市町との意見交換の場を設け、ニーズを把握するとともに、市町が実施する図上訓練等の企画・立案、運営等について、ニーズや状況に応じて必要な支援を行いました。

また、台風第10号の接近に際しては8市町に緊急派遣チームを派遣し、被害情報の収集や県災害対策本部との連絡調整を行いました。さらに、緊急派遣チームが市町を支援するために必要な専門知識やスキルを身に付けるための研修を地域防災総合事務所・地域活性化局担当職員も出席したうえで実施しました。加えて県総合図上訓練においては、緊急派遣チームを市町・地域防災総合事務所・地域活性化局に派遣し訓練を実施したほか、市町が実施する図上訓練においても、市町に緊急派遣チームを派遣し訓練を実施しました。

（災害即応・連携課）

③ 南海トラフ地震等の大規模災害への対策

「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」に基づき、大規模災害時における通信途絶を想定した衛星通信機器（スターリング）、現地で災害対応を行う職員の活動拠点として活用するためのトイレカー、宿泊機能を備えた災害即応出動車などの導入を進めました。

さらに、孤立が想定される地域への物資輸送体制を構築するため、市町と連携したドローンによる災害時の実証調査に着手しました。

また、平成25年度の南海トラフ地震被害想定から10年余が経過し、この間の社会状況の変化や熊本地震・能登半島地震等の教訓を反映するため、新たな南海トラフ地震被害想定の作成に取り組んでいます。

（災害対策推進課、南海トラフ地震対策プロジェクトチーム）

2 取組の成果

① 市町が実施する避難対策の取組への支援

地域減災力強化推進補助金では、住民の適切な避難行動につなげ、命を守るため、「自然災害への理解促進」、「防災情報の適切な伝達」、「避難行動につながる『共助』の取組の促進」の取組と環境整備を補助対象としています。

令和6年度においては、ハザードマップの作成、避難行動に関する講座の開催、一人ひとりの避難計画の作成とともに地域での避難対策を検討する「Myまっぷラン」のワークショップ等の開催などのソフト対策への支援や、県民の適切な避難行動を促進する環境整備として津波避難施設、避難路の整備に取り組む市町に対し補助金を交付し、市町の避難対策が進みました。

（地域防災推進課）

② 大規模災害発生時等の初動体制の強化

市町が企画した図上訓練へコントローラーや研修講師として参加し支援したほか、図上訓練の実施に向けた相談支援を行うことで、市町の災害対応力の充実・強化を図ることができました。

また、実災害での派遣や訓練をとおして、災害時における緊急派遣チームの役割の確認、県災害対策本部

への報告方法の確認、市町災害対策本部の体制確認など、市町支援の専門性向上を図ることができました。
(災害即応・連携課)

③ 南海トラフ地震等の大規模災害への対策

災害時における通信手段を確保するため、県内 5か所に衛星通信機器（スターリンク）を配備しました。

また、災害即応出動車については、令和 7 年 3 月に配備が完了しました。

なお、トイレカーについては、令和 8 年 6 月の配備を予定しています。

新たな南海トラフ地震被害想定については、専門家からの意見を反映するため、新たに設置した防災分野の有識者など 13 名で構成する「三重県南海トラフ地震対策検討会議」を 3 回（9 月、1 月、3 月）開催しました。

(災害対策推進課、南海トラフ地震対策プロジェクトチーム)

3 残された課題

① 市町が実施する避難対策の取組への支援

能登半島地震の支援活動で得た気づき等を踏まえ、避難所のプライバシー確保など環境改善が急務となっていることから、支援を強化する必要があります。

また、市町が取り組む津波避難タワーなどの津波避難施設や避難路整備等に対して、引き続き支援する必要があります。

(地域防災推進課)

② 大規模災害発生時等の初動体制の強化

令和 6 年能登半島地震支援、南海トラフ地震臨時情報や台風第 10 号への対応、奥能登豪雨支援など、災害対応を優先する必要が生じたことから、実際に訓練を実施した市町は 13 市町に留まりました。

また、派遣や研修・訓練を通じて、防災情報システムの円滑な操作や市町に対する緊急派遣チームを通じた情報収集が課題として明らかになったため、引き続き緊急派遣チーム登録職員の市町支援の専門性向上を図っていく必要があります。

(災害即応・連携課)

③ 南海トラフ地震等の大規模災害への対策

令和 7 年度にかけて新たな南海トラフ地震の被害想定を作成するなど総合的な取組を実施していく中、特に加速化すべき対策である災害即応力の強化、被災者支援の充実に加え、「火災」「津波」「家屋倒壊」「孤立地域」の 4 つの被害への対策を進めていく必要があります。

(災害対策推進課、南海トラフ地震対策プロジェクトチーム)

令和 7 年度以降実施予定の取組内容

① 市町が実施する避難対策の取組への支援

能登半島地震など近年の災害を踏まえた市町の避難所環境改善や津波避難タワーの整備などの防災・減災対策について、より地域の実状に応じた対策を講じるため、既存の補助制度を見直して新たに「いのちを守る防災・減災総合補助金（仮称）」を創設し、市町の取組を強力に支援していきます。

(地域防災推進課)

② 大規模災害発生時等の初動体制の強化

全ての市町を対象に企画・訓練手法に関する研修を実施することで、市町における図上訓練実施に向けた支援を引き続き実施していきます。

また、派遣や研修・訓練を通じて、緊急派遣チーム登録職員の市町支援の専門性向上を引き続き図っていきます。

(災害即応・連携課)

③ 南海トラフ地震等の大規模災害への対策

大規模火災への対応を強化するため、自衛隊と新たに空中消火に関する委託協定の締結を進めています。

また、被災者支援の充実を図るために市町と連携した南海トラフ地震対策強化モデル事業において、災害時に必要となる土地の利用の検討などを進めています。

さらに、新たな南海トラフ地震被害想定調査をとりまとめるとともに、南海トラフ地震に特化した対策計画の策定に着手します。

(災害対策推進課、南海トラフ地震対策プロジェクトチーム)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 防災対策部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 (1) 個人情報を含む公文書を紛失していた。 (消防・保安課)
講じた措置
1 実施した取組内容 第二種電気工事士免状申請の処理状況の問い合わせが申請者からあり、消防・保安課で同申請書類（1通）を探したところ、簡易書留により送付され県に到着している事実は確認できましたが、その後の申請書類の所在が不明となっている事案が発生しました。 不適切な事務処理の再発を防止するため、電気工事士免状申請の受付に際し、法務・文書課の収受記録と、消防・保安課での受付記録の突合作業を行うとともに、個人情報の保護やコンプライアンスの徹底に関する研修を実施しました。 (消防・保安課)
2 今後の方針（取組予定等） 不適切な事務処理の再発を防止するため、引き続き申請書類の適切な管理及び個人情報の保護に関する周知の徹底に取り組んでまいります。 (消防・保安課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 防災対策部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(1) 支出に関する事務	支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 ① 【地下避難施設（国民保護）に関する調査業務委託】 ・請求書に請求日の記載漏れがあった。
講じた措置	
1 実施した取組内容	再発防止に向けて、請求書の確認に漏れが生じないよう、担当者と副務者による複数でのチェックを改めて徹底しました。 (危機管理課)
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、請求書の確認に漏れが生じないよう、複数の職員による確認を徹底します。 (危機管理課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 防災対策部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 ア 金品亡失（損傷） ① 公用携帯電話の紛失 (災害即応・連携課)
講じた措置
1 実施した取組内容 ストラップを着装し紛失防止策を講じました。 また、課のミーティングにあわせて、職員に対して公用携帯電話を含む金品の亡失防止について注意喚起を行いました。 (災害即応・連携課)
2 今後の方針（取組予定等） 課のミーティングにあわせて、引き続き携帯電話を含む金品の亡失防止について注意喚起を行い、再発防止に努めていきます。 (災害即応・連携課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 防災対策部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 269,500 円) (地域防災推進課)
講じた措置
1 実施した取組内容 当該職員に対しては、交通安全意識を高め、車両特性を十分に理解して、運転には細心の注意を払うように厳重注意を行いました。また、当該職員を含む防災啓発員全員に対して、車両運転時における注意はもとより、派遣先施設内で車両を移動させる際には派遣先にいる職員の立ち合いを必ず求めるようにするなど、再発を防ぐ対策を徹底するよう指導しました。 また、地震体験車の前方及び後方に衝突防止装置（ソナーシステム）を取り付けるとともに、地震体験車の運用を1日3台体制から1日2台体制とし、1台あたり防災啓発員を2名体制にするなど、車両への安全装置の取り付けや人員体制の見直しによる事故の未然防止に取り組みました。 (地域防災推進課) 2 今後の方針（取組予定等） ヒヤリ・ハット等の事例共有や交通事故防止について平時から継続的に注意喚起を行い、交通安全に対する意識の向上を図ることで、交通事故防止に努めます。 (地域防災推進課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 医療保健部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(1) 医療分野の人材確保

本県の医師数は増加傾向にあるが、人口 10 万人あたりの医師数は、令和 4 年 12 月末現在で 241.2 人（全国 34 位）と全国平均の 262.1 人を下回っているとともに、病院勤務医においても全国平均を下回り、診療科別では、依然として救急科、麻酔科等が非常に少ない状況となっている。厚生労働省が設定した医師偏在指標（令和 4 年 3 月）では、本県は下位に位置する「医師少数都道府県」とされ、二次医療圏では東紀州圏域は「医師少数区域」に分類されるとともに、「三重県医師確保計画」（令和 6 年 3 月）では、局所的に医師が少ない地域を「医師少数スポット」と定めている。

このため、令和 6 年 3 月に策定した「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金の貸与等により医療機関で勤務する医師の確保に取り組むとともに、三重県地域医療支援センターの「キャリア形成プログラム」の活用を促すことなどにより、引き続き地域偏在や診療科偏在の解消に取り組まれたい。

一方、本県の看護師、保健師、助産師等の看護職員も増加傾向にあるが、三重県看護職員需給推計によると、令和 7 年においても供給不足が見込まれているとともに、離職率は、全国平均は下回るもの 2 年連続で前年度を上回っている。

このため、引き続き、看護師等修学資金貸付事業や看護師等養成所運営費補助金による人材確保、医療勤務環境改善支援センター事業や病院内保育所設置運営支援事業による定着促進、ナースセンター事業による再就業のあっせんや潜在看護職員等復職研修事業による復職支援等により看護職員の確保に努められたい。

(医療人材課)

講じた措置

令和 6 年度

1 実施した取組内容

- ① 医師の確保については、「三重県医師確保計画」に基づき、県内の医師不足地域等で医師として一定期間勤務することを返還免除条件とする三重県医師修学資金貸与制度を運用するとともに、三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムの活用などを働きかけました。また、地域医療対策協議会や医師派遣検討部会において、医師の偏在解消に向けた検討を行いました。
- ② 看護職員の確保については、看護師等修学資金貸付事業を活用し、看護学生の県内就業の促進を図りました。また、三重県ナースセンターでは免許保持者による届出制度「とどけるん」を周知し、ナースセンターへの登録を促すとともに、ハローワークにおける就労相談や再就職に向けた無料の就業あっせん、復職に対し必要な研修等を実施しました。

働きやすい職場環境づくりに向けた支援については、三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、勤務環境等の改善に向けた医療機関の自主的な取組を支援するとともに、看護職員をはじめとした医療従事者が安心して働き続けられるよう、病院内保育所の運営支援を行いました。

(医療人材課)

2 取組の成果

- ① 三重県医師修学資金貸与については、面接等による選考のうえ、44 人に新規貸与を行った結果、貸与者の累計が 951 人となりました。また、新専門医制度については、臨床研修 2 年目の医師修学資金貸与者に対し、三重県地域医療支援センターのキャリア形成プログラムの活用などを働きかけた結果、県内の専門研修プログラムに登録した専攻医数は、88 人（令和 6 年度研修開始）となりました。
- ② 看護師等修学資金貸付事業については、令和 6 年度は新たに 21 人に貸与を行いました。また、三重県ナースセンターにおいて、就業あっせんや研修等を実施した結果、403 人（令和 7 年 2 月末時点）が就職しました。

三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて、医療機関からの相談に延べ 205 件（令和 7 年 2 月末時点）対応しました。また、病院内保育施設の運営に対する支援を行うため、病院内保育所 24 施設に対して運営補助を行いました。

(医療人材課)

3 残された課題

- ① 医師総数は着実に増加していますが、国が示す指標において医師少数県に分類されるなど依然として医師不足の状況にあります。さらに、医師の地域偏在と診療科偏在も生じていることから、引き続き医師総数の確保を図るとともに、医師の偏在対策にも取り組む必要があります。
- ② 看護職員の就業者数は年々増加傾向にありますが、三重県看護職員需給推計では依然として不足している状況にあり、領域別偏在も見込まれています。引き続き、看護職員総数の確保を図るとともに、在宅医療等不足する領域の看護職員の確保を図る必要があります。

(医療人材課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

- ① 「三重県医師確保計画」に基づき、医師修学資金貸与制度の運用や、三重県地域医療支援センターにおいて、地域枠医師や医師修学資金貸与者に対するキャリア形成支援と医師不足地域への派遣調整を一体的に進めるとともに、国の「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」に基づいた取組を進めることにより、医師の総数確保や偏在是正に取り組みます。
- ② 三重県看護職員需給推計の結果を踏まえ、看護師等修学資金貸付事業の運用や、三重県ナースセンターへの登録促進等により、看護職員の総数確保や偏在解消に係る取組を進めるとともに、病院内保育所の設置や運営支援等することにより勤務環境の改善を推進し、看護職員の定着の促進に取り組みます。

(医療人材課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 医療保健部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(2) 介護施設サービスの充実及び介護人材の確保

令和5年度の特別養護老人ホームの整備定員数は10,924床と前年度に比べ42床増加し、介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数は69人と前年度に比べて27人減少しているものの、施設建設費の高騰や介護人材の不足等により施設整備については「みえ高齢者元気・かがやきプラン」（令和6年3月）の令和8年度目標値11,232床に向けて遅れが懸念されている。

また、令和7年には団塊の世代全てが75歳以上となり、22年にかけては要介護認定率が特に高くなる85歳以上の高齢者人口が大きく増加することが見込まれているが、サービスの担い手である生産年齢人口は減少し、県の介護人材需給推計によると、22年には約5,600人の介護人材の不足が見込まれている。

このため、引き続き事業者への支援による施設整備を進めるとともに、福祉人材センター運営事業等による介護人材の安定的な確保や資質の向上、外国人介護人材の確保と活用に対する支援の強化、ICTや介護ロボットの導入等による業務の効率化、働きやすい介護職場応援制度による職場環境の改善等、関係機関と連携し取り組み、入所待機者の解消に努められたい。

(長寿介護課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

(1) 介護施設サービスの充実のため、次の取組を実施しました。

- ・特別養護老人ホームの入所にあたって、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所決定が行われるよう、26施設の調査を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。
- ・介護保険事業支援計画に基づく施設整備の促進のため、令和7年度の整備計画の募集に際しては、施設整備を予定している事業者を対象に説明会を開催しました。

(2) 介護人材の確保と資質の向上のため、次の取組を実施しました。

- ・三重県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や就職フェアの開催、求人と求職のマッチング支援、小中高校生等への福祉・介護の魅力発信、介護職員初任者研修の開催による資格取得支援と就職支援、介護未経験者に対する入門的研修、小規模事業所へのアドバイザー等の派遣、働きやすい介護職場応援制度の運用などの取組を実施しました。
- ・社会福祉施設職員の資質向上を図るため、社会福祉研修センター事業に対し補助を行いました。
- ・介護福祉士養成施設や福祉系高校で介護福祉士資格の取得をめざす学生の修学資金、実務者研修受講資金、離職した介護人材の再就職準備金、他業種から転職する際に必要な就職準備金の貸付事業を実施し、新たな人材の参入促進と離職した人材の呼び戻しを図りました。
- ・経済連携協定（EPA）に基づき入国した外国人介護福祉士候補者に対して、日本語学習等の支援を行いました。
- ・外国人技能実習生等の介護技能向上のための集合研修を実施し、円滑に就労・定着できるよう支援しました。
- ・介護福祉士資格の取得をめざす外国人留学生向けに介護施設等が整備する奨学金制度を支援しました。
- ・外国人介護人材受入れに係る県内の介護施設等の不安・疑問を解消し、介護施設等における円滑な就労・定着を促進するため、入管法や受入制度、言葉や文化の違い、受入れ後のサポート等を理解する受入支援セミナーを開催しました。
- ・地域医療介護総合確保基金を活用した三重県介護従事者確保事業費補助金により、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・待遇の改善に取り組む市町・介護関係団体を支援するとともに、介護施設等におけるICTや介護ロボットの導入を支援しました。また、介護人材確保・定着に向けて、行政や職能団体、事業者団体との連携を図るため、介護人材確保対策連携強化協議会を開催しました。
- ・「みえ介護生産性向上支援相談センター」を令和6年7月に開設し、事業所が抱える生産性向上の課題に関する各種相談対応や専門家による伴走支援、展示会の開催等に取り組みました。
- ・介護現場における多様な働き方導入モデル事業を実施するとともに、三重県福祉人材センターに介護助手等普及推進員を配置し、介護助手の導入等により介護現場において多様な働き方が可能となるよう取り組みました。
- ・介護職員等の待遇改善に向けて、令和6年度介護報酬改定により見直された介護職員等待遇改善加算への移行や新規取得を促進するため、介護サービス事業所向けの研修会の開催や社会保険労務士等の専門家派遣、相談窓口設置による支援に取り組みました。
- ・介護職員等の待遇改善を図るため、介護サービス事業所等に対して介護職員待遇改善支援補助金を交付しました。

(長寿介護課)

2 取組の成果

(1) 特別養護老人ホームへの調査の実施によって、入所基準の適切な運用を促すことができました。

介護保険事業支援計画に基づき、令和7年度の施設整備については、整備計画の応募のあった特別養護老人ホーム1施設（増築及び改築90床）の選定を行いました。

- ② 福祉・介護人材確保のために就職フェアを4回開催し、求職希望者延べ249人、求人法人延べ160法人に対してマッチング支援を行いました。
- ・外国人留学生向けに介護施設等が整備する奨学金制度について、外国人留学生116人を対象に補助を行いました。
 - ・外国人受入支援セミナーを県内3箇所で開催し、延べ139人が参加しました。
 - ・みえ介護生産性向上支援相談センターにおいて、介護ロボット・ICT機器の展示会を2回開催し延べ195人が参加しました。
 - ・ICTや介護ロボット等の介護テクノロジーの導入を希望する163事業所に対し、三重県介護従事者確保事業費補助金を交付決定しました。
 - ・介護職員等処遇改善加算への移行や新規取得を促進するため、介護サービス事業所向けの研修会を5回開催するとともに、社会保険労務士等による個別相談を31回行いました。また、令和6年6月から令和7年3月にかけて相談窓口を設置しました。
 - ・介護職員等の処遇改善を図るため、618法人に対して介護職員処遇改善支援補助金を交付しました。

(長寿介護課)

3 残された課題

- ① 特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向けて、更なる施設整備と介護度が重度で在宅の入所待機者の優先的な入所の徹底を図る必要があります。
- ② 依然として、介護人材が不足している状況であるため、引き続き、多様な人材の参入や定着を促進するための取組を実施する必要があります。

(長寿介護課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

- ① 特別養護老人ホームの入所に当たっては、施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用を促していきます。
- 選定された整備対象事業者に対しては、適正な施設整備が実施できるよう指導等を行うとともに、整備計画の募集に当たっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行うほか、介護人材の確保の見込みについて確認を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を推進していきます。
- ② 介護人材の確保と資質の向上のため、若者や離職者等への取組を引き続き実施していきます。また、元気な高齢者、外国人等の多様な人材の介護分野への参入や定着を図る取組を実施していきます。さらに、人材確保体制の構築や経営改善に取り組む訪問介護事業所等を支援していきます。
- 外国人介護人材の確保・定着に向けて、マッチング支援や受け入れ環境整備等の外国人介護人材の確保に係る取組を実施していきます。
- 介護現場の生産性向上のため、介護施設等におけるICTや介護ロボットの導入支援を引き続き実施するとともに、「みえ介護生産性向上支援センター」による相談対応や伴走支援等を実施していきます。
- 介護職員の処遇改善を図るため、介護サービス事業所向けの研修会の開催や社会保険労務士等の専門家派遣による支援を行い、介護職員等処遇改善加算の新規取得を促進していきます。また、介護職員等処遇改善加算を取得し、業務効率化や職場環境改善に取り組む介護保険事業所・施設等を支援していきます。

(長寿介護課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 医療保健部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(3) 感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和5年5月に同感染症が季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更されたことから、医療提供体制や入院調整、各種公費支援等において適切な経過措置を講じながら、令和6年4月に通常の医療提供体制に完全移行している。また、令和4年12月に成立した改正感染症法に基づき、令和6年3月に「三重県感染症予防計画」を改定し、平時から医療提供体制等の確保を図っている。

新型コロナウイルス感染症流行下においては、医療だけでなく社会経済活動全般に現在に続く多大な影響を生じさせたが、そうした状況を繰り返さないためにも、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新たな感染症の発生・まん延時においても必要な医療が提供されるなど、社会経済活動への影響を最小限にとどめるための取組を着実に進めることが求められている。

このため、新型コロナウイルス感染症や新興感染症への対応については、「三重県感染症予防計画」に基づき、県と医療機関等との間で締結する病床の確保や発熱外来の実施等に係る協定により、必要な医療提供体制等の整備を図るとともに、新興感染症等の発生・まん延時においては県民に対して感染状況等の情報を適切に提供するなど、感染拡大や社会の混乱防止に努められたい。

(感染症対策課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応については、県ホームページ等にて情報発信を行うとともに、電話相談窓口を引き続き設置しました。
- ② 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の発生状況については、発生情報を正確に把握・分析し、県民等へ迅速に情報提供しました。
- ③ 市町が行う新型コロナウイルス感染症の予防接種については、令和6年10月から開始した定期接種の円滑な実施に向けて情報提供等を行うとともに、副反応相談窓口を引き続き設置しました。
- ④ 新興感染症の発生・まん延に備えた体制整備については、「三重県感染症予防計画」に基づき、県と医療機関等との間で、病床の確保や発熱外来の実施等に関する協定の締結を進めました。
- ⑤ 新興感染症への対応力強化については、協定締結医療機関に対して、感染対策を目的とする施設・設備整備への財政的支援を行いました。
- ⑥ 医療用物資の備蓄体制については、協定締結医療機関が必要な個人防護具を備蓄するよう促すとともに、協定締結医療機関での備蓄で対応できない場合に備えて、県においても個人防護具の備蓄を行いました。
- ⑦ 新興感染症対応を行う職員の人材育成については、県庁、保健所等が参加する訓練や研修を実施しました。
- ⑧ 「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」については、新興感染症の発生に備え、新型コロナ感染症対応の経験や「三重県感染症予防計画」を踏まえた上で、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に沿って改定を進めました。

(感染症対策課)

2 取組の成果

- ① 通常の医療提供体制への完全移行による混乱等が生じないよう、県民からの相談等に適切に対応しました。(令和6年度電話相談窓口での対応件数：885件)
- ② 感染拡大時には知事定例記者会見やSNS等において、県民へ注意喚起や感染対策の呼びかけを行うなど感染拡大防止を図りました。
- ③ 定期接種の対象者(65歳以上の高齢者など)が安心して接種できるよう、県民からの相談等に適切に対応しました。(令和6年度副反応相談窓口での対応件数：83件)
- ④ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた体制が確保できるよう、病院、診療所、薬局等1,607機関と協定を締結しました。
- ⑤ 新興感染症の発生時に速やかに対応できるよう、申請のあった協定締結医療機関(施設整備21機関、設備整備95機関)に対して、財政的な支援を行いました。
- ⑥ 個人防護具の不足により医療提供体制に影響が生じないよう、県においても計画的に個人防護具の備蓄を行いました。(令和6年度(1年目)備蓄分：サージカルマスク217,000枚、N95マスク9,000枚、アイソレーションガウン14,000枚、フェイスシールド13,000枚、非滅菌手袋257,000枚)
- ⑦ 新興感染症の発生に備えた研修や訓練の実施により、感染症対応を行う人材の育成を図りました。(訓練13回、研修4回)
- ⑧ 「三重県新型インフルエンザ等対策行動計画」を令和7年3月に改定し、新型インフルエンザ等(新興感染症)の平時の準備や発生段階ごとの対策等をまとめました。

(感染症対策課)

3 残された課題

いつ発生するか分からない新興感染症に対応するため、継続的な取組が必要です。

令和7年度以降実施予定の取組内容

引き続き、「三重県感染症予防計画」等に基づき取組を進めます。

(感染症対策課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 医療保健部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(4) 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

学校や職場の人間関係の悩み、失業や休業による経済的困窮等さまざまな要因により社会から孤立し、生きづらさを抱えひきこもり状態になり、支援を求める人が増えている。

こうした中、本県ではひきこもりの専門相談等の支援を実施しているが、令和5年7月から専門電話相談の日数や時間を拡充するなど相談体制の強化を図ったことから、ひきこもりに関する相談件数は増加している。また、全国的に減少傾向にあった自殺者数については令和2年に増加に転じ、本県においても増加傾向にあり令和4年の自殺者数は280人と前年より10人増加している。

このため、生きづらさを抱える人やその家族が必要な支援を受けることができるよう、引き続き「三重県ひきこもり地域支援センター」や「三重県自殺対策推進センター」等の相談窓口の周知を図るとともに、早期の相談につながるよう、市町や関係機関等との更なる連携強化に取り組まれたい。

(健康推進課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

① 三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、多様な手段を活用しながら、ひきこもり当事者の家族への専門相談を行うために、令和6年8月1日より、ひきこもりメール相談を開始しました。

また、「三重県ひきこもり地域支援センター」の相談窓口の周知のため、三重県ひきこもり地域支援センターのリーフレットを三重県内の関係機関に配布しました。

② 市町や関係機関等との更なる連携強化のため、市町をはじめとした関係機関を対象に、情報共有、事例検討、顔の見える関係づくりの機会となる「三重県ひきこもり支援ネットワーク会議」を3回開催しました。（令和6年9月25日、令和7年3月5日、令和7年3月17日）

③ 「三重県自殺対策推進センター」等の相談窓口の周知のため、リーフレット・パンフレット・ティッシュ等を作成しました。自殺予防週間、自殺予防月間等の機会を通じ、大学等教育機関在学中の学生にリーフレット等を配布し、相談窓口の周知・啓発を実施しました。また、県立図書館・津庁舎において来所者への啓発を行うため、ブースにポスターの掲示・パンフレット・リーフレットを配架しました。各関係機関にもリーフレットを配布し相談窓口周知の協力を依頼しました。

④ 市町や関係機関等との更なる連携強化のため、「こころの健康づくりネットワーク会議」を1回開催し、関係機関等の活動内容の共有を図りました。（令和6年4月30日）

(健康推進課)

2 取組の成果

① 新たにひきこもりメール相談を開始して、相談窓口の周知に取り組んだ結果、ひきこもり専門電話相談は313件、面接による相談は182件、メールによる相談は73件、訪問は25件でした。

② 支援に携わる関係機関の連携強化・支援体制の充実を図ることを目的に、令和6年9月25日に第1回三重県ひきこもり支援ネットワーク会議を開催し、37名が参加し、市町や関係機関それぞれにおける現状と課題について意見交換することができました。令和7年3月5日、令和7年3月17日に第2回三重県ひきこもり支援ネットワーク会議を開催し、44名が参加し、市町、関係機関とSNSの相談支援や情報発信などの活用状況やその課題について意見交換しました。

③ 相談窓口の周知に取り組んだ結果、自殺予防・自死遺族電話相談件数は1,035件、こころつなぐSNS相談みえは979件、自殺予防夜間・休日電話相談は1,537件でした。（令和7年2月末時点）

④ 市町や関係機関等との更なる連携強化を目的に、令和6年4月30日に「こころの健康づくりネットワーク会議」を開催し、関係機関等の活動内容を共有するとともに、市町や関係機関等が、「子ども・若者の自殺対策において必要だと考えること」について意見交換を行いました。また、適宜各保健所や市町で開催される地域自殺対策ネットワーク会議に出席し、自殺に関する統計や自殺対策施策等について情報提供に努めました。

(健康推進課)

3 残された課題

① ひきこもり当事者とその家族が相談につながるように、周知を継続するとともに、市町、関係機関による支援事例に対する事例検討や同行訪問等の支援を行う必要があります。

② 相談窓口の周知により、相談件数は増加傾向にあります。引き続き、関係機関と顔の見える関係を継続するとともに、一層連携を強化していくことや支援者のスキルアップを図ることで、支援内容を充実させることが必要です。

(健康推進課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

引き続き、関係機関等と連携して「三重県ひきこもり地域支援センター」や「三重県自殺対策推進センター」等の相談窓口の周知をしていくとともに、研修会を開催することにより、支援者のスキルアップを図ります。さらに、「三重県ひきこもり支援ネットワーク会議」や「こころの健康づくりネットワーク会議」において、今後も情報共有や意見交換を重ねて、市町や関係機関等との顔の見える関係づくりを強化していきます。また、ひきこもり支援では、支援機関と事例検討や同行訪問等の支援を通じて、一層の連携を強化していきます。

(健康推進課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 医療保健部

監査の結果

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。

- (1) 保存期間満了前の公文書を紛失していた。 (感染症対策課)
- (2) 精神障害者保健福祉手帳において、マイナンバーの紐付けに誤りがあった。 (健康推進課)

講じた措置

1 実施した取組内容

- (1) 回議など進捗ごとの文書管理の徹底や、作業を行う職員名を記載した管理シートの作成などの対策の実施とともに、コンプライアンス・ミーティングや危機管理意識向上研修を通じて、改めて公文書管理の意義と重要性を認識・共有し、「三重県公文書等管理条例」や「公文書の不適正な取扱いに関する公表指針」の遵守を周知・徹底しました。

(感染症対策課)

- (2) ① 全国的にマイナンバーの紐付けに誤りのある事案が複数発生していることを踏まえて、令和5年6月に国において点検・再発防止等を目的とする「マイナンバー情報総点検本部」が設置されました。さらに令和5年7月、国は全国で申請時のマイナンバー提出有無や現状の紐付け方法等について確認を行い、その結果、三重県では身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が点検対象となりました。点検対象となった事務について、本県では国からの指示に基づく点検に加えて県による自主点検を実施した結果、25件（身体障害者手帳13件、療育手帳1件、精神障害者保健福祉手帳11件）の紐付け誤りが判明いたしました。

- ② 再発防止策として、申請書に新たにマイナンバーの確認欄を設ける変更を行い、市町へ通知しました。市町において手帳の申請書を受け付けた際、記載されたマイナンバーが本人の正しい番号であるか、確認を徹底しました。また、手帳台帳システムへのデータ入力にあたっては、今回の事例を関係者で共有し、正しい手順を確認するとともに、複数の職員による確認を徹底しました。

(健康推進課)

2 今後の方針（取組予定等）

- (1) コンプライアンス・ミーティングや危機管理意識向上研修を通じて、継続的に公文書管理の意義と重要性を認識・共有し、「三重県公文書等管理条例」や「公文書の不適正な取扱いに関する公表指針」の遵守を周知・徹底します。

(感染症対策課)

- (2) 今後、紐付け誤りがないように、市町や保健所の担当者を中心とした事務取扱マニュアルを改訂し、担当者への周知・徹底を図ります。

(健康推進課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 医療保健部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(1) 収入に関する事務

収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 収入未済

① 収入未済額が令和 5 年度末現在 9,321,378 円あった。

(医療人材課、長寿介護課、津保健所)

② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。

(医療人材課、長寿介護課、健康推進課)

講じた措置

1 実施した取組内容

ア 収入未済

①② (看護師養成貸付金返還金)

- ・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「医療保健部債権管理マニュアル」に基づき、債権回収に取り組みました。
- ・「医療保健部所掌未収金対策会議」において、債権処理計画（未収金の回収・整理目標）及び回収状況を報告しました。
- ・策定した債権処理計画に基づき、計画的な債権回収に努めました。
- ・税外未収金に係る徴収強化月間に限らず、継続的に電話、文書による催告や連帯保証人に対する催告を行い、未収金の回収と新たな未収金の発生防止に努めました。
- ・期限までに納付しなかった債務者に対して訪問や面談を行い、全額返還に向けた指導を行いました。

(医療人材課)

① (高齢者住宅整備資金貸付金)

- ・医療保健部債権管理マニュアルに基づき、回収促進に取り組みました。
- ・決定した債権処理計画に基づき、計画的な債権回収に努めました。特に、徴収強化月間には、電話、文書による催告の強化を行い、未収金の回収に努めました。

(長寿介護課)

①② (被爆者健康管理手当返還金)

- ・平成 31 年 4 月より債務者に対し、電話で返還を交渉していましたが、令和 2 年 3 月から、連絡が取れなくなり、債権処理計画の回収目標を達成できませんでした。

(津保健所、健康推進課)

2 今後の方針（取組予定等）

ア 収入未済

①② (看護師養成貸付金返還金)

- ・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」及び「医療保健部債権管理マニュアル」等に基づき、未収金の適切な回収・管理を行います。
- ・「医療保健部所掌未収金対策会議」において年度当初に債権処理計画を策定し、この計画に基づき、計画的に、督促、催告、訪問・面談等を行い、未収金の発生防止と回収に努めます。
- ・債務者や連帯保証人の財産状況や相続関係を調査・把握し、適切な債権管理に努めます。
- ・滞納している債務者に対して電話や訪問等により面談を実施し、全額返還に向けた指導を行うことで、債権処理計画の回収目標達成に努めます。

(医療人材課)

① (高齢者住宅整備資金貸付金)

- ・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」及び「医療保健部債権管理マニュアル」に基づき、未収金の適切な回収・整理を行います。
- ・引き続き、債権の適正な管理に努めていきます。

(長寿介護課)

①② (被爆者健康管理手当返還金)

- ・債務者と連絡が取れたものの、無資力で債務を履行することが困難な状況にあり、その後、債務者から債務の履行期限の延長申請があったことから、令和 6 年 9 月に承認しました。今後は、年 1 回債務者の資力の状況を確認します。

(津保健所、健康推進課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 医療保健部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 補助金等	
① 【生活衛生営業指導センター補助金】	
・交付要領に定めた期限までに実績報告書を提出していなかった。	
・履行確認の記録がなかった。	
	(食品安全課)
イ その他の支出事務	
① 事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。	(医療保健総務課)
② 手数料の支払遅延があった。	(尾鷲保健所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 補助金等	
・生活衛生営業指導センター補助金交付要領における実績報告書の提出期限の取扱いについて、改めて補助事業対象者である公益財団法人三重県生活衛生営業指導センターに情報共有を行いました。	
また、今後、同様の事案が生じないよう、課内で注意喚起を行いました。	
・概算払いした補助金について、履行確認は行っていたものの、支出負担行為（整理）書に履行確認日と検査員の氏名の記録をするべきところ、認識不足により記録されていなかったため、課内会議において、改めて会計規則別表第3（第133条関係）を確認し、規定の周知徹底を図りました。	
	(食品安全課)
イ その他の支出事務	
① 支出時における払込書の確認が不十分であったことから、出納員や副務者など複数人によるチェックを徹底し、銀行で支払い可能な払込書であるか不明な時は、事前に銀行に確認した上で、支払い手続きを行うこととしました。	(医療保健総務課)
② 再発防止策として、請求書の管理や情報を担当者だけではなく、上司や副務者と共有することを、所内で確認しました。	(尾鷲保健所)
2 今後の方針（取組予定等）	
ア 補助金等	
・実績報告書の提出期限を徹底し、適正な事務処理に努めます。	
・補助金等の概算払いにおいて、履行確認を行った者が支出負担行為（整理）書に確認日と検査員氏名を記入（または押印）することを徹底するとともに、当課予算経理担当職員が記録されていることを確認することとしました。	
	(食品安全課)
イ その他の支出事務	
① 引き続き適正な事務処理に努めます。	(医療保健総務課)
② 引き続き事務処理に遅延が発生しないように情報の共有を行うよう、所内研修等を通じて周知徹底を図ります。	(尾鷲保健所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 医療保健部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

ア 金品亡失（損傷）

① 公用車の損傷（損害額 0 円廃車）

(津保健所)

講じた措置

1 実施した取組内容

所内で事故発生の情報共有を行い、注意喚起を行うとともに、交通安全研修への受講を促しました。また、所内課長会等で交通安全に対する啓発を行い、職員の安全運転意識の向上に努めました。

(津保健所)

2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、所内課長会等の場で交通安全について注意喚起を行うとともに、交通安全に関する研修への受講を促し、事故の未然防止に努めます。

(津保健所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 医療保健部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(4) 交通事故	
職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。	
① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%)	(桑名保健所)
（物損額：県 141,680 円、相手 12,705 円）	
② 物損事故 (物損額：県 114,752 円)	(伊勢保健所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 所属内で事故発生の情報共有を行い、注意喚起を行うとともに、出納局主催等の交通安全研修を全職員が受講し、安全意識の向上を図りました。	(桑名保健所)
② 所内で事故発生の情報共有を行い、注意喚起を行うとともに、所内会議で交通安全に対する啓発を行い、職員の安全運転意識の向上に努めました。	(伊勢保健所)
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き、所内ミーティングや研修等の場で、公用車運転時の交通安全について注意喚起を行い、職員の日頃からの安全運転意識を高め、適切な公用車の運行に努めます。	(桑名保健所)
② 引き続き、所内会議等で交通安全への意識向上を図るとともに、出納局主催の交通安全研修に積極的に参加する等、事故の未然防止に努めます。	(伊勢保健所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 医療保健部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(5) その他

財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

① 公用車の物損事故で、損傷した消火栓柱の設置者及び警察署へ報告していなかった。

(尾鷲保健所)

講じた措置

1 実施した取組内容

本事案発生を受け、所内で事故等の発生した場合の取扱いの周知徹底を行いました。

また、報告を行っていなかった消火栓柱の設置者への報告と謝罪を行い、双方立会いを行い消火栓柱に破損等がなかったことの確認を行いました。

なお、所内職員に対しては、改めて安全運転を呼びかけるとともに、「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加、及び交通安全講習会の受講を行いました。

(尾鷲保健所)

2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、安全運転の周知を行うとともに、「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加や及び交通安全講習会を受講するなど、法令順守及び相手方への対応に努めていきます。

(尾鷲保健所)

様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(1) 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

学校や職場の人間関係の悩み、失業や休業による経済的困窮等さまざまな要因により社会から孤立し、生きづらさを抱えひきこもり状態になり、支援を求める人が増えている。このため、県ではさまざまな生きづらさを抱える人に対して相談窓口を設けるとともに、令和4年3月に策定した「三重県ひきこもり支援推進計画」（令和4年度～6年度）や三重県ひきこもり対策検討会議を中心に総合的なひきこもり支援に取り組んでいる。

しかしながら、生きづらさを抱えひきこもり状態となつた人は、自ら悩みを抱え込み社会から孤立してしまうことから、相談窓口は整備されつつあるものの支援機関等の必要なサービスにつながりにくく、実態を把握することが困難であることから、必要な人に必要な支援が届いていない状況がある。

「三重県ひきこもり支援推進計画」については令和6年度に計画の最終年度を迎えることから、次期計画の策定にあたっては、ひきこもり当事者やそのまわりの家族について、実態や求められる支援、サービス等を的確に把握するとともに、福祉、保健、医療、雇用、教育等の分野を超えた相談機関の間の連携を図り、ひきこもり等に至る前から相談や支援につなげることができるように、市町も含めた重層的な相談・支援体制の構築に取り組まれたい。

(地域福祉課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

① 令和3年度に策定した「三重県ひきこもり支援推進計画」が令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることから、県内におけるひきこもりの実態や支援ニーズを把握し、それに応じた施策を構築することを目的に、ひきこもり当事者（経験者含む）、家族、支援機関を対象とした「三重県ひきこもりに関する実態調査」を実施しました。

アンケート調査（令和6年8月実施）：当事者・家族100名及び支援機関155機関から回答

個別ヒアリング（令和6年9～10月実施）：当事者・家族11名及び支援機関10機関が協力

② 三重県ひきこもり地域支援センターと連携し、市町における相談支援体制の充実に向けて、支援機関相互のノウハウの共有や意見交換を行う会議として、市町や社会福祉協議会等職員が参加する「三重県ひきこもり支援ネットワーク会議」を開催しました。（第1回：9月25日、37名参加、第2回：3月5日（津会場）、25名参加、3月17日（伊勢会場）、19名参加）

複雑化、複合化した課題を抱える人・世帯への相談・支援体制が市町において包括的に実施されるよう重層的支援体制整備事業及び移行準備事業を実施する市町（13市町）への支援を行いました。

また、市町における包括的な支援体制の構築に必要な人材を育成することを目的として、相談支援包括化推進員等養成事業を実施しました。（研修5回、課題別意見交換会3回）

(地域福祉課)

2 取組の成果

① ひきこもり当事者、家族を対象とした実態調査は初めての取組であり、ひきこもりの状況や当事者等が抱えている思いを丁寧に把握するとともに、支援機関についても、過去の実態調査に比べ、さまざまな分野の関係機関に調査を実施することで、県内におけるひきこもり支援の現状や課題を把握しました。また、把握した支援ニーズや課題をもとに、今後の取組方向等をまとめた「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」を令和7年3月に策定しました。

② 子ども・福祉部における上記取組に加え、医療保健部における地域包括支援センター等職員を対象とした研修の実施や、教育委員会が設置したスクールソーシャルワーカーによる不登校児童生徒に対する支援等、各分野の支援機関の活動の中で、ひきこもり支援を必要とする方を適切に支援につなげるための取組が進めています。

(地域福祉課)

3 残された課題

実態調査の結果によると、アンケート調査に回答したひきこもり当事者の約半数は支援につながっていませんでした。また、社会全体のひきこもりに関する理解不足や、地域の社会資源が不十分といった声があることから、早期に必要な支援につながるよう、市町等の関係機関と連携し、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制をより一層充実させる必要があります。

令和7年度以降実施予定の取組内容

ひきこもりに関する正しい理解や支援機関の周知のための情報発信、普及啓発に取り組みます。また、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援の充実に向けて、新たに「ひきこもりピアサポートセンター」を開設するとともに、居場所や家族会等の支援について広域的な支援体制づくり等を進めるなど、令和6年度に策定した「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」に基づき、ひきこもり支援を総合的に推進します。

(地域福祉課)

様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(2) 障がい者福祉の推進

令和4年度の障がい者に対する虐待認定件数は37件と前年度に比べ9件減少し、そのうち施設従事者等によるものは11件と前年度から4件減少したが、県が出資する団体が運営する施設において、令和3年度に引き続き令和5年に2回にわたって虐待案件が発生した。

障がい者に対する虐待は、心身に対する侵害にとどまらずその尊厳を害するものであることから、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するため、市町職員や施設職員等に対する研修の実施など、予防及び未然防止に取り組んでいるところであるが、障がい者の支援については、障がいに対する正しい理解や障がい者個々の特性に応じた適切な支援方法が求められる。

このため、虐待が発生した施設に対しては、虐待再発防止改善計画の策定を求め、改善状況のモニタリング調査により適切な指導を継続して行うとともに、施設職員等に対しては、人権意識を向上させる研修をはじめとして、障がい特性を理解し適切に支援ができるよう知識と技術を高められる研修を実施するなど、支援体制の強化に努められたい。

(障がい福祉課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

市町職員や施設職員等の理解促進と資質の向上を図るため、下記のとおり研修を実施しました。

(1) 三重県障害者虐待防止・権利擁護研修

共通講義 9/12～9/27（インターネットによる動画視聴により実施）

市町及び障害者虐待防止センター職員コース 11/14（三重県社会福祉会館）

障害福祉サービス事業所管理者等コース

第1部 11/14～11/29（インターネットによる動画視聴により実施）

第2部 A日程：12/3（四日市商工会議所）、B日程：12/16（三重県社会福祉会館）

(2) 三重県強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

4/19～3/22に19回

※「研修の意義（行動障害と虐待防止）」について講義

(3) 三重県強度行動障害支援者養成研修（実践研修）

4/20～3/23に19回

※「危機対応と虐待防止（関係機関との連携）」について講義

また、虐待が発生した事業所に対しては、虐待が起こった状況、原因と課題、今後の虐待防止策等を聴き取り、再発防止に向けた助言・指導を行ったうえで、改善項目を事業所に示し、文書で改善計画の提出を求めています。改善計画の提出後は、原則6か月程度ごとにモニタリング調査を実施して改善状況を確認するとともに、必要に応じて特別監査を行うなど適宜、指導を行っています。

さらに、障がい者虐待の問題に関する専門性を強化し、対応力の向上を図るために、学識経験者、医療、司法、福祉の各分野の関係者等で構成される専門家チーム会議を開催し、虐待（疑いも含む。）事例について分析・評価を行い、専門的助言を得て、事業者への改善指導につなげました。

・専門家チーム会議 2回開催

加えて、専門的な知見を有するアドバイザーが強度行動障がいを有する障がい児者を支援する施設等を集中的に訪問等して、適切なアセスメントと有効な支援方法に関するコンサルテーションを行いました。

・集中的支援対象施設 2施設

(障がい福祉課)

2 取組の成果

研修等の実施により、市町職員や施設職員等の意識の醸成と資質の向上を図ることができました。また、専門家チーム会議による専門的助言を得ながら、虐待が発生した事業所へのモニタリング調査を実施し、改善状況の確認及び適宜指導を行うことで、発生要因の改善や、適切な虐待防止策の実施を促進しました。さらに強度行動障がいを有する障がい児者を支援する施設等に対するコンサルテーションを実施することにより、強度行動障がいに適切に対応できる人材を育成しました。

(障がい福祉課)

3 残された課題

市町や事業所の職員は異動等による入れ替わりがあるため、関係機関に対する人材育成は今後も継続して実施していく必要があります。また、支援者が良い支援をするためには、人材育成に加えて、職員体制の充実を図っていく必要がありますが、多くの事業所が求人に苦労しており、福祉人材の安定的な確保が今後の大きな課題です。

(障がい福祉課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

引き続き、専門家チームの活用により障がい者虐待に関する事業所指導を強化するとともに、研修等の実施により市町職員や施設職員等の資質向上に取り組むことで、障がい者に対する虐待の未然防止を図ります。

また、強度行動障がいを有する障がい児者を支援する施設等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を行うことで、適切に対応できる支援スキルを持つ人材を育成し、施設職員等による虐待を未然に防止します。

(障がい福祉課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(3) 結婚・妊娠・出産を希望する人の願いがかなう地域社会の実現

少子化対策については、これまで、結婚・妊娠・出産を希望する人の願いがかなう地域社会の実現に向けて、「第二期希望がかなうみえ子どもスマイルプラン」に基づき、出会いの場の創出や安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けた取組等を行っているが、令和5年の合計特殊出生率は過去最低の1.29となるとともに、婚姻数も6,039件で前年比6.3%の減少となっている。

要因としては、子育てに対する経済的な負担や不安をはじめ未婚化の進展等が考えられる中、少子化の進展は地域社会のありように大きな影響を及ぼすことから、みえの縁むすび地域サポーターの活動等による出会いの支援やみえ子ども・子育て応援総合補助金等による安心して出産・子育てができる環境づくりなどに取り組んでいるが、結婚や妊娠・出産については、それらを望まない人も含めた個人のさまざまな考え方や価値観、生き方等が尊重されることが大前提であるとともに、結婚や出産を望んでいてもあきらめざるを得ないような経済、雇用、職場環境、その他子育て環境等の課題にも広く光をあてる必要がある。

このため、みえの出逢い支援事業やみえ子ども・子育て応援総合補助金については、事業の有効性の検証を行い必要な改善をするとともに、結婚や出産にかかわらず全ての人が生きづらさを感じることなく生き生きと活躍していくことができる社会を、関係部局と連携し構築していく中で、効果的な事業を展開されたい。

(少子化対策課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

(1) 出会いの支援

みえ出逢いサポートセンターにおいて、相談支援や市町等と連携した出会いの場の創出を行いました。また、結婚を希望する方同士のマッチングをボランティアで担う「みえの縁むすび地域サポーター」を養成・認定し、サポーターのネットワーク活動を通じて、結婚を希望する方の「1対1の引き合わせ」に取り組みました。なお、サポーターの養成にあたっては、環境生活部と連携し、多様性の尊重やアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）を自覚することなどについて研修を行い、取組を進める中で、先入観や価値観の押し付けにならないよう留意しました。

(2) 市町における子ども・子育て事業の支援

令和5年度に創設した「みえ子ども・子育て応援総合補助金」により、市町が地域の実情に合わせ、創意工夫を凝らして新たに実施する（拡充を含む）子ども・子育て支援事業に対して補助を行いました。

(少子化対策課)

2 取組の成果

(1) 市町と連携した出会いの場の創出や、「みえの縁むすび地域サポーター」による「1対1の引き合わせ」を実施しました。

<主な成果>

- ・市町と連携した出会いの場の創出 参画市町：26 開催数：12回 参加人数：276人

- ・1対1の引き合わせ サポーター認定者数：101人 引き合わせ利用者数：255人 引き合わせ数：247組

(2) 「みえ子ども・子育て応援総合補助金」により、多胎児家庭への家事支援事業や、子どもの居場所づくり・体験機会の創出など、市町が新たに実施する子ども・子育て事業を支援しました。

<主な成果>

- ・交付実績：29市町57事業（3億9万2千円） ※申請数：29市町109事業（11億863万9千円）

(少子化対策課)

3 残された課題

(1) 県の取組により結婚を望む方の希望がかなったかどうかについては、相談支援を行った方やイベントに参加した方を継続的にフォローすることが困難であり、かつ成婚の報告を強制することができないため、十分に把握、検証できているとはいえない。また、ボランティアに協力いただける範囲には限度があり、現在の仕組みのまままで「1対1の引き合わせ」を拡大していくことは難しい状況です。

※成婚報告数 令和6年度5件、事業開始（平成26年度）からの累計31件

(2) 総合補助金により、市町における子ども・子育て支援事業の拡充が進んでいます。今後は、補助金を活用した好事例が他の市町に広がるよう、各事業の効果の把握と、市町への情報提供に注力する必要があります。

(少子化対策課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

A Iとビッグデータを活用したマッチングシステムを導入することで、出会いの機会の拡充を図るとともに、全ての利用希望者を継続的に支援することで事業効果の把握につなげます。また、安全・安心な出会いの機会の提供につなげるため、マッチングシステム利用者の希望に応じて支援する新たなセンター制度を構築します。なお、出会い系支援事業の実施にあたっては、引き続き、個人の意思や希望を尊重し、人権やプライバシー等に十分に配慮するとともに、結婚を希望しない方等の思いにも寄り添いながら、先入観や価値観を押し付けることなく取組を進めていきます。

総合補助金については、引き続き補助を行いつつ、効果的な取組が他の市町にも広がるよう支援することにより、地域の実情に応じた子ども・子育て施策の充実を図ります。

(少子化対策課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(4) 幼児教育・保育サービスの充実

令和5年の合計特殊出生率は過去最低の1.29となったが、共働き世帯の増加等から依然として保育のニーズは高く、令和6年4月1日現在の県内の保育所等の待機児童数は、108人であるが、そのうち9割近くが0～2歳児となっている。

0～2歳児は、年度途中で保育需要が増加するとともに3～5歳児に比べて格段に手厚い保育士の配置が必要となるが、保育の現場では主として処遇や労働環境を要因とした離職等により保育士不足が続き、放課後児童支援員の不足と併せて、子どもを預けられる受け皿の確保は急務となっている。

このため、令和8年度からの「こども誰でも通園制度」の本格実施も見据え、引き続き待機児童の解消に向けて保育士が現場でやりがいをもって安心して働き続けられるよう、処遇改善をはじめ、保育支援者の雇用、ICT等を利用した業務負担の軽減などにより職場環境の改善を図るとともに、三重県保育士・保育所支援センターによる潜在保育士の現場復帰への支援等の人材確保に努めるなど保育サービスの充実を図られたい。

(子どもの育ち支援課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

保育士等の安定的な確保を図るため、三重県保育士・保育所支援センターにおける潜在保育士への就労相談や現場復帰支援、私立保育所等に対する低年齢児を受け入れるための保育士加配への補助、保育の周辺業務を行う保育支援者の雇用やICTの導入など職場環境の改善に取り組む保育所等への支援、保育士等の処遇改善の加算要件となるキャリアアップ研修を実施したほか、保育士をめざす学生に対する修学資金等の貸付事業を行いました。

さらに、令和6年度からは、臨床心理士の資格を持つ「保育士支援アドバイザー」によるアウトリーチの相談支援を実施することで保育所等の働きやすい職場環境づくりを進めました。

また、放課後児童支援員については、放課後児童支援員認定資格研修をオンラインによるe-ラーニングで実施するなど受講しやすい環境を整えながら実施しました。

(子どもの育ち支援課)

2 取組の成果

- (1) 保育士等の処遇改善の加算要件となるキャリアアップ研修について、8分野の全てをオンラインによるe-ラーニング形式の研修を実施しました。(キャリアアップ研修修了者 2,403人)
- (2) 保育士等の業務負担の軽減や働きやすい職場環境づくりを推進するため、園児や保護者に対する適切な対応方法や職員のメンタルヘルス等、保育に関する課題を抱える保育所等に対して「保育士支援アドバイザー」による相談支援を実施しました。(相談支援回数 17園のべ45回)
- (3) 放課後児童支援員認定資格研修については、保育ニーズが高まる夏休みにおける支援員確保を推進するため、令和6年度から夏休み前の研修を追加するなど、年間の研修回数を前期と後期の2回に増やして開催しました。(放課後児童支援員認定資格研修修了者数 前期 138人、後期 126人)

(子どもの育ち支援課)

3 残された課題

少子化が進む一方で、女性の就業率の上昇や共働き世帯の増加によって保育ニーズが高止まっている状況です。

また、保育の質の確保と向上に向けた保育士等の配置基準の改善や令和8年度からの「こども誰でも通園制度」の本格実施も見込まれることから、引き続き保育士等の安定的な確保に向けた取組を継続していく必要があります。

(子どもの育ち支援課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

上記の取組を継続するとともに、令和7年度から次の取組を加え、保育士等の確保に努めます。

- (1) 潜在保育士の現場復帰を推進するため、三重県保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士の同センターへの登録を促進するとともに、登録者に対しては求人情報の提供や職場復帰研修等の就労支援策を提案するなど、保育士の就労に係る人材バンクとしての機能を強化します。
- (2) 保育実習の質の向上を図り、指定保育士養成施設の学生の保育所等への就職を促進するため、保育所等の保育実習受け入れ担当者を対象とした研修を実施します。

(子どもの育ち支援課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 子ども・福祉部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(5) 児童虐待の防止

児童虐待相談対応件数については、令和5年度は速報値で2,162件となり前年度に比べ246件減少したものの、2,000件を超えた平成30年度以降高い数値で推移している。この間、児童虐待への対応については、AIを活用した対応の迅速化や業務の効率化、児童福祉司、児童心理司等の専門職の増員による児童相談体制の強化を図ってきたが、令和5年5月に虐待による死亡事案が発生した。

死亡事案の発生を受けて、要因・背景を検証し再発防止策等を検討するため「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会」(以下「検証委員会」)を設置するとともに、当面の対応として、対面による安全確認やリスクの再評価、人員増等を実施したが、検証委員会の報告書では、児童の安全確認のあり方、リスク評価におけるデータの範囲、AIを含めたツールの活用や再評価の方法、市町との情報共有や引継ぎ、役割分担の明確化等の連携、県や市町の体制や児童相談所職員の人材育成等のさまざまな課題が指摘されている。

このため、児童虐待により二度と子どもの命が失われることがないよう、市町等関係機関との役割分担を明確にしたうえで密接に連携を図るなど、検証委員会報告書の提言に対する対応策を一つ一つ着実に実行に移すとともに、新しい組織の下、階層別研修の実施等により専門人材を育成し対応力の強化に取り組み、徹底した再発防止に努められたい。

(児童相談支援課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

① リスクアセスメントシートの見直し

現行のリスクアセスメントシートの裏面に「望まない妊娠出産」「母子健康手帳未発行」などの出産の経緯や養育力をチェックする項目を追加し、調査することを徹底しました。

② 施設入所中の子どもと保護者の愛着形成の方策

乳児院に入所し、家庭復帰を予定している児童について、原則月1回以上の親子交流を実施しました。

③ 市町への引継ぎの徹底

市町と調整のうえ、施設などを退所する1か月前までに市町に引継ぎのための会議の開催を要請し、会議後に入所措置を解除することを徹底しました。

④ 市町における児童相談体制の強化

- 市町における児童相談体制強化及びこども家庭センターの設置・運営促進のため、市町児童相談アドバイザーを派遣し、こども家庭センター未設置の市町と県の間で定期協議を実施しました（計14回・3市11町）。
- 市町支援コーディネーターを本庁に配置し、市町の要保護児童対策地域協議会の運営の強化につながる助言・支援を行いました（定期協議：12市町、要対協運営向上意見交換会：3市町、要対協オブザーバー出席：10市町、こども家庭センター開設支援：1市町）。

⑤ 児童相談所や保育所等において身体状況の変化から予測される虐待の兆候と評価に係る研修の実施

- 児童相談所全職員を対象に、愛着形成の重要性や乳児期の虐待リスク、望まない妊娠や医療機関（健診）の未受診などの虐待につながりやすい要因等について、報告書で指摘のあった課題や提言内容を検討する対話型研修を実施しました。

北勢児童相談所 5月14日、5月22日

鈴鹿児童相談所 5月14日

中勢児童相談所 5月21日、6月5日

南勢志摩児童相談所 5月7日

伊賀児童相談所 4月30日

紀州児童相談所 5月28日

- 県内の主任保育士等を対象に、児童虐待対応の変遷や動向を含め、児童虐待死亡事例について振り返りながら、保育の現場で期待される役割や対応等について、児童虐待対応研修を実施しました（2月27日、3月10日）。

⑥ 児童相談所の人材育成計画を策定

高度な専門性と広い視野を持つ人材を育成し、三重県の児童相談体制の強化をめざす「三重県児童相談所職員人材育成計画」を策定しました。

2 取組の成果

- リスクアセスメントをする際に、医療機関の未受診など妊娠・出産期の課題をチェックし、対応しました。
- 家庭復帰に向け、定期的な親子交流を通して、家庭環境や親子関係の調整を図りました。

- ③ 家庭復帰後の地域のサポート体制を調整する準備期間を十分に設け、引継ぎの会議を開催し、入所措置を解除するよう徹底しました。
- ④ こども家庭センターの設置数（29市町中）15市町設置（設置率51.7%）
- ⑤ 児童相談所職員にとって今回の事例の課題や、児童相談所が求められていることを共有し、気づきや必要な改善点を考える機会となりました。
- 保育士を対象とした研修においては、受講者から、研修内容を現場に生かして、子どもや家庭をまるごと支援していくように努めていきたいなどの意見が多くあり、保育現場における虐待対応について理解を深める機会となりました。

（児童相談支援課）

3 残された課題

- ・体制づくり、関係機関との連携、人材育成についての取組は、引き続き着実に進めていく必要があります。
- ・「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づき、階層別研修の実施等により専門人材を育成し対応力を強化していく必要があります。

（児童相談支援課）

令和7年度以降実施予定の取組内容

- ・再発防止策を徹底していくとともに、引き続き、児童相談所をはじめとした児童相談体制の強化を図り、児童虐待の防止に向けた取組を進めます。
- ・児童相談所、警察、市町の3者による連絡会議を定期的に開催し、連携強化を着実に進めていきます。
- ・「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づき、児童相談所職員の意欲や能力を引き出し、發揮させることで、児童相談所の組織力の向上につなげ、三重県の児童相談体制の更なる強化をめざします。

（児童相談支援課）

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 子ども・福祉部

監査の結果

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。

- (1) 委託業者のシステム不具合により、異なる情報がマイナポータルに掲載された。 (障がい福祉課)
- (2) 保存期間満了前の公文書を紛失していた。 (障がい福祉課)
- (3) 指定管理者において、個人情報の漏えいの可能性のある事案があった。 (障がい福祉課)
- (4) 児童相談所が一時保護している児童への虐待があった。 (児童相談支援課)
- (5) 身体障害者手帳及び療育手帳において、マイナンバーの紐付けに誤りがあった。 (障害者相談支援センター)

講じた措置

1 実施した取組内容

- (1) 当該事案は、身体障害者手帳システムの不具合が原因で、身体障害者手帳の更新情報の一部がマイナポータルに反映されず、更新前の情報が表示されていた事案です。令和6年度の身体障害者手帳システムの保守・運用サポート業務委託の仕様書の一部を見直し、委託事業者に対して、トラブル発生時の報告体制を強化し、より安定したサービスの提供を求めることとしました。 (障がい福祉課)
- (2) 当該事案は、過去の文書を誤って廃棄してしまった事案であり、再発防止策として、過去の文書を参考にする場合は、閲覧かコピー対応とし、簿冊から抜き出さないようにするとともに、文書廃棄時には確認を徹底することとしました。また、あわせてコンプライアンス・ミーティングを通して、職員への注意喚起を図り、公文書の適切な管理、取扱いを徹底しました。 (障がい福祉課)
- (3) 当該事案は、指定管理者の職員が、インターネット閲覧中に遠隔操作され、インストールしたソフトウェアにより、パソコンがウイルスに感染したことが判明した事案です。県としては、事実関係の確認を行うとともに、速やかに、警察への相談を行うこと、漏えいの可能性のある関係者への周知と謝罪の通知をするよう指導しました。加えて、現地調査もを行い、個人情報を含むデータへのパスワード設定の厳格化など適切な情報管理が行われていたこと、外部からアクセスが確認されたのは2回のみであることがわかりました。再発防止に向けて、指定管理者の職員に対し、インターネット使用の際に不審な表示があった場合は、すぐに外部との接続を切断するなど適切な対応を徹底するよう指導するとともに、個人情報を含む情報管理研修を行いました。さらに、個人情報を含むデータにはパスワードの設定を徹底し、マイナンバーを含む紙資料は鍵付きロッカーへの保存を徹底しました。

令和6年度は年1回の実地検査において、引き続き個人情報が適切に管理されていることを確認しました。 (障がい福祉課)

- (4) 県において、一時保護所職員に研修を実施し、原因分析をしたうえで再発防止策を策定しました。また、外部機関が主催する複数の研修に参加することで、一時保護所職員全体の能力向上を図りました。さらに、令和6年に改正された国の一時保護ガイドラインを踏まえ、一時保護所内での対応方針を見直しました。 (児童相談支援課)
- (5) 障害者手帳申請書に新たにマイナンバーの確認欄を設ける変更を行い、市町へ通知しました。市町において手帳の申請書を受け付けた際、記載されたマイナンバーが本人の正しい番号であるか、確認の徹底を図りました。

県における手帳台帳システムへのデータ入力にあたっては、今回の事例を関係者で共有し、正しい手順を確認するとともに、複数の職員による確認の徹底を図りました。 (障害者相談支援センター)

2 今後の方針（取組予定等）

- (1) 委託事業者に対して、より一層安定したサービスの提供に努めるよう求めていきます。 (障がい福祉課)
- (2) 引き続き、コンプライアンス・ミーティングの機会を通して、公文書の適切な管理、取扱いについて周知していきます。 (障がい福祉課)
- (3) 同様の事案が発生しないよう、引き続き、インターネットの使用、個人情報の管理について注意喚起を行い、再発防止に努めていきます。 (障がい福祉課)
- (4) 引き続き、職員体制の確保、人材育成を行うとともに、子どもの権利擁護に係る取組を行い、再発防止に努めます。 (児童相談支援課)
- (5) 引き続き取組を継続し、再発防止に努めます。 (障害者相談支援センター)

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 収入未済	
① 収入未済額が令和5年度末現在 510,659,900円であった。	(地域福祉課、障がい福祉課、家庭福祉・施設整備課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、中勢児童相談所、国児学園、子ども心身発達医療センター)
② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。	(地域福祉課、障がい福祉課、児童相談支援課)
③ 督促状の発付をしていなかった。	(地域福祉課)
④ 債権管理自己検査をしていなかった。	(地域福祉課)
⑤ 督促状の発付をしていなかった。	(家庭福祉・施設整備課)
⑥ 督促状の発付をしていなかった。	(多気度会福祉事務所)
⑦ 債権管理簿を作成していなかった。	(子ども心身発達医療センター)
⑧ 督促状の発付をしていなかった。	(子ども心身発達医療センター)
⑨ 督促状の発付が遅延していた。	(子ども心身発達医療センター)
⑩ 督促状で指定する納期限を誤っていた。	(子ども心身発達医療センター)
イ 収入事務	
① 外来診療に係る使用料について診療日に調定をしていなかった。	(子ども心身発達医療センター)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 収入未済	
①②	
・部長を会長とする「子ども・福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、債権処理計画（未収金の回収・整理の目標）を決定・公表し、収納促進に取り組みました。	
・決定した債権処理計画に基づき、計画的な徴収に努めました。特に徴収強化月間には、電話、文書による催告及び自宅への訪問の強化や、連帯保証人に対する催告を実施することなどにより、未収金の発生防止と徴収に努めました。	
・未収債権管理徴収事務支援員を配置し、地域機関の職員とも連携し、滞納者の現状把握、未収金の徴収に努めました。	
・地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の徴収を計画的に進行管理するとともに、関係部署が情報共有しながら連携して徴収に取り組みました。	
・債務者の生活状況を勘査し、分納等の対応を行うことにより、納付が滞らないように取り組みました。	
・新たな未収金の発生と増加を防ぐため、面談を行い相手方の状況を確認し、一括での納入が難しいと思われる場合は、分納を提案する等、早期の解消に努めました。	
・催告状の返戻等に対して、所在調査や相続調査を実施し、適正な債権管理を図りました。	
・分納が途切れで連絡がつかなかった債務者について、訪問時間や電話をかける時間を工夫したことにより連絡がつき、分納が再開しました。	
(地域福祉課、障がい福祉課、児童相談支援課、家庭福祉・施設整備課、津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、中勢児童相談所、国児学園、子ども心身発達医療センター)	
③ 督促状が送付されていなかった債権について、令和6年6月25日付けで督促状を送付しました。	(地域福祉課)
④ 債権管理の事務に関する自己検査を実施し、適正な債権管理を図りました。	(地域福祉課)
⑤ 一括納付が困難で分納誓約を結んだ債務者についても、納付されない場合には督促状を送付しました。	(家庭福祉・施設整備課)
⑥ 督促状の送付について、納期限後20日以内に送付するよう確認し、定期的な送付を徹底しました。	(多気度会福祉事務所)
⑦～⑩	
三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の規定等を改めて確認し、適切な事務処理を行うよう徹底を図りました。また、納付期限内に納付されない場合は、規定に基づき督促を行うこととしました。	(子ども心身発達医療センター)
イ 収入事務	
① 診療費等は、三重県立子ども心身発達医療センター条例及び三重県会計規則に基づき処理しているところですが、外来診療費については、時間外・土日診察など当日の納付や調定が困難なケースがあります。このことから、診察等を受けた当日に納付されなかったケースについて、ケースごとに課題を整理し、必要な対応を検討しました。	(子ども心身発達医療センター)

2 今後の方針（取組予定等）

ア 収入未済

①②

- ・「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「三重県公債権の徴収に関する条例」に基づき、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。
- ・子ども・福祉部所掌未収金対策会議において年度当初に債権処理計画を立て、この計画に基づき計画的に、催告、督促、訪問徴収等を行い、未収金の発生防止と減少に努めます。
- ・未収債権管理徴収事務支援員を引き続き配置し、未収金の徴収に努めます。
- ・未収金担当者会議や研修会を行い、債権管理の適切な執行を周知徹底します。
- ・地域機関においても、所内未収金対策会議などを開催し、未収金の適切な管理・徴収を図ります。
- ・一括での納入が難しいと思われる場合は、分納を提案・説明する等、未収案件の削減に努めます。

(地域福祉課、障がい福祉課、児童相談支援課、家庭福祉・施設整備課、
津保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、
紀南福祉事務所、中勢児童相談所、国児学園、子ども心身発達医療センター)

③④ 返還が発生した場合は、納期限経過後 20 日以内に督促状を発付することを徹底します。また、速やかに債権管理簿を整備し、定められた債権管理自己検査を徹底するなど、未収金の適正な債権管理に努めます。
(地域福祉課)

⑤ 返還が発生した場合は分納誓約を結んだ場合でも納期限から 20 日までの間に納付がなかった場合は、例外なく督促状を送付することを徹底し、未収金の適切な管理・徴収に努めます。
(家庭福祉・施設整備課)

⑥ 引き続き、関係規定の周知徹底を行い、適切な事務処理に努めます。
(多気度会福祉事務所)
(子ども心身発達医療センター)

イ 収入事務

① 診察等を受けた当日に納付されなかったケースについて、可能な限り速やかな対応ができるよう、収納委託業者との事務処理の見直しを行うなど必要な対応を行い、今後も適切な事務処理に努めます。
(子ども心身発達医療センター)

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置） 部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
ア 業務委託	支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
① 【三重県障害者社会参加推進センター設置運営委託】	・履行確認書を作成していなかった。 (障がい福祉課)
② 【アドボケイト派遣事業委託】	・契約伺いを作成していなかった。 ・契約相手方から実績報告書の提出を受けていなかった。 ・履行確認書を作成していなかった。 (児童相談支援課)
イ その他の支出事務	
① 扶助費の二重払いによる歳出戻入を行っていた。	(多気度会福祉事務所)
② 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(中勢児童相談所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 業務委託	
① 三重県会計規則等の支出に関する適正な取扱いについて、所属内職員に周知徹底しました。	(障がい福祉課)
② 契約伺いについては、三重県会計規則等、職員が契約や支出に関する取扱いに習熟していなかったことが原因であり、適正な事務処理が徹底されるよう周知するとともに、複数の職員によるチェックを徹底しました。	
	また、実績報告書については、早々から契約相手方との進捗確認を行っておりましたが、修正等のやり取りが多く履行確認書の未作成が発生しました。今後は、より早期から契約相手方との進捗確認や催促を行い適正な事務処理を行います。 (児童相談支援課)
イ その他の支出事務	
① 担当職員不在時に別の職員が処理を行いましたが、担当職員がそれを知らずに二重で処理を行ったものです。担当職員に代わって処理を行ったときは、その旨を課内職員に情報共有するよう徹底しました。	(多気度会福祉事務所)
② 確認する書類を誤ったことが原因のため、決裁が完了した書類の原本を確認することを徹底しています。 (中勢児童相談所)	
2 今後の方針（取組予定等）	
ア 業務委託	
① 引き続き、適正な事務処理に努めます。	(障がい福祉課)
② 引き続き、適正な事務執行に努め、再発防止に取り組みます。	(児童相談支援課)
イ その他の支出事務	
① 引き続き再発防止に努めます。	(多気度会福祉事務所)
② 引き続き、適正な事務執行に努めます。	(中勢児童相談所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(3) 貢産管理等の状況	
財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後適正な事務処理及び発生防止に努められたい。	
ア 公有財産の管理	
① 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告を行っていなかった。 (障がい福祉課)	
② 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告を行っていなかった。 (子ども心身発達医療センター)	
③ 行政財産の貸付に係る管財課長への報告を行っていなかった。 (子ども心身発達医療センター)	
イ 金品亡失（損傷）	
① 公用携帯電話の紛失 (北勢福祉事務所)	
② P H S の紛失 (損害額 25,380 円) (子ども心身発達医療センター)	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 公有財産の管理	
① 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告業務が必要であることを職員間に周知徹底するとともに、当該業務を引継書にも明記し、再発防止を図りました。 (障がい福祉課)	
②③ 担当者と根拠規定及び手続きの再確認を行うとともに、報告状況を適切に把握するため、報告（D-B O X登録）後、D-B O Xの画面を印刷し、報告の証拠書類として保存することとしました。 (子ども心身発達医療センター)	
イ 金品亡失（損傷）	
① 物品の適切な管理について注意喚起を行うとともに、公用携帯電話使用簿により使用者と持出・返却時間に記載して管理することとしました。 (北勢福祉事務所)	
② 部署の責任者などが出席する会議において、行政財産の適正な取扱いについて注意喚起を行いました。 (子ども心身発達医療センター)	
2 今後の方針（取組予定等）	
ア 公有財産の管理	
① 同様の事案が発生しないよう、適正な業務執行に努めます。 (障がい福祉課)	
②③ 報告漏れが発生しないよう、適切な処理に努めます。 (子ども心身発達医療センター)	
イ 金品亡失（損傷）	
① 引き続き、所属職員に対して注意喚起を行い、物品の適正な管理に努めます。 (北勢福祉事務所)	
② 職員の意識を高めるため、会議などで注意喚起を定期的に行うなどして、物品の適正な管理に努めます。 (子ども心身発達医療センター)	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(4) 交通事故	職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。
① 人身事故 (負担割合：県 100%、相手 0%)	(物損額：県 747,725 円廃車、相手 1,001,704 円) (治療費等：県 0 円、相手 90,052 円)
② 物損事故 (物損額：県 158,367 円)	(北勢福祉事務所) (中勢児童相談所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 事故発生後、所属内で情報を共有し、安全運転の徹底について注意喚起を行うとともに、運転者に交通安全研修へ参加させ、安全運転意識の向上を図りました。	(北勢福祉事務所)
② 交通事故の防止対策として、以下の取組を推進しました。	
・事故が発生した場合、事故を起こした職員が所属する児童相談所長あてに「交通事故再発防止レポート」を提出し、所属内で事故についての情報共有を行うことにより、交通安全に関する意識の向上に努めています。	
・「交通事故・交通違反防止等の徹底と事故発生時の対応について」を各児童相談所長の連名で児童相談所全職員あてにメール送信し、急ぎの場合でも冷静に運転すること、同乗者の運転補助による事故の防止について、周知、依頼を行いました。	(中勢児童相談所)
2 今後の方針（取組予定等）	
① 所属内会議等、あらゆる機会を通じて交通事故防止に関する注意喚起を行い、適切な公用車の運転に努めるとともに、交通安全研修への積極的な参加を促します。	(北勢福祉事務所)
② 交通事故の防止に向け、冷静な運転を心がけるよう職員全体の意識付けのための取組を継続します。	(中勢児童相談所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 子ども・福祉部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(5) その他	
財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。	（北勢福祉事務所）
② 金品亡失（損傷）報告書の提出が2件遅延していた。	（子ども心身発達医療センター）
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 金品亡失（損傷）報告書の速報は報告していたものの、確報の提出時期の認識誤りのためであり、報告手順を再度、周知しました。	（北勢福祉事務所）
② センターの幹部が出席する会議において、金品亡失時、交通事故発生時の手続きについて改めて周知するとともに、金品亡失については疑いの段階も含め、速やかに総務企画課へ報告するよう徹底を図りました。	（子ども心身発達医療センター）
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き、上記取組を実施して適正な事務処理に努めます。	（北勢福祉事務所）
② 会議などで手続きの周知を定期的に行い、適切な対応に努めます。	（子ども心身発達医療センター）

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(1) 交通安全対策の推進

令和5年中の交通事故死者数は前年より6人増加の66人となり、5年ぶりに増加に転じるとともに、人口10万人あたりの死者数は全国ワースト2位（前年7位）となった。その中で、交通事故死者数のうち65歳以上の高齢者は、前年より8人減少の33人、構成率は前年より18.3ポイント減少の50.0%となったが、死者数の半数を占めている。また、飲酒運転による人身事故件数は、前年より10件減少の32件となつたが、依然として根絶には至っていない。

近年、全国における交通事故全体に占める自転車関連事故の割合が高まっていることを踏まえて、自転車損害賠償責任保険等への加入の義務付けなどを行つたが、民間損害保険会社による全国調査では、本県の加入率は61.2%で全国平均の65.6%を下回っている。また、令和5年4月の道路交通法改正により、自転車を利用する全ての人に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたが、本県の着用率は、全国平均の13.5%を上回っているものの約3割にとどまっている。

このため、引き続き関係機関と連携を図り、三重県交通安全条例等に基づく広報啓発をはじめ、特に高齢者や交通弱者（歩行中、自転車乗車中）が当事者となる交通事故対策に重点を置いた交通安全教育や、SNSを活用した動画配信等による飲酒運転の根絶に向けた取組を一層強化するとともに、自転車損害賠償責任保険等への加入や自転車利用者へのヘルメット着用などについては、学校行事や商業施設等でのさまざまな広報活動を通じてより効果的な啓発に取り組まれたい。

(くらし・交通安全課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

- ① 交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図るため、「三重県交通対策協議会」の推進機関・団体（121機関）と連携・協力し、四季の交通安全運動等を通じて、「こどもと高齢者の交通事故防止」や、「横断歩道における歩行者優先の徹底」、「飲酒運転等の根絶」、「自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底」などについて啓発するとともに、ラジオ・新聞やテレビのWeb配信サービス等を活用した啓発動画（横断歩道の一時停止や自転車ヘルメット着用等の4つのテーマ）による効果的な広報を展開しました。
 - ② 三重県交通安全研修センターでは、幼児から高齢者、指導者など対象に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組むとともに、高齢者や交通弱者（歩行中、自転車乗用中）の事故事例等に触れながら、具体的な事故防止対策の指導を行いました。
 - ③ 飲酒運転根絶に向け、規範意識の定着を図るため、テレビのWeb配信サービス等による広報を実施するとともに、コンビニや飲食店等におけるステッカー・ポスター等を活用した啓発に取り組みました。また、再発防止対策として、飲酒運転違反者に対し、アルコール依存症に関する診断の受診促進や、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、専門の相談員による助言・指導を行いました。
 - ④ 自転車損害賠償責任保険等への加入義務について、Web広告等を活用した周知啓発に取り組むとともに、eモニター等を活用し、加入率や加入義務についての認知度等の把握に努めました。
- また、自転車ヘルメット着用については、大型商業施設でのイベントや大学祭等においてヘルメットの展示・チラシ配布等による啓発を行うとともに、テレビのWeb配信サービス等による広報を実施しました。
- 特に着用率が低い高齢者については、着用率を向上させるため、高齢者がモニターとして実際にヘルメットを着用する「見せる啓発」を実施しました。

(くらし・交通安全課)

2 取組の成果

- ① 交通事故死事故は長期的に減少傾向となっており、令和6年の死亡事故件数は前年と比べ16件減の45件、死者数は20人減の46人となり、統計が残る昭和29年以降最少となりました。そのうち、65歳以上の高齢者は25人で、前年と比べ8人減少しました。また、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）の交通事故死者は19人で、前年と比べ6人減少しました。
- ② 横断歩道の一時停止や自転車ヘルメット着用等の4つのテーマについて、テレビのWeb配信サービス等により広報しました。（4テーマ計265万回配信）
- ③ 三重県交通安全研修センターでは、利用者4,102人（対前年比240人増）、指導者養成・資質向上講座受講者1,237人（対前年比97人減）、高齢者講習受講者321人（対前年比106人減）となりました。
- ④ 飲酒運転根絶に向け、県政だよりみえ（1回）・ラジオ（7回）・テレビのWeb配信サービス等の広告（66万回配信）による広報、道路電光表示板による注意喚起、大型商業施設や大学祭等での啓発（9回）のほか、コンビニや飲食店等でのステッカー・ポスター等を活用した啓発を重点的に行うとともに、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、違反者等への助言や指導（74件）を行いました。しかし、令和6年の飲酒運転事故件数は昨年より9件増加し、41件となりました。

自転車損害賠償責任保険等の加入義務について、Web広告（48万回配信）による広報を行いました。なお、令和7年3月に発表された民間保険会社による自転車損害賠償責任保険等の加入率は60.1%となり、前年を1.1ポイント下回りました。

自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び自転車ヘルメット着用については、県公式YouTubeチャ

ンネルやテレビのWeb配信サービス等の広報（126万回配信）による広報、高校の文化祭・商業施設等での啓発（12回）を行い、特にヘルメット着用については、着用の努力義務化や着用の重要性について周知を図りました。また、高校生のヘルメット非着用での死傷事故の発生を受け、高校生向けに着用啓発チラシを作成し、各学校へ配付したほか、ラジオで交通事故被害者遺族の方から、ヘルメット着用の重要性等を呼び掛けさせていただくとともに、高校放送部によるご遺族の手記の朗読を放送しました。そのほか、高齢者モニターとして、74名の方に「見せる啓発」に協力いただきました。

なお、令和6年に警察庁より公表された県内の自転車ヘルメット着用率は29.2%（全国8位）で、前年を2.7ポイント上回りました。

（くらし・交通安全課）

3 残された課題

- ① 交通事故件数や人身事故件数は減少傾向にあるものの、交通事故死者に占める高齢者の割合が5割を超えており、交通事故死者の約4割が交通弱者（歩行中、自転車乗用中）となっていることを踏まえ、引き続き、交通事故実態を捉えた取組が必要です。
- ② 三重県交通安全研修センターにおいて、利用者数の更なる増加に向けた取組が課題となっています。
- ③ 令和6年中の飲酒運転事故件数は、前年と比べ9件増の41件となりました。飲酒運転の根絶について、より多くの県民の皆さんへ周知するため、関係機関・団体と連携し、規範意識の定着に向けた取組に注力する必要があります。
- ④ 自転車のヘルメット着用が令和5年4月から努力義務となったものの、県内の着用率は3割程度に留まっていることや、ヘルメット非着用者の死傷事故が多く発生していることなどから、特に着用率の低い若年層や高齢者の着用率向上が喫緊の課題となっています。

（くらし・交通安全課）

令和7年度以降実施予定の取組内容

- ① 四季の交通安全運動等では、関係機関・団体と連携し、交通事故実態を踏まえた重点項目を中心とした交通事故防止活動に取り組みます。
- ② 三重県交通安全研修センターにおいて、参加・体験・実践型の研修を実施するとともに、地域や職域の指導者育成等に取り組みます。
- ③ 飲酒運転の根絶に向け、規範意識の定着のため、令和6年度制作の啓発動画を活用し、さまざまな広報媒体等による啓発に取り組むとともに、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を行います。また、再発防止のため、飲酒運転違反者に対して、アルコール依存症に関する診断の受診促進（受診義務通知・勧告・再勧告）を行うとともに、違反者やその家族に対し、専門の相談員による助言・指導を行います。
- ④ 自転車損害賠償責任保険等の加入義務については加入率等の状況を踏まえ、啓発動画等を活用して周知啓発に取り組みます。また、自転車のヘルメット着用等の安全利用については、イベント等において広く啓発するとともに、令和6年度制作の啓発動画を活用し、特に、高校生や大学生、高齢者を対象とした広報を実施します。また、自転車ヘルメット着用を含めた交通安全意識の向上に向け検討する場を設置し、議論を進めます。

（くらし・交通安全課）

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(2) 人権が尊重される社会づくり

人権が尊重される社会づくりの推進については、「三重県人権施策基本方針」（令和6年3月に改定）及び令和2年3月に策定した「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（令和6年3月に第五次プランに改定）に基づく人権施策を推進しており、令和5年4月には「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「条例」）に基づき相談・紛争体制を整備し、相談対応を迅速かつ的確に行うため、人権センターに弁護士や臨床心理士からなるアドバイザーを配置している。

そうした中、令和5年度の差別事象は前年度に比べ30件増加の177件となっているが、11月には、県内に勤務する教育公務員が部落差別を行い、条例に基づく「説示」が出される事案が発生した。

このため、引き続き国や市町をはじめさまざまな主体と連携・協働し、相談窓口職員の資質向上など、条例を踏まえた相談体制等の充実に努めるとともに、同和問題に重点を置いた研修や啓発を行うなど、差別を解消し人権が尊重される社会づくりを推進されたい。

また、近年は、インターネットやSNS上でのプライバシーの侵害や個人等への誹謗中傷、性的志向・性自認に関する人権侵害などの新たな人権課題が発生している。このため、インターネット等の利用については、関係機関と連携し、特に若年層を中心により効果的な啓発活動に努めるとともに、引き続き、インターネット等への差別的な書き込みのモニタリングを行い、人権侵害にあたる書き込み等を早期に発見し、管理者等に対して削除要請を行うなどの取組を推進するほか、誹謗中傷などを受けた県民等に対する相談体制についても充実や周知を図られたい。

(人権課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

- ① 啓発等については、国や市町をはじめさまざまな主体と連携・協働し、商業施設等での移動人権啓発やスポーツ組織と連携した啓発イベント等を実施するとともに、人権センターを活用したイベント・講演会を実施しました。また、県広報紙、テレビ、ラジオ等の各種媒体での啓発や差別をなくす強調月間（11/11～12/10）においては、国・市町とともに主要駅や商業施設での街頭啓発を行いました。
- ② 相談体制等の充実や相談窓口職員の資質向上については以下の取組を行いました。
 - (1) 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく相談対応を迅速かつ的確に行うため、人権センターに課長級の職員を配置するとともに、ケース検討会議を開催し、臨床心理士から職員がアドバイスを受ける機会を設けました。（23日）
 - (2) 人権相談へのアクセス方法を増やし、より相談しやすい体制を構築するため、新たにLINE相談窓口を設置しました。
 - (3) 相談機能を有する公的な相談機関18機関によるネットワーク会議を開催し、情報共有や意見交換を通して相談機関相互の連携強化、相談員同士の関係の構築を図りました。（令和6年7月18日開催）
 - (4) 県内各種相談機関の相談員を対象としたスキルアップ研修を12回開催し、相談員の資質向上を図りました。（総参加者687名）
 - (5) 人権センターの職員及び相談員を対象に、臨床心理士や、いのちの電話相談員による研修を行ったり、個々の職員がそれぞれ必要とする内容の研修を幅広く受講したりすることで、相談対応のブラッシュアップを図りました。（臨床心理士による研修：1日　いのちの電話相談員による研修：1日　個別研修：10月から3月に実施）
- ③ 教育公務員による部落差別事案の発生を受け、二度とこのような事案が発生しないよう、全庁で事案を共有するとともに、本庁職員人権研修の内容や開催方法を見直し、動画による基本研修を受講した後、部落差別についての理解を深める演習形式の研修を実施しました。また、県内全市町を訪問し、職員研修の充実について働きかけました。
- ④ インターネット等を用いた差別的な書き込みの防止に向けた啓発については、SNS広告（LINE）による動画啓発やテレビでの啓発を行いました。インターネットを通じて行われる人権侵害行為については、年間を通じてモニタリングを実施し、サイト管理者に対して89件の削除要請を行いました。また、モニタリングや削除要請の方法、市町の取組等を学ぶ研修会を令和7年1月に実施しました。

(人権課)

2 取組の成果

- ① 差別をなくす強調月間（11/11～12/10）を中心に、さまざまな機会を通じて人権啓発や研修を実施し、不当な差別のない人権が尊重される社会の実現に向け、県民の意識向上に努めました。
- ② ネットワーク会議の開催により、相談機関相互の連携強化、相談員同士の関係の構築が図されました。スキルアップ研修を開催し、相談員の資質向上が図られました。また、心理学に基づく知識や技術について、臨床心理士からアドバイスを受けることにより、より適切な相談対応に結びつきました。
- ③ 職員一人ひとりが人権感覚を磨き、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、職員研修等を実施した結果、差別解消三法や、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」の認知度が上がりました。特に、演習形式を取り入れたことで職員の部落差別に対する理解が深まりました。
- ④ LINEによる啓発については、表示回数5,995,712回、クリック数36,096回（令和6年11月8日～令

和7年1月8日)ありました。

モニタリング事業により削除要請を行ったもののうち、20件の書き込みが削除されました。

3 残された課題

インターネット上では、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなどの人権にかかわる問題が跡を絶たず、特に、部落問題（同和問題）については、同和地区の摘示や偏見に基づいた表現が多く見受けられます。一旦インターネット上に発信された情報は瞬時かつ広範に伝播し、インターネット上から完全に削除することは容易ではなく、インターネット上の差別的言説を鵜呑みにする人もあることから、これまで以上に広く人権啓発を実施していく必要があります。

(人権課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

- ① 引き続き、国や市町、関係団体と連携・協働しながら、さまざまな機会を通じて人権啓発や研修を実施し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて取り組みます。
- ② ネットワーク会議、スキルアップ研修、弁護士や臨床心理士によるアドバイス、臨床心理士による研修等を引き続き実施し、相談体制等の充実や相談窓口職員の資質向上を図ります。
- ③ 職員人権研修については、各部局の人権監及び人権担当者で構成する人権監会議等で内容や実施方法について検討し、プラッシュアップを図ります。
- ④ 引き続き、LINE広告を活用し、インターネット等を用いた差別的な書き込み防止に向けた啓発を行うとともに、若年層を中心にインターネットユーザーをターゲットとした啓発活動に努めます。また、令和7年度は新たに県民の皆さん人が人権問題について考えるきっかけを作るため啓発動画作品を募集し、SNS等で発信します。また、インターネット上の人権侵害に対し、差別的な書き込みのモニタリングを実施するとともに、インターネット上の人権侵害の実態把握や削除要請の方法について、県・市町職員等を対象に説明会を開催します。

(人権課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(3) ダイバーシティの推進

ダイバーシティ社会の推進については、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」(平成29年12月)を策定し、ダイバーシティの考え方の浸透を図る取組を進めており、特にLGBTをはじめとする多様な性的指向や性自認については、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」(令和3年4月)(以下「条例」)に基づき、県民向けの啓発イベント等の実施や「みえにじいろ相談(電話・SNS)」の開設とともに、「三重県パートナーシップ宣誓制度」(令和3年9月)の運用と利用先の拡充や他の地方公共団体との連携についても検討を進めている。

また、国においては、令和5年6月に性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体は、国民への知識の着実な普及や相談体制の整備等の施策を講じるよう努めることとされた。

性的指向や性自認が多様であることへの県民の理解がまだ十分とはいえない中で、条例の趣旨を踏まえて、性の多様性についての理解が広がり、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりをめざし、引き続き、国の動向や全国のさまざまな取組事例も踏まえ、一層の県民への普及・啓発や相談体制の充実等を図られたい。

(ダイバーシティ社会推進課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

- ① 県民及び県内企業等が性の多様性に関する理解を深めていくため、県民向け啓発ハンドブック「みえにじいろスタートブック～性の多様性ってなんだろう？～」(令和7年1月作成)や企業向けガイドブック「性の多様性を認め合い、誰もが働きやすい職場づくりのために」(令和4年3月作成)の内容をもとにした県民・企業向け研修用動画を作成しました。(令和7年1月)
- ② 性の多様性の理解の促進に向けて、各種広報媒体を通じ、県民や企業・団体等への普及啓発に取り組みました。
- ③ パートナーシップ宣誓制度による利用先の拡充に向けて、県内の市町、医療機関、民間事業者に働きかけをしました。
- ④ 性の多様性に関するさまざまな悩みを抱える当事者や周囲の方などを対象に、幅広く対応していく相談窓口として、「みえにじいろ相談」を設置しました。(電話相談(月2回)、SNS相談(月2回))
- ⑤ L G B T Q等の当事者の方や、ご家族や友人等が気軽に集まり、安心して意見交換や情報収集ができるよう交流会を開催しました。(令和6年11月)

(ダイバーシティ社会推進課)

2 取組の成果

- ① 県民や企業の性の多様性に関する理解を深めていくため、県民向け啓発ハンドブック「みえにじいろスタートブック～性の多様性ってなんだろう？～」、県民・企業向け研修用動画「性の多様性ってなんだろう？」を作成し、関係機関へ配布し、県HPにて周知しました。(令和7年1月)
- ② 条例やパートナーシップ宣誓制度について、県の広報誌やメディア等を活用して、広く県民向けに周知しました。(広報誌「県政だよりみえ」1回、テレビ番組「県政だよりみえ」1回)
- ③ パートナーシップ宣誓制度による利用先の拡充に向けて、県内の市町、医療機関、民間事業者に働きかけをするとともに、制度利用者が転居する際の負担軽減を目的として、パートナーシップ宣誓制度を持つ全国19府県151市町による自治体間連携を開始しました。(令和6年11月)
- ④ 性の多様性に関する相談「みえにじいろ相談」を行いさまざまな相談に対応しました。(電話相談67件、SNS相談38件)
- ⑤ L G B T Q等当事者の方、ご家族や友人、アライの方を対象として、気軽に交流でき、L G B T Q等の当事者の方々の医療に関することが相談できるコミュニティスペースを開設しました。(令和6年11月)

(ダイバーシティ社会推進課)

3 残された課題

引き続き、性の多様性に関する理解を促すための啓発、性の多様性に関する相談窓口、パートナーシップ宣誓制度による利用先の拡充等を通じて、多様な性的指向・性自認に対する社会の理解が広がり、当事者の不安や困難の解消につながり、性的指向・性自認にかかわらず誰もが暮らしやすい社会への環境整備を進めていく必要があります。

(ダイバーシティ社会推進課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

国の動向などを踏まえつつ、性の多様性に関する理解促進を図るよう、啓発ハンドブック等を活用しながら、県民や企業等を対象とした研修をはじめとした啓発の取組を進めています。

また、性の多様性に関するさまざまな悩みに対応する「みえにじいろ相談」の運用や、当事者や関係者による交流会を開催し、当事者等の支援の充実を図るとともに、パートナーシップ宣誓制度による利用先の拡充を図ります。

(ダイバーシティ社会推進課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(4) 女性活躍の推進

男女共同参画・女性活躍推進については、「第3次三重県男女共同参画基本計画」及び「第一期実施計画」(令和3年3月)を策定し、男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県民へのセミナーを開催するなど男女共同参画意識の普及啓発を図るとともに、さまざまな悩みを抱える女性のための総合相談や県内企業・団体等で構成する「女性の大活躍推進三重県会議」などと連携した取組を行っている。

そうした中、令和5年度三重県内事業所労働条件等実態調査等では、県内事業所の女性管理職の割合は、前年度より2ポイント増加の15.9%、県・市町の審議会等における女性委員の割合は、前年度より0.3ポイント増加の28.8%となっており、いずれも徐々に比率は高くなっているが、指導的地位や政策・方針決定過程への女性の参画は未だ十分とはいえない状況である。

また、本県は「都道府県版ジェンダーギャップ指数2023」で経済分野におけるジェンダーギャップ指数が全国46位と低位であり、女性が自身の望む働き方やキャリア・ライフプランを達成するうえでジェンダーギャップの解消に向けた取組が求められており、その解消に向けて開催した「みえ働くサスティナラボ」では県や企業への提言等が出されている。

このため、引き続き、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消等の啓発に取り組むとともに、「みえ働くサスティナラボ」で出された県や企業への提言等を踏まえ、働く女性のロールモデルについての情報発信や企業リーダー層の意識啓発・社内風土醸成に向けた取組を進めるなど、関係機関や企業等と連携し、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や誰もが働きやすい職場環境の整備を推進したい。

(ダイバーシティ社会推進課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

- ① 固定的性別役割分担意識の解消に向けて、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、各種啓発イベントや出前講座等を行いました。
- ② 働く女性のキャリア継続やキャリアアップを支援するため、県内で活躍する女性リーダー（ロールモデル）や若手・中堅女性を対象とした交流会を行いました。（令和6年6月、9月）
- ③ 性別役割分担にとらわれない働き方の推進と職場環境づくりに向けた意識啓発や機運醸成を図るため、企業等のトップ・リーダー層を対象としたワークショップや本気宣言を行いました。（令和6年9月～1月）
- ④ 固定的性別役割分担意識をはじめとして、男女共同参画等に関する県民の意識の実態等を把握して県の施策に反映するため、県民を対象としたアンケート調査を行いました。（令和6年8月）
- ⑤ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、県民が政治を身近に感じて興味関心を抱けるよう講演会とワークショップを県議会と連携して開催しました。（令和6年11月、12月）

(ダイバーシティ社会推進課)

2 取組の成果

- ① 男女共同参画社会づくりのために、県内各地の人々が一堂に会し、さまざまなテーマで考え方交流する場として、「男女共同参画フォーラム」を開催しました。（令和7年3月開催 202名参加）

また、男女共同参画、セクシャルハラスメント、DV防止などさまざまなテーマに、三重県内の企業、団体、グループを対象とした出前講座「フレンテトーク」を実施しました。（150件）
- ② 女性ロールモデルの意見交換会及び働く女性のキャリアの継続やキャリアアップに向けて、県内企業で活躍している女性ロールモデルと若手・中堅女性の交流会を実施しました。（令和6年6月開催「集まれ！ロールモデル&みえたま塾修了生」8名参加、令和6年9月開催「M E E T ! ロールモデル」28社44名参加）
- ③ ジェンダーギャップ解消に向け、企業等のトップ層の気づきと実践を促すワークショップ「変革はトップから！明日からできる実践塾～女性も男性も活躍できる職場づくり～」を経済団体と連携して開催しました。（第1回14社15名参加、第2回11社12名参加、第3回15社15名参加）

また、ジェンダーギャップ解消等に向け企業等のトップ層が企業風土の変革や労働慣行の見直しに取り組む「企業トップの熱い思いの本気宣言」を、社内外へ広く発信する取組を実施しました。（55社・団体参加）
- ④ 男女共同参画やジェンダーギャップに関する県民の意識の実態等を把握するため、県民を対象として「令和6年度 男女共同参画とジェンダーギャップに関する県民意識調査」を実施しました。（令和6年8月）
- ⑤ フレンテみえにおいて、女性の政策・方針決定過程参画を促すため、講義、ワークショップ、議場見学、女性県議会議員との意見交換等を行う講座「『政治に关心がない』『全然分からぬ』って言ってるまでいいの？」を開催しました。（令和6年11月～12月開催 延べ68名参加）

(ダイバーシティ社会推進課)

3 残された課題

引き続き、ジェンダーギャップの解消・男女共同参画社会の実現に向けて、性別による固定的な役割分担にとらわれない多様な生き方を選択できる社会の実現、政策・方針決定過程への女性の参画の促進、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境づくりを推進するため、県民意識調査で分析した課題等を踏まえつつ、県民や企業等のトップ・リーダー層に対する意識啓発、企業による職場環境づくりの推進、働く女性のキャリアデザイン支援等について、フレンテみえ、市町、企業、経済団体等と連携して取り組んでいく必要があります。

(ダイバーシティ社会推進課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

ジェンダーギャップを解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍でき、性別役割分担にとらわれない働き方を推進するため、県内企業等と連携し、企業等のトップ・リーダー層の意識啓発のための先進企業訪問・ワークショップ等、働く女性のロールモデルとの交流会、県内の先進企業や活躍する女性等の情報を一元的に発信するポータルサイト整備等を行います。

(ダイバーシティ社会推進課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 環境生活部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(5) 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止及び早期発見・早期是正と循環的利用

令和5年度に新たに確認された産業廃棄物の不法投棄件数は、前年度に比べ13件減少し40件と改善したものの、不法投棄量は167トン増加し676トンとなっている。

このため、排出事業者が責任を持って適正処理を行うよう、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく排出事業者責任の普及啓発や電子マニフェスト制度及び優良認定処理業者制度の活用促進等により、未然防止に継続的に取り組むとともに、市町や関係機関等との連携による監視活動や廃棄物スマート番をはじめとする各種通報制度の利用促進等により、不法投棄の早期発見・早期是正に引き続き努められたい。

また、県内の太陽光発電設備の導入量は全国でも上位となっており、令和5年度に実施した使用済み太陽光パネル排出実態等調査では、令和16年以降、使用済み太陽光パネルの廃棄量が急激に増加すると見込まれているが、パネルの処理については、リサイクル設備の導入等の循環的利用に向けた体制が整っていない。

このため、使用済み太陽光パネルの再資源化等に向け、効率的な回収システムの構築、リユース・リサイクル施設の整備、資源再利用先の確保等の資源循環に資する仕組みづくりを進められたい。

(資源循環推進課、廃棄物対策課、廃棄物監視・指導課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

① 排出事業者の処理責任を徹底するため、排出事業者への訪問を行い、排出事業者責任の普及啓発、電子マニフェスト及び優良認定処理業者制度の活用促進に取り組みました。

また、排出事業者が優良認定処理業者に処理を委託しやすい環境を整備するため、産業廃棄物処理業者を対象に『優良認定取得支援セミナー』を実施しました。
(廃棄物対策課)

② 不法投棄等を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が重要であることから、監視カメラ・ドローンを活用した現場監視や他県との合同路上監視等を行うとともに、警察と連携、協働し、スーパーマーケットやショッピングセンター等において、不法投棄の通報制度等の街頭広報を9回実施しました。
(廃棄物監視・指導課)③ 過年度の調査により、県内では使用済み太陽光パネルの排出量は、令和18年と令和21年の2度、約1万t/年のピークを迎えるとともに、地域による排出量が異なることが分かりました。将来の大量排出や地域性を踏まえた効率的かつ適切なリユース・リサイクルの促進や、より高度な資源循環を進める体制を構築するため、使用済み太陽光パネルに含まれる各素材の潜在的な需要量調査を行うとともに効率的な回収システムの検討等を実施しました。
(資源循環推進課)

2 取組の成果

① 電子マニフェスト活用率は、平成27年度実績より30.7ポイント増加し、80.2%となりました(令和5年度実績値)。また、優良認定処理業者数は、令和5年度末から28者増加し、517者となりました(令和7年3月末時点)。
(廃棄物対策課)

② 廃棄物スマート番等の利用促進を図るため、Web広告を実施するとともに、警察と合同で、来店客に対して不法投棄等を発見した際の通報先を記したチラシや啓発物品を配布し、不法投棄に関する情報の提供を呼びかけました。

令和6年度に廃棄物監視・指導課に寄せられた県民からの通報は168件(うち廃棄物スマート番は54件、32%)でした。
(廃棄物監視・指導課)

③ 使用済み太陽光パネルの処理により発生するリサイクルに課題のあるガラスについて、県内及び周辺地域における再生材需要量調査を実施しました。また、県内5地域における回収費用の検討を実施しました。県内の使用済み太陽光パネルの設置から廃棄・再利用に係る事業者との意見交換を実施しました。
(令和6年11月、令和7年3月)
(資源循環推進課)

3 残された課題

① 排出事業者責任の徹底に向けて、優良認定処理業者制度の活用を一層促進する必要があります。
(廃棄物対策課)② 不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正のため、ICTの活用を進めることにより、日頃の監視体制を一層充実させるとともに、通報制度等に係る街頭広報を引き続き実施し、幅広く間隙のない監視体制を構築する必要があります。
(廃棄物監視・指導課)③ 国において検討が進められている太陽光発電設備の義務的リサイクル制度に応じたリユース・リサイクルを事業者に促す必要があります。
(資源循環推進課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

- ① 排出事業者の処理責任を徹底するため、引き続き電子マニフェスト及び優良認定処理業者制度の活用を促進し、廃棄物処理にかかる県民の安全・安心を確保します。また、排出事業者が優良認定処理業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備するための取組を進めます。
(廃棄物対策課)
- ② 産業廃棄物の不法投棄は依然として後を絶たないことから、引き続き、監視カメラやドローン等ICTを活用した監視活動を行うとともに、関係機関と連携し、不法投棄の通報制度等の街頭広報を実施することで、不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正に取り組みます。
(廃棄物監視・指導課)
- ③ 使用済み太陽光パネルについて、効率的な回収や高度なリユース・リサイクル事業への新たな参入を促進するため、資源循環体制の実現可能性調査を実施するとともに、関連事業者と連携し効率的・安定的な仕組みの構築につながるよう検討を進めます。
(資源循環推進課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 環境生活部

監査の結果

2 財務以外の事務の執行に関する意見

事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。

- (1) 指定管理者による個人情報の漏えいがあった。
(2) 旅費の復命書において、保存期間に誤りがあった。

(地球温暖化対策課)
(人権センター)

講じた措置

1 実施した取組内容

- (1) 指定管理者職員が、複数人にメールを送信する際、誤って送信先のメールアドレスをCCに入れ送信したため、メールアドレスが漏えいしたものです。このため、速やかに、指定管理者から全対象者に対しお詫びし、メールの削除を依頼しました。再発防止のため、複数人での宛先欄の確認の徹底及び注意書きの掲示を行うとともに、誤送信を防止するソフトウェア導入、個人情報管理に関する教育等を実施しました。
(地球温暖化対策課)
- (2) 三重県公文書管理規程の認知不足により、保存期間に誤りが生じたことから、所内の職員に対し保存期間について周知徹底し、注意喚起を行いました。
また、起案及び供覧を行う際は、起案者及び供覧者だけでなく、決裁ルート内の職員も保存期間に誤りがないかチェックを徹底するようにしました。
(人権センター)

2 今後の方針（取組予定等）

- (1) 引き続き、メール誤送信の再発防止に取り組むとともに、他の個人情報の管理の徹底についても、指定管理者を指導していきます。
(地球温暖化対策課)
- (2) 同様の事案が発生しないよう、引き続き、チェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適正な事務処理に努めます。
(人権センター)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 環境生活部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和 5 年度末現在 7,875,248,613 円あり、前年度と比べて 295,547,540 円増加していた。 (廃棄物対策課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	ア 収入未済 ① 産業廃棄物の不適正処理に係る行政代執行費用は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 8 の規定により実施した対策事業に要した費用であり、その徴収については、行政代執行法の規定を準用し、国税滞納処分の例により徴収できることとなっています。このため、令和 6 年度においても、引き続き、原因者(滞納者)の財産調査を行うとともに、面談等による生活状況の把握に努め、納付指導を行いました。 なお、桑名市五反田事案の行政代執行に要した費用については、国税徴収法第 153 条第 1 項第 1 号の規定により滞納処分の執行を停止しました。 (廃棄物対策課)
2 今後の方針（取組予定等）	ア 収入未済 ① 代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者の財産調査等を行い、換価可能な資産の把握に努めるとともに、滞納者と面談を行い、分納誓約を履行するよう指導します。また、財産調査等の状況を踏まえ、可能な限り分納額を引き上げるよう指導します。 なお、滞納処分の執行を停止した債権については、引き続き債務者の資産状況等を確認していきます。 (廃棄物対策課)

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 環境生活部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
ア 業務委託	支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
① 【環境総合情報システムO S等更新業務委託】	・請求書に請求日の記載漏れがあった。 (環境生活総務課)
② 【総合文化センターA2駐車場地質調査業務委託】	・執行伺いにおいて、伺い文が見積合わせの実施伺いとなっていた。 ・執行伺いにおいて、随意契約理由を記載していなかった。 ・契約締結伺いにおいて、契約方法の記載誤りがあった。 ・契約締結伺いにおいて、随意契約理由が記載されていなかった。 (文化振興課)
③ 【スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動業務委託】	・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (人権センター)
イ 補助金等	
① 【私立特別支援学校振興補助金】	・交付要綱要領等において、状況報告書の提出期限を定めていなかった。 (私学課)
② 【日本私立学校振興・共済事業団補助金】	・交付要綱要領等において、補助対象経費を明確に規定していなかった。 (私学課)
③ 【隣保館事業費補助金】	・交付要綱要領等において、申請の取下げ期限を定めていなかった。 ・交付要綱要領等において、状況報告書の提出期限を定めていなかった。 (人権センター)
ウ その他の支出事務	
① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。	(ダイバーシティ社会推進課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア	
① 業務委託の相手方には、今後請求書を発行する際は請求日を記入してもらうよう依頼しました。さらに、請求日が記入されていることが適法な請求書の要件であり、請求書を受領する際は請求日が記入されていることを確認するよう所属職員に周知・徹底を図りました。 (環境生活総務課)	
② 事業担当課及び経理担当課で、「契約事務の手引き」を再度確認しました。 (文化振興課)	
③ 三重県会計規則等、契約や支出に関する取り扱いを職員が熟知していなかったことが原因であり、適正な事務処理が徹底されるよう周知しました。また、予定価格算定に係る積算根拠が明確になっているか、複数の職員によるチェックを徹底するようにしました。 (人権センター)	
イ	
① 当該補助金の取扱要領を改正し、状況報告書の提出期限等を定めました。 (私学課)	
② 当該補助金の取扱要領における補助対象経費の表現が分かりにくかったことから、補助金の取扱要領を改正しました。 (私学課)	
③ 交付要領において、申請の取下げをすることができる期限を「知事が定める期日まで」と定めながら、その期日や取下げ方法を別途定めていませんでした。そのため、交付要領を改正し、「交付の決定を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出することで」申請の取下げをすることができる事を明記し、市町に周知しました。同様に、交付要領において、状況報告書の提出期限を「別に指定する期日まで」と定めながら、その期日を別途定めていませんでした。そのため、交付要領を改正し、「12月20日まで」に状況報告書を提出するよう明記し、市町に周知しました。 (人権センター)	
ウ	
① 電子入札システムの調査基準価格について、税抜価格を入力すべきところ、予定価格調書の調査基準価格の記載が税込価格のみとなっていたため誤って税込価格が入力されたことが、開札後に判明したため、入札を中止しました。再度の入札公告を行った際には、電子入札システムの調査基準価格等の入力に立ち会い、入力内容の確認を行いました。また、予定価格調書の作成においては、予定価格と同様に調査基準価格についても、必ず入札書比較価格（税抜価格）を記載するよう、課内で周知を図りました。なお、令和6年3月14日に部内通知（「物件関係調達にかかる入札に関する事務の適切な執行について」）が発出され、再発防止の徹底が図られました。 (ダイバーシティ社会推進課)	

2 今後の方針（取組予定等）

ア

- ① 請求書を受領する際、請求日が記載されていなければ、発行元に適法な請求書になるよう修正を依頼します。今後、同様の事案が発生しないよう適正な事務処理に努めます。 (環境生活総務課)
- ② 起案時に必要な記載事項について「契約事務の手引き」と突合するとともに、起案文書回議時に出納局の起案文例を添付し、複数職員のチェックにより、適正な事務処理に努めます。 (文化振興課)
- ③ 同様の事案が発生しないよう、引き続き、チェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適正な事務処理に努めます。 (人権センター)

イ

- ① 改正後の取扱要領に基づき、適正な事務処理を行っていきます。 (私学課)
- ② 改正後の取扱要領に基づき、適正な事務処理を行っていきます。 (私学課)
- ③ 改正した交付要領に基づき、補助金業務の適正な執行に努めます。 (人権センター)

ウ

- ① 予定価格調書には、調査基準価格や最低制限価格についても、必ず入札書比較価格（税抜価格）を記載するとともに、必要に応じて開札時に立ち会うなど、再発防止及び適正な事務処理に努めます。 (ダイバーシティ社会推進課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 環境生活部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(3) 財産管理等の状況
財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。	
ア 公有財産の管理	
① 建物使用に係る公有財産使用許可（貸付）台帳を整理していなかった。	(ダイバーシティ社会推進課)
イ 金品亡失（損傷）	
① 公用車の損傷（修繕額 220,743 円）	(地球温暖化対策課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア	① 使用許可物件ごとに公有財産使用許可（貸付）台帳は作成されており、許可を行った際は許可内容を台帳に追記する必要がありますが、令和5年度分の許可内容を台帳に記載していなかったものです。令和5年度の許可分について、すみやかに台帳を整理しました。また、公有財産自己点検実施要領にもとづく自己点検を実施し、所管する公有財産の管理について遺漏のないことを確認しました。なお、年間事務スケジュール表を見直し、台帳整理事務を明記することで、事務処理漏れの防止を図りました。 (ダイバーシティ社会推進課)
イ	① 給油のために職員が公用車を移動させた際、不注意により接触し、ドアの一部を損傷したものです。このため、当該職員に注意するとともに、金品の適正管理について指導しました。また、課内の職員に、物品の適正な使用に注意を払い、再発防止の取組を徹底するよう指示しました。さらに、課内の職員を安全運転研修に参加させ、職場内での伝達を行うことにより、安全運転に対するレベルアップを図りました。 (地球温暖化対策課)
2 今後の方針（取組予定等）	
ア	① 財産管理の知識や理解の向上を図るとともに、自己点検を適切に実施し、再発防止及び適正な事務処理に努めます。 (ダイバーシティ社会推進課)
イ	① 引き続き、課内会議等において、物品の適正な使用について注意喚起を行うとともに、安全運転の意識向上を図り、再発防止に努めます。 (地球温暖化対策課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 農林水産部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	
(1) 農業の振興	
<p>近年における国際情勢や気候変動による食料生産の不安定化に伴う食料輸入リスクの増大を背景に、令和6年5月に「食料・農業・農村基本法」が改正され、「食料安全保障」を基本理念の柱と位置付けたうえで、国内の農業生産の増大を基本として、先端的技術を活用した生産性の向上や農産物の付加価値の向上等により、農業生産の基盤等の食料供給能力の維持が図られることとなった。</p> <p>今年の夏には、気候変動や地震の影響等により、米が品薄状態となつたが、本県の農業については、主食用米における国内需要の減少、肥料・飼料や燃料などの資材価格の高騰等により、農業経営体の経営が厳しくなるとともに、担い手の減少や高齢化が進んでいることから、将来的にも県産農産物の供給量の減少が懸念される。そうした中、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」は策定から5年になることから、これまでの成果と課題や本県の農業・農村を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和6年度末に見直すこととなっている。</p> <p>このため、その見直しの方向も見据えながら、肥料・飼料等の国内資源利活用の推進、米等における高温等の気候変動に対応した品種の生産拡大、新規就農者をはじめとした担い手の確保・育成や定着、担い手への農地の集積・集約化、生産基盤の整備、スマート農業技術の導入、地産地消の推進による県産農産物の消費拡大などにより、農業経営体の経営発展と安全・安心な農畜産物の安定的な供給に取り組まれたい。</p>	
(フードイノベーション課、担い手支援課、農産物安全・流通課、農産園芸課、畜産課、農業基盤整備課)	
講じた措置	
令和6年度	
1 実施した取組内容	
<p>① 地産地消の推進による県産農林水産物の消費拡大に向け、「みえ地物一番」による販売促進、三重県フェアの開催（2回）、学校給食用加工品の開発、企業の社員食堂（1社）での活用拡大に取り組みました。また、「みえの安心食材」の認知度向上と「みえの安心食材プレゼントキャンペーン」の展開、地産地消の消費者向けリーフレットによる普及啓発を実施しました。（フードイノベーション課）</p>	
<p>② a 新規就農者の確保・育成や定着に向けて、就業・就職フェアの開催、県外での就農相談会等への出展、就農前後の研修生や就農者への資金交付及び施設等の導入支援、技術や経営に関する助言、販売戦略の策定支援を行いました。農業大学校では学校見学会等を開催し学生の確保に努めました。「みえ農業版MBA養成塾」では、革新的なビジネスプランの策定に向けたカリキュラム及び塾生確保のための広報活動を実施しました。農林水産支援センターに農業経営等に関する相談窓口を設置し、専門家派遣等を行いました。</p>	
<p>b 担い手への農地の集積・集約化に向けて、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画策定の推進、農地中間管理事業による利用権の設定を進めました。</p>	
<p>c スマート農業技術の実装に向け、機械等の導入を支援しました。また、各産地に適した環境負荷軽減と省力化の実現に向けた技術の実証（農薬使用量低減の実証（全域）及び肥料散布の省力化に係る実証（2市））を支援しました。（担い手支援課）</p>	
<p>③ a 農業者の経営改善を支援するため、農業経営近代化資金の融資枠を拡大し、借入に対して利子補給を行うとともに、保証料を全額免除する支援をしました。</p>	
<p>b 県内卸売市場を経由する県産農産物の安全・安心な流通を確保するため、開設者等へ指導を行う（13か所）とともに、三重県地方卸売市場の施設の機能向上（電気設備改修工事等）等に取り組みました。</p>	
<p>c 肥料の国内資源利活用につながる活動として、化学肥料・化学合成農薬を低減した栽培方法や有機農業について、取組面積に応じた定額支援に取り組みました。（農産物安全・流通課）</p>	
<p>④ 米では、高温耐性のある「結びの神」の作付面積に応じた助成やPR活動を行いました。伊勢茶では、需要を創出する新商品等の開発（7事業者）を支援し、教育や観光、飲食店を通じた情報発信を行いました。果樹では、柑橘の優良品種への改植などを支援し、輸出拡大のための生産基盤整備を推進しました。花きでは、県内観光地・商業施設等での飾花展示や園芸体験教室の開催を行いました。（農産園芸課）</p>	
<p>⑤ 飼料の県内資源利活用の推進のため、飼料用トウモロコシの生産技術の構築、品種の選定、畜産農家における給与実証や、食品製造副産物のエコフィードとしての利用拡大に取り組みました。（畜産課）</p>	
<p>⑥ 効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、「三重県農業農村整備計画」に基づき、ほ場の大区画化や農業用水路のパイプライン化等の生産基盤の整備、農業水利施設の保全管理に取り組みました。（農業基盤整備課）</p>	
2 取組の成果	
<p>① 「みえ地物一番」の新規登録数15事業者、学校給食用加工品1品目開発、企業の社員食堂（1事業者）での活用拡大（延べ35品目）、「みえの安心食材プレゼントキャンペーン」の応募者数は1409件となりました。（フードイノベーション課）</p>	
<p>② a 就業・就職フェア参加者のうち1名が就農、他1名が農業法人の見学につながりました。農業大学校では、学生35名を確保し農業の実践教育を進め、「みえ農業版MBA養成塾」では、塾生3名を確保しました。さらに、就農希望者に資金の助成（25名）や必要な施設等の導入支援（13名）を行いました。また農業経営等の相談窓口では、経営体の法人化や事業承継等の支援（71件）、中小企業診断士等の専門家派遣（17件）を行いました。</p>	
<p>b 地域計画が26市町453地区で策定されました。また、農地中間管理事業による利用権設定は826ha（令和7年2月末現在）になりました。</p>	

- c スマート農業技術の実装に向け、高性能コンバイン1台（松阪市）、ドローン1台（鈴鹿市）、施設園芸における環境制御システム（桑名市）の導入を支援しました。水田農業における衛星画像を使った病害虫防除等栽培管理支援システムの実証（8件）やドローンによる肥料散布の実証（2件）を実施し、効果的な防除や省力化が確認できました。
（担い手支援課）
- ③ a 農業経営近代化資金の利子補給見込額は約13.6億円で、資材枠を拡大したことでの必要な資金が低利子で融通され、経営の維持安定に貢献しました。
- b 県内の卸売市場を経由する県産農産物の安全・安心な流通に貢献きました。
- c 堆肥施用等を支援した結果、環境保全型農業の取組面積が349ha（令和5年度）から383haに拡大しました。
（農産物安全・流通課）
- ④ 米では、「結びの神」の作付面積が、令和6年産は前年比約11%の増加となりました。伊勢茶では、新たな需要の創出につながる5商品と2サービスを開発しました。高校生と連携した情報発信の取組としてI s e C h a P r o m o t i o n A w a r dを実施し、応募の13校17チームの内13チームが、コンテストにおいて伊勢茶の楽しみ方を発表しました。県内飲食店102店舗で伊勢茶を使った新メニューが楽しめる「飲んで！食べて！もっと、伊勢茶。キャンペーン」を11月から1月にかけて実施しました。果樹では、2つの園芸産地（カンキツ、ナシ）の20件の農業者が、生産基盤の強化及び果実品質向上の取組を実施しました。花きでは、飾花展示（6か所）、園芸体験教室（6回）を開催しました。
（農産園芸課）
- ⑤ 飼料用トウモロコシの生産・利用技術の確立に向け、県内の生産に適する有望品種を選定（3品種）し、水田における栽培実証試験及び飼料給与実証試験を行いました。また、畜産農家2者及び食品事業者2者のマッチングにより、エコフィードの利用が推進されました。
（畜産課）
- ⑥ ほ場整備（10地区）やパイプラインの整備（13地区）、農業水利施設の長寿命化を図る機能保全計画の策定（2地区）、機能保全対策工事（13地区）に取り組みました。
（農業基盤整備課）

3 残された課題

- ① 地元の食材に触れ親しみ食することが「地域農業の継続」や「将来にわたる食の供給」、「環境負荷の低減」につながることを、効果的に情報発信していく必要があります。また、農林水産物価格への生産コストの適正な反映に向け、消費者理解の促進に取り組む必要があります。
（フードイノベーション課）
- ② a 新規就農者の確保・育成や定着に向け、積極的な情報発信や就農相談、営農の各段階におけるサポートに取り組む必要があります。また発展段階の経営体における課題解決に向けた支援を行う必要があります。
- b 地域計画に基づき、農地中間管理事業により担い手等へ農地の集積・集約化を進める必要があります。
- c スマート農業技術について、作業時間の短縮や収量増加等の効果検証を行うとともに、優良事例の共有を図る必要があります。また、ドローン等スマート農業機械を活用した作業代行やシェアリング・リース等を実施する農業支援サービス事業体の育成や活動の促進が必要です。
（担い手支援課）
- ③ a 物価高騰など不透明な経営環境が継続していることから、農業経営近代化資金の融資枠を拡大し、農業者の資金繰りを支援する必要があります。
- b 県内の卸売市場を経由する生鮮食料品の安全・安心な流通を確保するため、開設者等への指導等に取り組む必要があります。
- c 現在14市町では環境保全型農業直接支払交付金が活用されていないため、周知と活用を推進する必要があります。
（農産物安全・流通課）
- ④ 今後も夏季における高温が見込まれることから、米では、更なる高温耐性品種の生産拡大と新品種の検討・導入を図ることが必要です。伊勢茶では、茶単価が他産地に比べ低い現状にあり、消費者に選ばれるブランドとなることが不可欠です。果樹では、脆弱化する産地生産基盤の強化が必要です。また、極早生みかんについて、輸出規制が厳しく他県産との価格競争が起きづらいタイをターゲット国とし、ニーズの把握が必要です。花きでは、特に鉢花・観葉植物類においてトラックドライバーの労働時間規制の強化により荷待ち時間の削減、荷役作業の効率化などに取り組んでいく必要があります。
（農産園芸課）
- ⑤ 飼料用トウモロコシを栽培する水田の排水対策や湿害に強い品種の選定・収穫後の保管・加工処理を検討する必要があります。また、エコフィードの定着と拡大に向け、畜産農家と食品事業者のマッチングをさらに推進する必要があります。
（畜産課）
- ⑥ 担い手への農地集積・集約化による生産コストの削減や高収益作物への転換等を促進する必要があります。
（農業基盤整備課）

令和7年度以降実施予定の取組内容

- ① 地産地消の推進による県産農林水産物の消費拡大に向け、「みえ地物一番」による販売促進や三重県フェアの開催、社員食堂や学校給食における活用促進、第5次三重県食育推進計画の策定と食育の推進、「みえの安心食材」の認知度向上と販売促進に向けたキャンペーンの展開、県産農林水産物の適正な価格形成に関する消費者理解の醸成に向けた意識調査や啓発活動に取り組みます。
（フードイノベーション課）
- ② a 県内外での就業・就職フェア等を通じ新規就農者の確保に努めるとともに、農業大学校や「みえ農業版M B A養成塾」において、就農希望者の知識や技術の習得を促します。また、就農希望から経営発展に至る各段階において必要な支援を行います。また農業経営体の法人化や事業承継等の課題解決に向け、専門家派遣による支援を行います。
- b 地域計画の見直しを行うにあたっては、担い手への農地の集積・集約化がより進むよう、関係機関と連携のうえ市町を支援するとともに、担い手への農地の集積・集約化を進めていきます。
- c スマート農業技術について、県HP等において、技術情報の提供や補助事業の活用に関する情報発信に取り組みます。農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等を図り、農業支援サービス事業の提供に必要な農業用機械のリース導入・取得を支援します。「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用

の促進に関する法律」（令和6年10月1日施行）に基づく事業活動計画の作成や実施に関し、農業者等に
対して指導・助言等を行います。
(扱い手支援課)

③ a 農業経営近代化資金では、融資枠をさらに拡大し、農業者が資金を借り入れる際の利子負担軽減を図る
とともに、資材枠の借入れに対し、保証料（0.47%）を全額免除します。

b 県内卸売市場を経由する生鮮食料品の安全・安心な流通を確保するため、開設者等への指導・監督と市
場の安定運営に向けた情報提供等に取り組みます。また、三重県地方卸売市場を県内他市場のモデルとし
て、施設設備の維持・改修に計画的に取り組みます。

c 環境保全型農業の堆肥施用等の取組が未実施の市町に個別に支援内容を周知し一層推進していきます。
(農産物安全・流通課)

④ 米では、作付面積に応じた助成やPR活動を行うとともに、高温でも良質な米を生産できる新品種の検討・
導入に向けて取り組みます。伊勢茶では、教育や観光と連携した伊勢茶の発信に力を入れるとともに、マー
ケットインの発想で生産に取り組む生産者の支援を行い、消費者に選ばれる伊勢茶の環境づくりに取り組み
ます。果樹では、輸出に取り組む果樹産地協議会を対象に、生産体制の強化に資する設備・資材の導入を支
援し、極早生みかんについて、タイでのニーズ把握に取り組みます。花きでは、集荷の効率化を図るため、
「共同集荷拠点」を整備することで、輸送体制づくりに取り組みます。
(農産園芸課)

⑤ 飼料用トウモロコシの栽培・給与実証を進めるとともに、エコフィードの利用拡大に向けた調査及び畜産
農家と食品事業者の新たなマッチングに取り組み、濃厚飼料の50%を自給できるモデル農家の育成を図りま
す。
(畜産課)

⑥ スマート農業をより一層推進する農地の大区画化や農業用水路のパイプライン化等の生産基盤の整備を進
め、あわせて農業水利施設の適切な機能発揮に向けた保全管理に取り組みます。
(農業基盤整備課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 農林水産部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(2) 林業の振興と森林づくり

森林は、水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止等、多面的な機能を有している中で、森林が県土面積の6割以上を占め、その約6割が人工林である本県において、林業は欠かすことができない産業である。

県内的人工林の8割が利用期を迎えており、豊かな森林資源の利用を促進して林業の活性化を図る必要があるが、長期にわたる木材需要の減少や、木材価格の低迷の中で、収益に比べコストが高いことから林業の採算性が悪化しており、森林所有者の経営意欲の減退が懸念されている。また、森林の多面的機能を持続的に発揮していくためにも、森林整備をより一層推進していくことが必要であるが、林業の担い手の高齢化や後継者不足が進んでいることなどから、森林整備が遅れていることが課題となっている。

このため、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用による持続可能な林業経営が行われるとともに、森林の有する多面的機能が今後も維持され続けるよう、伐採と造林の一貫作業システムの導入による低コスト造林の促進等、林業の成長産業化、県産材の利用の促進、次代を担う林業人材の確保・育成、林業のスマート化による労働安全性や生産性の向上、災害に強い森林づくり、適正な森林管理等に引き続き取り組まれたい。

(森林・林業経営課、治山林道課、みどり共生推進課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

① 林業の成長産業化に向け、収益性の向上や木材需要の拡大、林業人材の確保・育成、森林資源の循環利用に取り組みました。

a 低コスト造林の促進のため、地拵え及び植栽の低コスト化が期待できる「伐採と造林の一貫作業システム」や従来よりも植栽本数を減らした「低密度植栽」を実施した林業事業体等に対して、実施に要した経費の一部を支援しました。

b 県産材の利用を促進するため、県産材を利用した中大規模木造非住宅建築物の設計を支援したほか、県内の建築士や行政職員を対象とした中大規模の木造建築物等の設計に係る研修会の開催により、建築物の木造・木質化の提案や相談等を行える技術者の育成に取り組みました。また、木づかいに積極的な事業者に対する「木づかい宣言」事業者登録制度への参画に向けた働きかけや登録事業者と連携した魅力ある新たな県産木製品のPRの実施等に取り組みました。

c 次代を担う林業人材の確保・育成のため、首都圏等での就業相談対応や、高校生を対象とした職場体験研修の開催などを行ったほか、「みえ森林・林業アカデミー」において、主に既就業者を対象とした3つの基本コースや市町職員向け講座、高校の林業関係コースで学ぶ1年生から3年生を対象に林業現場の体験や研修会を開催しました。

d 林業のスマート化による労働安全性や生産性の向上を図るために、ICT等の先端技術の導入について、先導的な役割を果たすコア技能者の育成を進めたほか、「みえスマート林業推進協議会」を通じたコア技能者のスキルアップや林業事業体、市町等への技術の普及に取り組みました。

e 森林の経営管理や森林環境譲与税等を活用した森林整備を促進するため、「みえ森林経営管理支援センター」による市町への巡回指導や職員向けの研修会の開催など、市町の支援に取り組みました。

(森林・林業経営課)

② 「みえ森と緑の県民税」を活用し、流木となるおそれのある渓流沿いの樹木の伐採・搬出等による災害緩衝林の整備に取り組むとともに、流域の防災機能強化を図る森林整備やライフライン沿いの事前伐採等に取り組む市町への支援を行いました。

(治山林道課、みどり共生推進課)

2 取組の成果

① a 低コスト造林への支援により、一貫作業システム 8.57ha、低密度植栽 12.35ha が実施されました。

b 中大規模木造非住宅建築物の設計支援（2件）や紀州児童相談所における県産材を使用した木質化のリフォーム、木材関係団体と連携した県産材のPR活動（県内5回、東京都1回、愛知県1回）の実施、「みえの木建築コンクール」などを開催し、県産材利用の意識の醸成が図ることができました。

c 首都圏等における就業相談会（6回）や高校生を対象とした林業就業相談キャラバン（2回）、林業体験ツアー（2回）、林業就業支援研修（4回）、林業体験・インターンシップ（14回）、三重林業就業セミナー（1回）、高校生を対象とした職場体験研修（4校）を実施し、新規就業者の確保に取り組みました（参加者のべ251人）。また、「みえ森林・林業アカデミー」において、主に既就業者を対象とした3つの基本コース（32名）や市町職員向け講座（12名）を開催（70回）したほか、高校の林業関係コースで学ぶ1年生から3年生（64名）を対象に林業現場の体験や研修会を開催（10回）しました。さらに、より専門性の高い知識・技術習得のための選択講座を開催（27回）し、林業・木材産業の人材育成を行いました。

d 林業のスマート化に向け、スマート林業に必要な知識・技術を習得するための研修会（4回）の開催により、ICT等の技術の精通者となるコア技能者を育成（8名）したほか、「みえスマート林業推進協議会」活動（8回）を通じ、最新知見等を関係者へ周知し、スマート技術の現場実装の促進に取り組みました。

e 「みえ森林経営管理支援センター」にアドバイザーを配置し、県内29市町への巡回指導や相談対応を行

うとともに、森林経営管理制度等に関する市町職員向け研修会を3回（4月、7月、2月）開催しました。
 (森林・林業経営課)

- ② 災害緩衝林の整備（27箇所）に取り組むとともに、流域の防災機能強化を図る森林整備（12市町）やライ
- フライン沿いの事前伐採（10市町）等に取り組む市町への支援を行いました。

(治山林道課、みどり共生推進課)

3 残された課題

- ① 林業の成長産業化につなげるため、充実した森林資源を活用し、生産コストの縮減や林業人材の確保・育成、木材需要の拡大などに引き続き取り組む必要があります。
- a 林業の収益性を高めるためには再造林経費の縮減が重要であることから、さらに一貫作業システムを普及させるとともに必要な苗木生産に取り組み、低コスト造林を促進する必要があります。
 - b 県産材の利用を促進するため、依然として木材の利用の少ない中大規模建築物や非住宅分野における県産材の利用拡大を図るとともに、日常生活や事業活動など暮らしの中で木材利用を推進していく必要があります。
 - c 林業就業者は40年の間に1/4まで減少し、林業事業体では人手不足が問題となっており、林業の成長産業化に向けて林業人材の確保・育成の必要があります。
 - d 林業は他産業と比較して、労働災害の発生率が依然として高いことから、労働環境の改善や、コスト縮減に向けて生産性の向上を図るために、ICT等の先端技術の活用など、スマート林業をより一層推進する必要があります。
 - e 森林経営管理制度を推進し、森林整備を加速化するには、市町のマンパワー不足に対応したサポート体制の強化が必要となっています。
- (森林・林業経営課)
- ② 県内には公益的機能が低下し荒廃した森林が多くあり、台風や局地的豪雨による土砂の流出等の災害を未然に防止するため、早急に渓流沿いの危険木の除去や森林整備を行う必要があります。

(治山林道課、みどり共生推進課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

- ① a 低コスト造林の実現に向け、一貫作業システムや低密度植栽、エリートツリーを植栽する林業事業体等を支援するほか、採種園の造成などにより苗木生産体制の強化に取り組みます。
- b 県産材の利用拡大を図るため、「三重の木」等県産材の情報発信や大都市圏でのPR活動のほか、木造非住宅建築物の設計や木材調達への支援、県産材を活用した建築物のコンクールや木製品コンテスト、木づかい宣言事業者と連携した情報発信等に取り組みます。
- c 林業人材の確保に向け、林業への就業を希望する方や高校生を対象とした就業相談会、就業セミナー、就業相談キャラバン、林業体験ツアー等を開催するほか、異業種との連携の促進や、外国人材、女性が活躍できる環境整備を進めるとともに、より実効性のある林業人材の育成に向け、受講生、林業関係者等からの意見等を踏まえ、カリキュラム等の改善を図ります。また、ディレクター育成コース2年目の講座運営は、受講生との対話を重視しながら「みえ森林・林業アカデミー」において講座の運営に取り組みます。
- d 労働災害の防止や生産コストの縮減、主伐・再造林を推進する必要があることから、ICT等の先端技術の導入について、先導的な役割を果たすコア技能者の育成を進めるほか、「みえスマート林業推進協議会」活動を通じたスマート技術の普及に取り組みます。また、労働安全衛生指導員の養成や林業の生産基盤を強化するために必要な高性能林業機械等の導入について支援します。
- e 森林の適正な管理が一層進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」による市町への支援内容を充実させるなど、市町ごとのニーズや進捗状況に応じたきめ細かな人的・技術的な支援に取り組みます。

(森林・林業経営課)

- ② 「みえ森と緑の県民税」を活用し、流木となるおそれのある渓流沿いの樹木の伐採・搬出等による災害緩衝林の整備に取り組むとともに、流域の防災機能強化を図る森林整備やライフライン沿いの事前伐採等に取り組む市町への支援を行います。

(治山林道課、みどり共生推進課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 農林水産部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(3) 水産資源の維持・増大と競争力のある養殖業の構築

本県は、多様な自然環境に恵まれ、海域ごとに特性の異なる豊かな漁場を有することから、本県の水産業は、地域の特色を生かした多種多様な漁船漁業や養殖業が営まれ、漁村地域の主幹産業として、全国有数の生産量を誇っている。

しかし、近年は、気候変動などにより、外海域での黒潮大蛇行に伴う海水温上昇、多くの生物の生息場となる藻場・干潟の減少、内湾域における窒素・リン等の栄養塩類の減少など漁場環境が悪化し、漁獲量や養殖生産量が減少の一途をたどっているとともに、食生活の変化やコロナ禍による需要の減少からの回復の遅れ、漁業従事者の減少や高齢化、燃料や配合飼料価格の高騰による生産コストの上昇など、本県の水産業を取り巻く状況は厳しさを増している。

このため、水産業の持続的な発展や成長産業化により、水産物の安定的な供給が行われるよう、新規漁業就業者等の漁業の担い手の確保・育成・定着に主体的に取り組むとともに、藻場・干潟の再生、適切な資源管理による水産資源の維持・増大、「きれいな伊勢湾」の再生に向けた適正な栄養塩類管理等による漁場環境の改善による水産資源の回復、高水温化に対応した養殖品種の改良や養殖技術の開発、需要の回復に向けた販路拡大等に引き続き取り組まれたい。

(水産振興課、水産資源管理課、水産基盤整備課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

①a 漁業の担い手の確保・育成・定着について、地域の漁業関係者が運営する漁師塾の支援、就業フェアや「みえ漁師 S e e d s」による情報発信に取り組みました。また、漁業経営体に対して、専門家を派遣し、漁業現場における労働環境の改善に取り組みました。

b 「きれいな伊勢湾」の実現に向け、流域下水処理場で実施する栄養塩類管理運転について、効果検証のための調査を行うとともに、周辺海域への波及効果を予測するシミュレーション解析に着手しました。

c 高水温化に対応した養殖品種の改良や養殖技術の開発について、高水温に強い品種や高水温に適応した管理・採苗技術の開発、免疫機能を強化する飼料の開発に取り組みました。また、水温が低く、魚病被害の軽減等が期待できる「深い水深層」において、浮沈式いけすを用いた魚類養殖の実証に取り組みました。

d 需要の回復に向けた販路拡大について、大都市圏の量販店における県産水産物フェアの開催や海外への販路拡大に向けた商談機会の創出に取り組みました。

(水産振興課)

② 水産資源の維持・増大に向け、沿岸水産資源（新規評価 2 魚種、再評価 6 魚種）の資源評価に取り組みました。また、気候変動によりアワビなどの海女の漁獲対象資源が減少していることから、資源の維持増大のため、サザエ及びサガラメ（海藻）の種苗生産等の技術開発に取り組むとともに、伊勢湾の重要な資源のうち資源量が大きく減少しているアサリ、ハマグリの種苗生産、中間育成技術の開発に取り組みました。

(水産資源管理課)

③ 藻場・干潟の再生に向け、藻場・干潟の造成を進めるとともに、漁業者を中心とした活動組織による藻場・干潟の保全活動を支援しました。

(水産基盤整備課)

2 取組の成果

①a 漁師塾の短期研修では、計 12 名が参加し、うち 1 名が就業しました。また、「みえ漁師 S e e d s」では、求人や移住などの掲載情報を拡充したほか、座学動画 1 本を掲載し、三重県の漁業を広く発信することができました。さらに、専門家派遣を 6 件行い、就業規則の整備等につながりました。

b 流域下水処理場で実施する栄養塩類管理運転の効果検証のため、県内沿岸域において栄養塩類濃度や植物プランクトン量などの調査を実施しました。また、下水処理場周辺海域への管理運転の波及効果を予測するため、下水処理場の排水等のデータを収集するとともに、県内 6 か所のうち 2 か所の下水処理場においてシミュレーション解析を行いました。

c 真珠養殖では、I C T ブイによる海水温等のリアルタイム配信、S N S 等を活用した漁場環境や有害赤潮の情報提供、「アコヤタイムライン」による飼育管理の徹底により、夏季の稚貝へい死率は 14% と、大量へい死前と同水準で推移しました。黒のり養殖では、S N S を活用した栄養塩類情報の提供、I C T ブイによる海水温や赤潮等のリアルタイム配信、生産者に収穫を促す「色落ちアラート」の発出などにより、適正な養殖管理を促進した結果、生産量が対前年比 110.4% となるなど、生産は順調に推移しました。青のり養殖では、天然採苗を安定化させるため、海水中の遺伝子検出技術の現場実証に取り組みました。かき養殖では、養殖試験によりへい死率の低い品種を明らかにし、生産者に情報提供しました。魚類養殖では、病気に強い遺伝的特性を持つマハタ親魚を用いた種苗生産、マハタのへい死率が低減できる養殖用飼料の開発、浮沈式いけすの長期運用の数値解析と養殖試験に取り組みました。

d 大都市圏の量販店 448 店舗での県産水産物フェアやマレーシア及びシンガポールでの商談機会の創出を行った結果、量販店との継続的な取引（6 件）や現地輸入商社との商談の成立（3 件）につながりました。

(水産振興課)

② 沿岸水産資源の評価は計画どおり、新規 2 魚種、再評価 6 魚種について科学的根拠に基づく評価を行い、

その結果を漁業者へフィードバックするとともに、漁業者が取り組む資源管理（資源管理協定 46 件）を支援しました。また、サザエの種苗生産技術開発では、放流サイズまで種苗を育成する試験に継続して取り組んでいます。サガラメについては順調に生産され、移植試験を実施しているところです。アサリ、ハマグリについては、それぞれ 40 万個、158 万個の種苗を生産し、放流効果に関する試験や漁協に配布して試験的な放流を行いました。

- ③ 県内の 6 工区において藻場造成 (1.9ha)、1 工区において干潟造成 (1.3ha) に取り組みました。また、漁業者を中心とした活動組織 (24 組織) が行う保全活動を支援しました。
(水産基盤整備課)

3 残された課題

- ① a 更なる担い手の確保に向け、漁師塾などの担い手確保の取組への支援や三重県漁業への就業に関する情報発信、漁業現場の労働環境の改善に継続して取り組む必要があります。
 - b 県内 6 か所の流域下水処理場における栄養塩類管理運転の黒のり等への影響についてシミュレーション解析による推定を行い、今後の管理運転のあり方を検討する必要があります。
 - c 急速に進む海洋環境の変化に対応するため、これまでの新品種や養殖技術の開発成果を踏まえ、高水温に強い品種の開発・探索、養殖技術や種苗生産技術の開発等に取り組む必要があります。また、新たな魚種の導入についても検討する必要があります。
 - d 県産水産物フェアを契機として、更なる販売チャンネルの拡大を図るとともに、現地ニーズに対応した輸出体制の構築や輸出先国の多角化を図る必要があります。
(水産振興課)
- ② 沿岸資源の評価は、継続して実施することが重要であることから、引き続き最新の科学的知見を収集しながら精度の高い資源評価を実施していきます。サザエの種苗生産では、安定した採卵技術の開発、アサリ、ハマグリでは、大量生産に向けた技術開発、サガラメでは、種苗生産後の移植技術の開発が必要です。
(水産資源管理課)
- ③ 水産資源の維持・増大に向け、漁場生産力の回復を図るため、藻場・干潟の再生に引き続き取り組む必要があります。
(水産基盤整備課)

令和 7 年度以降実施予定の取組内容

- ① a 漁業の担い手の確保・育成・定着について、引き続き、漁師塾における研修への支援や「みえ漁師 School」での漁業就業に関する情報発信に取り組むとともに、専門家派遣による漁業現場の労働環境改善に取り組みます。また、漁協等が行う空き家改修などの整備や労働環境改善のための機械・設備の導入を支援します。
 - b 「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向けて、県内 6 か所の流域下水処理場における管理運転の黒のり等への影響についてシミュレーション解析による推定を行い、今後の管理運転のあり方を環境生活部・県土整備部と連携して検討します。
 - c 高水温化に対応した養殖品種の改良や養殖技術の開発について、これまでの新品種や養殖技術の開発成果を踏まえ、引き続き、高水温に強い品種の開発・探索、養殖技術や種苗生産技術の開発等に取り組みます。また、新たな魚種の導入も検討します。
 - d 需要の回復に向けた販路拡大に向けて、引き続き、県産水産物フェアの開催に取り組むとともに、輸出先の多角化を図るため、マレーシアに加えて、新たにベトナムにおいても商談機会の創出に取り組みます。
(水産振興課)
- ② 沿岸資源の評価を今後も継続して実施し、適切な資源管理に努めます。アサリ、ハマグリ、サザエ、サガラメの種苗生産や移植等の技術開発についても、引き続き取り組みます。
(水産資源管理課)
- ③ 漁場環境の改善による水産資源の回復をめざし、引き続き、藻場・干潟の保全・再生に向けた取組を進めます。
(水産基盤整備課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果	
2 財務以外の事務の執行に関する意見	事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。
(1) 経営実態調査票の誤送付による個人情報の漏えいがあった。	(問い合わせ課)
(2) 個人情報を含む公文書を紛失していた。	(四日市農林事務所)
(3) 個人情報の記載がある書類を紛失していた。	(津農林水産事務所)
(4) 職員が受託収賄で有罪となった。	(尾鷲農林水産事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
(1) 今回の事案については、経営実態調査票の発送先リストの作成にあたって氏名・法人名と住所のずれが生じたことに気付かず発送してしまったことが原因です。誤発送した郵便物を回収し、再発送するにあたり発送先リストの修正や発送の際のチェックを徹底するとともに、課内会議で個人情報の取扱いについて注意喚起を行いました。	(問い合わせ課)
(2) 所内において、起案した決裁中の公文書（業務委託契約の締結伺い）を紛失しました。当該公文書には契約相手方の事業者の社員1名の個人情報が記載されていました。所内で決裁が完了するもので、外部に持ち出していくことから、誤って廃棄した可能性が高いと考えられます。情報の流出は確認されていません。契約相手方の事業者及び該当の社員に対しては、状況を説明し謝罪をしました。また、職員全員へ公文書の取り扱いに関する研修を実施して注意喚起を図り、公文書の適切な管理・取扱を徹底するなど、再発防止に取り組みました。再発防止のため、紙で回議する場合は、起案・供覧文書の決裁の進捗状況を把握するため、原則、文書管理システムの併用決裁の利用を徹底しました。あわせて、所属長が所属内の決裁の進捗状況を把握できるよう、一覧表にして可視化するとともに個人情報を含む文書を紙で回議する場合は、必要な外装（決裁箱）等を用いた回議を徹底しました。	(四日市農林事務所)
(3) 当該事案は、事業者からの届出書類を紛失したものであり、公文書管理の重要性の認識不足、書類の受理を担当者1人で対応していたこと、書類の保管場所が定められていなかったことなどが原因であることから、再発防止のため、複数人による書類の收受を徹底し、所属長の管理のもと書類を保管するとともに、事務処理状況を可視化しました。また、公文書の適正な管理、コンプライアンスの徹底に関する研修を実施し、文書管理の重要性に関する職員の意識向上を図りました。	(津農林水産事務所)
(4) 令和3年度に他所属が実施した総合評価方式による一般競争入札について、当時、当事務所に在籍していた元職員が特定の事業者から請託を受け、事業者が入札参加者として作成・提出すべき技術資料への助言・指導などに対する謝礼として現金の供与を受ける約束をしたことにより、令和5年度に受託収賄の罪で起訴され有罪判決を受けました。このような不祥事を二度と発生させないため、各室のコンプライアンス・ミーティングで当事案を取り上げて意見交換し、また、所内全体研修において職員倫理規程を周知して服務規律の確保を図るなど、コンプライアンスの推進に取り組みました。	(尾鷲農林水産事務所)
2 今後の方針（取組予定等）	
(1) 再発防止のため、外部に発出するための発送先リストを作成・修正する際には、別の職員によるダブルチェックを徹底します。また、課内会議で業務の適切な執行に関する注意喚起を繰り返し行います。	(問い合わせ課)
(2) 引き続き、再発防止の取り組みを継続して適正な文書管理を徹底し、再発防止に努めていきます。	(四日市農林事務所)
(3) 同様の事案が発生しないよう、引き続き適正な書類の管理について徹底し、再発防止に努めます。	(津農林水産事務所)
(4) 引き続き、所内会議や研修等の機会を通じて、コンプライアンス意識の向上及び法令や職員倫理規程の遵守の徹底を図るなど、コンプライアンスの推進に取り組みます。	(尾鷲農林水産事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(1) 収入に関する事務	収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和 5 年度末現在 65,553,690 円であった。 ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (扱い手支援課、農産物安全・流通課、水産振興課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
①②	
a 農業改良資金貸付金及び違約金	生活困窮や債務者本人の死亡により未収金が発生している 5 名（令和 6 年度当初未収金合計 35,023,003 円）の債務者に対して、電話催告 16 回、文書催告 7 回、訪問・面談 2 回、所在調査 56 回、相続人への文書通知・電話 24 回、相続放棄の確認 8 回を行い、回収に努めました。 回収目標達成に向け、取り組んだ結果 836,000 円を回収しました。 (扱い手支援課)
b 新規就農者総合支援事業費補助金及び延滞金	生活困窮や所在不明により未収金が発生している 2 名（令和 6 年度当初未収金合計 2,997,487 円）の債務者に対して、文書催告 2 回、所在調査 7 回、財産調査 4 回、財産開示手続 1 回を行い、回収に努めました。 回収目標達成に向け、債務者 1 名に対して財産開示手続申立を行いました。 (扱い手支援課)
c 旧三重県中央卸売市場施設使用料	生活困窮から未収金（令和 6 年度当初 878,497 円）が発生しているため債務者の状況に応じて債権管理を実施しました。令和 6 年度目標については、141,886 円を設定し、少額納付による回収を進めました。 回収目標達成に向け、催告活動（電話 2 回、訪問 1 回）に取り組んだ結果、141,886 円を回収しました。 (農産物安全・流通課)
d 沿岸漁業改善資金貸付金及び違約金	沿岸漁業の経営改善等を目的とした貸付金の債権について、延滞者及び保証人への催告（電話 11 回、書面 9 回）を行うとともに、一部債権の回収を弁護士に委任しました。また、延滞者 1 名の死亡を受け、相続人 2 名に対し、納付額承継通知を発出しました。 回収目標達成に向け、取り組んだ結果、未収金 26,654,703 円のうち、313,059 円を回収しました。 (水産振興課)
2 今後の方針（取組予定等）	
①②	
a b 生活困窮から未収となっている債務者については、継続して電話及び文書催告、訪問・面談等により近況把握を実施し回収に努めます。また、債務者本人が死亡した案件については、相続人への訪問・面談等により回収に努めます。また、所在が判明した債務者については、訪問・面談を実施し回収に努めます。 目標達成に向け、債権管理マニュアルに基づいた適切な債権管理を進めます。 (扱い手支援課)	
c 残りの債権については、債務者の経済状況等を考慮しつつ、債権管理マニュアルに基づき適切な債権管理を進めます。また、債権処理計画の回収目標の達成に向け、引き続き、電話や訪問による催告活動を行います。 (農産物安全・流通課)	
d 債権管理マニュアルに基づき、催告・回収に努めていきます。 (水産振興課)	

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 農林水産部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

① 【三重に人を呼び込む「みえの食」利用拡大推進業務委託】

・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (フードイノベーション課)

② 【令和5年度卸売市場スマート流通・モデル実証支援等事業業務委託】

・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (農産物安全・流通課)

③ 【みえのさと体験推進事業業務委託】

・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。 (農山漁村づくり課)

④ 【令和5年度高度水利機能確保基盤整備事業換地業務委託（一身田平野地区）】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。 (農地調整課)

⑤ 【令和5年度希少野生生物生息状況調査等業務委託】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。 (みどり共生推進課)

⑥ 【現場技術業務委託】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。 (尾鷲農林水産事務所)

⑦ 【黒浜・比幾・島勝地区県単農村地域防災減災事業 海岸維持修繕業務委託】

・委託契約書に再委託の制限の条項を記載していなかった。 (尾鷲農林水産事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

① 当該業務委託の設計金額を算出するにあたって、ヒアリングは実施していたものの、明確な積算根拠となる参考見積書の微取を実施していなかったものです。予定価格の設定においては、ヒアリングだけでなく、参考見積書の微取や市場調査等により、明確な算出根拠を採用するよう課内で周知しました。 (フードイノベーション課)

② 当該業務委託において、予定価格算定に係る諸経費の積算根拠を割合で示していたため、以後、業務委託の予定価格算定に当たっては、より明確な積算根拠を作成するよう関係者間で確認し、意思統一を図りました。 (農産物安全・流通課)

③ 業務委託契約の予算価格の算定にあたり、業務内容のうちチラシ制作に係る見積もりが「一式」とした計上となっており、単価や枚数が示されておらず積算根拠が明確になっていなかったものです。そこで予定価格算定に当たっては「一式」計上とはせず、積算の内訳を明確にして計上することとし、課内で周知を図りました。 (農山漁村づくり課)

④ 受託者から請求日が記載もれの請求書を提出された際に、請求日の記入を受託者に依頼せずに日付入り受付印を押印して受領し、支払をしたものです。請求書を受領したときの対応について、課会議で複数回周知するとともに、10月23日及び12月17日に部内で周知された注意事項を全職員で共有しました。また、会計事務に関する課内研修を開催しました。 (農地調整課)

⑤ 請求書に請求日の記載漏れがあることに気付かず支払いを行ったもので、10月23日及び12月17日に部内で周知された注意事項を全職員で共有し、より慎重に請求内容の確認を行うこととしました。 (みどり共生推進課)

⑥ 契約相手方から提出される請求書について、請求日が記載されていない場合は受付印を押すことで対応していましたが、指摘を受け、請求日が記載されていることを確認したうえで受け付けることとしました。 (尾鷲農林水産事務所)

⑦ 当該委託契約において再委託の制限の条項を記載する必要性を十分に認識していなかったため、当該条項を記載していませんでしたが、指摘を受け、同様の業務委託を令和6年度に行うにあたり、委託契約書に再委託の制限の条項を記載するようにしました。 (尾鷲農林水産事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

①②③ 引き続き、上記の取組により適正な事務処理に努めます。 (フードイノベーション課、農産物安全・流通課、農山漁村づくり課)

④ 定期的に課会議で周知するとともに、主担当・副担当でダブルチェックすることとします。 (農地調整課)

⑤ 引き続き請求内容の確認や、受託者に対し日付の記載の依頼を徹底し、再発防止に努めます。 (みどり共生推進課)

⑥ 請求書については、請求日を含め記載漏れがないことを確認したうえで受け付けることを徹底します。 (尾鷲農林水産事務所)

⑦ 同様の業務委託については、再委託の制限の条項を記載することを徹底します。 (尾鷲農林水産事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
イ 公共工事	
① 【小規模治山事業（県単）第松-4号工事（天西谷）】	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく通知を行っていなかった。 (松阪農林事務所)
② 【自然災害防止事業（県単）第松-19号工事ほか（東又谷）】	・請求書に請求日の記載漏れがあった。 (松阪農林事務所)
③ 【三木浦漁港緊急自然災害防止対策事業 防潮扉等遠隔操作設備改修工事】	・設計図書変更による工事打合せ簿の一部が作成されていなかった。 (尾鷲農林水産事務所)
④ 【矢口漁港海岸 漁港海岸保全事業（繰）堤防工事その8】	・請求書に請求日の記載漏れがあった。 (尾鷲農林水産事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① a 当該事業における現場では、既設コルゲートフリューム（鉄）を撤去し、NSフリューム（コンクリート2次製品）を設置するもので、特定建設資材が含まれていないと判断したため、通知を行わなかったものでした。建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条通知について、職員の理解を高めるため、本県の「建設リサイクル法の運用に関するQ&A」に示す運用の周知を図りました。また、上記法に基づく対応チェック表を作成し、各職員が確認できるようにしました。 (松阪農林事務所)	
b 当該公共工事の請求書を、日付が未記入のまま受領したものです。請求書の請求日漏れについては、当該事業者に対して日付の記入を求め、適正な請求年月日で支出処理をしました。 (松阪農林事務所)	
② 当該公共工事の請求書を、日付が未記入のまま受領したものです。請求書の請求日漏れについては、当該事業者に対して日付の記入を求め、適正な請求年月日で支出処理をしました。 (松阪農林事務所)	
③ a 工事打合せ簿の未作成事案があったことを所内に注意喚起するとともに、設計図書変更手続きに係る決裁時において作成漏れがないか複数の職員がチェックすることを徹底しました。 (尾鷲農林水産事務所)	
b また、契約相手方から提出される請求書について、請求日が記載されていない場合は受付印を押すことで対応していましたが、指摘を受け、請求日が記載されていることを確認したうえで受け付けることとしました。 (尾鷲農林水産事務所)	
④ 契約相手方から提出される請求書について、請求日が記載されていない場合は受付印を押すことで対応していましたが、指摘を受け、請求日が記載されていることを確認したうえで受け付けることとしました。 (尾鷲農林水産事務所)	
2 今後の方針（取組予定等）	
① a 今後、各職員が対応チェック表を活用するなど、適正な事務処理を行います。 (松阪農林事務所)	
① b ② 請求書にあっては、内容の記載漏れがないか確認のうえ、支払処理を行います。 (松阪農林事務所)	
③ a 工事打合せ簿の作成漏れがないよう引き続き複数人によるチェックを実施し、再発を防止します。 (尾鷲農林水産事務所)	
③ b ④ 請求書については、請求日を含め記載漏れがないことを確認したうえで受け付けることを徹底します。 (尾鷲農林水産事務所)	

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 農林水産部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 調査・設計業務委託

① 【森林情報基盤整備事業 第2号業務委託】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。

(森林・林業経営課)

② 【自然災害防止事業（県単）第松-5号工事測量設計業務委託（小川）】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。

(松阪農林事務所)

③ 【三木浦漁港 漁港・海岸維持修繕事業 防潮扉等点検業務委託】

・設計図書変更による委託業務打合せ簿を作成していなかった。

(尾鷲農林水産事務所)

エ 補助金等

① 【令和5年度市町営農山漁村地域整備事業費補助金】

・交付申請関係書類に記載している補助金の名称に誤りがあった。

(水産基盤整備課)

講じた措置

1 実施した取組内容

ウ

① 請求書に請求日の記載漏れがあることに気付かず支払いを行ったため、10月23日及び12月17日に部内で周知された注意事項を全職員で共有し、より慎重に請求内容の確認を行うこととしました。

(森林・林業経営課)

② 当該業務委託の請求書を、日付が未記入のまま受領したものです。請求書の請求日漏れについては、当該事業者に対して日付の記入を求め、適正な請求年月日で支出処理をしました。

(松阪農林事務所)

③ 委託業務打合せ簿の未作成事案があったことを所内に注意喚起するとともに、設計図書変更手続きに係る決裁時において作成漏れがないか複数の職員がチェックすることを徹底しました。

(尾鷲農林水産事務所)

エ

① 交付申請関係書類の補助金名称について、交付要綱で告示している補助金名称で作成すべきところを、誤った名称で処理をしていたものです。交付申請者へ訂正の通知を行い以降の関係書類は交付要綱で告示している補助金名称で作成することとし、改めて複数人の確認を徹底しました。

(水産基盤整備課)

2 今後の方針（取組予定等）

ウ

① 引き続き請求内容の確認や、受託者に対し日付の記載の依頼を徹底し、再発防止に努めます。

(森林・林業経営課)

② 請求書にあっては、内容の記載漏れがないか確認のうえ、支払処理を行います。

(松阪農林事務所)

③ 委託業務打合せ簿の作成漏れがないよう引き続き複数人によるチェックを実施し、再発を防止します。

(尾鷲農林水産事務所)

エ

① 交付申請者への通知は、交付要綱で告示している補助金名称を使用することを徹底し、申請者から提出された関係書類については、複数人で確認します。

(水産基盤整備課)

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 農林水産部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

オ その他の支出事務

- ① 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (桑名農政事務所)
- ② 交付金の誤払いによる歳出戻入を行っていた。 (伊賀農林事務所)
- ③ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (伊賀農林事務所)
- ④ 補助金の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 (尾鷲農林水産事務所)
- ⑤ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (尾鷲農林水産事務所)
- ⑥ 消耗品費の二重払いによる歳出戻入を行っていた。 (農業研究所)
- ⑦ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (農業研究所)
- ⑧ 使用料の二重払いによる歳出戻入を行っていた。 (水産研究所)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① 開札後に、積算システムの不具合に気づかず積算したため予定価格が適正でなかったことが判明し、入札を中止しました。積算段階においてシステムが適正かに留意するとともに、複数職員によるチェック体制を強化し再発防止に努めました。 (桑名農政事務所)
- ② 「みどり食料システム戦略緊急対策交付金」の支出について、相手方から受け取った請求書に支払うべき金額の記載が3か所ありました。うち1か所に誤りがあり、担当者の確認不足のためこの誤った記載額で支出を行ってしまい、結果として40円の過払いが発生し、返納していただきました。複数人のチェックを経たにもかかわらず発生したことから、特に支払いの集中する年度末においては、支払いに関わる職員一人一人が支出処理や審査の際に、受け取った請求書に不備がないことを確認することとしました。 (伊賀農林事務所)
- ③ 当該入札について開札を行ったところ、提出された工事費内訳書の内容について疑義があったため、積算内容を再確認したところ、当該業務では計上する必要のない技術管理費について誤って項目を表示したまま公告していたため、適正な入札が執行できないと判断し入札を中止しました。誤りの内容について、事務所内で共有、周知するとともに、設計標準チェックリストに、必要がない項目の削除欄を加え、複数職員によるチェック体制を強化することとしました。 (伊賀農林事務所)
- ④ 支払いを終えた補助金の額の確定について、交付対象事業者からの指摘により計算過程の見直しを行ったところ金額の誤りが判明したため、額の確定を取り消して歳出戻入を行ったうえ、改めて正しい金額にて額の確定を行ったものです。補助金の額の算定について、複数職員による確認を徹底することとしました。 (尾鷲農林水産事務所)
- ⑤ 開札後落札決定前に設計内容を再確認したところ、旅費の高速道路使用料を消費税込みの金額で積算したことによる違算があることが判明したため入札を中止したものです。今回の事案について所内に共有するとともにチェック体制の強化を図り、再発防止に努めました。 (尾鷲農林水産事務所)
- ⑥ 入力時誤りのあった支出命令書の取消処理漏れ及び支出審査確定システムでの重複処理により二重払いが生じたことから、速やかな取消処理とチェック体制の見直しを行いました。 (農業研究所)
- ⑦ 開札後、仕様書記載の基準品のメーカー名表記が誤っていることが判明し入札を中止したため、本案件を職員間で情報共有するとともに、改めて複数人による仕様書の確認を徹底しました。 (農業研究所)
- ⑧ 使用料の請求額10,000円を支払ったにもかかわらず、類似案件が多数あるため未払と誤認してしまい、再度支払ってしまったものです。判明直後、所属長へ報告するとともに、関係者（総務課、沿岸資源増殖研究課）で話し合いを持ち、改めて二重払いの重大さを全員で共有するとともに、今後のチェック体制の確認を行いました。以後、事業実施課が請求書を受け取った時点で複数名にてチェックを行い、総務課へ持参し、総務課は受領した時点で改めて事業実施課へ確認することとしました。なお新たな取組の結果、以降は同様のミスは発生していません。 (水産研究所)

2 今後の方針（取組予定等）

- ①③⑤⑦ 引き続き、再発防止に向けて職員の意識の更なる向上とチェック体制の強化を図り、適正な入札の執行に努めます。 (桑名農政事務所、伊賀農林事務所、尾鷲農林水産事務所、農業研究所)
- ② 引き続き、再発防止に向けて職員の意識の更なる向上とチェック体制の強化を図ります。 (伊賀農林事務所)
- ④ 引き続き、補助金の額の算定にあたっては、複数の職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努めます。 (尾鷲農林水産事務所)
- ⑥ 入力時誤りのあった支出命令書は速やかに取消処理を行い、支出審査確定時のチェックも強化することにより再発防止を図り、引き続き、適正な事務処理に努めます。 (農業研究所)
- ⑧ 引き続き新たなチェック体制で取り組みます。 (水産研究所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 公有財産の管理 ① 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告を行っていなかった。 (津農林水産事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	当該事案は、行政財産の目的外使用を許可した際の管財課長への報告を失念したもので、三重県公有財産規則をはじめ公有財産管理の取扱を熟知していなかったことから発生したため、所属長が全職員に対して公有財産管理の取扱に関する勉強会を実施しました。 (津農林水産事務所)
2 今後の方針（取組予定等）	報告漏れが生じた原因と今後生じるおそれのあるリスク等について職員同士で話し合いを行い、再発防止に向けて周知徹底を図ります。 (津農林水産事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(4) 交通事故	
職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。	
① 物損事故 (負担割合：県 30%、相手 70%) (物損額：県 52,695 円、相手 86,559 円)	
② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 322,383 円)	
③ 物損事故 (物損額：県 743,695 円)	
④ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円廃車、相手 759,624 円)	
⑤ 物損事故 (物損額：県 110,000 円)	
(みどり共生推進課)	
(四日市農林事務所)	
(津農林水産事務所)	
(伊賀農林事務所)	
(尾鷲農林水産事務所)	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 職員が、信号のある交差点を左折したところ、反対から走行してきた相手方が右折し、公用車の右側前方車体と相手方の左側前方車体が接触して、双方のバンパー等が破損しました。事故の原因は、双方の前方不注意によるものであるため、所属職員に対し、交通事故に対する注意喚起を改めて行うとともに、危機管理意識向上研修等を通じて、課員の交通安全意識向上にも取り組みました。 (みどり共生推進課)	
② 当該事故は、駐車場で公用車のドアを開ける際に、強風により制御できず、隣に駐車していた車にドアが接触したものであり、車内から強風が吹くことの予見が難しい状況下で発生した事案ですが、当該職員に対して何事にも周囲の状況を確認して慎重に行動するとともに、更なる安全運転の徹底をするよう厳重に指導・助言を行いました。また、所内会議において発生した事故の状況を共有し、交通事故防止及び県有備品や金品の適正な管理について、職員に対し再徹底するよう指示するとともに、公用車損傷などの防止にかかる職場内研修及び「交通安全講習」を開催して、所内職員の交通安全意識向上に取り組みました。 (四日市農林事務所)	
③ 森林内道路を慎重に走行していましたが、急な下り坂でブレーキをかけたところ、落ち葉等で滑り、タイヤがロックしたことでの操作不能となり、立木に衝突しました。事故発生後ただちに所属内で注意喚起を行うとともに、初めての現場に行く際は市等地元関係者に危険な箇所等の情報収集を行い複数人で出張することや危険箇所の情報を所属員で共有しました。また、本事案は悪路が原因であることから再発防止のため森林土木の監督業務等に使用する車両についてオフロードタイヤを導入しました。 (津農林水産事務所)	
④ 当該事故については、職員が工事現場へ向かう途中、5 差路の交差点を通過する際、進行方向とは別の方の安全を確認している間に、前を走るトラックのブレーキに気づくのが遅れたため追突したものであり、事故発生後、当該職員には厳重に注意を行うとともに、速やかに事務所内で情報共有を行い、出張時には余裕をもって出発すること、安全な速度で十分な車間距離をとって運転することなどの注意喚起を行いました。また、その後も交通安全週間など、機会のあるたびに所内会議で交通安全についての注意喚起を行っているほか、出納局の実施する交通安全研修に、長期不在の職員を除く全職員が受講するなど、交通安全意識の向上に努めました。 (伊賀農林事務所)	
⑤ 公用車による出張の途中、駐車場への進入の際に車両の切り返しを行おうとしたところ、後方確認を怠り、ガードレールに接触して車両の後部を損傷させたものです。事故発生後ただちにこの事故を所内に共有するとともに、毎月 1 回行っている交通安全研修においても重ねて注意喚起を行いました。 (尾鷲農林水産事務所)	
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き、会議や交通安全研修などあらゆる機会を通じて職員の交通安全に対する意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。 (みどり共生推進課)	
②③ 引き続き、所内会議や交通安全研修等あらゆる機会を通じて、職員に対し、安全運転に関するより一層の意識向上を図り、交通事故の発生防止に努めています。また、走行中以外にも自然現象によって予期せず車両等が接触する可能性があることから、慎重に行動するよう注意喚起を継続し、交通安全意識の向上に努めています。 (四日市農林事務所、津農林水産事務所)	
④⑤ 引き続き、所内会議や交通安全研修の機会を通じて、職員に対し安全運転に関するより一層の意識向上を図り、交通事故の発生防止に取り組みます。 (伊賀農林事務所、尾鷲農林水産事務所)	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 農林水産部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(5) その他 財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められた い。 ① 事故発生報告書の提出が遅延していた。 (家畜防疫対策課) ② 金品亡失（損傷）報告書の速報を提出していなかった。 (水産資源管理課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	① 今回の事案は、交通事故の発生に伴い三重県会計規則第8条に基づく金品亡失（損傷）報告書を提出した ものの、三重県職員事故事務取扱規程の認識不足から同規程第2条の事故発生報告書の期限内提出を失念し ていたものであり、同種事案が発生しないように両報告書の作成・提出手順を周知し再発防止に努めました。 (家畜防疫対策課)
	② 未提出となった原因は、金品亡失（損傷）報告書の速報は修繕金額が判明してから行う必要があると誤認 識しており、修繕見積の取得に想定以上の時間を要したため、速報として提出できなかつたものです。課内 で事案の共有を行い、三重県会計規則に基づき、金品亡失発生後は速やかに報告書の速報を作成して報告し、 複数人で報告状況を確認するよう周知徹底しました。 (水産資源管理課)
2 今後の方針（取組予定等）	① 引き続き、上記取組を実施して適正な事務処理に努めます。 (家畜防疫対策課) ② 三重県会計規則に基づき、金品亡失（損傷）報告書の速報を速やかに作成し報告するとともに、報告状況 については複数人で確認します。 (水産資源管理課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 雇用経済部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	(1) 環境変化に対応した産業政策の推進 新型コロナウイルス感染症が収束し経済活動が回復基調にある中、企業の回復を後押しするとともにカーボンニュートラル・EV化など世界的な潮流を踏まえた成長を促進させるため、「ゼロエミッションみえ」プロジェクトによる成長産業育成や競争力強化の推進、中小企業・小規模企業の生産性向上や業態転換の支援など、社会経済情勢の変化に対応した経済対策を行ってきた。 しかし、不安定な国際情勢や為替相場等の複合的な要因によるエネルギー価格の高騰や原材料の価格高騰・供給不安がある中、サプライチェーン全体での脱炭素化やDXへの対応などが課題となっており、また、人口減少は各分野の人手不足を生むことにとどまらず国内市場に変化をもたらしているなど、企業を取り巻く環境は大きく変化しており、先行きは見通しにくくなっている。 このため、EV化への対応による自動車産業の成長産業化やコンビナート企業のカーボンニュートラル化などの脱炭素化に向けた取組やライフイノベーションの推進などにより、成長産業の育成、新分野進出、業態転換、知識集約型産業への転換等を支援するとともに、スタートアップ支援や社会におけるDXの推進などによるイノベーションの創出、中小企業・小規模企業の経営力強化などによる生産性向上及び高付加価値化など、環境変化に対応し人口減少下においても企業が成長を持続することができるよう産業政策を推進されたい。 (雇用経済総務課、雇用対策課、障がい者雇用・就労促進課、県産品振興課、新産業振興課、中小企業・サービス産業振興課、産業イノベーション推進課、企業誘致推進課)
講じた措置	
令和6年度	
1 実施した取組内容 (成長産業の育成、新分野進出、業態転換) ① 自動車産業の成長化においては、EV化対応等の新事業展開に向け、県内ものづくり中小企業等が参加するワークショップや個別相談、マッチング会を実施しました。また、新事業展開を図る県内企業が実施する試作・開発を支援するため、成長産業推進に向けた試作・開発支援事業補助金を創設しました。 ② コンビナート関係の取組においては、令和5年3月に策定した2050年の四日市コンビナートの将来ビジョン（グランドデザイン）に基づき、次世代エネルギーとされる水素・アンモニアの導入・拠点化に向けて、コンビナート企業間の連携による具体的な検討を進めました。 ③ ライフイノベーションの推進においては、県内のヘルスケア産業の振興に向けて、セミナーの開催による情報提供、アドバイザーによる伴走支援、大規模展示会への出展支援等を通じて、医療・福祉現場のニーズ把握、販路開拓などの課題に県内企業が対応できるよう支援しました。 ④ 半導体産業の集積を図り、投資を促進していくために、産官学が連携する「みえ半導体ネットワーク」において、人材育成部会に加えて新たに操業支援部会を設立し、県内の関連産業へ人材育成・確保、販路拡大など企業の操業支援に関する取組に着手しました。 (新産業振興課) (企業誘致推進課)	
(生産性向上・高付加価値化) ① DXの推進においては、企業がDXの専門家の支援により課題解決された促進モデルを共有し、県内企業の啓発に取り組みました。 ② スタートアップ支援においては、三重発スタートアップの創出及び成長をめざして、関連機関や市町等との連携によるスタートアップ支援プラットフォームの充実を図るとともに、事業計画の策定や、新規事業創出に向けた外部との連携促進など、起業前から事業拡大まで、事業の成長段階に応じた支援に取り組みました。 (産業イノベーション推進課) ③ 中小企業・小規模企業が事業を発展的に継続できるよう、三重県信用保証協会に13名のコーディネーターを配置し、金融機関・商工団体等と連携しながら、事業者が行う経営改善・取引価格適正化の取組を伴走支援しました。 ④ 中小企業・小規模企業の競争力強化につなげるため、展示会や個別商談会を開催することにより、販路開拓の支援を行いました。 ⑤ エネルギー価格等高騰の影響に対応しつつ、生産性向上を図り、従業員の賃上げを行う中小企業・小規模企業の取組を支援するため、「エネルギー価格等高騰対応（賃上げ型）生産性向上・業態転換支援補助金」の交付を行いました。 ⑥ 中小企業・小規模企業が経営力向上に向けた取組を着実に実施できるよう、商工団体等と連携して、「三重県版経営向上計画」の作成支援を行いました。 (中小企業・サービス産業振興課) ⑦ 事業者数の減少などの課題に直面している県内伝統産業において、昨今の原材料価格の高騰等の影響により必要な原材料の確保が困難になっていることから、伝統産業の維持継続を図るために、代替原材料の確保に向けた事業者の取組を支援する県独自の補助金を創設しました。 (県産品振興課) ⑧ 企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、成長産業分野への投資やマザーワーク化、スマート工場化、研究開発施設など高付加価値化や拠点機能の強化につながる投資、また本社機能の拡充にかかる投資を促進しました。さらに、ものづくり基盤技術の高度化や付加価値の高いサービスの提供などに取り組む中小企業・小規模企業の設備投資を促進しました。 ⑨ 国内需要が縮小する中、海外販路開拓が重要になっていることから、海外ビジネスセミナーの開催や、海	

- 外ビジネス展開支援補助金の交付とともに、タイにアセアンビジネスサポートオフィスを開設し、事業者の取組段階に応じた支援を行いました。
 (企業誘致推進課)
- ⑩ 働き方改革相談窓口を設置し、県内中小企業・小規模企業の生産性向上を含む働き方改革に関する課題に対応しました。
- ⑪ 本県を取り巻く社会・経済情勢等を施策等に反映するため、県内企業4,000社、県外優良企業1,000社へのアンケート調査を実施しました。
 また、産業政策の推進とともに、人口減少に対応し、外国人等の多様な人材の雇用促進や働き方改革に関する取組を実施しました。
 (雇用経済総務課、雇用対策課、障がい者雇用・就労促進課)

2 取組の成果

(成長産業の育成、新分野進出、業態転換)

- ① 自動車産業の成長化においては、ワークショップに参加した県内企業22社から5社を選定し、新たな取引先候補企業(5社)とのマッチング会を実施しました。また、試作・開発支援事業補助金では8件を採択し、うち4件がEV対応部品の開発など自動車関連の分野でした。
- ② コンビナート関係においては、水素・アンモニア拠点化検討部会等において、水素・アンモニアの導入・拠点化に向けた検討を進め、今後に向けた課題の整理等を行いました。
 ライフイノベーションの推進においては、セミナーの開催による情報提供(2回)、アドバイザーによる伴走支援(個別相談会2回、参加企業6社)、メディカルメッセ(愛知県常滑市)やメディカルジャパン東京(千葉県千葉市)等の大規模展示会への出展等を支援しました。
 (新産業振興課)
- ③ 半導体分野の人材育成に係る具体的な取組を協議する人材育成部会を3回(5月、10月、2月)開催するとともに、10月10日には電子デバイス・機器工学において多岐にわたる研究を行っている静岡大学青木教授を講師に招いて研究会を開催しました。また、県内半導体関連企業の人材確保や販路拡大などを協議する操業支援部会を3回(8月、12月、3月)開催しました。さらに、7月12日には全国的にも先行して半導体産業の人材育成、取引拡大、普及啓発に取り組む岩手県・大分県と連携協定を締結しました。
 (企業誘致推進課)

(生産性向上・高付加価値化)

- ① DXの推進においては、DX促進モデル事業のキックオフセミナーに69名が参加しました。また、DXの専門家を8社に派遣し、成果を県内企業へ共有する報告会を開催しました。
- ② スタートアップ支援においては、みえスタートアップ支援プラットフォームを通じて成長段階に応じた支援に取り組むとともに、スタートアップカンファレンスを5回開催しました。令和7年3月末時点での参画機関数は85機関に拡大しています。
 (産業イノベーション推進課)
- ③ 三重県信用保証協会に配置したコーディネーターが、197者に対して延べ1,408回訪問し、147者に専門家派遣を行いました(令和7年3月末時点)。
- ④ 令和6年4月から2月末までに商談会等を11回開催し、延べ89社の販路開拓を支援しました。
- ⑤ 「エネルギー価格等高騰対応(賃上げ型)生産性向上・業態転換支援補助金」を73事業者に対して交付決定し、各補助事業者の生産性向上や業態転換等の前向きな取組の推進及び賃上げの実施を支援しました。
- ⑥ 「三重県版経営向上計画」について456件を認定しました(令和7年3月末現在)。
 (中小企業・サービス産業振興課)
- ⑦ 国指定伝統的工芸品または県指定伝統工芸品の製造事業者のうち、原材料の価格高騰の影響を受け代替原材料の調査・研究や代替原材料による商品試作に取り組む10事業者の補助金申請を採択し、事業継続を支援しました。
 (県産品振興課)
- ⑧ 企業投資促進制度の活用やワンストップサービスの提供などにより、令和6年度の県内への投資額は862億円、立地誘致件数は29件となりました(令和7年3月末時点)。また、本県におけるものづくり基盤技術の高度化等を促進するため、中小企業高付加価値化投資促進補助金を公募し、計6社の交付決定を行いました。
- ⑨ 海外ビジネスセミナーを開催し、オンラインを含め73名の参加がありました。また、海外ビジネス展開支援補助金に対し、申請のあった47件から41件を採択し、県内企業の海外商談会参加等の取組を支援しました。そのほか、タイにアセアンビジネスサポートオフィスを8月に開設し、現地での支援を行うとともに、知事のベトナム・タイミッショントークに併せて、現地でビジネスセミナー及びマッチングイベントを開催しました。
 (企業誘致推進課)
- ⑩ 働き方改革相談窓口において、54件の相談に対応しました。
 (雇用対策課)
- ⑪ 「三重県事業所アンケート」を実施し、企業の業況や抱える課題等をとりまとめ、事業構築するための基礎資料として活用しました。
 また、外国人等の雇用に係るセミナーの開催や働き方改革に係る相談に対応しました。
 (雇用経済総務課、雇用対策課、障がい者雇用・就労促進課)

3 残された課題

(成長産業の育成、新分野進出、業態転換)

- ① 県内自動車産業の継続的な発展のため、EV化等の進展により進出先となる新たな分野の産業集積の可能性について調査を行うとともに、引き続きマッチング支援や試作開発補助等、企業の段階に応じた支援が必要です。
- ② コンビナート関係においては、水素・アンモニア拠点化検討部会等での継続的な検討が必要です。

③ ライフイノベーションの推進においては、企業、研究機関等のヘルスケア分野への参入や事業拡大に向けて、引き続き必要な知識・ノウハウに関する情報提供を行うとともに、医療・福祉現場が抱えるニーズとのマッチングや試作品等の実証支援、医療・福祉機器メーカー等との商談機会の提供等が必要です。

(新産業振興課)

④ 今後ますます半導体人材の需要が高まっていくことが予想される中で、県内においても人材の育成、確保に取り組むべく、小中学校の比較的早い段階から半導体に関する魅力発信を行う学習カリキュラムを確立するとともに、更なる半導体産業の集積に向けて、県内半導体関連企業の人材確保やサプライチェーン強化に取り組んでいく必要があります。

(企業誘致推進課)

(生産性向上・高付加価値化)

① DXの推進においては、DXに関する取組を行っている県内企業が約20%にとどまっていることから、引き続き企業のDX導入支援などが必要です。

② スタートアップ支援においては、スタートアップ（新たな事業展開をめざす創業・第二創業）が創出され、成長できる事業環境を構築するため、引き続き、みえスタートアップ支援プラットフォームを通じたスタートアップの起業前から事業拡大まで、成長段階に応じた支援が必要です。 (産業イノベーション推進課)

③ 中小企業・小規模企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、生産性向上や取引価格適正化など取り組むべき経営課題が多様化していることから、コーディネーターによるきめ細かな伴走支援が必要です。

④ 川下（発注元）企業のニーズを把握し、技術開発などにつなげるには、県内中小企業がより多くの商談会に参加することが必要であり、そのためには、商談会へ参加する川下（発注元）企業の掘り起こしを進め、少しでも多くの商談の機会を提供することが必要です。

⑤ 県内中小企業・小規模企業の生産性向上等に向けた前向きな挑戦を促進するためには、「三重県版経営向上計画」の認定取得の促進及び計画の質的な向上を図ることが必要です。

(中小企業・サービス産業振興課)

⑥ 代替原材料の調査・研究や商品試作には時間を要することから、事業者が原材料の価格高騰などの影響を克服できるよう、引き続き支援が必要です。 (県産品振興課)

⑦ 企業の立地ニーズが高まってきている中で、産業用地の不足が顕著なため、開発可能性の高い地域については、関係市町と連携しながら開発手法の検討を進めるとともに、居抜き物件等の未利用地の活用についても促していく必要があります。

⑧ 海外販路の開拓に向け、引き続き海外展開に取り組む県内企業の裾野を広げるとともに、成長著しいアジアを中心とした海外市場の進出に係る支援が必要です。

(企業誘致推進課)

⑨ アンケート結果を効果的に活用できるよう、社会・経済情勢の変化等を踏まえた調査項目や、送付先等の検討が必要です。また、働き方改革に関する課題や、人口減少に伴う労働力不足に対して、一層の対応が必要です。

(雇用経済総務課、雇用対策課、障がい者雇用・就労促進課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

社会情勢の変化に対応した産業政策及び雇用政策を進めるため、「三重県事業所アンケート」を継続して実施することで県内企業の実態を把握するとともに、企業及び関係団体の声に耳を傾けてまいります。

また、残された課題の解決に向けて、県内企業が成長を持続することができるよう産業政策に取り組むとともに、雇用対策にも取り組んでまいります。

様式 1-1 (事業の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 雇用経済部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(2) 人口減少下における人材確保、育成及び定着促進

近年の人口減少下においても、女性や外国人の雇用増加などにより本県の雇用者数は増加したが、全ての産業において人材確保は最優先課題となっていることから、若者に魅力のある働く場の確保や女性の働きやすい職場づくりの支援、本県出身の県外大学在学生等に対する県内就職促進などに取り組む中、令和5年8月には「三重県人口減少対策方針」が策定され、人口減少社会への適応やジェンダーギャップの解消など新しい視点を加えた人口減少対策について全庁を挙げた取組が進められている。

一方、若年層については就職等を機に県外へ流出する傾向が続いているが、また、県内で働く女性に占める非正規雇用の割合は全国で2番目に高いなど、地域の人材が十分に活躍できていない状況がある。また、本県企業の99.8%を占める中小企業・小規模企業においては、労働生産性が低い業種が少なくない中、人口減少下にあっても企業が活動を持続していくためには、少ない労働力でも高付加価値の製品やサービスを生み出すことができる知識集約型産業への転換やICT・AIを活用した生産性の向上が求められており、こうした産業を支える人材の確保、育成及び定着も進める必要がある。

このため、若者や女性の県内就職を促進することができるよう、能力に応じた働きがいのある職場の創出支援や男性の育児休業取得促進などの働きやすさの向上に取り組むとともに、リスクリミングやテレワークの推進などによる高齢者や障がい者など多様な人材の活用、生産性向上に資する能力の再開発、専門的なニーズに対応する副業・兼業人材、さらには高度外国人材の活用を図ることなどにより、人材の確保、育成及び定着を図られたい。

(雇用経済総務課、雇用対策課、障がい者雇用・就労促進課、新産業振興課、
中小企業・サービス産業振興課、産業イノベーション推進課、企業誘致推進課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

(若者や女性の県内就職・定着促進)

- ① 誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方を実現するため、アドバイザーの派遣や「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度等の取組を進めました。さらに、働きやすい職場環境づくりの後押しとするため、働き方改革推進奨励金制度を新たに創設しました。
- ② 就職支援協定締結大学の拡大に取り組むとともに、新たな保護者等への働きかけに取り組むなど県の就職支援情報等を発信しました。
- ③ 正規雇用や再就職を希望する女性を対象に、一人ひとりのニーズに応じて、スキルアップ研修等を実施するとともに、多様な事情を抱える女性の就職相談に対応しました。
- ④ 若者等の県内就職及び県内企業の人材確保を支援するため、若者等と県内企業との交流会を開催しました。
- ⑤ 県内におけるカスタマーハラスメントの実態把握を行うとともに、条例や具体的なカスタマーハラスメント防止対策の検討を進めました。

(雇用対策課)

- ⑥ 男女が分け隔てなく就職できる場の創出や経済的なジェンダーギャップ解消に向けて、業種別の男女別雇用状況や他県の動向等を踏まえ、新たに「情報通信産業立地補助金」を創設し、制度の周知に取り組みました。

(企業誘致推進課)

(多様な人材の活用)

- ① 外国人雇用においては、県内企業への就職を支援するため、企業向けセミナーや個別相談会を開催するとともに、求職者に対しては、海外の高度人材獲得のための現地合同面接会や留学生などを対象としたセミナー、就業体験、企業見学会等を実施しました。
- ② 高年齢者雇用の実践事例を事業者や求職者に紹介するセミナー等を実施するとともに、高齢者雇用に係る企業向けアドバイザー派遣を行いました。
- ③ 障がい者が障がい特性に応じて、多様な働き方ができるよう短時間雇用やテレワークに係るアドバイザーパートナーシップ等を実施しました。

(障がい者雇用・就労促進課)

(産業分野の人材育成)

- ① 社会のデジタル化を加速する人材育成を目的とし、県内企業等を広く対象とした経済産業省「デジタルスキル標準」に即した研修を実施しました。
- ② 経営の革新等を図ろうとする県内中小企業・小規模企業のプロフェッショナル人材活用を促進するため、プロフェッショナル人材戦略拠点を運営し、マッチング支援を行いました。
- ③ 県内中小企業・小規模企業が、県外の専門性の高い外部人材を活用して課題解決等に取り組むことができるよう、「県外専門人材確保支援補助金」により支援しました。また、新たに「副業・兼業人材活用促進補助金」を創設し、副業・兼業人材とのマッチングや活用を支援しました。

(中小企業・サービス産業振興課)

- ④ 地域産業の担い手となる人材を育成するため、津高等技術学校において、学卒者等を対象に、デジタル化やものづくり技術の高度化に対応できる人材を養成する職業訓練を実施しました。

(雇用対策課)

⑤ 令和5年2月に県が締結した（一社）日本自動車部品工業会との連携協定に基づき、県内会員企業のものづくり現場におけるカーボンニュートラルに係る課題の解決に向け、鈴鹿工業高等専門学校の協力を頂きました。

また、県内高校生高専生等を対象に航空宇宙産業製造現場見学会を実施しました。 (新産業振興課)

2 取組の成果

(若者や女性の県内就職・定着促進)

- ① 働き方改革アドバイザーを12社に派遣し、職場環境の改善等を実現しました。また「令和6年度みえの働き方改革推進企業」として169社を登録し、県HPやフォーラムで取組内容等の事例を紹介しました。
 - ② 令和6年10月から働き方改革推進奨励金の受付を開始し、男性の育児休業の取得向上を図る取組など、46件支給決定しました。
 - ③ 新たに日本大学と就職支援協定を締結しました（令和7年2月）。また、県内企業への就職に対する関心を高めるため、協定大学（1大学）と連携し、県の取組の広告付きハガキを保護者宛に送付しました。
 - ④ 正規雇用や再就職を希望する女性のキャリアアップ研修を301人が受講しました。
 - ⑤ 若者等と県内企業との交流会を開催し、求職者207人と県内企業28社が参加しました。
 - ⑥ 各分野から幅広い意見を聴取するため、学識者・経済団体・労働団体等を構成員とする懇話会を立ち上げ、県としての防止対策をとりまとめました。
- (雇用対策課)
- ⑦ 日々の誘致活動において、関連企業に対して「情報通信産業立地補助金」の案内をするとともに、東京にて開催した「三重県企業ネットワークセミナー」（令和6年10月4日開催）や「三重県外資系企業セミナー」（令和7年2月21日開催）においても制度の周知を行いました。 (企業誘致推進課)

(多様な人材の活用)

- ① 津高等技術学校において、学卒者等を対象に455人に職業訓練を実施しました。（3月末時点） (雇用対策課)
- ② 外国人材の受入体制の整備を進めるため、企業向けに説明会や就職準備セミナー等を実施するとともに、就業体験、企業見学会や、これらに参加した外国人に対してキャリアコンサルタントによる個別相談等を実施しました。（参加者172人、参加企業145社）
- ③ 将来の幹部候補生や企業の海外展開、生産性向上等の重要な業務を担う高度人材の採用をめざす県内中小企業を対象に、優秀な外国人材とのマッチング機会を創出するため、ベトナムにおいて合同面接会を開催しました。（参加企業数7社、内定者数12名（うち就職予定者数7名））
- ④ 高齢者雇用の実践事例セミナーや求職者向けセミナー等を開催（参加者494人、参加企業125社）するとともに、高齢者や外国人などの多様な人材の受け入れや定着支援に向けたアドバイザー派遣を実施しました。（高齢者雇用コース13社、外国人雇用コース14社、高齢者雇用コースと外国人雇用コースの両方15社）障がい者の短時間雇用やテレワーク導入に向けてアドバイザー派遣等を実施しました。（短時間44社、テレワーク11社） (障がい者雇用・就労促進課)
- ⑤ プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた県内中小企業・小規模企業とプロフェッショナル人材との間で、76件のマッチングが成約しました（令和7年3月末現在）。
- ⑥ 「県外専門人材確保支援補助金」7件、「副業・兼業人材活用促進補助金」2件の交付決定を行い、県内中小企業・小規模企業の外部人材活用を支援しました（令和7年3月末現在）。 (中小企業・サービス産業振興課)

(産業分野の人材育成)

- ① （一社）日本自動車部品工業会の県内会員企業4社のカーボンニュートラルに係る課題の解決に向け、現場の見学や学生と企業との意見交換、技術的な課題策の提案等を行う授業を、鈴鹿工業高等専門学校の協力により実施しました。
航空宇宙産業製造現場見学会には26人が参加し、航空宇宙産業に対する関心を深めるため、現場見学に加え職員との意見交換や質疑応答を行いました。 (新産業振興課)
 - ② 経営者や担当者層に対し経済産業省「DXリテラシー標準」に即した全20回のDX人材スキルアップ研修を実施し、延べ779名（3月末）が参加したほか、eラーニングによる講座及びハンズオンによるアプリ開発実習に取り組むDX推進リスクリング事業を実施し、60名が参加しました。
- (産業イノベーション推進課)

3 残された課題

(若者や女性の県内就職・定着促進)

- ① 企業における働き方改革の推進や労働者におけるワーク・ライフ・バランスの向上により、誰もが働きやすい職場環境づくりにつなげるため、引き続きアドバイザー派遣や奨励金制度等により県内企業への支援を行うとともに、企業の優れた取組表彰の実施などにより横展開を図る必要があります。
- ② 学生の就職観の変化に対応するため、働きやすい職場環境づくりに取り組む県内企業との合同企業説明会等を開催するとともに、就職支援協定締結大学と連携しながら、就職先企業の決定において大きな影響力を持つ保護者に対する働きかけを強化する必要があります。
- ③ 女性の非正規雇用者の正規雇用化を促進するため、正規雇用化した女性の成功事例等を県内企業に周知するとともに、多様な事情を抱える女性に対して、一人ひとりの状況やニーズに応じた支援を実施していく必要があります。

- ④ 若者等の求職者の県内就職及び県内企業の人材確保を支援するため、引き続き、若者等と県内企業との交流機会を創出する必要があります。
- ⑤ カスタマーハラスメントの発生を社会全体で防止し、県内で働く労働者の尊厳を守るため、条例の制定や、県内企業におけるカスタマーハラスメント防止対策にかかる取組を支援する必要があります。

(雇用対策課)

- ⑥ 「情報通信産業立地補助金」において、今後ますますデータを活用した新ビジネスや社会課題の解決が期待され、国においてもデジタルインフラの整備を重点施策としている中で、その対象を見直していく必要がります。

(企業誘致推進課)

(多様な人材の活用)

- ① 津高等技術学校において、引き続き、学卒者、離転職者や求職者、在職者のニーズ及び県内産業界のニーズを対応した、多様な職業訓練に取り組んでいく必要があります。
- ② 人材確保に課題のある中小企業・小規模企業の副業・兼業人材の活用を促進するためには、副業・兼業人材活用の有効性を周知し、理解を深めることが必要です。
- ③ 県内で就労する外国人労働者数及び外国人雇用事業者数は、ともに過去最高を更新しているものの、企業側では雇用に関する基本的な知識、ノウハウの不足や受入環境整備への不安が課題となっています。また、県内高等教育機関に在籍する留学生のうち、半数以上が県外で就職しているため、県内の就職を促進する必要があります。
- ④ 県内での高齢者の就労希望者は年々増加しているが、就労に至った割合は約2割にとどまっています。また、改正高年齢者雇用安定法により企業には70歳までの就業機会確保措置が努力義務とされたなか、県内企業における就業機会の確保状況は約3割に留まっているため、県内企業に対し、高齢者が生涯にわたって活躍できる職場環境づくりや再就職に向けたマッチングが必要です。
- ⑤ 令和6年4月の障がい者の法定雇用率の引上げに伴い、県内民間企業の法定雇用率達成割合が低下(61.9%→57.6%)する中、令和8年7月には2.7%まで引き上げられ、雇用率を達成できない企業の増加が懸念されることから、テレワークなど障がい者の多様で柔軟な働き方の促進が必要です。

(障がい者雇用・就労促進課)

(産業分野の人材育成)

- ① 今後ものづくり産業等での人手不足が懸念されるため、引き続き若者に対する人材育成が必要です。
- ② DXに関する取組を行っている県内企業が約20%にとどまっていることから、引き続きDX人材の育成支援が必要です。また、厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」によると、IT技術者における女性の割合は21%にとどまっていることから、デジタル分野のジェンダーギャップの解消が必要です。

(産業イノベーション推進課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

三重県人口減少対策方針や令和6年度策定の三重県人材確保対策推進方針を踏まえつつ、ジェンダーギャップの解消、人口還流の促進、また多様な人材の確保につながるよう、三重県の産業政策及び雇用対策を進めてまいります。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 雇用経済部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(3) 首都圏営業拠点「三重テラス」を活用した三重の魅力発信

首都圏営業拠点「三重テラス」は、令和5年度からの第3ステージ運営方針に基づき、1階には、新たに三重の観光をはじめとする総合案内のためのコンシェルジュを配置するとともに、2階は、引き続きイベントの開催に加え、新たに三重の情報発信機能の強化や三重ファンの交流促進など首都圏と本県のさまざまな関係者が「つながる」ことを促進するためのコワーキングスペースとしてコミュニティマネージャーを配置し、令和5年9月16日にリニューアルオープンした。

令和6年5月に策定された「三重県プロモーション推進方針」では、首都圏において、観光プロモーションの動きと連動した三重のさまざまな魅力の発信や、大阪・関西万博へ多数の来訪が見込まれる首都圏在住者の本県への呼び込みに取り組むこととしているほか、令和6年3月に策定された「三重県人口減少アクションプラン」においては、移住などの流入・Uターン促進の取組を進めていくとしていることなどから、首都圏において更に効果的なプロモーションを行うことが求められる。

このため、引き続き、第3ステージ運営方針に沿って、三重の魅力の情報発信、三重ファンの積極的な拡大、県産品の販路拡大、誘客の増加といった各機能を強化するとともに、大阪・関西万博の開催を好機と捉えて三重の魅力発信を行い、本県の認知度向上や三重への人の流れを作ることにつなげるインフラとして最大限活用されたい。

(県産品振興課、大阪・関西万博推進プロジェクトチーム)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

首都圏営業拠点「三重テラス」は、令和6年9月で開設11周年を迎えました。累計約570万人（9月末現在）にご来館いただくなど、多くの方々に三重の魅力を感じていただくことができました。

令和5年度から開始した「三重テラス第3ステージ運営方針」に基づき、三重の魅力発信の拠点機能の更なる強化や、関係者が「つながる」ことの促進をめざし、物販・飲食業務の運営やコミュニティ形成に取り組みました。

(県産品振興課)

(第3ステージ運営方針に基づく三重の魅力発信)

○ショッピング

お客様のニーズも踏まえて食品や工芸品等の県産品を品揃えし、スタッフが商品の背景やストーリーを伝えるとともに、毎月、季節の設えを展開して関連のある商品を陳列するなど、多様な三重の魅力発信に取り組んでいます。

また、県産品のプラッシュアップや販路拡大につなげるため、事業者が直接お客様に商品の魅力を伝える対面販売やテストマーケティングを継続的に実施しています。

来館者数や売上額が、ほぼ毎前年度を上回っており、特に年末企画を実施した12月は、月当たり売上額がオープン以来の過去最高の約1.25倍となる2,586万円を記録するなど、順調に推移しています。

(県産品振興課)

○レストラン

県内各地の郷土料理をアレンジするなど、オリジナルメニューにより旬の県産食材や地域の食文化の魅力を体感する飲食を提供しています。

週替わりランチメニューを充実させるとともに、事業者や料理人が食の魅力を伝えるポップアップレストランを継続的に開催しているほか、県へのふるさと納税の返礼品として特別メニューを導入しました。

来館者数が毎前年度を上回り、概ねコロナ禍前の水準に回復しました。売上額は回復途上ですが、ランチメニューが好評を得るなど増加傾向にあります。

(県産品振興課)

○イベント

夏休み企画や11周年記念感謝祭、年末年始企画など、ショッピングやレストランと連携し、季節やトピックスに合わせたイベントを開催し、全館一体となった三重の魅力発信に取り組んでいます。

特に、大阪・関西万博の開催を契機に首都圏において三重の魅力を発信するため、三重テラスの各イベントにおいて、万博の三重県ブースの展示内容に合わせた企画を実施しました。

例えば、11周年記念感謝祭では、「真珠」をメインテーマとし、三重テラス一日店長が真珠の魅力を語るトークライブや、真珠をイメージした期間限定のスイーツセットの提供などを行いました。年末年始企画では、「刀剣」をテーマとし、刀鍛冶が使用する道具や原材料などの実物や映像を通じて、刀の製造工程を紹介する展示を行いました。

また、観光誘客の促進に向けては、首都圏のメディア向け説明会を開催し、三重の観光に関する魅力を伝え、情報発信を促すとともに、移住促進に向けては、伊勢志摩地域の8市町が暮らしの魅力を発信するイベントを開催するなど、さまざまなプロモーションに取り組んでいます。

さらに、イベントのプラッシュアップ相談会等により、市町や事業者によるイベントの実施を支援しています。

(県産品振興課、大阪・関西万博推進プロジェクトチーム)

○コミュニティ

三重県ゆかりの方や三重に関心を持つ方など、三重ファン等が継続的に集い、交流を深めることでコミュニティを形成するとともに、その活動が、三重県の各地域の取組や人とつながることで、県内への波及効果をもたらすことをめざし、さまざまな仕掛けに取り組んでいます。

例えば、三重ファンが興味のあるテーマで集まるプロジェクト「三重テラス部活動」は、令和7年2月時点で11部が設置されています。中には、三重県出身者が順に地元市町の魅力をプレゼンする「三重レペゼン29」や、三重の食文化を通じて地域の魅力や健康的な食生活を知り、楽しむ「健康ごはん部」のような、来館者が自主的に立ち上げ活動を継続するといった取組も生まれています。

また、これらの交流のきっかけとなるコワーキング利用者数についても、1か月あたり200件を超えるなど増加傾向にあります。
(県産品振興課)

2 取組の成果

(第3ステージ成果指標)

指標① 三重の魅力体験者数

令和6年度目標：138,000人 3月末時点実績：173,863人

指標② 商品開発・販路拡大件数

令和6年度目標：226件 3月末時点実績：262件

指標③ メディア掲載件数

令和6年度目標：85件 3月末時点実績：154件

指標④-1 魅力発信件数

令和6年度目標：195件 3月末時点実績：259件

指標④-2 三重ファンコミュニティが実施したイベント・プロジェクト件数

令和6年度目標：10件 3月末時点実績：22件

(県産品振興課)

3 残された課題

ショップにおいては、店頭やSNSにおいて、より効果的に商品の背景やストーリーを伝えるなどの情報発信を強化するとともに、商品のプラッシュアップや販路拡大につなげるため、対面販売やテストマーケティングを活用する事業者を拡大する必要があります。

レストランにおいては、ディナータイムの売上額が回復途上にあることから、ランチタイムからディナータイムへ誘客するなど、集客を増加させる必要があります。

イベントにおいては、引き続き主催者への助言等によりイベント内容を充実させるとともに、タイムリーかつリアルタイムでの発信など、より魅力を伝える工夫が必要です。

コミュニティ形成においては、そのきっかけとなるコワーキング利用者をさらに増やすとともに、さまざまな仕掛けに取り組む必要があります。
(県産品振興課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

令和6年度までの課題を踏まえ、物販・飲食、イベント・コミュニティの各機能を改善・強化していきます。

今後も、より多くのお客様に三重の魅力を体験し、三重とつながっていただけるよう、ショップやレストラン、イベントなどの機能を組み合わせ、全館あげて魅力発信に取り組むとともに、三重の歴史・文化・食などストーリー性のある企画やコミュニティ形成の取組を通して、首都圏と三重県のさまざまな関係者の交流を促進します。

(県産品振興課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 (1) 委託業者による消費期限の誤記載があった。 (県産品振興課)
講じた措置
1 実施した取組内容 令和5年11月に発生した消費期限の誤記載の原因は、商品の製造業者が使用していたラベルプリンタの老朽化による誤作動であったことから、同社に対して、速やかに機器を更新するとともに、出荷時における商品のチェックの徹底を指導しました。 併せて、委託業者（三重テラス物販・飲食業務運営事業者）におけるチェック機能を強化するため、三重テラスでの検品時とレジ販売時において、期限読み上げによるダブルチェックの運用を開始しました。 また、本件も踏まえ、誤記載等の発生時における確認事項や自主回収の取扱いについての対応マニュアルを改良しました。 (県産品振興課)
2 今後の方針（取組予定等） 再発防止のため、引き続き、運営事業者においてチェックを徹底します。 (県産品振興課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和5年度末現在2,459,191,435円であった。 (雇用経済総務課、障がい者雇用・就労促進課、中小企業・サービス産業振興課、工業研究所) ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (雇用経済総務課、障がい者雇用・就労促進課、中小企業・サービス産業振興課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
(a) 光熱水費負担金及び延滞金	電話連絡及び訪問等により債務者の状況を確認のうえ、継続的な債権回収事務を行いました。 (雇用経済総務課)
(b) 中小企業従業員住宅家屋貸下料	現時点で未収金の残っている2件のうち、1件については和解条項に基づき、他1件については納付誓約書に基づき、それぞれ返済を求めています。定期的に電話での督促に加え、債務者宅へ赴き、直接面談を行うなど訪問督促も実施しました。また、目標額の設定については、債務者から提出された納付誓約書に基づくほか、和解案件については、履行期限までに完納できるよう、残額と支払期限までの残り月数を勘案して設定していましたが、年度途中に主債務者の死亡が確認されたことから、連帯保証人及び相続人と今後の返済について相談を行っています。 貸付けを行った2社はすでに倒産しており、現在は親族が日々の生活の中で工面し返済を行っているところですが、生活困窮や債務者死亡により計画どおりに納付されなかつたことから、目標達成には至りませんでした。 引き続き、電話及び訪問による督促により計画的な債権回収に努めます。(障がい者雇用・就労促進課)
(c) 新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金返還金、(d)飲食店等事業継続支援金返還金	「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に基づき、電話連絡、文書周知、訪問等を随時繰り返し実施することにより債権の回収を進めました。 (中小企業・サービス産業振興課)
(e) 中小企業高度化資金	「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に基づき適正に債権管理・回収を実施するとともに、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき債権分類を行い、適切な債権管理を実施しました。 また、債権回収会社であるサービスーと委託契約を結び、高度な法的判断等の必要な案件について、回収業務を委託しました。 (中小企業・サービス産業振興課)
(f) 中小企業設備近代化資金	適切に回収目標の設定を行うとともに、債権回収会社であるサービスーに債権回収業務を委託し、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みました。なお、当該貸付金については、新規貸付を行っておらず、新たな未収金は発生していません。 (中小企業・サービス産業振興課)
(g) 光熱水費負担金	県外金融機関での支払日が4月25日となり、地域機関の出納閉鎖に間に合わず収入未済となりましたが、5月8日に県財務会計システムにおける収納を確認しました。 (工業研究所)
2 今後の方針（取組予定等）	
(a) 光熱水費負担金及び延滞金	今後も引き続き、提出された誓約書に基づいて確実に納付されるよう電話連絡、訪問等を行い、適正な債権回収に取り組みます。 (雇用経済総務課)
(b) 中小企業従業員住宅家屋貸下料	今後も、定期的に電話による督促に加え、訪問による督促や回収に向けての話し合いを実施するなど、納入が滞らないよう管理していきます。 (障がい者雇用・就労促進課)
(c) 新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金返還金、(d)飲食店等事業継続支援金返還金	引き続き、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、適正に債権管理・回収を進めるとともに、回収困難案件については弁護士への委任や、支払督促等の手段を活用して、回収の促進を図ります。 (中小企業・サービス産業振興課)

(e) 中小企業高度化資金

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、適正に債権管理・回収を行います。

具体的には、「都道府県の債権管理に関する対応指針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、適切な債権管理・回収を実施していきます。

正常先については、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、経営状況の把握を行い経営改善の取組を支援していきます。また、延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。

再生支援先については、定期的に訪問し、経営状況の把握を行うとともに、返済状況を見守りながら、継続的な経営支援を実施し、返済額の増額を図っていきます。

回収処理先については、競売、任意売却等により担保物件の処分を進めるとともに、必要に応じて弁護士等へ回収業務、法的措置等の委託を行っていきます。また、連帯保証人の資産調査等を実施して返済能力を考慮した保証債務の履行を求めていきます。

回収困難な先については、債権回収会社であるサービスサーと債権回収業務に関して委託契約を結ぶなど、引き続き債権管理・回収をより強固に行っていきます。 (中小企業・サービス産業振興課)

(f) 中小企業設備近代化資金

債権回収会社であるサービスサーに債権の管理・回収業務を委託するなどして、債務者別処理方針を策定のうえ債権管理・回収に取り組みます。 (中小企業・サービス産業振興課)

(g) 光熱水費負担金

納入義務者との連絡を密に行い、早めの納付を促します。

(工業研究所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア その他の支出事務 ① 消耗品費の二重払いによる歳出戻入を行っていた。 (津高等技術学校)
講じた措置
1 実施した取組内容 指摘のあった支払い時の事務処理誤りについて、校内で共有のうえ注意喚起を実施し、複数員によるチェックの徹底を図りました。 (津高等技術学校)
2 今後の方針（取組予定等） 担当者の異動があった際にも確実に事務を引き継ぐこととし、同様の事案が再度発生しないよう、適正な事務処理に努めます。 (津高等技術学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 雇用経済部

監査の結果
<p>3 財務の執行に関する意見 (3) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 198,781 円、相手 0 円) (障がい者雇用・就労促進課) ② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 245,223 円) (中小企業・サービス産業振興課)</p>
講じた措置
<p>1 実施した取組内容 ① 所属内で事故発生の情報共有を行い、交通安全に対する注意喚起を行いました。また、課内ミーティングにおいて交通事故の再発防止に向けた意見交換を行うとともに、出納局が実施する安全運転講習会（Web）を受講することにより、職員の交通安全に対する意識の向上を図りました。 (障がい者雇用・就労促進課) ② 所属会議で事故発生についての情報共有を行い、注意喚起を行いました。また、ミーティング等の場において、交通安全に対する意識の啓発を行うとともに、再発防止のために後進時には同乗者が確認・誘導を行うことの重要性を再周知しました。 (中小企業・サービス産業振興課)</p> <p>2 今後の方針（取組予定等） ① 引き続き、課内、班ミーティングや研修の場で交通安全について注意喚起を行い、職員の交通安全への意識向上を図り、交通事故の防止に努めます。 (障がい者雇用・就労促進課) ② 引き続き、所属会議や研修等の場において、公用車運転時の交通安全について注意喚起を行い、職員の交通安全に対する意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。 (中小企業・サービス産業振興課)</p>

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 観光部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(1) 観光産業の振興

国内外の観光需要が急速に回復に向かう中、国内誘客では、大都市圏での観光プロモーションのほか、全国旅行支援事業等による県内への旅行需要の喚起や平準化、県内での周遊促進等に取り組むとともに、海外誘客では、高付加価値旅行者層の誘致促進や、海外レップ（営業代理人）と連携した海外現地でのプロモーション、SNS等を活用した情報発信等に取り組んできている。

こうした中、令和5年の県内の延べ宿泊者数は734万人でコロナ禍前の元年の85.3%であるとともに、このうち外国人延べ宿泊者数は20.1万人で元年の51.7%にとどまるなど、インバウンドを中心に新型コロナウイルス感染症による観光需要の落ち込みからの回復が遅れている状況である。

このため、「三重県観光振興基本計画」（令和6年3月）に基づき、先進県も参考に、本県の食や食文化を生かしたガストロノミーツーリズムなどの高付加価値旅行者層が県内の宿泊施設等を拠点に長期滞在できる取組の推進や上質な宿泊施設の誘致、周遊に必要な宿泊・滞在拠点の整備等の受入環境の充実により、質が高く持続可能な観光地づくりに取り組むほか、大阪・関西万博や次期式年遷宮等を好機として生かし、「三重県プロモーション推進方針」（令和6年5月）も踏まえ、ターゲットの明確化や効果の検証というマーケティング手法を意識した観光プロモーション等の戦略的な観光誘客の推進に取り組むとともに、観光産業の生産性向上や宿泊業・観光ガイド等の観光人材の確保・育成等、魅力的な観光産業の確立を図ることにより、県内観光産業の発展に取り組まれたい。

(観光戦略課、観光振興課、観光誘客推進課、海外誘客課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

三重県観光振興基本計画（令和6年度～8年度）の実効性を高めるため、令和6年度アクションプランを策定するとともに、令和7年度アクションプランの策定に向け、三重県観光審議会にていただいたご意見等を踏まえ、これまでの事業成果や課題を整理し、検討を進めました。

県内観光産業の生産性向上を図るため、観光事業や経営分野に精通した専門家を観光事業者に派遣し取組を支援するとともに、取組の横展開を図るため、実施内容をまとめた事例集を作成するとともに、成果報告会を開催しました。

人手不足が深刻な宿泊事業者を中心とした観光事業者を対象とし、人手不足を解消することを目的とした人材戦略の検討に関するセミナーや、観光事業者特化型の就職説明会を開催するとともに、観光事業者に対し求人サイトと連携したマッチング支援を行いました。

さらに、観光産業を担う次世代の育成を目的としたセミナーを開催したほか、転職希望者や、担い手となる若者・その保護者に向けて、観光産業の魅力を発信しました。

(観光戦略課)

三重ならではの特別感のある体験コンテンツの磨き上げ等観光資源の魅力向上や、宿泊施設・観光施設の改修など滞在型観光の推進に取り組む地域や事業者に対し、伴走支援や補助金交付などの支援を進めました。また、観光地経営の核となるDMOの司令塔機能の強化に向けた支援を行うとともに、バリアフリー観光の推進や観光ガイド人材の育成、上質な宿泊施設の誘致など、旅行者にとって快適な受入環境を整備することで、持続可能な観光地づくりに取り組みました。

(観光振興課)

「みえ観光の産業化推進委員会」において事業を展開することにより、観光の「質」を高め、観光消費額及び延べ宿泊者数の増加につなげました。特に、観光需要の平準化を図るため平日の利用を対象として、あそび体験の利用促進キャンペーン及びドライブプラン事業等の需要喚起や県外からの教育旅行の誘致に向けた発信を行いました。また、首都圏等大都市圏からの誘客を促進するためのプロモーションを展開するとともに、株式会社ポケモンと連携した取組を実施しました。

(観光誘客推進課)

インバウンド誘客については、外国人延べ宿泊者数の回復をめざし、海外レップ（営業代理人）による現地旅行会社へのセールスを行うとともに、増加する個人旅行者の県内訪問を促進させるため、海外OTAサイトを活用したプロモーションや、日本政府観光局（JNTO）と連携した海外への情報発信、海外でのプロモーション、海外から大阪・関西万博等への訪問を検討する外国人旅行者を対象としたプロモーション等に取り組みました。また、観光消費額の増加を図るため、奈良県や和歌山県とも連携した広域での高付加価値旅行者の誘致やMICE誘致・産業観光の推進等に取り組みました。

(海外誘客課)

2 取組の成果

三重県観光振興基本計画（令和6年度～8年度）の実効性を高めるため、令和6年度アクションプランを策定しました。また、令和7年度アクションプランの策定に着手しました。

生産性向上に意欲のある事業者を募集し、11者（13施設）に専門家を派遣しました。

SNS等を活用した情報発信の強化による売上の増加や、DX導入による業務の省人化等、計16事例の取組が導入されました。さらに、実施内容をまとめた事例集の作成や成果報告会（令和7年3月、27名参加）を実施しました。

人材戦略の検討に関するセミナーには、第1回（令和6年11月）16者、第2回（令和6年12月）15者が参

加し、人材採用のトレンドや採用活動を効果的に行うためのノウハウを周知し、事業者の採用活動強化につなげました。観光事業者特化型の就職説明会は、令和7年2月、名古屋（オンラインとのハイブリッド開催）、大阪で開催しました。のべ21者が出演し、求職者の参加はそれぞれ17名（会場10名、オンライン7名）、17名でした。求人サイトと連携したマッチング支援は、13者に対し支援を行いました。

観光産業を担う次世代の育成を目的としたセミナーには、第1回（令和6年10月）17名、第2回（令和6年11月）15名、第3回（令和6年12月）17名が参加し、観光産業で新たに必要となるスキルや人材、新しい働き方について紹介しました。

また、観光産業の魅力発信の土台となるポータルサイト「みえ観光人材みらいNAV」を立ち上げ、実際に三重県内の観光産業で働く方のインバウンド記事・動画を23件掲載するなど、転職希望者や将来の担い手となる次世代の若者に向けて観光産業の魅力を発信しました。

（観光戦略課）

地域プランディングに取り組む意欲のあるDMO、観光協会等（8地域）が主体となり、専門家による伴走支援を受けながら、地域連携体制の構築と滞在型観光の推進に取り組みました。また、高付加価値旅行者層のニーズに応えられるような観光地をめざして、先駆的で持続可能な観光地づくりや、上質な宿泊施設の誘致に取り組みました。そのほか、「ツーリズムEXPOジャパン2024」において、四日市観光協会、グリーンクリエイティビティなべ、VISIONと連携し、ガストロノミーツーリズムについてプロモーションを行いました。

伊勢志摩バリアフリーツアーセンターと連携し、パーソナルバリアフリー基準による調査等を県内8施設で実施するとともに、国が進める「観光施設における心のバリアフリー認定」の認定数増加に向けて、県内3か所で研修会を開催したほか、県内事業者に対し認定申請に向けたアドバイスを実施しました。また、令和6年度より「三重県観光ガイド養成プログラム」として、ガイディング手法や旅程管理・危機管理について学ぶ座学・ワークショップ研修のほか、伊勢志摩地域・伊賀地域・東紀州地域において、より深い歴史・文化の修得をめざすフィールドワーク研修を実施しました。そのほか、ヘルコプター活用協議会を設立し、会員に対しコンテンツとヘリ移動を組み合わせた提案や手配等のランドオペレーター機能獲得のための支援を行ったほか、ヘルコプターを活用した観光のターゲット層である富裕層のニーズ把握及び販路開拓支援を行いました。

（公社）三重県観光連盟が全県DMOとして今後司令塔として活動していくため、県で行っていた地域DMO支援や一部の市場のインバウンド向けプロモーション業務を移管するとともに、事業に対して支援を行いました。

（観光振興課）

観光需要を喚起し、観光地での消費を促進するための取組として、三重県が観光地として選ばれ、観光入込客数及び観光消費額の増加につなげていくため、三重県の強みを生かし、首都圏等の大都市圏を中心に認知度向上を図るためのSNSやテレビ等の多様な手段を活用したプロモーションを実施しました。また、みえ応援ポケモン「ミジュマル」を活用したスタンプラリーでは、多くの方にご参加いただき、旅行者の県内周遊を促進しました。

（観光誘客推進課）

中部国際空港における国際線復便の遅れなどにより、県内を訪問する外国人旅行者の回復が遅れている中、海外現地旅行会社へのセールス等に積極的に取り組んだ結果、三重県を含む新規旅行商品が造成され、実際に送客されるなど、少しづつではありますが着実な成果が得られました。また、海外OTAサイトを活用したプロモーションでは、海外OTAサイトを経由した外国人宿泊予約数が増加しています。高付加価値旅行者層の誘致のため、多くの旅行会社やメディアを県内へ招請した結果、旅行会社とのコネクション構築や業界誌への記事掲載、ツアーの造成などの成果に結びつきました。MICE誘致については、新たにレップ（営業代理人）を設置したほか、補助金の運用見直しにより、令和7年度は既に県内において8件の国際会議が開催される見込みが立っています。また、産業観光の取組については説明会の参加者から三重県産業観光推進協議会に新たな加入があり更なる産業観光受入環境の整備が進みました。

（海外誘客課）

3 残された課題

三重県観光振興基本計画の実効性を高めるため、毎年度アクションプランを作成し、PDCAのサイクルを確立する必要があります。

生産性向上について、事業者によって抱える課題はさまざまであることから、生産性向上の取組を県内観光事業者に広く横展開するには、事例を増やすとともに、各事業者が生産性向上に取り組む機運を醸成する必要があります。また、人材確保については、三重県の観光施設に就職したいと考える求職者が少なく、人材のマッチングが非常に難しいことが課題となつたため、三重県の観光産業が魅力的な産業であることを広く情報発信していく必要があります。なお、効果的に事業を実施していくためには、生産性向上、人材確保、魅力発信の事業を個別に実施するのではなく、一体的に取り組む必要があります。

（観光戦略課）

拠点滞在型観光をさらに推進するため、地域のDMO等による滞在価値向上に向けた取組や旅行商品の提供・販売体制の構築等を支援するほか、ガストロノミーツーリズムの推進に向けて、意欲ある事業者や団体等と連携し、三重の食や食文化の魅力発信に取り組む必要があります。

また、国内外の旅行者が快適かつ便利に滞在できる環境を整えるため、宿泊施設等のバリアフリー化・ストレスフリー化に取り組むとともに、観光ガイドの育成、上質な宿泊施設の誘致などを通し、インバウンドに対応した受入環境の充実に取り組む必要があります。

そのほか、全県DMOである（公社）三重県観光連盟が観光地経営の司令塔としての役割を担うことができるよう、インバウンド向けプロモーションや地域DMOへの支援のほか、データマーケティングや国内向けプ

ロモーションを着実に実施するための基盤強化に取り組む必要があります。

(観光振興課)

三重県が観光地として選ばれ、観光入込客数及び観光消費額の増加につなげていくため、観光地の状況を注視しながら、効果的な誘客策を継続的に実施していく必要があります。特に、観光需要の平準化を図るため、平日の利用を対象とし、高速道路料金の割引とお得な商品券をセットしたプラン、あそび体験の利用促進キャンペーン等の施策に注力していく必要があります。

(観光誘客推進課)

新型コロナウイルス感染症による外国人延べ宿泊者数の落ち込みからの回復が遅れている状況であるため、その要因を明らかにするとともに、外国人延べ宿泊者数の回復を図るべく、効果的な手法に取り組む必要があります。

(海外誘客課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

三重県観光振興基本計画と令和7年度アクションプランに基づき、「質が高く、持続可能な観光地づくり」、「戦略的な観光誘客」、「魅力的な観光産業の確立」を施策の柱として、観光振興に取り組んでいきます。

観光産業が抱える生産性の低さや人材不足等の課題解決に向け、個別コンサルティングやセミナーの実施等により生産性向上及び人材確保に一体的に取り組むとともに、本事業の取組を情報発信し、観光産業の魅力向上に取り組みます。

(観光戦略課)

DMO等を中心に滞在型の観光コンテンツの発掘・磨き上げや販売提供体制・仕組みの構築、地域プランディングに向けた取組を支援することで拠点滞在型観光を推進します。また、国内外の旅行者が快適かつ便利に滞在できる環境を整えるため、バリアフリー観光の推進やユニバーサル対応の施設整備を支援するとともに、観光ガイドの育成、外国クルーズ船の受入、上質な宿泊施設の誘致など、インバウンドに対応した受入環境の充実に取り組みます。そのほか、令和5年度から今年度の2カ年に渡り実施してきた「三重県観光連盟のあり方検討」の結果を踏まえ、令和6年度から実施している「インバウンド向けプロモーション業務」及び「地域DMOへの支援業務」の実施と併せて、新たに「データマーケティング業務」及び「国内プロモーション業務」について業務を実施し、全県DMOとしての役割を果たせるよう、観光連盟の取組を支援します。

(観光振興課)

これまでの事業成果等を検証のうえ、首都圏等から誘客を促進するための戦略的プロモーションや、みえ応援ポケモン「ミジュマル」を活用した取組、2025年大阪・関西万博の開催を契機とした県内誘客促進など、本県への誘客及び県内観光地での周遊・消費促進に向けた取組を実施します。

(観光誘客推進課)

三重県の外国人延べ宿泊者数が低迷している要因や宿泊者数を増加させるための効果的な手法を検討するためのさまざまな調査を行い、今後のインバウンド戦略を策定します。また、海外での認知度向上に向けて「観光・食・物産」が一体となったプロモーションを実施します。海外からの高付加価値旅行者の誘致を進めため、引き続き効果的なプロモーションや広域での誘客に取り組むとともに、産業観光の更なる推進、地域への経済波及効果が高い国際会議をはじめとするMICEの誘致等に取り組みます。また、大阪・関西万博やF1日本グランプリなど、大規模イベントを目的に来訪する外国人旅行者や、ゴールデンルートを周遊する外国人旅行者の誘致に取り組みます。

(海外誘客課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 観光部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 (1) 保存期間満了前の公文書を紛失していた。 (観光総務課) (2) 委託業者による個人情報の漏えいがあった。 (観光誘客推進課)
講じた措置
1 実施した取組内容 (1) コンプライアンス・ミーティング等で三重県公文書等管理条例の趣旨や公文書の適正管理について周知徹底しました。 (2) 委託事業者から、メールアドレスが流出した可能性のある送信先に対し、架電等により謝罪及びメールの削除依頼を行いました。 再発防止策として、メール誤送信対策ソフトの適切な運用や、メール送信時におけるトリプルチェックの実施体制の構築などを行いました。 (観光誘客推進課)
2 今後の方針（取組予定等） (1) 引き続き条例の趣旨や公文書の適正管理について周知徹底し、公文書の適正な管理に努めます。 (観光総務課) (2) 課内会議等で定期的な注意喚起を図るとともに、委託事業者に対して再発防止策の実施状況を確認するなど、再発防止に努めます。 (観光誘客推進課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 観光部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和5年度末現在 5,545,066 円あり、前年度と比べて 148,600 円増加していた。 (観光総務課、観光戦略課)
講じた措置
1 実施した取組内容 債権のうち、5,396,466 円はサンアリーナ使用料であり、債務者の死亡を受けて、相続関係の調査を行つたところ、相続放棄 3 名及び居所不明 1 名（平成20年3月に住民票を職権消除）という結果で、相続人は確認されておりません。居所不明 1 名について、税外未収金に係る徴収強化月間に合わせ、令和6年12月に戸籍の附票を請求しましたが、新たな住民票の作成が無く、引き続き居所不明であることを確認しました。 (観光総務課) 債権のうち、148,600 円は三重県観光事業者支援金返還金であり、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、電話・文書・訪問等を隨時繰り返し実施し回収に努めました。 (観光戦略課) 2 今後の方針（取組予定等） サンアリーナ使用料については、債権の時効が成立する令和8年3月までの間、居所不明の1名について、定期的に戸籍の附票を請求し、新たな住民票の作成がないか確認を行っていきます。 (観光総務課) 三重県観光事業者支援金返還金については、引き続き「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、電話・文書・訪問等を実施することにより収納促進に努めます。 (観光戦略課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 県土整備部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(1) 地震対策の推進

南海トラフ地震の近い将来の発生が想定されていることから、県では「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」(令和3年度～7年度)に基づき、海拔ゼロメートル地帯の河川・海岸堤防や河口部の大型水門・樋門等の耐震対策、緊急輸送道路に架かる橋梁の耐震補強等をはじめ、住宅及び建築物の耐震化を進めている中、令和6年1月に発生した阪神・淡路大震災を超えるマグニチュード7.6の能登半島地震では多くの住宅が倒壊等の被害を受けた。

住宅の耐震化については、「三重県建築物耐震改修促進計画[第二次計画]」(令和3年度～7年度)(以下「第二次計画」)に基づき、耐震改修工事等への補助の拡充により、耐震性のない木造住宅の耐震化に向けて取り組んでいるとともに、地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある危険な空き家については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年)に基づき、市町や所有者等による除却を支援しているが、令和5年度までの3年間の住宅の耐震化は年0.5ポイント程度の進捗にとどまり、県内の未耐震住宅は5年度末現在で約92,017戸、耐震化率は約87.7%であるとともに、空き家については、5年度までの5年間で13,400戸増加の約143,000戸となるなど、増加傾向が続いている。

このため、引き続き河川・海岸堤防や河口部の大型水門・樋門等、緊急輸送道路に架かる橋梁等の公共土木施設の耐震化を着実に進めるとともに、第二次計画に基づき、市町や関係団体等と連携し住宅及び建築物の耐震改修等の耐震化に向けた支援に努められたい。また、空き家については、市町や所有者等に対する研修会等による情報の提供や技術的な助言等の支援により除却に取り組むとともに、空き家の活用推進として、県外移住者の住宅や地域活性化施設等へのリフォーム工事の支援にも引き続き取り組まれたい。

(道路建設課、河川課、港湾・海岸課、建築開発課、住宅政策課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

① 大規模地震が発生した場合、津波や高潮による浸水被害が長期化するリスクが高い海拔ゼロメートル地帯の河川・海岸堤防や河口部の大型水門・樋門等について、耐震対策を進めました。また、緊急輸送道路に架かる橋梁の損傷で長期間通行ができないリスクに備えた対策として、橋梁の耐震補強を進めました。

これらの公共土木施設については、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、計画的な耐震化に取り組みました。

(道路建設課、河川課、港湾・海岸課)

② 緊急輸送道路等における避難路沿道建築物の耐震化を促進するため、市町による耐震診断、補強設計、耐震改修工事等の支援事業に対して補助事業を実施しました。また、市町と共に建築物の所有者に対して耐震化への働きかけと補助制度の案内等を行うとともに、補強設計並びに耐震改修等の補助制度を創設していない市町に対しては補助制度を創設するよう働きかけを行いました。さらに、不特定多数の者が利用する大規模建築物等の所有者に対して、耐震化への働きかけを行いました。

(建築開発課)

③ 住宅の耐震化については、令和6年1月の能登半島地震を踏まえ、令和6年度6月補正予算において、耐震補強工事の補助金額をこれまで最大100万円であったところを、150万円まで引き上げました。また、耐震補強工事費の低減を図るため、精密診断法による耐震補強設計を行った場合には、最大16万円を上乗せし、従来の補助金と合わせ最大34万円まで補助を行うこととし、補助制度の拡充を図りました。さらに、能登半島地震を受けて耐震改修への関心が高まっている機会を捉え、市町及び建築関係団体と連携して、耐震改修を促進するための戸別住宅訪問を実施するとともに、建築士や施工者を対象に、耐震補強工事費の低減を図るために精密診断法による補強設計や低コスト工法の講習会を開催しました。

空き家対策については、県内の全29市町及び関係団体が参加する「三重県空き家対策等連絡会議」を開催し、空き家に対する意見交換や先進的な取組紹介などの情報提供等を行っています。また、空き家の所有者等を対象にした「三重県空き家対策セミナー」を開催し、空き家の適正な維持管理等についての啓発に取り組みました。さらに、令和6年度は、県外移住者を対象にした空き家改修工事への補助の上乗せを実施するとともに、地域の活性化に資する施設等への空き家改修工事に対して補助の拡充を行うなど、空き家の活用支援への取組を進めました。

(住宅政策課)

2 取組の成果

① 公共土木施設の耐震化について、河川堤防は約0.2km区間の耐震対策を進め、海岸堤防は約0.1km区間、河口部の大型水門・樋門等は2施設の耐震対策が完了しました。また、緊急輸送道路に架かる橋梁は33橋の耐震補強を進め、3橋が完了しました。

(道路建設課、河川課、港湾・海岸課)

② 避難路沿道建築物の所有者に耐震化への働きかけを実施した結果、耐震改修等が2棟実施されました。(令和6年度までの耐震改修等の工事実績24棟)また、補強設計並びに耐震改修等の補助制度を創設していない6市町のうち4市町において補助制度が創設されました。

(建築開発課)

③ 住宅の耐震化について、令和6年12月末までの耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事の補助件数は、昨年の同月末までの実績と比べて、いずれも大幅に増加しており、耐震診断は2,906戸と1,159戸の増、耐震補強設計は146戸と95戸の増、耐震補強工事は73戸と38戸の増となりました。また、戸別住宅訪問についても、昨年12月末までの訪問件数は8,273戸でしたが、令和6年の同月末までの訪問件数は12,900戸と、昨年と比べて1.5倍以上となりました。さらに、耐震補強工事費の低減を図るために、精密診断法による補強

設計の講習会を令和6年11月14日に開催するとともに、低コスト工法の講習会を令和6年8月21日から令和7年1月31日までWebにて開催しました。

空き家対策については、令和6年8月21日、令和7年1月30日に「三重県空き家対策等連絡会議」の全体会議を、令和6年4月12日には情報交換部会を、令和6年10月18日に地域部会をそれぞれ開催し、市町相互の意見交換を行うとともに、市町の空き家対策担当者に対して情報提供等の支援を行いました。また、令和7年1月18日に、「三重県空き家対策セミナー」を開催したところ、67名の参加がありました。令和6年度から、県外移住者を対象にした空き家改修工事への補助の上乗せ、地域の活性化に資する施設等への空き家改修工事に対する補助の拡充を行ったところ、それぞれ5件と1件の補助申請がありました。

(住宅政策課)

3 残された課題

① 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」(令和3年度～7年度)の達成目標について、河川堤防約0.1km、海岸堤防約0.2km、河口部の大型水門・樋門等3施設及び緊急輸送道路に架かる橋梁30橋が残っています。

海拔ゼロメートル地帯の河川・海岸堤防は、堤防の背後地が低いことから構造が大型化し、耐震対策も大規模なものになります。また、河口部の大型水門・樋門等は軟弱地盤上に位置するものが多く、本体補強のみならず地盤改良等の対策も必要となることがあります。

緊急輸送道路等で被災するおそれのある橋が残っており、耐震化する必要があります。また、能登半島地震において大きな段差等が発生して、通行機能が大きく低下し、救急・救援活動に支障をきたしたことも踏まえ、災害発生時に対応できる通行機能を確保する必要があります。

これらの公共土木施設の耐震化や強靭化を着実に進めるためには、多大な事業費を要することから更なる予算確保に努める必要があります。

(道路建設課、河川課、港湾・海岸課)

② 令和6年度末において避難路沿道建築物の耐震化率は33.3%となります。国の中長期方針では令和7年までに概ね解消という目標を掲げていることから、より一層の取組が必要となります。また、補助制度を創設していない市に対し、早急に補助制度を創設するように働きかけや支援を行う必要があります。

(建築開発課)

③ 住宅の耐震化については、令和6年度6月補正予算において、木造住宅の耐震改修に関する補助制度を拡充しましたが、令和6年12月末現在で、精密診断法による耐震補強設計に最大16万円の上乗せ補助を行っている市町は11市町、耐震補強工事の補助額を最大150万円まで引き上げた市町も11市町となっています。木造住宅の耐震化を促進するためには、引き続き、補助の拡充を行っていない市町に対して働きかけを行っていく必要があります。

空き家対策は、良質な空き家の利活用と危険な空き家の除却の両輪で進める必要があります。特定空家等の危険な空き家の除却については、県内全29市町において補助制度が整備されていますが、空き家の利活用については、補助制度を有する市町は22市町にとどまっており、空き家対策を促進するには、空き家の利活用に対する補助制度を有しない市町に補助制度創設の働きかけを行っていく必要があります。

(住宅政策課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

① 最終年度となる「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に係る予算を最大限に活用し、河川・海岸堤防や河口部の大型水門・樋門等の耐震対策及び緊急輸送道路に架かる橋梁の耐震補強による耐震化等を計画的に進めるとともに、進行するインフラの老朽化への対応として予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向け新技術等の活用による効率化を図ることで実効的なインフラメンテナンスが実現できるよう防災・減災対策との一体的な取組を進めます。

(道路建設課、河川課、港湾・海岸課)

② 引き続き市町と共に避難路沿道建築物の所有者に対して耐震化への働きかけ、補助制度の案内等を行うとともに、補助制度を創設していない市に対して補助制度を創設するよう働きかけを継続していきます。また、近年の建設資材等の高騰を踏まえ補助限度額及び補助割合を引き上げます。

(建築開発課)

③ 住宅の耐震化については、耐震補強工事費の補助額を150万円に引き上げていない市町に対して、粘り強く補助額の引き上げを働きかけるとともに、今後も引き続き、市町及び建築関係団体と協力・連携して、戸別住宅訪問を行い、住宅の耐震化について周知・啓発を行っていきます。また、耐震補強工事費の低減を図るために、建築士や施工者を対象にした精密診断法による補強設計や低コスト工法の講習会を開催します。

空き家対策については、今後も引き続き、空き家の利活用に対する補助制度を設けていない市町への働きかけを行うとともに、「三重県空き家対策等連絡会議」を定期的に開催し、市町の空き家対策担当者への情報提供や技術的助言等を積極的に行い、さらに、空き家の所有者等には、空き家対策や拡充を行った補助制度の周知・啓発に努めます。

(住宅政策課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 県土整備部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(2) 建設業における2024年問題対策

建設業は、県民生活に欠かせない社会資本の整備や維持管理はもとより、災害時における緊急・応急対応をはじめ復旧・復興、さらには地域における雇用など重要な役割を担っているが、県内の建設企業の多くは、若年入職者の減少や離職等による労働者不足、労務費・資材単価の上昇など厳しい経営環境に置かれていることから、県では「第三次三重県建設産業活性化プラン」（令和2年度～5年度）に基づき、担い手の確保、労働環境の改善、生産性向上、それらに対応するための建設企業の安定経営に向けた取組等進めている。

県内の建設業就業者数は令和2年までの15年間で27%減少し、時間外労働の上限規制が始まる中、4年度の年間総実労働時間は全産業平均と比較して200時間以上も長く、技術者・技能労働者の週休二日（4週8休）の取得率も約20%と低水準である一方、施工の効率化や合理化につながるとされるICT活用試行工事のうち、ICTを活用した割合は5年度までの5年間は約66%にとどまっており、また、建築資材価格は6年までの3年間で約30%上昇するなど、地域の建設事業には多くの課題が残されている。

このため、令和6年4月から取り組む「三重県建設産業活性化プラン2024」に基づき、引き続き、担い手確保のため、教育機関と連携した出前授業等による魅力発信や学校訪問などの取組を進めるとともに、労働環境改善のため、県発注工事における適正な工期の設定、債務負担行為や繰越明許費も活用した施工時期の平準化、週休二日制工事（4週8休）の普及・定着等に取り組まれたい。また、ASP（情報共有システム）等の活用、遠隔臨場、施工管理手続きの簡素化等による施工管理の効率化や生産性向上、安全確保等に取り組むとともに、これらに継続的に対応していくことができるよう、建設企業の実情に応じた入札契約制度の改善、労務費・資材単価の変動等に対応した適正な予定価格の設定、スライド条項の適正な運用等により、建設企業の安定経営に向けた適正な利潤の確保に努められたい。

(公共事業運営課、技術管理課、建設業課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

令和6年4月より始動した「三重県建設産業活性化プラン2024」の取組方針である、建設業の「担い手の確保」「労働環境の改善」「生産性の向上」、これらを支える「建設企業の安定経営に向けた対応」に基づき各取組を実施しました。

(公共事業運営課、技術管理課、建設業課)

① 担い手の確保

学校訪問（主に高校）による教育機関と建設企業の関係性の維持・構築の支援、複数の学校での出前授業や現場見学会等の開催による建設業の魅力発信、高校教諭に建設業の現状や地域の建設企業を知つてもらうための進路指導教諭と建設企業との交流会については、過年度からの継続取組として実施しました。

また、令和6年度からは、働く人に着目した動画・冊子を作成し、ホームページやSNSで広く知らしめるとともに、出前授業等での活用により建設業の魅力を発信しました。

さらに高校教諭による建設業採用活動セミナーの開催、建設系学科の生徒に早期に建設業への就業意欲を持つもらうことを目的とした資格（2級土木施工管理技士補）の取得支援として「意欲向上講座」を開催しました。

他部局と連携しU・Iターン求職者イベントへの建設企業の参加機会を創出するとともに、外国人雇用に向けた制度説明会を開催しました。

(公共事業運営課)

② 労働環境の改善

適正な工期設定を行うため、工事の内容に応じて、準備期間、施工に必要な実日数、休日や降雨日、猛暑日等の作業不稼働日数、後片付け期間を考慮し、令和6年4月に「適正な工期設定実施要領」を策定し運用しました。

また、債務負担行為設定や繰越制度の活用により施工時期の平準化に継続して取り組むとともに、週休2日制工事においては、引き続き、原則すべての工事を週休2日（4週8休）発注者指定工事として発注し、休日の質を向上するため、月単位の4週8休に取り組みました。

加えて、業界全体に週休2日制の取組が浸透するよう、市町に対しては、発注者協議会の地域分科会の開催により市町へ要請するとともに、一層の取組が必要な市には、フォローアップとして幹部職員が個別訪問し取組の要請と助言を行いました。民間企業の発注者に対しては三重労働局と連携し、建築確認審査機関を通じ民間企業に周知を依頼しました。

さらに、工事の施工管理業務を分業化し、技術者の負担を軽減するバックオフィス業務について、説明会や経営者向けセミナーを実施するなど普及に取り組むとともに、ライブカメラや遠隔臨場（Webカメラ活用）により、会社等から施工現場の安全管理を実施する取組を進めました。

技能労働者の待遇改善に向けては、CCUS（建設キャリアアップシステム）活用モデル工事を実施し、CCUSの普及・促進に取り組みました。

(公共事業運営課、技術管理課、建設業課)

③ 生産性の向上

ASPの活用、遠隔臨場（Webカメラ活用）、ICT活用工事等の取組を促進するため、令和4年度から

継続している「建設DX促進説明会」を県内10会場で開催し、工事受注者の方へASPや遠隔臨場、ICT活用工事のメリットや、建設現場における生産性向上に必要不可欠であること等を説明し、各取組の活用を促しました。

令和6年度はASP試行対象を農林水産部、企業庁にも拡大し取り組むとともに、ICT活用工事についても対象工種を18工種に拡大し取組を進めました。

また、ICT活用工事未経験企業がこれを経験し、今後の活用につなげられるように、ICT施工のプロセス①～⑤のうち、プロセス①である3次元測量を県が実施し、3次元測量データを受注者に提供する試行工事の取組や、ICT活用工事を自社で作成できる人材を育成するため、受注者に向けて「建設DX研修会」(技術管理課)を実施しました。

④ 企業の安定経営に向けた適正利潤の確保

活性化プランの各取組施策を推進していくには、建設企業の経営が安定している必要があります。県発注工事における平均落札率は、長年に渡り全国平均より低い状況にあることから、建設企業が適正な利潤を確保できるよう、令和6年4月に最低制限価格を引き上げる入札契約制度の改正を行いました。

また、適正な予定価格設定のため、資材価格調査等を実施し、毎月資材単価を更新するなど、適正な単価を設定するとともに、賃金・物価等の急激な変動に対応するため、「スライド条項」を活用し、適切に変更契約を行いました。

さらに、資材価格変動による公共工事の積算時点と当初契約時点の資材価格差に対応するため、令和6年12月に「資材価格高騰等に対する特例措置」を策定し、適用することで、資材価格高騰に適切に対応しました。
(技術管理課、建設業課)

2 取組の成果

「労働環境の改善」や「生産性の向上」の取組を同時に進めたことにより、「担い手の確保」の取組にて建設業のイメージ改善が図れるなど、取組の相互が作用し合うことにより、相乗効果が期待されます。

(公共事業運営課、技術管理課、建設業課)

① 担い手の確保

学校訪問により教育機関との関係性が構築できることにより、多くの教育機関にて出前授業や現場見学会などの建設業の魅力発信機会が創出できました。また、出前授業に参加した生徒からは、「建設業を就職の選択肢したい」、「建設業に興味を持った」などの声をいただき、建設業の魅力が先生や参加した生徒に伝わりました。

進路指導教諭と建設企業との交流会に参加した教諭からは、「建設業が働きやすい職場へ変わってきたことが分かった」、「建設を就職先や進学先に生徒に提案したい」といった感想があり、進路指導教諭の建設業に対するイメージ改善につなげられました。

高校教諭による建設業採用活動セミナーについては、参加者のほとんどが「とても良かった」と回答し、企業の効果的な採用活動につながりました。

資格取得の意欲向上講座に参加した生徒からは、「建設業で働くためには資格が重要である」「積極的に資格を取りたい」などの感想があり、資格取得に向けた意欲向上につなげられました。

他部局と連携を密にしたことにより、今までほとんど参加していなかったU・Iターンイベント等に建設企業が参加できました。
(公共事業運営課)

② 労働環境の改善

「適正な工期設定実施要領」による工期設定を行うことで、公共工事における長時間労働の是正、週休2日の推進に寄与しました。

また、週休2日制工事においては、令和6年度に完成した工事の98%が4週8休を達成しており、県工事において、週休2日(4週8休)が浸透している状況となりました。また、すべての市町において週休2日制工事の制度が導入されるとともに、全工事に対する週休2日制工事の発注率も昨年度の28%から84%に向上了しました。

さらに、技能労働者の待遇改善においては、令和6年度から下請事業者と技能者の登録促進に取り組み、CCUS活用モデル工事の対象を拡大して実施した結果、それぞれの指標において登録率の上昇がみられました。
(公共事業運営課、技術管理課、建設業課)

③ 生産性の向上

建設DX促進説明会には88社、159名の参加があり、参加者からは、ASPや遠隔臨場、ICT活用工事の各取組について、「既に活用している」、「受注した工事で活用しようと思う」といった声や、「ASPは移動時間が短くなり、工事の効率化につながる」、「ICT活用工事は3次元データを県から提供してもらえばもっと取組が進む」といったご意見をいただき、各取組についての理解が深まりました。

特にASPについては、令和5年度の土木一式Aランク建設企業の活用率は36%でしたが、令和6年度は79%と大幅に増加しました。
(技術管理課)

④ 企業の安定経営に向けた適正利潤の確保

建設工事の平均落札率は令和5年度の92.8%に対し、最低制限価格引き上げ後の令和6年度は94.4%まで上昇しました。

また、令和6年度は167件の工事でスライド条項を適用しました。適切な単価の設定や「資材価格高騰等に対する特例措置」を実施するなど、労務費や建設資材の価格変動等へ適切に対応し、適正な賃金水準の確保及び資材価格高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止に寄与しました。

(技術管理課、建設業課)

3 残された課題

「三重県建設産業活性化プラン2024」に基づく取組は、効果検証を行いながら継続的に実施することが必要です。

また、令和6年6月に改正された第三次扱い手3法を踏まえ、国の制度改革等に準じて、県の取組を深化させていく必要があります。

(公共事業運営課、技術管理課、建設業課)

① 担い手の確保

担い手確保の取組は、継続的に実施していくことが最重要であるため、既存取組を維持し取組内容を深化していくことが必要です。そのうえで、未実施校での教育機関との関係性の構築や企画提案を行い、魅力発信機会の創出を行うことが必要です。また、小中学生に対して魅力発信をおこなっていく必要があります。

採用活動セミナーを継続して開催するとともに、資格取得支援については、意欲向上を図るとともに、受験者の合格率向上につながる取組が必要です。また、U・Iターン求職者や外国人雇用への対応についても、求職イベント等に引き続き建設企業が参加できるよう環境を整備することが必要です。

(公共事業運営課)

② 労働環境の改善

県発注工事においては、週休2日制（4週8休）が定着したことから、今後は、労働者に着目した休日の質の向上への取組が必要です。また、週休2日への取組を業界全体に浸透させるためにも、引き続き市町や民間発注工事への取組促進が必要です。

工事の施工管理業務の分業化については、バックオフィス業務説明会等を始めたばかりであり、引き続き、バックオフィス業務について建設企業に周知していく必要があります。

CCUSの更なる普及・促進に向けて、チラシの配布やCCUS説明会の開催を通じて幅広い事業者に周知していく必要があります。

(公共事業運営課、技術管理課、建設業課)

③ 生産性の向上

ASPと遠隔臨場は建設現場の生産性向上に有効であるとともに、労働環境の改善につながるバックオフィス業務には必須の取組です。

ASPについては活用率が大幅に増加し、取組の成果がみられており、実施率100%（令和9年度）をめざし取組を継続していきますが、遠隔臨場（Webカメラ活用）は導入が進んでいない状況であるため、引き続き「建設DX促進説明会」により、取組の効果等について受注者の理解をさらに深めていく必要があります。

また、「建設DX研修会」については、より実践的な内容を盛り込んだ上級編も開催し、建設企業の人材をステップアップさせていく必要があります。

さらに県から受注者への3次元測量データ提供についても、対象工事を増やし、ICT活用工事の実施率を向上させる必要があります。

また、契約締結事務の効率化に向けて、電子契約の導入を進める必要があります。

(技術管理課、建設業課)

④ 企業の安定経営に向けた適正利潤の確保

最低制限価格算定式を適正に設定していない市町に対し、最新の算定式の導入を促す必要があります。

また、適正な予定価格の設定では、引き続き労務や建設資材の価格変動等に適正に対応していく必要があります。

(技術管理課、建設業課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

引き続き、建設業の「担い手の確保」、「労働環境の改善」、「生産性の向上」と、これらを支える「建設企業の安定経営に向けた適正な利潤の確保」に取り組みます。

また、令和6年6月に改正された第三次扱い手3法を踏まえ、国の制度改革等に準じて、県の取組を深化させていきます。

(公共事業運営課、技術管理課、建設業課)

① 担い手の確保

引き続き、学校訪問等により教育機関との関係の維持・構築を図るとともに、出前授業等の魅力発信機会の創出に取り組みます。

また、動画や漫画を使った、小中学生に向けた建設業の魅力発信に新たに取り組むとともに、採用活動セミナーの開催や、資格取得にかかる意欲向上講座を継続し、新たに合格率向上講座を開催します。

U・Iターン求職者や外国人雇用への対応についても、他部局と連携を図り、就職イベント等に引き続き建設企業が参加できるよう環境を整備します。

(公共事業運営課)

② 労働環境の改善

発注工事について、「適切な工期設定要領」を適切に運用するとともに、労働者の休日の質の向上を図るため、週休2日制工事については、土日完全週休2日制の導入を検討します。

加えて、市町発注工事についても、引き続き、発注者協議会等を通じて週休2日制の取組の推進を要請するとともに、民間発注工事については、建築確認審査機関等を通じて取組の普及啓発を行います。

また、バックオフィス業務の普及・啓発のため、引き続き説明会等を実施していきます。

さらに、引き続き、CCUS活用モデル工事の対象を拡大し、技能労働者の技能や経験に応じた処遇改善につながるよう、就業履歴の蓄積を取り組みます。

加えて、改正建設業法による適正な労務費の確保や、賃金の行き渡りの確認について、国の動向を確認しながら適切に対応していきます。
(公共事業運営課、技術管理課、建設業課)

③ 生産性の向上

「建設DX促進説明会」を引き続き開催することに加え、レベル分けした「建設DX講習会」の開催、県による3次元測量データ提供工事の増大などにより、ASPと同様に建設DX「遠隔臨場(We bカメラ活用)、ICT活用工事等」の取組を進め、建設企業の生産性の向上に努めます。
(技術管理課)

④ 企業の安定経営に向けた適正利潤の確保

引き続き、売上高経常利益率の推移を確認しながら、建設企業の経営状況の把握に努め、建設業を取り巻く環境の変化に応じて入札契約制度や総合評価方式の改善に取り組みます。

また、適切に資材価格を設定するとともに、「資材価格等に対する特例措置」及び「スライド条項」を適切に運用し、労務や建設資材の価格変動等に対応していきます。

さらに、近年の物価高騰等へ対応するために、「発注方法の取り扱いについて」を見直し、建設企業が入札に参加できる価格帯の引き上げを行います。
(公共事業運営課、技術管理課、建設業課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務以外の事務の執行に関する意見 事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 (1) 保存期間満了前の公文書を紛失していた。 (都市政策課)
講じた措置
1 実施した取組内容 公文書ファイルの背表紙に記載した廃棄年度が誤っていたことが原因で当該文書を誤廃棄した可能性が高いことから、改めて、保存する公文書ファイルについて、その背表紙に記載された所属年度、廃棄年度及び保存期間に誤記載がないよう確認しました。 再発防止に向けて、所属職員に対し公文書の適正管理及びコンプライアンスに関する研修を実施し、適正な公文書管理について周知徹底するとともに、文書廃棄の際は、文書管理担当者等が立ち会い複数の職員で確認しながら実施することとしました。 (都市政策課) 2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、文書管理担当者等から各職員への継続的な注意喚起を通じて、公文書の重要性に関する職員の認識を高めるとともに、公文書の適正な管理に努めます。 (都市政策課)

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 県土整備部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 収入未済	
① 収入未済額が令和5年度末現在 89,413,185円であった。 (港湾・海岸課、住宅政策課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所)	
② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (道路管理課、河川課、港湾・海岸課、住宅政策課)	
イ 収入事務	
① 情報公開文書複写料について、複写の重複による歳入戻出を行っていた。 (鈴鹿建設事務所)	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 収入未済	
①～②	
a 【行政代執行費用】	
当債権は、廃船撤去にかかる行政代執行費用です。債務者は、令和元年9月から分割納付を開始しており、これまでに、1,140,000円を納付しています。	
令和6年1月逮捕拘束され、その後保釈されたことから電話による状況の確認を行い、また、6月に実刑判決により収監されたことから、面会にて債務者の状況の確認を行いました。	
なお、財産調査を行いましたが、未収金に充当できる財産は確認できませんでした。 (港湾・海岸課)	
b 【県営住宅使用料等】	
新たな滞納の発生の抑制と収入未済額の減少を目的に、入居者とその連帯保証人に対して、電話や文書で督促するとともに、県営住宅等管理事務専門員による定期的な個別訪問を実施しました。また、高額滞納にならないように、適宜、夜間・休日に個別訪問し、入居者の経済状況を把握し納付を指導しました。	
県営住宅を退去した入居者とその連帯保証人については、定期的に住所や生活保護受給状況の把握に努めるとともに、適宜、財産調査を実施しました。また、電話や文書による督促を通じ、確実な分割納付を促しました。	
これらの取組により、令和5年度末現在 11,589,417円あった過年度収入未済額は、令和7年3月末現在で 5,019,828円まで縮減しました。	
また、令和6年度債権処理計画（回収対象）の回収目標額 1,638,509円（県営住宅使用料等）に対し、令和7年3月末現在の回収実績額は 3,210,214円であり、目標額を上回りました。 (住宅政策課)	
c 【道路管理費負担金、河川使用料等】	
債務者に対して、督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。	
令和6年4月23日付け事務連絡で未収金対策についての通知文書を、道路管理課、河川課、防災砂防課、港湾・海岸課の連名で発出し、早期納付に向けた取組を依頼しました。また、令和6年12月を未収金解消のための徴収強化月間とし、債務者への電話催告、訪問、預金調査などを実施し、債権回収に努めました。	
(道路管理課、河川課、港湾・海岸課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所)	
これらの取組により、令和5年度末現在 12,157,499円あった過年度収入未済額は、令和7年3月末現在で 11,248,132円に縮減しました。	
(桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所)	
なお、令和6年度債権処理計画（回収対象）の目標額 972,676円に対し、令和7年3月末時点の実績額は、489,891円であり、粘り強く未収金の徴収に努めましたが、目標は達成できませんでした。 (道路管理課、河川課、港湾・海岸課)	
イ 収入事務	
公文書開示請求を受けて複写した文書を手渡したところ、後日同じ文書が混在していたことが判明したため、重複した文書にかかる複写費用について歳入戻出をおこないました。	
このことについて、当該事案を事務所内で情報共有するとともに、複写時に原本書類を十分確認すること及び交付時に複数職員によりチェックすることを徹底し、再発防止に努めました。 (鈴鹿建設事務所)	

2 今後の方針（取組予定等）

ア 収入未済

(1)~(2)

a 出所後は、分割納付が履行されるよう、動向を注視していきます。

なお、今後も定期的に財産調査を行い、未収金に充当できる財産が発見された場合は適正に対処していきます。
(港湾・海岸課)

b 令和6年度と同様、新たな滞納の発生の抑制と収入未済額の減少を目的に、入居者やその連帯保証人に対し、電話や文書で督促するとともに、県営住宅等管理事務専門員による定期的な個別訪問を実施します。

また、高額滞納にならないように、適宜、夜間・休日の個別訪問により、入居者の経済状況を把握し、個々の入居者に応じた納付指導を行っていきます。

退去した入居者とその連帯保証人については、引き続き、住所や生活保護状況の把握に努めるとともに、必要に応じ、財産調査を行っていきます。
(住宅政策課)

c 引き続き、収入未済額の縮減に向け、未収金解消のための強化月間を設定するなど、債権回収の強化を図るとともに、占用許可時等に債務者へ期限内納付を依頼するなど、発生防止に向けた取組や預金差押えを進めています。

(道路管理課、河川課、港湾・海岸課、桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所)

イ 収入事務

同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員へ周知徹底を行い、適切な事務処理に努めます。
(鈴鹿建設事務所)

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 県土整備部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

① 【三重県市町技術職員育成研修事業業務委託】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。

(県土整備総務課)

② 【道路交通情報の収集・提供に関する業務委託】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。

(道路管理課)

③ 【「花とみどりの三重づくり条例」PRツール作成業務委託】

・契約相手方から委託業務報告書の提出を受けていなかった。

(都市政策課)

④ 【県営住宅大羽根団地境界確定業務等委託】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。

(住宅政策課)

⑤ 【令和5年度工事実地検査業務委託】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。

(工事検査担当)

⑥ 【令和5年度宮川ダム管理室一般廃棄物処理業務委託】

・執行伺いを作成していなかった。

(松阪建設事務所)

イ 公共工事

① 【県営住宅パールハイツ西丸之内 昇降機改修工事】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。

(住宅政策課)

② 【二級河川阪内川ほか 公共土木施設維持管理（堆積土砂撤去ほか）工事】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。

(松阪建設事務所)

③ 【一般国道422号（栗谷～天ヶ瀬）災害防除施設工事（A-4-2号箇所）】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。

(松阪建設事務所)

④ 【一級河川河合川他1川 河川維持修繕（河床掘削）工事】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。

(伊賀建設事務所)

⑤ 【一般県道老ヶ野古田青山線 令和4年国災第2号道路災害復旧工事】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。

(伊賀建設事務所)

ウ 調査・設計業務委託

① 【三重県管理道路 観測用カメラ画像一元管理機能検討業務委託】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。

(道路管理課)

② 【海岸保全施設（樋門・陸閘等）長寿命化計画策定業務委託（その1）】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。

(港湾・海岸課)

③ 【一般県道蓮峠線ほか1線 道路改良（旧橋撤去等）工事積算業務委託】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。

(松阪建設事務所)

④ 【伊賀建設事務所管内 公共土木施設災害測量設計業務委託】

・請求書に請求日の記載漏れがあった。

(伊賀建設事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

ア 業務委託

①②④⑤【請求書に請求日の記載漏れがあった。】

日付の記載のない請求書を郵送又は持参されても、そのまま受領し受付印で対応していました。今後、請求書に日付の記載漏れがあった場合は、相手方に請求書に日付を記載していただくよう依頼し、そのことを課内で情報共有・注意喚起しました。

(県土整備総務課、道路管理課、住宅政策課、工事検査担当)

③【契約相手方から委託業務報告書の提出を受けていなかった。】

業務委託仕様書において、成果物として①委託業務実施結果を記載した「委託業務報告書」と②本委託業務で作成した成果物を提出するよう記載していましたが、委託業務報告書の提出を受けていませんでした。

このことについて、課内で情報を共有するとともに、納品時のチェックを徹底し、再発防止に努めました。

(都市政策課)

⑥【執行伺いを作成していなかった。】

事業の実施にあたり、見積書提出依頼の伺いを執行伺いとして取り扱っていたので、課内及び松阪地域防災総合事務所で当該事案を情報共有しました。また、今後同様の事案がある場合、適切に事務処理を行うよう注意喚起しました。

(松阪建設事務所)

イ 公共工事

①～⑤【請求書に請求日の記載漏れがあった。】

日付の記載のない請求書を郵送又は持参されても、そのまま受領し受付印で対応していました。

今後、請求書に日付の記載漏れがあった場合は、相手方に請求書に日付を記載していただくよう依頼し、

そのことを課内で情報共有・注意喚起しました。

(住宅政策課、松阪建設事務所、伊賀建設事務所)

ウ 調査・設計業務委託

①～④【請求書に請求日の記載漏れがあった。】

日付の記載のない請求書を郵送又は持参されても、そのまま受領し受付印で対応していました。

今後、請求書に日付の記載漏れがあった場合は、相手方に請求書に日付を記載していただくよう依頼し、そのことを課内で情報共有・注意喚起しました。

(道路管理課、港湾・海岸課、松阪建設事務所、伊賀建設事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

ア 業務委託

イ 公共工事

ウ 調査・設計業務委託

同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 県土整備部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(2) 支出に関する事務
支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ その他の支出事務	
① 事務処理誤りによる歳出戻入を2件行っていた。 (県土整備財務課) ② 消耗品費の払込未処理による支払遅延があつた。 (県土整備財務課) ③ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があつた。 (桑名建設事務所) ④ 手数料の二重払いによる歳出戻入を行っていた。 (桑名建設事務所) ⑤ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があつた。 (四日市建設事務所) ⑥ 手数料の支払遅延による過年度支出があつた。 (四日市建設事務所) ⑦ 消耗品費の誤払いによる歳出戻入を行っていた。 (鈴鹿建設事務所) ⑧ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があつた。 (鈴鹿建設事務所) ⑨ 事務処理誤りによる開札後の入札中止が2件あつた。 (津建設事務所) ⑩ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があつた。 (伊賀建設事務所) ⑪ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があつた。 (熊野建設事務所) ⑫ 旅費の二重払いによる歳出戻入を行っていた。 (中南勢流域下水道事務所)	
講じた措置	
1 実施した取組内容 ① 銀行で取り扱いができない払込書にて支出命令をしてしまったことにより歳出戻入となつたものです。 今回の事案発生後、銀行で取り扱いできるか不明な場合は、銀行に確認することを、課内で情報共有・注意喚起を行いました。 (県土整備財務課) ② 支出命令決裁後、出納員による支出審査確定処理を行いましたが、当該支払いが「払込書払」であるにもかかわらず、「払込書」を銀行へ提出する手続きを失念していました。未払いとなっていることが判明し、支払手続きをやり直しました。 今回の事案発生後、課内で情報共有・注意喚起を行うとともに、作成している「請求書処理簿」による支出手続きの進捗状況を職員間でチェックするよう再度周知しました。 (県土整備財務課) ③ 物件に係る電子調達システム案件について、調達説明書に記載した落札資格に誤りがあつたため、入札を中止しました。 このことについて、新たにチェックリストを作成して、決裁時のチェックを強化することで再発防止に努めました。 (桑名建設事務所) ④ 手数料を支払うため一旦支出命令ましたが、相手方が金融機関であったので、振込と同時に請求書に記載のあった識別番号を通知する機能を利用したほうが良いと考え再度支出命令をしました。 しかし、その際一回目の支出命令の取消しを失念したため二重払いをしてしまいました。 このことについて、課内での情報共有と注意喚起を行い、同様の事案の場合は必ず取消し処理を行った書類を添付することで二重払いにならないよう再発防止に努めました。 (桑名建設事務所) ⑤ 電子見積合せにおいて、税抜きである見積書比較価格を誤って税込価格で電子入札システムに入力してしまい、見積合せを取り止める事案が発生しました。 このことについて、入力するべき税抜金額に目印を付けることにより、入力すべき金額が一目で分かるようになるとともに、税抜金額に税率を乗じて税込金額になるかをシステム入力前にダブルチェックで確認した後に、見積書比較価格を入力するようにしました。 (四日市建設事務所) ⑥ 当該手数料の支払いに係る払込書を指定金融機関に送付することを漏らしていたため、支払遅延による過年度支出が発生しました。 このことについて、払込書払送金依頼日を担当職員間で共有できるよう共通のカレンダーに記載して可視化し、払込書を保管するクリアフォルダも十分確認するとともに、財務会計システムにおいても、払込書払送金依頼書及び同通知内訳書が無いか毎日確認し、漏れがないようにしました。 (四日市建設事務所) ⑦ 新聞購読料について、5月分から価格改定されたものの、3か月分まとめて発行された請求書(4月分～6月分)では4月分から改定後の金額となっていました。金額の誤りに気付かず支払いを行った後、債権者から請求額に誤りがあった旨の連絡があつたため歳出戻入を行いました。 このことについて、当該事案を事務所内及び支払事務担当である鈴鹿地域防災総合事務所で周知するとともに、特に価格改定時は執行伺い及び検査記録調書と請求書の確認等、職員によるチェックを徹底し、再発防止に努めました。 (鈴鹿建設事務所) ⑧ 工事に係る入札案件において、調査基準価格を下回る応札が複数者あつたため、設計図書等を再精査したこと、違算があることが判明したことから、入札を中止しました。 このことについて、当該事案を事務所内で周知するとともに、数量のチェックのみならず、しっかりと金銭感覚をもったチェックを心がけるよう注意喚起して、再発防止に努めました。 (鈴鹿建設事務所) ⑨ 工事にかかる事後公表入札案件において、ブロック積工の積算で 1m ² 当たり単価を入力すべきところ、1個当たり単価を入力していたため予定価格の違算が生じました。開札後、参加業者から公表した予定価格の違算を指摘され、入札を中止しました。 また、工事にかかる事後公表入札案件の開札を行ったところ、入札参加者全員の入札金額が調査基準価格	

を下回りました。積算内容を再確認した結果、積算に違算があることが判明したため、入札を中止しました。違算の内容としては、交通誘導警備員の費用について、24時間規制に伴う労務費の割り増しを行うための補正係数が過大になっていたためです。

上記2件について事務所内で情報を共有し、検算時のチェックを徹底することで再発防止に努めました。
(津建設事務所)

⑩ 價格競争で実施した工事の開札後の事後審査において、工事費積算参考資料の処分費計上に誤りがあることが判明したため、入札を中止しました。原因は、当時、積算参考資料への処分費計上方法に変更があり、理解が不十分であったためです。事務所内で情報共有し、複数の職員によるチェックを徹底し再発防止に努めました。
(伊賀建設事務所)

⑪ 委託業務に係る入札案件において、全ての応札が最低制限価格を下回ったため設計書を精査したところ、積算に関して「打合せ」に計上した直接人件費を、積算システム上「一般管理費の非対象」として入力したため適正な諸経費が積算されず、予定価格の算出に誤りが生じたことから、入札を中止しました。

このことについて、事務所内で情報共有と注意喚起を行い、検算時のチェックを徹底することで、再発防止に努めました。
(熊野建設事務所)

⑫ 前月分と併せて支払済であることを確認しなかったため生じたもので、担当別の各段階での確認処理を徹底することで既処理案件の再度処理が起こらないようにしました。
(中南勢流域下水道事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

①～⑫

同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 県土整備部

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(3) 貢産管理等の状況

財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。

ア 公有財産の管理

- ① 道路管理瑕疵による事故が 2 件発生していた。
- ② 道路管理瑕疵による事故が 2 件発生していた。
- ③ 道路管理瑕疵による事故が 2 件発生していた。
- ④ 道路管理瑕疵による事故が 5 件発生していた。

(四日市建設事務所)
(鈴鹿建設事務所)
(伊勢建設事務所)
(伊賀建設事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① 管理瑕疵の原因となった路面の穴ぼこの舗装修繕を行うとともに、同様に管理瑕疵のおそれのある箇所について、道路パトロールによる穴ぼこ補修や舗装修繕を行いました。なお、事務所職員に対して出張等に際しては、三重県が管理する道路を優先して利用し、異常を発見した際は直ちに是正又は管理課・保全課に連絡するように周知しました。

(四日市建設事務所)

- ② 道路管理瑕疵の原因となった穴ぼこを補修するとともに、周辺一帯の舗装修繕を行いました。

(鈴鹿建設事務所)

- ③ 枯れ枝落下による道路管理瑕疵が発生した箇所に加え同じ路線の樹木の状態について、樹木医に調査を依頼し、その結果、新たな枯れ枝を確認したので早急に撤去しました。

(伊勢建設事務所)

- ④ 5 件とも、舗装クラックが穴ぼことなり走行中の車両タイヤが損傷した事案であり、事故後直ちに応急補修し、後日、本復旧（舗装修繕）を実施しました。今後、降雨時には特に、路面クラック箇所等を注視し道路パトロールを実施していきます。

(伊賀建設事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

①～④

同様の事案が発生しないよう、事故事例を各建設事務所へ共有し、注意喚起を図っていきます。また、道路パトロールにより事故原因となりうる箇所の早期発見に努めるとともに、通報等があった場合にも適時適切に修繕等の対応を行うことで、道路管理瑕疵事案発生の未然防止を図っていきます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 イ 金品亡失（損傷） ① 公用車の損傷（修繕額 128,249 円） (伊賀建設事務所)
講じた措置
1 実施した取組内容 道路啓開作業中に一般県道において、のり面から道路に倒れかけていた竹を大鎌で伐採していたところ、誤って大鎌の先端を駐車中のパトロール車両の窓ガラスに接触させ、破損しました。 困難な作業を伴う場合には、必要に応じて専門業者に依頼するなどの具体的な事故再発防止のための取組を実施すること、及び必要な安全対策を講じることについて職員に周知しました。 (伊賀建設事務所)
2 今後の方針（取組予定等） 同様の事案が発生しないよう、引き続き、適正な管理、使用、事故防止に向けた注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。 (伊賀建設事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 県土整備部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(4) 交通事故	
職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。	
① 物損事故 (物損額：県 179,216 円) (桑名建設事務所)	
② 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 859,727 円、相手示談中) (四日市建設事務所)	
③ 物損事故 (物損額：県 783,783 円) (津建設事務所)	
④ 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 0 円、相手 426,800 円) (伊賀建設事務所)	
⑤ 物損事故 (物損額：県 103,884 円) (伊賀建設事務所)	
⑥ 物損事故 (物損額：県 140,580 円) (熊野建設事務所)	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
①～⑥ 発生した事故は、バック中の事故が多かったことから、バックの際の同乗者による誘導を周知徹底とともに、以下の取組を行いました。	
a 管理職等からの呼びかけ 職員が公務で外出する際に、管理職等が安全運転の呼びかけを行い、注意不足による事故の防止を図りました。	
b 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加 交通マナーの向上と交通事故防止を目的として、運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」に 123 チーム 369 名の職員が参加し、交通安全意識の向上を図りました。	
c 交通安全講習会等への参加 交通安全講習会等に延べ 586 名の職員が参加し、安全運転意識の向上を図りました。	
d 過去の事故に関する傾向の分析及び注意喚起 県土整備部における過去 5 年間の交通事故の発生状況について、事故形態及び発生時間帯等から傾向の分析を行い、「県土整備部における交通事故の現状」として取りまとめ、職員間で情報共有を図りました。	
e メールマガジン「交通安全通信」の発信 県土整備部における事故の発生状況及び事故の発生防止策等に関する情報をメールマガジン「交通安全通信」として発信することにより、交通事故防止に関する注意喚起を行いました。	
f 啓発DVDの視聴 公務中に加害事故又は自損事故を起こした職員に対して、交通安全に関する啓発DVDを視聴することを義務付け、再発防止を図りました。	
2 今後の方針（取組予定等）	
①～⑥ 引き続き安全運転の周知徹底と、「無事故・無違反チャレンジ 123」や交通安全講習会等への参加を通じた交通事故防止に関する注意喚起等を進め、交通事故の発生防止に取り組んでいきます。	

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 出納局

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(1) 物品の適正管理

令和5年度の金品亡失（損傷）については、パソコンの損傷件数が前年度から半減しているが、DXを推進する中でのモバイル機器等の普及に伴い新たな場面での件数が増加するおそれがあり、全体としては、自動車やタブレット端末、ドローン等の損傷件数が増加したことなどから、報告件数は189件と前年度の179件と比較して10件上回っている。

このため、引き続き金品亡失（損傷）に対する危機意識を向上させるとともに、例えば自動車事故に関する専門家の知見も得ながら具体的に金品亡失（損傷）が発生しやすい場面を共有して注意喚起することに加え、金品亡失（損傷）を減少させている優良事例を収集・紹介するなど、金品亡失（損傷）の減少につながる有効な対策を講じられたい。

(会計支援課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

- ① 金品亡失（損傷）の減少に向けては継続的な注意喚起が必要なため、年度当初に、総務部長や教育長との連名で通知を行うとともに、毎月配信している「出納かわら版」にて2か月に一度、具体的な亡失（損傷）事例や傾向を紹介し、同様事例の発生防止を呼びかけました。
また、令和5年度の報告件数が増加したことを受け、令和6年度当初から更なる改善策の検討を行うよう各部局長へ改めて依頼を行いました。
- ② 当事者意識の醸成を促す取組として、総務部と連携してコンプライアンス・ミーティングのテーマに設定する取組を令和5年度から開始し、令和6年度においても引き続き全職員が金品亡失（損傷）の防止について意見交換を行うことで、職員一人ひとりが「自分事」として捉えられるような働きかけを行いました。
- ③ 新任班長等研修や会計事務研修（地域別研修を含む。）では、コンプライアンスに関する研修の中で、金品亡失（損傷）を発生させた場合の職員の損害賠償責任及び公金意識の重要性に触れ、金品亡失（損傷）防止にかかる意識向上を図りました。
- ④ 効果的な取組を水平展開することで、減少につなげていけるよう、さまざまな機会を通じて収集した各所属の取組事例（公用車への注意喚起ステッカー貼付、バックモニター付き車両の確保、広角で大きめなバックミラーへの取替、警察署講師による安全運転講習会の開催、所属内の実地研修など）を、出納かわら版で写真等も併せて掲載し、多くの部局で取組が進むよう促しました。
- ⑤ 公用車の事故を減少させるため、外部講師による交通安全講習会を開催し、心身状態セルフチェックの重要性や交通事故の責任・影響・発生要因、追突防止・駐車場事故を防ぐポイント、及び今すぐに意識できる運転方法等について講義をしていただき、職員の運転技術や交通安全意識の向上に努めました。（10月に5回実施）
- ⑥ 令和5年度において、パソコンの報告件数は減少したものの、公用車にかかる報告件数が依然として多くなった結果を踏まえ、令和6年度には新たな取組として、公用車の任意保険受注事業者の協力を得て、事故発生が多かった時期や場所について実態分析とリスクの細分化を行いました。さらに、事故が発生しやすい場面から想定されるリスクに対する具体的な対応策を「出納かわら版」に掲載し、すぐに実践へ落とし込むような働きかけを行いました。
- ⑦ 物品の適正管理に関する所属（人事課、管財課、デジタル改革推進課、会計支援課）が構成員となる金品亡失（損傷）対策に係る検討会において、それぞれの所属が持つ情報を共有し、金品亡失（損傷）対策の推進について定期的に検討を行いました。（5月、9月、12月、2月実施）

2 取組の成果

令和6年度の金品亡失（損傷）報告件数は176件となり、前年度から13件の減少となりました。取組による一定の成果が見られたものの、公用車にかかる報告件数は127件から126件となり、1件の減少に止まりました。

3 残された課題

金品亡失（損傷）件数を減少させるためには、物理的な防止対策を順次実施していくことに加え、職員一人ひとりが自分事として捉えられる当事者意識の醸成が不可欠であるため、継続的な取組をしていく必要があります。

令和7年度以降実施予定の取組内容

令和6年度においても、依然として金品亡失（損傷）が発生しており、継続的な取組が必要なことから、引き続き事後検査や各種研修等の機会を活用し、金品の適正な管理を指導していきます。

特に、発生件数の多い公用車の事故やパソコンの損傷については、発生状況や傾向等の情報を提供し、注意喚起を行います。

さらに、職員一人ひとりが自分事として捉え、意識を高める取組も継続していきます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 企業庁

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(1) 持続可能な事業経営について

水道事業及び工業用水道事業については、全国的な浸水被害、土砂災害被害及び長時間停電の発生状況、国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」等を踏まえて令和4年3月に改定した「三重県企業庁経営計画」(平成29年度～令和8年度)並びに水道施設及び工業用水道施設の改良計画(以下「経営計画等」)に基づき、主要施設等の耐震化や老朽化した施設・設備の更新に加え、浸水対策、土砂災害対策及び長時間停電対策に取り組んでいる。

一方で事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、近年の物価高騰等による営業費用の増大のため、収支は大幅に悪化し、令和5年度決算では水道事業で約949万円の経常損失を、令和6年度予算では水道事業、工業用水道事業ともに多額の純損失を計上する状況となっている。

今後も安全で安心な水道用水と良質な工業用水を安定して供給していくため、能登半島地震での液状化による被害の発生や復興の取組も参考に、経営計画等に従い耐震化、老朽化対策、風水害対策等に取り組むとともに、厳しさを増す経営環境を踏まえ、受水市町と十分な意思疎通を行い、県民の理解が得られるよう、効率的な経営の下での公正で妥当な料金の設定、さらには将来の水需要に応じた施設規模や配置の適正化の検討に取り組むことにより、健全な事業経営の確保に努められたい。

(水道事業課、工業用水道事業課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

三重県企業庁経営計画(平成29年度～令和8年度)、水道施設改良計画(平成29年度～令和8年度)及び工業用水道施設改良計画(平成29年度～令和8年度)(以下「経営計画等」という)に基づき、主要施設や管路の耐震化、老朽化対策、風水害対策等を実施しました。

また、水道事業においては、現行料金が令和2年度～6年度までの5年間を算定期間としているため、令和7年度以降の料金について、見直し作業を進めました。

(水道事業課、工業用水道事業課)

2 取組の成果

・水道事業

主要施設については、高野浄水場の2浄水処理施設と沈砂池(多気町)の耐震補強工事を実施するとともに、長谷調整池の耐震化に向けた用地取得を行いました。なお、令和8年度以降に耐震化工事を計画していた高野調整池(1～3号池)について、耐震詳細診断の結果、耐震性を有することを確認しました。

管路については、特に液状化が想定される地域に埋設されている被害率の高い管路など、約3.0kmの布設替工事を実施し、耐震化を進めました。

風水害対策については、浸水対策及び土砂災害対策として、北勢水道事務所管理本館や津留取水ロゲート室(多気町)など4施設の対策工事を実施しました。長時間停電対策として、多気浄水場及び高野浄水場について非常用発電設備の更新に合わせた対策工事を実施するとともに、志摩送水ポンプ所についても令和8年度の完成に向けて着手しました。

また、令和7年度以降の料金については、当庁と同様、物価高騰等による営業費用の増嵩により、厳しい経営状況となっている受水市町等からの要望もあり、受水市町の水道事業に与える影響を考慮し、令和7年度～8年度の2年間は料金を据え置き、令和8年度に、令和6年度～7年度の決算を踏まえ、令和9年度以降の料金の見直しを受水市町と協議・決定していくこととしました。

・工業用水道事業

主要施設については、令和7年度の完成に向けて、伊坂浄水場、山村浄水場の排水処理施設の耐震補強工事に着手するとともに、令和8年度の完成に向けて、新屋敷取水所配水池建築工事に着手しました。

管路については、重要度の高い主要幹線など約2.2kmを更新し、老朽化対策にあわせて耐震化を進めました。

風水害対策については、北勢水道事務所管理本館の浸水対策工事を実施しました。

(水道事業課、工業用水道事業課)

3 残された課題

引き続き、経営計画等に基づき、主要施設や管路の耐震化、老朽化対策、風水害対策等を実施する必要があります。

また、水道事業においては、現行料金を2年間据え置いたことに加え、物価高騰や施設の建設投資に伴う減価償却費の増加等により厳しい経営状況となることが想定されるため、これまで以上に経費の節減に努めるとともに、安全で安心な水道用水を安定して供給していくためには、令和9年度以降の料金の見直しに向けて、受水市町と協議し、相互の理解を深めていかなければなりません。

(水道事業課、工業用水道事業課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

水道事業及び工業用水道事業において、引き続き令和4年3月に改定した「三重県企業庁経営計画（平成29年度～令和8年度）」（以下「経営計画」という。）のもと、以下のとおり施設改良等を着実に実施していきます。

耐震化については、浄水場等の主要施設や管路の対策を進めていきます。また、老朽化対策については、電気・機械設備や布設年度が古い管路、制水弁等の更新を進めています。

浸水・土砂災害対策については、主要施設のうち、対応が必要な施設において対策工事を進めています。また、長時間停電対策については、非常用発電設備の更新時に燃料貯蔵タンク容量の増量に取り組んでいきます。

施設規模や配置の適正化については、施設・設備を更新する際に、水需要の動向などを踏まえ、合理的な施設規模、配置等での更新を検討していきます。

近年の物価高騰等により厳しさを増す経営環境に対し、適切な保守点検と損傷が軽微である早期段階において予防的修繕を行う予防保全型維持管理を実施し、可能な限り施設・設備の延命化を図るとともに、新規企業債の発行抑制に努めることで支払利息負担を軽減するなどして、引き続き経費節減に努めています。

令和6年度に引き続き、今後も安全で安心な水道用水と良質な工業用水を安定して供給していくため、経営計画に基づく施設改良等に取り組むとともに、経営基盤の強化を図るべく、受水市町や受水企業と協議を行ったうえで、効率的な経営による適正な料金設定に取り組み、健全な事業経営の確保に努めています。

（水道事業課、工業用水道事業課）

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 企業庁

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(2) 服務規律の徹底

令和3年度実施の総合評価方式による一般競争入札に関し、当時職員であった者が、5年度に受託収賄の罪で起訴され有罪となる事案が発生している。

この事案を踏まえ、総務部、県土整備部等とも連携し、新たに「建設工事等発注事務に関するコンプライアンス規程」を制定するなど、建設工事等の発注事務に関し職員の綱紀保持に必要な事項等を定めたところであるが、職員一人ひとりが改めて建設工事等の発注事務に係る高い倫理観と使命感を確保できるよう、職員の綱紀肅正とコンプライアンスの徹底を図り、危機感を持って再発防止に取り組まれたい。

(企業総務課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

(1) コンプライアンス・ミーティング（令和6年4月23日～5月24日）

全庁的に実施する内容に加え、令和6年3月に行われた「建設工事等発注事務に関するコンプライアンス研修」を録画した動画を事前に視聴したうえで、建設工事等発注事務に関するコンプライアンス規程や必携を活用し、不祥事の再発防止策について話し合いを行う企業庁独自の内容を追加して実施しました。

(2) 「発注事務の基礎知識及びコンプライアンス研修」（令和6年7月29日）

建設工事に関する入札・契約の発注事務に係る制度内容等の知識習得とコンプライアンス意識の向上を図るための研修を今年度新たに行いました。

(3) 企業庁独自コンプライアンス・ミーティング（令和6年11月27日～12月18日）

「RDF貯蔵槽爆発事故の教訓と健全な職場環境づくりについて」をテーマとした企業庁独自のコンプライアンス・ミーティングを実施しました。

(企業総務課)

2 取組の成果

取組を通して、企業庁の全所属において、建設工事等発注事務に関するコンプライアンス規程や必携の周知が図られるとともに、収賄事件という県民の信頼を大きく損なう不祥事が発生したことを重く受け止めつつ、今後の再発防止策について意見交換を行い、共有しました。

(企業総務課)

3 残された課題

引き続き、企業庁職員一人ひとりが、公務員に求められる倫理観や遵守すべき関係法令等に対する理解を深め、コンプライアンス意識の更なる向上を図っていく必要があります。

(企業総務課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

引き続き、企業庁独自のコンプライアンス・ミーティングを実施するなど、職員の服務規律の徹底、綱紀肅正に努め、コンプライアンス意識の向上を図っていきます。

(企業総務課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 企業庁

監査の結果	
2 財務以外の事務の執行に関する意見	事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 (1) 元職員が在職当時の一般競争入札に関し、受託収賄で有罪となった。
講じた措置	
1 実施した取組内容	
(1) コンプライアンス・ミーティング（令和 6 年 4 月 23 日～5 月 24 日）	全庁的に実施する内容に加え、令和 6 年 3 月に行われた「建設工事等発注事務に関するコンプライアンス研修」を録画した動画を事前に視聴したうえで、建設工事等発注事務に関するコンプライアンス規程や必携を活用し、不祥事の再発防止策について話し合いを行う企業庁独自の内容を追加して実施しました。
(2) 「発注事務の基礎知識及びコンプライアンス研修」（令和 6 年 7 月 29 日）	建設工事に関する入札・契約の発注事務に係る制度内容等の知識習得とコンプライアンス意識の向上を図るための研修を今年度新たに行いました。
(3) 企業庁独自コンプライアンス・ミーティング（令和 6 年 11 月 27 日～12 月 18 日）	「R D F 貯蔵槽爆発事故の教訓と健全な職場環境づくりについて」をテーマとした企業庁独自のコンプライアンス・ミーティングを実施しました。
	(企業総務課)
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、企業庁独自のコンプライアンス・ミーティングを実施するなど、職員の服務規律の徹底、綱紀肃正に努め、コンプライアンス意識の向上を図っていきます。
	(企業総務課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 企業庁

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 収入未済	
① 収入未済額が令和 5 年度末現在 5,502,950 円あった。	(工業用水道事業課、北勢水道事務所)
② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。	(工業用水道事業課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
・収入未済額のうち 5,500,000 円について	
①② 給水予定企業の給水施設に係る工事負担金であり、令和 2 年 12 月 18 日に債務者の破産手続が開始され、破産管財人による手続きが進められていることから、債権者集会に出席し、破産手続の進捗状況等の情報収集を行いました。	(工業用水道事業課)
・収入未済額のうち 2,950 円について	
① 収入未済額が取立てに要する費用に満たないと認められることから、令和 3 年度に「三重県公債権の徴収に関する条例」第 12 条第 3 号に基づく徴収停止手続を行った土地使用料であり、本年度は債務者の現況を調査しました。	(北勢水道事務所)
2 今後の方針（取組予定等）	
①② 収入未済額のうち 5,500,000 円については、引き続き、債権者集会に出席し情報収集を行うとともに、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」に従い、適正な債権管理に努めます。	(工業用水道事業課)
① 収入未済額のうち 2,950 円については、引き続き、「三重県公債権の徴収に関する条例」に従い、適正な債権管理に努めます。	(北勢水道事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア その他の支出事務

① 負担金の二重払いによる歳出戻入を行っていた。

(北勢水道事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

水道用水施設の電気料金における企業庁負担分について、検査記録調書の確認が不十分であったため、二重払いとなったものです。支出審査の際には検査記録調書の確認の徹底及びチェック体制を強化し再発防止に努めました。

(北勢水道事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、支出関係書類の確認を徹底し、再発防止に努めます。

(北勢水道事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 企業庁

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 ア 金品亡失（損傷） ① 公用車の損傷（修繕額 130,350 円） (中勢水道事務所)
講じた措置	
1 実施した取組内容	全職員に対し発生事案の情報共有及び注意喚起を行うとともに、公用車車庫への駐車の際に発生した事案であるため、車庫内の視認性を高めるための反射テープを貼付し、事故防止に向けた対策を講じました。 また、全職員に対し交通安全に係る研修会を実施し、安全運転や事故防止の徹底に向けた意識向上を図りました。 (中勢水道事務所)
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、職員の交通安全意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。 (中勢水道事務所)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置)

部局名 企業庁

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(4) 交通事故

職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。

① 物損事故 (物損額：県 123,233 円)

(北勢水道事務所)

講じた措置

1 実施した取組内容

交通事故について、全職員へ情報共有及び注意喚起を行うとともに、交通安全について三重県交通安全研修センターが実施する交通安全セミナーを受講する等、職員に対し研修を実施しました。またチャレンジ 123への参加を促すことにより、安全運転意識の向上を図りました。(交通安全セミナー：令和 6 年 8 月受講)

(北勢水道事務所)

2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、職員の交通安全意識の向上を図り、交通事故の未然防止に努めます。

(北勢水道事務所)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 病院事業庁

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(1) 令和5年度決算と中期経営計画の推進について

令和5年度病院事業会計については、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）の5類感染症への移行等に伴う入院収益の増加により医業収益は増加したが、感染患者受入れのための病床確保に係る国からの交付金が大きく減少したため、経常損益は、前年度に比べ約5億7,116万円悪化し約4,812万円の経常損失となり平成30年度以来の赤字となった。

純損益については、長期前受金の収益化額の精査により約29億3,762万円の特別利益が計上されたことから約28億8,950万円の純利益となり、累積欠損金は約43億9,959万円まで改善しているが、患者数が新型コロナ発生前までは回復していないことや医師不足も継続していることなどにより、中期経営計画における成果目標の達成状況は改善されていない中で、病床確保に係る交付金が令和6年度から皆減となることから、今後、医業収益の回復の遅れにより累積欠損金が再び拡大することが懸念されている。

県民の求める医療を着実に推進するとともに地域に必要な医療提供体制の確保を図るために、令和5年度末に新たに「三重県病院事業 広域連携計画」（令和6年度～9年度）を策定し、6年度から目標達成に向けて取組を進めているところであり、今後も医療サービスを継続的かつ安定的に提供していくため、魅力ある病院づくりを進めて医師の確保に取り組むなど、診療体制の充実を図りながら医業収益を確保するなど健全な経営に努められたい。

(県立病院課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

経営の健全化を進めるにあたっては、病院長等を構成員とする毎月の会議等を通じて、令和5年度末に策定した「三重県病院事業 中期経営計画」（令和6年度～9年度）の成果目標に対する達成状況や課題を把握し、対応策等について協議・調整を行いました。

(県立病院課)

2 取組の成果

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、令和5年度に改修した病棟の本格的な運用や病床機能の見直しなどを行い、地域の医療ニーズに対応した取組を実施し、中期経営計画に掲げた目標達成に向けて取組を進めました。

(県立病院課)

3 残された課題

令和6年度においても、入院・外来患者数とともにコロナ禍前までの水準に回復していないことに加えて、人件費の上昇や物価高騰等による費用の増加など、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増していますが、医師をはじめとする医療従事者の確保など、診療体制の充実に取り組み、医療サービスを継続的かつ安定的に提供していく必要があります。

(県立病院課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

県立病院に求められる役割・機能を担っていくよう、医療従事者の確保等による診療体制の充実を図りながら、中期経営計画に掲げた取組を着実に推進し、健全な経営に努めています。

(県立病院課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 病院事業庁

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(2) こころの医療センター

入院患者数の増加により医業収益は約 6,170 万円増加したが、病床確保に係る国からの交付金の大幅な減少により医業外収益が約 6 億 4,105 万円減少したため、経常損益は、前年度に比べ約 5 億 4,427 万円悪化し約 9,437 万円の経常損失となり令和元年度以来の赤字となった。

新型コロナの 5 類感染症への移行後、社会経済活動は正常に戻りつつあるが、患者数が新型コロナ発生前まで回復していないことに加え、病床確保に係る交付金の皆減により収支の悪化が懸念される中で、引き続き経営改善プロジェクトの取組を中心に、医療ニーズに対応した病棟の見直し等に努めているところであり、患者数の確保や診療単価の向上等により収益の増加を図るとともに、コスト管理の徹底により費用の削減を図るなど、一層の経営改善に努められたい。また、医師不足が継続しているため、県民の求める医療が着実に提供できるよう大学等への派遣要請を継続するとともに、魅力ある病院づくりを行うことにより医療従事者の確保や定着に努められたい。

令和 6 年 2 月に災害拠点精神科病院の指定を受けるとともに、3 月には新興感染症対応のための医療措置協定を締結しているところであり、今後も災害発生時や新興感染症の拡大時においても精神科医療の中核病院として役割を果しながら、精神科救急・急性期医療及び認知症治療、依存症治療等の専門的医療を提供するとともに、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性を踏まえ、多様な医療ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供に努められたい。

(県立病院課)

講じた措置

令和 6 年度

1 実施した取組内容

- ① 病病連携・病診連携や患者受入れの強化等の取組を通じて新規患者の確保を図り、経営改善に努めるとともに、令和 5 年度に個室化改修を行った病棟においては、若年層を対象とした治療を行い、新たな入院患者の増加を図りました。
- ② 医師の確保のため、大学医局への継続的な働きかけやホームページでの公募等に取り組みました。また、専門研修プログラムの基幹施設、連携施設となることにより、専攻医の受入れを図りました。

また、医療従事者にとって魅力ある病院であることを発信するため、「女性が働きやすい医療機関」の認証を受けました。

- ③ 救急・急性期医療に取り組むほか、専門外来と専門病棟による効果的な治療を提供する認知症治療やアルコール依存症治療、専門性の高いプログラムを用いたギャンブル等依存症治療の充実、訪問看護・デイケア等の地域生活支援に取り組みました。

また、大規模災害の発生に備え、災害拠点精神科病院及び D P A T (災害派遣精神医療チーム) 先遣隊登録病院としての能力向上に取り組みました。

(県立病院課)

2 取組の成果

- ① 適切な病床運用等により、入院単価が増加 (R5 : 19,505 円 → R6 : 20,230 円 (見込)) しました。
- ② 医師にとって魅力的な病院づくりに取り組み、令和 6 年度は医師充足率が向上 (R5 : 79.2% → R6 : 83.1%) しました。
- ③ ア デイケア等の延べ患者数については、プログラムの工夫により増加 (R5 : 9,483 人 → R6 : 9,593 人) しました。
イ 大規模災害を想定した B C P 訓練の実施、国の大規模地震想定訓練や D P A T にかかる研修への参加、災害対応にかかる県民公開講座の開催などにより、災害への備えを強化しました。

(県立病院課)

3 残された課題

患者数の減少による収益減と費用の増により 2 年連続の経常損失を計上したことから、中期経営計画に掲げた目標の達成に向けて、診療体制の充実のため医療従事者の確保・定着を図りながら、更なる患者数の確保など収支改善に努める必要があります。

(県立病院課)

令和 7 年度以降実施予定の取組内容

- ① 入院・外来患者の回復に向け、医療・福祉関係機関との連携強化等の取組を進めるとともに、病床管理の徹底や診療報酬改定への的確な対応などにより、経営改善を図ります。
- ② 大学医局への継続的な働きかけやホームページでの公募に加え、精神保健指定医の資格取得機会の充実など、勤務医にとって魅力ある病院づくりを継続することにより、医師の確保に取り組みます。また、医療従事者の定着に向け、医師事務作業補助者の充実や看護補助者の活用等による負担軽減、育児・介護のための休暇を取得しやすい勤務環境づくりを進めます。
- ③ 引き続き、救急・急性期医療や専門外来と専門病棟による認知症治療、専門性の高いプログラムを用いた依存症治療にかかる積極的な取組に加え、B C P (事業継続計画) に基づく訓練などを実施することで、大規模災害の発生に備えます。

また、患者の症状や生活環境に応じた適切な退院支援を行うとともに、デイケアサービスや訪問看護の充実など地域生活支援を進めます。

(県立病院課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 病院事業庁

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(3) 一志病院

新型コロナの5類感染症への移行後も外来患者数は回復していないことなどから医業収益は減少し、給与費や減価償却費等の医業費用も増加したため、経常損益は前年度に比べ約4,591万円悪化したものの、平成25年度から11年連続の黒字となる約8,476万円の経常利益となり、一志病院における累積欠損金は解消されている。

令和5年10月には在宅復帰を支援するため地域包括ケア病床の運用を開始したところであり、今後も引き続き公立病院としての役割を果たしていくことができるよう、訪問診療等の在宅療養支援、住民健診等の予防医療の取組等、地域のニーズに沿った医療を幅広く提供しながら収益の増加を図るなど健全な経営に努められたい。

また、総合診療医を中心としたプライマリ・ケアの実践により地域に最適な医療サービスを安定的に提供しながら、総合診療医やプライマリ・ケアエキスパートナース等の地域に貢献する医療人材の育成に取り組まれたい。

(県立病院課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

- ① これまで取り組んできた在宅療養支援等による医療の提供に加え、高齢化が進展し医療資源が十分でない津市白山・美杉地域の医療ニーズに対応するため、令和5年度に導入した地域包括ケア病床を活用し、健全な経営に努めました。
- ② 総合診療医の育成拠点として、研修医や医学生を積極的に受け入れるとともに、院内に設置された「三重県プライマリ・ケアセンター」と連携して、プライマリ・ケアエキスパートナースを養成しました。

(県立病院課)

2 取組の成果

- ① 延べ患者数3,692人に対し、訪問診療や訪問看護等の在宅療養支援を行いました。また、保健・医療・福祉の地域内関係者のネットワーク構築を行うなど、地域に最適な医療サービスを安定的に提供した結果、経常損益は12年連続の黒字（見込）となりました。
- ② 研修医や医学生を延べ598人、看護実習生等を延べ256人受け入れるなど、地域医療を担う人材の育成に積極的に取り組みました。

(県立病院課)

3 残された課題

診療圏の人口減少や人件費の上昇、物価高騰等の影響により、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増していますが、引き続き、地域包括ケア病床の活用等により、健全な経営に努めていく必要があります。

(県立病院課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

- ① 地域の診療所、消防機関、福祉施設など医療・介護・予防等の多職種との連携により、入院・外来患者の確保や入院患者の在宅復帰への支援、在宅療養サービスの提供に取り組むとともに、健康寿命の延伸に向けた予防医療を提供することにより収益の確保を図り、今後も健全な経営を進めています。
- ② 引き続き、三重大学等と連携して研修医や医学生を積極的に受け入れるなど、総合診療医の育成拠点施設としての役割を果たすとともに、「三重県プライマリ・ケアセンター」の機能が十分に発揮されるよう、研修会の開催など人材育成の面から積極的に支援していきます。

(県立病院課)

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 病院事業庁

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(4) 志摩病院

令和5年度は、指定管理者制度による第2期指定管理期間の2年目となり、前年度に引き続き新型コロナ対策に積極的に対応しつつ、地域のニーズに応じた診療機能の充実、医師の確保等に取り組んでいるが、新型コロナの5類感染症への移行後も、入院患者数は前年度より増加したものの新型コロナ発生前までは回復していない中、病床確保に係る国からの交付金の大幅な減少により指定管理者の経常損益は令和元年度以来の赤字となつた。

第2期指定管理期間に係る「三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定」（以下「基本協定」）では、政策的医療交付金により、必要な診療機能の確保による良質で満足度の高い医療の安定的・継続的な提供を求めていたほか、経営努力によってもなお不採算となる特定診療科については、県の地域医療確保交付金制度により診療機能が維持できるよう支援することとしている。

病床確保に係る交付金が皆減となることも踏まえ、引き続き基本協定に基づき、志摩地域の中核的な医療機関として安定的・継続的に医療が提供されるよう、指定管理者と十分な連携を図り、二次救急医療等の診療機能の充実、医師の確保等に取り組むとともに、経営努力によってもなお不採算となる特定診療科への支援など、診療機能を維持しながら経営改善が着実に進められるよう、指定管理者に対する指導や支援を行わねたい。

(県立病院課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

指定管理者制度を導入している志摩病院においては、引き続き、地域医師会、医療機関及び消防本部と連携し、地域から求められる入院・外来・救急医療を提供しました。

なお、指定管理者からは毎月、運営状況の聴き取りを行うとともに、定期的（年2回）に管理運営協議会を開催し、診療機能の維持・充実に向けた協議を行いました。

(県立病院課)

2 取組の成果

令和5年度に引き続き、救急患者を多く受け入れており、特に救急搬送の受入れについては、新型コロナ禍以前の令和元年度の受入実績を超える水準となっています。

また、地域医療支援病院やへき地医療拠点病院として地域医療の確保に貢献するとともに、回復期機能を担う地域包括ケア病棟の運用など、地域の中核病院として多様なニーズに対応しました。

(県立病院課)

3 残された課題

医師の地域偏在や診療科偏在等の影響もあり、診療体制の回復は依然として十分ではないことから、志摩地域の中核的な医療機関として安定的・継続的に医療が提供されるよう、指定管理者と連携しながら取り組んでいく必要があります。

(県立病院課)

令和7年度以降実施予定の取組内容

今後も、地域医療支援病院や災害拠点病院など志摩地域の中核病院として求められる役割・機能を担っていけるよう、引き続き、指定管理者に対して医師の確保を要請するとともに、病院事業庁と指定管理者が連携し三重大学に医師派遣を継続的に要請するなど、診療機能の維持・充実に努めていきます。

また、基本協定に基づく管理運営協議会や毎月の業務聴取等を通じて、運営状況を常に把握するとともに課題等について協議・調整を行い、経営改善に取り組んでいきます。

(県立病院課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 病院事業庁

監査の結果	
2 財務以外の事務の執行に関する意見	事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 (1) 事務処理誤りによる個人情報の漏えいがあった。
講じた措置	
1 実施した取組内容	個人情報の漏えいがあったことを踏まえ、院内全職員を対象に、当該事案を題材としたコンプライアンス・ミーティングを実施し、再発防止に向けて周知徹底を行ったほか、複数職員によるダブルチェックの徹底や、チェックリストに新たな項目を加えるなど、チェック体制の強化・徹底を図りました。 (こころの医療センター)
2 今後の方針（取組予定等）	引き続き、上記の再発防止策を継続して実施していきます。 (こころの医療センター)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 病院事業庁

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和5年度末現在 49,876,316円あった。 (県立病院課、こころの医療センター、一志病院)
講じた措置	
1 実施した取組内容	過年度医業未収金の縮減に向けては、発生防止と回収の両面から対策を進めました。 a 発生防止対策 入院病棟、会計、地域支援室等において、患者の支払に関する情報の共有を徹底しながら、早期の対応（入院中の面談、公費負担制度の説明及び申請のサポート、早期支払の働きかけ等）を行うよう努めました。また、債務者からの支払がない場合、連帯保証人も含めた督促や弁護士法人への委託等を実施し、過年度未収金が発生しないよう、早期の回収に努めました。 b 回収対策 「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づき、文書、電話及び臨戸訪問等による連帯保証人を含めた督促・催告を継続的に行い、債権回収に努めました。 また、回収困難な債権には、積極的に弁護士法人への回収業務委託を活用するとともに、委託先と情報共有を徹底することで、債務者等からの回収を進めることができました。 なお、債務者の現状について面談等を通じて適時把握し、個々の事情に応じた福祉制度の活用の提案も隨時行いながら、粘り強く丁寧な回収に取り組みました。 (県立病院課、こころの医療センター、一志病院)
2 今後の方針（取組予定等）	今後も未収金の発生を可能な限り抑制していくとともに、「三重県債権管理マニュアル」及び「医業未収金対策の指針」に基づいた対応を継続します。また、県立病院課と各病院で定期的に情報共有を図りながら必要な対策を実施することにより、債権回収に努めます。 なお、これらの対策を行った結果、債務者不明、相続人全員相続放棄、債務者破産により免責が確定した場合等これ以上請求ができない場合には、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例により適切に対応を行います。 (県立病院課、こころの医療センター、一志病院)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 病院事業庁

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
	支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 業務委託	
① 【三重県病院事業庁職員メンタルヘルス対策業務委託】	
・随意契約理由が適切でなかった。	(県立病院課)
イ その他の支出事務	
① 事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。	(こころの医療センター)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 当該事業に係る仕様書について、特定の事業者しか参加できない内容になつてないか、また、公平性、公正性が担保されているかの確認を行った結果、令和7年度事業実施に係る事務執行分から、契約方法を公募型電子競争見積により相手方を決定する方法に変更しました。	(県立病院課)
イ 給与費の支出にあたり互助会掛金を納付する際、誤って共済組合に納付したことから、使用する納付書を束ねて保管するとともに、支出にあたっては複数職員での確認を徹底し、再発防止に努めました。	(こころの医療センター)
2 今後の方針（取組予定等）	
ア 今後も公募型電子競争見積により事務を執行し、適正に契約事務を行っていきます。	(県立病院課)
イ 引き続き、複数職員による確認を徹底し、適切な事務処理に努めます。	(こころの医療センター)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 病院事業庁

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 交通事故 職員の不注意による公用車の交通事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。 ① 物損事故 (負担割合：県 100%、相手 0%) (物損額：県 363,063 円、相手 534,600 円) (こころの医療センター) ② 物損事故 (物損額：県 227,647 円) (一志病院)
講じた措置
1 実施した取組内容 ①～② 各部署の長が出席する会議において、公用車の運転に伴う事故防止及び金品の適正な取扱いについて注意喚起を行うとともに、全職員に対して安全運転を心がけるよう周知徹底しました。 (こころの医療センター、一志病院)
2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、院内の会議などさまざまな機会を通じて、公用車の安全運転及び金品の適正な取扱いについて注意喚起を行い、意識の向上を図ります。 (こころの医療センター、一志病院)

様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	(1) 服務規律の徹底 <p>令和5年度の懲戒処分については、2年連続で増加し、生徒に対するわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントや公文書の不適切な取扱いなどにより2人が免職になるなど11人が処分されている。また、県内に勤務する教育公務員が行った部落差別に対し、知事から「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく「説示」が出され、のちに懲戒処分となる事案が発生した。</p> <p>これまで、「信頼される学校であるための行動計画」等に基づいた取組や、不祥事事例に基づき原因や背景等について考えるコンプライアンス・ミーティングの実施、教職員によるわいせつ行為等に関する生徒アンケートに基づく振り返りなどにより、コンプライアンス意識の向上を図るとともに、差別を解消し人権に対する認識を再確認するなどの取組を実施してきたが、公教育に対する県民の信頼を著しく損なう事案が生じている。</p> <p>このため、引き続き、法令遵守及び服務規律の徹底等を図るとともに、発生した事案の原因や背景を分析し、これらを踏まえた実効性のある研修等取組を実施するなど、不祥事の根絶に向け徹底した再発防止に努められたい。</p>
(教職員課)	
講じた措置	
<u>令和6年度</u>	
1 実施した取組内容	
<p>① 各県立学校に設置した「学校信頼向上委員会」において、管理職と教職員が、児童生徒との関わり方や、教職員同士の関係性などを議論し、学校として取り組む事項を「信頼される学校であるための行動計画」に位置付け、校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりが自分事として取り組みました。</p> <p>② 教職員による児童生徒性暴力等が行われた場合に、早期発見・対応するため、児童生徒性暴力等の通報及び相談を受け付ける「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口を、県教育委員会内に開設しました。(4月)</p> <p>③ 年度当初、各学校において、常勤講師や非常勤講師等に対し、「講師等研修ノート」を配布し、教員としての心構えや服務等について、校長等が研修を行いました。また、総合教育センター主催の「常勤講師等研修」を受講した常勤講師等に対して、受講後に講師等として勤務するにあたっての決意や心構えを記載したレポートを提出させました。(常勤講師等研修:5月から6月)</p> <p>④ 4月から6月にかけて、新任校長・教頭研修をはじめ、年次別研修等を対面、オンラインで実施し、事例を示しながら服務規律の確保に向けて、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。</p> <p>(初任者研修:4月から5月) (中堅(教諭・養護教諭・栄養教諭)等資質向上研修Ⅰ・Ⅱ:5月) (教職6年次研修:5月) (新任校長研修:5月から6月) (新任教頭研修:5月) (小中学校事務職員主事【新規採用】研修:6月) (新任主幹・指導教諭研修:6月)</p> <p>⑤ 各県立学校において「特別な支援を必要とする児童生徒への対応」を題材とした研修資料を活用し、各県立学校においてコンプライアンス・ミーティングを実施することにより、特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの状況や障がいの特性等を踏まえ、日々の教育にあたることができるように話し合う機会を設けました。また、昨年度以降、県立学校において、個人情報漏えい等の事案が相次いで発生しているなかで、個人情報の取扱いについて十分留意するとともに、個人情報漏えい等の起こる原因、対応策等を職場で話し合い、新たな気づきを得ることによって、個人情報漏えい等の再発防止につなげてもらうよう、個人情報の適正管理にかかるコンプライアンス・ミーティングを実施しました。(5月から6月)</p> <p>⑥ どのような行為や発言が体罰・不適切な言動に当たるのか、また、それらが児童生徒にどのような影響を与えるのかについて理解を深めることをねらいとして作成した研修動画を全教職員が視聴することにより、児童生徒への体罰・不適切な言動の未然防止に取り組みました。(令和7年2月から3月)</p> <p>⑦ 県立高等学校、県立特別支援学校高等部・中学部及び公立中学校の生徒を対象に、教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を実施し(9月から10月)、県教育委員会は、県立学校長会議において校長に対しアンケートの内容に関する報告を行いました。(令和7年1月)それを受け、校長は、生徒が性的に不快感や嫌悪感を抱く教職員の身体接触や言葉掛けは、教職員の意図にかかわらず、セクシュアル・ハラスメントに該当することを教職員に確認させ、生徒への関わり方について見直し機会を設けました。(令和7年2月)</p> <p>⑧ 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保に関する通知を発出し(6月、12月)、職員会議等において全教職員へ周知徹底を図りました。6月の通知において、県内に勤務する教育公務員が行った部落差別に対し、知事から説示が出される事案が発生したことをうけ、部落差別等の根絶に向けた取組の徹底を図るよう依頼しました。また、教職員一人ひとりが部落差別について理解を深め、人権尊重の意識を高められるよう、動画視聴による研修を受講するとともに、各学校で夏季休業期間を中心に研修用リーフレットを活用し、互いの意見交換を取り入れた研修を行いました。さらに、教職員による不祥事が相次いで発生していることを受け、全教職員が教職員の使命や責務、行動規範を再認識したうえで、不祥事を根絶することにより、県民に信頼</p>	

される教職員であり続けることをねらいとしたリーフレット「信頼される教職員であり続けるために」を作成し、全教職員へ周知徹底を図りました。（令和7年1月）

- ⑨ 県教育委員会事務局に設置した「コンプライアンス推進委員会」（5月、9月、令和7年3月）において、不祥事を根絶し、信頼される学校・教職員であり続けるための総合的な対応策・取組を検討しました。

2 取組の成果

- ① 学校信頼向上委員会において学校として取り組む事項を検討することにより、学校全体で、児童生徒との関わり方や教職員同士の関係性を見直す機会となりました。
- ② 「教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談」窓口の開設により、教職員による児童生徒性暴力等が行われた場合に迅速に対応できる体制を整えました。
- ③ 常勤講師や非常勤講師に対して研修を実施することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識の向上につなげました。
- ④ 新任校長・教頭研修において、コンプライアンス研修を行うことにより、学校における不祥事を未然に防止する体制づくりなどを考える機会となりました。また、教職6年次研修等において、不祥事の具体的な事例を取り上げ、対応策を考えることなどにより、服務規律の確保についての周知徹底と意識の向上を促しました。
- ⑤ コンプライアンス・ミーティング等において、研修資料にある事例に至った原因・背景や未然防止策について職員同士で話し合うことにより、服務規律の確保についての徹底と教育公務員としての意識の向上を促しました。
- ⑥ 体罰・不適切な言動にかかる研修動画の視聴により、各教職員が、体罰・不適切な言動の具体例や、それらが児童生徒にどのような影響を与えるのかについて理解を深めました。
- ⑦ 全県立学校及び公立中学校において、教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査の結果を職員会議等で教職員に提示することにより、教職員は指導として身体接触や言葉がけをしているつもりであっても、生徒にとってセクシュアル・ハラスメントと受けとられる場合があることを改めて確認しました。
- ⑧ 不祥事の根絶に向けた取組を通じて、教職員一人ひとりが教職員の使命や責務、行動規範を再認識することにつなげ、不祥事の根絶を図りました。また、各学校で行った人権研修では、教職員間で意見交換を行うことを通して、一人ひとりが自らの人権感覚を磨くとともに、学校として差別をなくすための教育を推進していく意思を確認することができました。
- ⑨ 「コンプライアンス推進委員会」の開催により、不祥事を根絶するための総合的な対応策・取組を検討する機会となりました。

3 残された課題

教職員の綱紀肅正及び服務規律の確保について、かねてから注意を喚起し、学校とともに不祥事の根絶と信頼回復に全力で取り組んできたところです。しかしながら、不祥事の根絶には至っておらず、県民の公教育に対する信頼を損なう事案が生じています。

今後も、市町等教育長会議や小中学校長会議、県立学校長会議をはじめ、各種会議や研修等あらゆる機会をとらえて服務規律の確保を依頼し、わいせつ行為や体罰・不適切な言動等の不祥事の根絶について、教職員一人ひとりが再認識するよう周知徹底を図り、教職員としての誇りと高い倫理観を持ち、自らの襟を正しつつ、同僚の気がかりな行為に対して互いに指摘し合える環境づくりに、学校全体で取り組んでいく必要があります。

令和7年度以降実施予定の取組内容

- ① 文書等による通知や県立学校長会議や市町等教育長会議等において具体的な事例をとらえて、綱紀肅正及び服務規律の確保について周知徹底します。また、新たな研修資料を作成し、コンプライアンス・ミーティングを開催することにより、教職員が不祥事を自分事としてとらえ、不祥事の未然防止に取り組みます。
- ② 年次別研修等の研修内容を改善し、コンプライアンス、服務規律の確保について教職員に訴えます。
- ③ 県立学校において、学校信頼向上委員会をより機能的なものとし、各学校で策定した「信頼される学校であるための行動計画」を着実に実行することにより、不祥事の未然防止に取り組みます。
- ④ 教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を継続することにより、教職員による児童生徒性暴力等の根絶に向けて取り組みます。
- ⑤ 教職員が部落問題等、さまざまな人権問題について理解を深め、児童生徒の人権を尊重した教育活動を行えるよう、各学校で動画等の資料を活用した研修を実施します。
- ⑥ どのような行為や発言がわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに当たるのか、また、それらが児童生徒にどのような影響を与えるのかについて理解を深めることをねらいとして研修動画を作成し、全教職員が視聴することにより、児童生徒へのわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの未然防止に取り組みます。
- ⑦ 「懲戒処分の指針」の一部改正等を踏まえ、「教職員向けコンプライアンス・ハンドブック」を改訂します。

様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 教育委員会事務局

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(2) 教職員の働き方改革の推進と人材確保

令和5年度（令和5年4月～令和6年1月）の時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合は、小学校が9.5%の649人、県立学校が9.6%の426人であるのに対し、中学校が29.5%の1,122人であり、中学校において大きな割合を占めた業務内容は、「学校運営」(38.8%、435人)、「部活動」(25.5%、286人)等であった。

また、退職者の増加等により教職員採用者数を増加させているが、全国的に教員採用選考試験受験者数が減少する中、本県においても令和5年度実施（6年度採用）の第1次選考試験受験者数は2,057人と、過去10年間で最も多かった3,092人（平成26年度採用）より年々減少しており、教職員の人材確保も喫緊の課題となっている。

このため、「学校運営」や、必ずしも教諭が担う必要のない業務、学校以外が担うべき業務等に分類される業務内容を分析し、各学校の状況等も踏まえながら、スクール・サポート・スタッフなどの地域人材の有効活用等を進めるとともに、事務の効率化や業務の簡素化について検討するなど、教職員の働き方改革を推進されたい。

また、引き続き、本県の働き方改革の取組も含め教職の魅力等を広く情報発信するとともに、今後の少子化の動向等も踏まえ、人材の確保に努められたい。

(教職員課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

- ① すべての公立学校で、総勤務時間縮減に係る目標の設定（時間外労働の削減時間、休暇取得の増日数について数値設定とともに、時間外在校等時間が年360時間・月45時間を超える教職員をなくすこと）と、目標達成のための取組（定時退校日の設定、部活動休養日の設定、会議時間の短縮）を統一して進めました。
- ② 業務仕分け作業部会における検討を踏まえ、教員とそれ以外の人材との役割分担の見直し、調査・会議・研修等の縮小や削減、ICTを活用した調査、AIDIリルや保護者向けの連絡アプリの活用などにより、抜本的な業務削減や業務の簡素化・効率化を進めました。
- ③ 学校や子どもたちの実情を踏まえ、専門的な知識や経験を有する専門人材や事務負担軽減のための地域人材等の効果的な配置に取り組みました。専門人材としては、児童生徒や保護者の心理的ケアを行うスクールカウンセラー（SC）を68,557時間（前年度比4.4%増）、福祉機関との連携を行うスクールソーシャルワーカー（SSW）を24,624時間（前年度比48.2%増）、部活動指導員を172名（前年度比50名増）配置しました。また、地域人材としては、教育相談員、スクール・サポート・スタッフ等を配置しました。スクール・サポート・スタッフについては、昨年度に引き続き令和6年度もすべての公立学校（小中学校全491校、分校を含む県立学校75校）に配置する予算措置を行いました。また、一部の小中学校に新たに教頭マネジメント支援員を配置しました。
- ④ 国のガイドラインにおいて、県、市町に対して「地域移行について検討する協議会の設置」「推進計画等を策定し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者の理解と協力を得られるように取り組む」ことが求められていることから、昨年度に引き続き「部活動のあり方検討委員会」を協議会として位置付け、定期的に開催しました。また、令和6年度中に、すべての市町において、部活動の地域移行について検討する協議会を設置し、「指導者の確保」「運営団体・実施主体の整備」「費用負担」などの課題について検討を進めました。
- ⑤ 教員採用選考試験において、民間の就職活動期に大幅な遅れを取らないよう、実施時期を1か月前倒しするとともに、学生の受験者確保につながるよう、大学3年生を対象とした小学校教諭の特別選考を実施しました。また、教職の魅力を発信するため、新たに若手教員をインタビューした動画やパンフレットを作成するとともに、県のホームページ、SNSを活用した教員採用試験に係る情報発信を行いました。
- ⑥ 退職教員や教員免許状を持ちながら教職に就いていない人を対象とした「みえの未来の先生」相談会を県内外5か所で実施しました。（参加者数91人、講師登録者数10人）

2 取組の成果

令和6年4月から令和7年1月における時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の平均人数とすべての教職員に対する割合は、小学校で約588人(8.6%)、中学校で約1,013人(26.8%)、県立学校で約397人(9.1%)となり、昨年度の同時期と比較すると、全校種とも減少しました。

3 残された課題

教職員の長時間労働の是正に向けて、県教育委員会、市町等教育委員会、学校が一体となって業務の見直し、削減や必要な環境整備に取り組んでいるところですが、依然として教職員の長時間労働が解消されるには至っていない状況です。また、令和7年度教員採用試験の受験者数は1,843人（大学3年生を含む2,003人）で、記録が残っている平成6年度採用以降で最少となっており、学校現場における教員不足の状況は、令和6年4月始業日時点で12人（小中学校11人、県立学校1人）、12月1日時点で32人（小中学校22人、県立学校10人）となっています。

令和7年度以降実施予定の取組内容

- 専門人材・地域人材を活用した教職員の業務負担軽減、ＩＣＴを活用した業務の効率化や各学校の実情に応じた総勤務時間縮減の課題解決に向けた取組、部活動の地域連携・地域移行を含む部活動改革に取り組むとともに、効果的な取組については、県全体へ普及・拡大します。
- 高セキュリティかつ高機能の生成AIライセンスを教育委員会事務局及び希望する県立学校に部分的に導入し、実際の業務においてどのような活用ができるのか、どの程度効果が期待できるのか等について実証・記録・共有することで、今後の生成AIを用いた業務改善の拡大を図り、教職員の働き方改革の更なる推進を通じて教職の魅力向上を図ります。
- 教職の魅力を発信するため、「おしごと広場みえ」等と連携し、県内外の大学生、県内高校生を対象に就職ガイダンス等を実施します。さらに、教員の人材確保に向け、移住促進課の実施する移住フェアや、民間事業者の実施する転職イベントに出展し、移住希望者や転職希望者に対して、教職の魅力を発信するとともに、教員免許状を所有していない方を対象に、教員免許状取得に関する説明会を開催します。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 教育委員会事務局

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(3) 安全で安心な学びの場づくり

県内の公立学校におけるいじめについては、「いじめ防止対策推進法」及び「三重県いじめ防止条例」に基づき、未然防止や早期発見、早期対応等に取り組んでいるが、令和5年度のいじめ認知件数は全体で6,831件（前年度5,380件）であり、認定されたいじめ重大事態は県立学校において6件（前年度3件）とそれぞれ増加している。

いじめに関しては、早期に把握し早期に解決する必要があり、特に重大事態については、早期の把握や解決に加え、事実の全容解明、事案への対処及び再発防止に向け調査を行う必要がある。

このため、生徒に対する定期的なアンケート調査や「いじめ対応情報管理システム」等を活用し、早期の把握や迅速な対応に取り組みながら、教職員の対応力の強化や学校における組織的対応などにより、未然防止、深刻化防止、再発防止等に努めるとともに、重大事態については、第三者委員会による調査報告を踏まえ対応を徹底させるなど、全ての児童生徒にとって安全で安心な学びの場づくりを推進されたい。

また、令和5年度の県内公立学校における不登校児童生徒数は5,591人（前年度4,831人）であったが、不登校児童生徒に対しては、平等に教育を受ける権利を保障するとともに、児童生徒の状況に応じた相談支援の機会を確保する必要がある。

このため、不登校児童生徒に対する教育支援体制整備や居場所づくりに向けて、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センターの設置、フリースクール等民間施設に通所している児童生徒等に対する補助等、多様な受け皿の整備や活用を支援するとともに、不安や悩みを抱える児童生徒一人ひとりに応じ、福祉や医療機関等とも連携した相談支援体制の充実に引き続き努められたい。

(生徒指導課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

<いじめ>

- ① 各学校において児童生徒に対し、毎学期、いじめアンケートを実施するとともに、本年度からいじめの問題により迅速に対応するため、学校と市町等教育委員会及び県教育委員会がいじめの状況を共有するいじめ情報管理システムの運用を開始しました。
- ② いじめ問題を担当する教員を対象に、いじめの捉え方や認知した時の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点を学び、ケースワークで話し合う実践的な研修を小中学校対象に6回、県立学校対象に1回実施しました。
- ③ 弁護士、医師、心理士、社会福祉士、大学教授が委員となるいじめ対策審議会を開催し、県立学校で発生したいじめの重大事態事案について、委員から再発防止に向けた意見をもらいました。教職員がいじめやいじめの重大事態について、適切に対応できるよう県立学校長会議や生徒指導担当者が集まる会議で、県立学校で発生した重大事態の事案内容や再発防止に向けた取組について共有しました。
- ④ 小学5・6年生の児童が社会性や規範意識を高め、いじめをなくそうとする行動につなげられるよう、弁護士によるいじめ予防授業の教材を作成しました。作成した教材は、令和7年度から全ての公立小学校で活用する予定です。
- ⑤ 小中学校及び高等学校、特別支援学校に対して、「いじめ防止」及び「情報モラルの向上」をテーマにした動画を作成する学校を募集し、20校の参加がありました。応募した学校の参加児童生徒は、「いじめ防止」及び「情報モラルの向上」に係る研修会で意見交流を行うとともに、動画作成の趣旨とポイントを理解したうえで、メッセージ動画を作成しました。

<不登校>

- ⑥ 県内全ての教育支援センターにSCとSSWを配置し、医療、福祉等の機関と連携した支援や訪問型支援を実施するとともに、不登校支援アドバイザーによる助言や教育支援センターからの要請に応じた訪問型支援を実施しました。
- ⑦ 高校段階の不登校の状況にある生徒の社会的自立に向けた支援に取り組む県立教育支援センターを運営するとともに、中高生を対象にオンラインを活用した居場所づくりを推進しました。
- ⑧ 市町の校内教育支援センター設置を促進するため、環境を整備するための費用や指導員を配置する際の費用を支援しました。（校内教育支援センター環境整備 10市町11校、指導員配置 9市町16校19名）
- ⑨ フリースクールが行う子どもたちの社会的自立につながる体験活動にかかる費用を支援するとともに、対象となるフリースクールを利用する子どもたちのうち、経済的な支援が必要な世帯に対し、利用料の一部を補助することにより、子どもたちが学びを継続できるよう支援しました。
- ⑩ 不登校の子どもの保護者相談会を県内8か所で開催し、不登校児童生徒の支援を行う民間団体の支援者等の講演会、保護者同士の交流会、個別相談会を行いました。
- ⑪ 有識者や学校関係者、市町教育支援センターや民間団体の関係者、医療や福祉部局の関係者、SC、SSW等で構成する不登校児童生徒支援推進検討会を2回開催し、医療との連携等について意見交換を行いました。

2 取組の成果

<いじめ>

- ① 令和6年度から県内全ての公立小中学校、県立学校でいじめ対応情報管理システムの運用を開始し、従来の月1回の報告よりも速やかに学校と市町等教育委員会及び県教育委員会がいじめの状況を共有し、学校と教育委員会が連携した迅速な対応を図ることができました。
- ② いじめに関する研修会後のアンケートでは、全ての参加教員が「満足」「おおむね満足」と回答しており、いじめのとらえ方や組織的な初期対応について理解を深めることで、教職員の対応力や学校の組織的対応力の向上につなげることができました。
- ③ 県立学校で発生した重大事態の事案内容や再発防止に向けた具体的な取組を共有したこと、学校の組織的対応力の向上につなげるとともに、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうるものであるとの意識を高めることができました。
- ④ 作成したいじめ予防授業の教材を令和7年度から全ての小学校で活用できるよう、同教材を活用した授業を津市立白塚小学校で先行実施しました。実施後は小学生と教職員にアンケートを行い、教材や指導案の改善につなげました。
- ⑤ 「いじめ防止」及び「情報モラルの向上」をテーマとして児童生徒が作成した動画は「STOP!いじめ」ポータルサイト上でコンテストを実施し、県民投票による優秀作品の選定を行い、広く県民にいじめ防止を啓発することができました。
- <不登校>
- ⑥ 全ての教育支援センターにSCとSSWを配置することや不登校支援アドバイザーの活動により、151名に対して訪問型支援が行われ、必要な支援につなげることができました。
- ⑦ 県立教育支援センターは56名の登録があり、それぞれの状況に応じて関係機関と連携を図りながら支援しました。オンラインを活用した居場所づくりでは、他県とも連携して取り組むことができ、本県では、三重県総合博物館の展示紹介や、タイ王国で暮らしている方とオンラインでつなぎ文化等について紹介する企画などを行い、のべ779名の参加がありました。
- ⑧ 校内教育支援センターを整備した学校では、子どもたちの状況に応じた支援が行われ、教室に復帰する児童生徒が増えるなどの効果がみられています。
- ⑨ フリースクールが行う野外活動等の体験活動26件の支援を行い、子どもたちは他の参加者とともにコミュニケーションをとるなど、社会的自立に向けた活動に取り組むことができました。また、フリースクールの利用料支援においては、23世帯31名に支援することができました。
- ⑩ 不登校の子どもの保護者相談会では、のべ150名の参加があり、保護者同士の交流や相談の機会につなげることができました。
- ⑪ 令和6年4月に、不登校児童生徒支援推進検討会での意見をとりまとめた「三重県における不登校児童生徒への支援の推進について」を、各市町等教育委員会及び県立学校に発出し、子どもや保護者の思いに寄り添った支援等を依頼しました。

3 残された課題

<いじめ>

- ・本年度作成したいじめ予防授業の教材を全ての小学校で効果的に活用できるよう、小学校の教職員を対象としたいじめ予防授業の教材を活用するための研修を実施する必要があります。

<不登校>

- ・不登校児童生徒数が増加している中、子どもたちの学びを継続することができるよう、校内教育支援センターの環境充実に向けた取組やフリースクールで学ぶ子どもたちへの支援の充実に引き続き取り組む必要があります。

令和7年度以降実施予定の取組内容

<いじめ>

- ・小学校の教職員を対象としたいじめ予防授業の教材を活用するための研修を実施します。また、教職員が「子どもアドボカシー」の理解を深め、子どもの意見表明を支援する環境が整えられるよう、子どもの権利や「子どもアドボカシー」について学ぶ動画教材や資料を新たに作成します。

<不登校>

- ・子どもたちの学びの継続に向けて、市町が設置する校内教育支援センターの指導員配置を支援するとともに、フリースクールで学ぶ子どもたちの体験活動や利用料の支援に取り組みます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
2 財務以外の事務の執行に関する意見	
事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理及び発生防止に努められたい。	
(1) 修学奨学金において、催告状の誤送付があった。	(教育財務課)
(2) 県立学校において、わいせつ行為等があった。	(教職員課)
(3) 県立学校において、生徒指導での体罰があった。	(教職員課)
(4) 県立学校において、生徒に対し不適切な発言があった。	(教職員課)
(5) 県立学校において、校長から教諭に対し不適切な発言があった。	(教職員課)
(6) 虚偽の公文書を裁判所に提出していた。	(教職員課、研修企画・支援課)
(7) 県立高等学校入学者選抜（前期選抜）学力検査において、問題文中の綴りに誤りがあった。（高校教育課）	
(8) 出勤簿の偽造及び旅費の不正受給があった。	(小中学校教育課)
(9) 債権管理事務において、個人情報の漏えいがあった。	(朝明高等学校)
(10) 旅費の不正受給等があった。	(四日市商業高等学校)
(11) 高校生活入門講座において、メールの誤送信による個人情報の漏えい事案が2件あった。	(宇治山田高等学校)
(12) 奨学給付金において、住民票の誤送付による個人情報の漏えいがあった。	(南伊勢高等学校)
(13) 受変電設備更新工事において、受注者による低濃度P C B含有絶縁油の漏えいがあった	(伊賀白鳳高等学校)
(14) 債権管理事務において、催告状の誤送付による個人情報の漏えいがあった。	(尾鷲高等学校)
(15) 学校給食において、異物混入があった。	(聾学校)
(16) 生徒指導での体罰があった。	(かがやき特別支援学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
(1) 文書を送付する際には、あて先や内容に誤りがないかを、細心の注意を払いながら複数人が読み上げてダブルチェックを行うことを徹底するとともに、事務処理のプロセスを見直し、再発防止を図りました。さらに、教育委員会事務局、県立学校においてコンプライアンス・ミーティングを実施し、ヒューマンエラーを防止するにあたっての留意点について議論することを通じ、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図り、的確な業務の進め方を徹底しました。	(教育財務課)
(2) わいせつ行為にかかる「コンプライアンス・ミーティング研修資料」を作成・配布し、「わいせつ行為や盗撮行為をしない、させない、見逃さない」という意識を高めるため、各学校において研修を実施しました。	(教職員課)
(3) ハラスメントへの理解を深めることをねらいとして作成した研修動画を全教職員に視聴させ、教職員一人ひとりのハラスメントに対する認識や感度の向上を図ることにより、児童生徒への体罰の根絶に向けた取組を進めました。	(教職員課)
(4) 学校において、各クラスで不適切な言動にかかるコンプライアンス・ミーティングを実施し、教職員による児童生徒への不適切な言動の未然防止を図りました。	(教職員課)
(5) 校長が人権にかかる研修に取り組み、自らの認識を見つめ直す機会を設けました。また、児童生徒の人権を尊重し「人権感覚あふれる学校づくり」の推進を目的とした研修動画を全教職員に視聴させ、自らの人権意識を点検するとともに、人権問題についての理解を深め、人権尊重の意識を高める取組を行いました。	(教職員課)
(6) コンプライアンス・ミーティングや文書等による通知を通じて、職務の内外を問わず、自らの行動が県教育行政に対する県民の信頼に影響を与えることを常に認識して行動するよう、綱紀粛正及び服務規律の確保について周知徹底を図りました。	(教職員課)
(7) スペルチェックについて、本来の複数人でチェックを行うことを改めて徹底しました。作成の段階ごとに、また、エラー表示された単語それぞれについても、一つ一つ丁寧に確認するようにしました。 印刷した問題用紙の誤字、体裁の確認作業については、より精度を高められるよう、業務にあたる人数を精選し、集中的に実施するように改めるとともに、今年度の入学者選抜学力検査問題の作成者に、問題文の点検方法の改善について周知しました。	(高校教育課)
(8) 課で法令遵守に関して再確認したうえで、会計年度任用職員の勤務状況及び旅費申請状況が明瞭となるよう勤務報告様式等を更新し、それまでの紙媒体での年休申請から電子媒体での申請に変更することで、休暇日数・旅費の正確な把握に努めました。加えて、複数人でのチェックを行うようにしました。	(小中学校教育課)
(9) 授業料・学校諸費の督促時に電話を使用する場合、生徒・家族（連絡先）を再確認し、また、複数者で再度確認したうえで、電話連絡を行い、留守番電話であった場合、学校名等を伝え、返信を依頼する内容に改めました。留守番電話であった場合は、債務額等は一切、通知しないことを徹底しています。	(朝明高等学校)
(10) 不正に受給した旅費を令和5年3月20日に返還しました。また、校長から当該教諭に対して旅行行程を無断で変更したこと、及び実際の行程に基づく正しい復命をしなかったことに対して、反省を促すとともに厳しく指導しました。さらに、全職員に対して再発防止のための研修会を3回開催し、コンプライアンス意	

識の向上を図りました。

(四日市商業高等学校)

- (11) 高校生活入門講座の参加申込者に対してメールを送信した際、メールアドレスをBCCに入力すべきところを誤って宛先に入力したことから、受信者に全申込者のメールアドレスが漏えいしました。また、メールソフトの機能を十分理解しないままこのメッセージの取り消し作業を行ったことから、再度同じ受信者に全申込者のメールアドレスが漏えいしました。このため、メール送信の際には必ず複数人で対応するとともに、アプリケーションソフトの操作方法の研修を実施し再発防止を徹底しました。 (宇治山田高等学校)
- (12) 今回の個人情報の流出を重く受け止め、個人情報の記載された書類を送付する際には、相手方や内容に誤りがないかどうか、ダブルチェックを徹底し、再発防止を図りました。 (南伊勢高等学校)
- (13) 漏えい事故後は、汚損拡大を防止するため、ブルーシートで被い立ち入り禁止にするなどの措置をとりました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法等に基づいて、漏えいした低濃度PCB含有絶縁油が付着したPCB汚染物の除去を行い、当該廃棄物の処分施設への運搬及び無害化処理等の処分を行うため、低濃度PCB廃棄物分析・除去等、収集運搬及び処分業務委託契約を令和6年9月4日付けで締結しました。

同契約に基づいて、漏えいした油が付着したコンクリート床面については、令和6年11月23~24日に研磨工事による除去を行いました。除去したコンクリート破片や破損した変圧器等のPCB汚染物は、処分施設に運搬し、令和7年1月28日までに無害化処理等の処分を行いました。

なお、除去を行った後のコンクリート床面について分析調査を行い、PCBの含有がないことを確認しています。 (伊賀白鳳高等学校)

- (14) 個人情報の記載された学校諸費催告状等を送付するときには、ダブルチェックを徹底するとともに、今後送付時には窓空き封筒を使用するようにしました。また、コンプライアンス・ミーティング等の機会を捉えて、個人情報の取扱について研修を行いました。 (尾鷲高等学校)
- (15) 食材の袋の一部分が給食に混入したため、食材開封時の袋の確認及び食材の確実な洗浄を行うとともに、調理段階、配膳時には再度目視による確認を徹底しました。また、調理に携わる職員に対し、お互いに作業状態を確認し声を掛け合いながら調理業務に従事するよう研修を実施するとともに、異物混入対策マニュアルの見直しを行い、再発防止に努めました。 (豊学校)
- (16) 当該教員に対して校長及び教頭から、注意、指導するとともに、コンプライアンス等に関する研修を受講させました。また、児童生徒及び保護者に対し説明と謝罪を行うとともに、全職員への再発防止に向け、具体的な対策について理解を深めるための研修を実施しました。 (かがやき特別支援学校)

2 今後の方針（取組予定等）

- (1) 引き続き文書を送付する際には、あて先や内容に誤りがないかを、細心の注意を払いながら複数人が読み上げてダブルチェックを行うことを徹底します。 (教育財務課)
- (2) 今後とも県立高等学校及び特別支援学校高等部・中学部の生徒を対象に、教職員によるわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントに関するアンケート調査を実施し、生徒の被害状況を把握するとともに、回答内容を踏まえて生徒に対する自らの言動を振り返る機会を設けるなどの対応を行います。 (教職員課)
- (3) コンプライアンス・ミーティング等の研修資料等を活用して、各学校で体罰の根絶に向けた取組を進めるよう周知徹底します。 (教職員課)
- (4) 学校において、学部主事会や学校信頼向上委員会を通じて事案発生時の初動対応に係るマニュアルを作成し、そのマニュアルを周知徹底します。 (教職員課)
- (5) 引き続き、人権問題についての理解を深め、人権尊重の意識を高める人権研修に取組みます。 (教職員課)
- (6) 引き続き、自らに不適切な行動等があれば、県職員全体の信用を失い、県行政に対する不信を招くことになることを常に認識して行動するよう、綱紀粛正及び服務規律の確保について周知徹底を図ります。 (教職員課)
- (7) 令和7年度以降も、今回改善したチェック方法をもとに、作成や点検についての注意喚起を行うとともに、点検方法について周知、徹底します。 (高校教育課)
- (8) 引き続き、法令遵守のもと、適切な事務処理に取り組んでまいります。 (小中学校教育課)
- (9) 基本文書での未納連絡を行い、併せて電話による収納依頼、督促も上記の個人情報堅持の方法で、行っています。 (朝明高等学校)
- (10) 特に承認を受けた旅行命令に従い旅行を行うこと、及び復命・旅費請求について、旅行事実に基づいた適切な事務手続きを行うことを徹底します。 (四日市商業高等学校)
- (11) メール送信にかかる留意事項をまとめ、引き続き全職員に注意喚起を行うとともに、他の個人情報についても厳格な管理を徹底します。 (宇治山田高等学校)
- (12) 引き続き、複数人でのチェック体制を徹底し、再発防止に努めます。 (南伊勢高等学校)
- (13) 校内には、今回漏えい事故の原因となった変圧器以外にも、低濃度PCB含有が確認されている変圧器等が保管されていることから、法律に基づいて、引き続き適正に保管するとともに、無害化処理等の処分を行っていきます。 (伊賀白鳳高等学校)
- (14) 今後も繰り返し研修等を行い職員の個人情報保護意識の向上を図るとともに、送付時のダブルチェックの徹底により適正な個人情報の管理に努めます。 (尾鷲高等学校)
- (15) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き目視による確認を徹底するとともに、継続的に職員の異物混入に対する意識の向上を図り、再発防止に努めます。 (豊学校)
- (16) 引き続き、児童生徒への理解を深め、心に寄り添った指導・支援が行えるよう、指導力の向上に関する研修を一層充実させ、体罰を含む不適切な指導の根絶の取組を進めます。 (かがやき特別支援学校)

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置） 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 収入未済	
① 収入未済額が令和5年度末現在 110,704,855円であった。 (教育財務課、福利・給与課、高校教育課、人権教育課、桑名北高等学校、四日市高等学校、四日市西高等学校、四日市工業高等学校、北星高等学校、石薬師高等学校、稻生高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、相可高等学校、宇治山田商業高等学校、伊賀白鳳高等学校)	
② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (教育財務課、福利・給与課、高校教育課)	
③ 督促状の発付が遅延していた。 (桑名北高等学校)	
④ 督促状で指定する納期限を誤っていた。 (桑名北高等学校)	
⑤ 督促状で指定する納期限の記載がなかった。 (四日市四郷高等学校)	
講じた措置	
1 実施した取組内容	
①② 【三重県高等学校等修学奨学金返還金】	
電話や文書による催告、居宅訪問実施ほか、債権回収業者に対して、75件（令和6年度）を新規委託しました。上記により回収に至らなかった者について、弁護士名による通知を1件、民事訴訟法に基づく支払督促申立を4件、強制執行申立を4件行いました。	
	(教育財務課)
①② 【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る費用及び遅延損害金】	
電話や文書による催告、居宅訪問実施ほか、債権回収業者に対して、7件（令和6年度）を新規委託しました。上記により回収に至らなかった者について、民事訴訟法に基づく支払督促申立を4件、強制執行申立を4件行いました。	
	(教育財務課)
①【雑入（恩給・扶助料過払い戻入）】	
当該未収金は、受給者の死亡連絡が遺族から行われず、恩給が過払いとなったことにより発生したものですが、平成20年9月17日から、支払いに際して「住民基本台帳ネットワーク」を利用して受給者の生存状況を確認することにより、過払いの発生防止に努めています。引き続き債務者本人への訪宅・文書連絡により生活状況を調査し、定期的な納付を継続するとともに、生活状況が改善した場合は納付額を増額するよう勧奨を行いました。	
	(福利・給与課)
①②【雑入（退職手当返納金）】	
当該未収金は元公立学校職員が退職した後、在職期間中に懲戒免職処分に相当する行為をしたことが判明して退職手当の返納を命じましたが、返納に応じないため発生したものです。強制執行に向け、民事執行法に基づく財産開示手続きを実施し、その結果を踏まえ給与の差押えを行いました。	
	(福利・給与課)
①②【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨学金返還金】	
債務者に対して電話や文書及び家庭訪問による聞き取りと催告を行い、未収金の回収に努めました。	
	(高校教育課)
①【大学等進学資金貸付金返還金】【高等学校等進学奨励金返還金】	
債務者に対して電話や文書、居宅訪問により督促を行うなど、返還を促し未収金の回収に努めました。	
	(人権教育課)
①②【高等学校授業料等】	
電話や文書による催告のほか、居宅訪問を実施し納付を促しました。分割納付中の者については、納付が滞った際に連絡を行い、納付依頼を継続しました。また民事訴訟法に基づく支払督促申立の委任を1件、強制執行の申立の委任を2件行いました。	
	(教育財務課、四日市工業高等学校、北星高等学校、石薬師高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、相可高等学校、伊賀白鳳高等学校)
①【学校体育施設使用料等】	
コンビニからの納付については、使用者が期限内に納入しても、県が収納する日まで日数を要し未収となるケースがあることから、各学校を通じてその事実を使用者に周知するとともに、県の収納が完了となるまでに要する時間を考慮した納入期限を設定するよう依頼しました。	
また、滞納者がいる学校に対しては、使用を差し止める対応もとるよう要請しました。	
	(保健体育課、桑名北高等学校、四日市高等学校、四日市西高等学校、稻生高等学校)
①【雑入（自動販売機等光熱水費負担金）】	
納付先が県外金融機関であるため、相手方担当者に複数回電話により早期納付を促すとともに納付の確認の連絡を行いました。	
	(宇治山田商業高等学校)
③④ 三重県債権管理マニュアルの再確認をし、督促状発布、納期限について遅延、誤りがないよう徹底しました。	
	(桑名北高等学校)
⑤ 督促状で指定する納期限は必ず記載する必要があることを所属内の全ての担当者間で共有・再確認するとともに、その後の督促状において納期限が確実に記載されるよう督促状作成に係る事務処理を改めました。	
	(四日市四郷高等学校)

2 今後の方針（取組予定等）

①②【三重県高等学校等修学奨学金返還金】

滞納が発生した場合、速やかに電話や文書による催告や居宅訪問を行い、新たな未収金が発生しないよう努めます。また債権処理計画の回収目標達成に向け、滞納期間が長期化している債権については、債権回収業者への委託、民事訴訟法に基づく支払督促の申立や預貯金等の差押えにより回収を図ります。（教育財務課）

①②【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金に係る費用及び遅延損害金）】

遅延損害金等の滞納者は元金にも多額の滞納がある場合がほとんどであることから、債務者の滞納状況を考慮しながら、元金の納付に支障がないよう回収を進めます。元金、遅延損害金双方の納付がない滞納者については、民事訴訟法に基づく支払督促の申立や預貯金等の差押えにより回収を図ります。（教育財務課）

①【雑入（恩給・扶助料過払い戻入）】

今後も住民基本台帳ネットワークを活用する等、こまめに生存確認を行い過払いの発生防止に努めます。また、収入未済の債権については債務者の生活状況を定期的に調査し、自主納付の継続及び納付額の増額について交渉を続けていきます。（福利・給与課）

①②【雑入（退職手当返納金）】

今後も可能な限り、給与の差押えを継続し、債権回収に努めます。（福利・給与課）

①②【高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」及び「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者ごとに滞納の状況等を管理し、適切な事務処理を通じて未収金の回収に努めます。（高校教育課）

①【大学等進学資金貸付金返還金】【高等学校等進学奨励金返還金】

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき債権管理を行うとともに、文書、電話、居宅訪問による督促を行い、収納促進に努めます。（人権教育課）

①②【高等学校授業料等】

長期の滞納者に対しては、定期的な住所確認を実施し、電話や文書による催告、居宅訪問のほか、弁護士への委任、民事訴訟法に基づく支払督促、民事執行法に基づく預貯金等の差押えにより回収を進めます。

また、分割納付中の者については、継続した納付を促すことにより、回収を図ります。（教育財務課、四日市工業高等学校、北星高等学校、石薬師高等学校、飯野高等学校、みえ夢学園高等学校、相可高等学校、伊賀白鳳高等学校）

①【学校体育施設使用料等】

年度末に、各学校に対し、コンビニ納付日に対する県の収納日が確認できる一覧を送付し、調定の際に、コンビニでいつまでに納付すれば県の収納日までに納入することができるかを伝えてもらうようにします。

また、次回の申請書の様式変更時に、年度末のコンビニ納付に対する注意喚起に係る文面を備考欄に追記します。（保健体育課、桑名北高等学校、四日市高等学校、四日市西高等学校、稻生高等学校）

①【雑入（自動販売機等光熱水費負担金）】

県外の金融機関を利用する事業者に対して、納入通知書を早期に発送するとともに、納付期限にかかるわらず早期の納付を促し、随時納付確認を行うなど未収金の発生防止に努めます。（宇治山田商業高等学校）

③④ 三重県債権管理マニュアルに基づき、適切に事務を遂行します。（桑名北高等学校）

⑤ 引き続き、納期限を明記しての督促状の発出を継続していきます。また、担当者交代の際には納期限の必要性が確実に引き継がれ、適正な事務処理が維持されるよう留意して取り組みます。（四日市四郷高等学校）

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
① 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
イ 収入事務	
① 日本スポーツ振興センター共済掛金の振替停止手続き漏れによる歳入戻出を行っていた。	(飯野高等学校)
② 高等学校授業料の誤徴収による歳入戻出を行っていた。	(みえ夢学園高等学校)
③ 高等学校授業料の徴収停止手続き漏れによる歳入戻出を行っていた。	(昂学園高等学校)
④ 高等学校授業料の徴収停止手続き漏れによる歳入戻出を行っていた。	(名張高等学校)
⑤ 日本スポーツ振興センター共済掛金の振替停止手続き漏れによる歳入戻出を行っていた。	(名張高等学校)
⑥ 日本スポーツ振興センター共済掛金の振替停止手続き漏れによる歳入戻出を2件行っていた。	(稻葉特別支援学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 生徒の退学等の情報を把握した場合は、すみやかに振替停止の手続きを行い、再発防止に努めました。	(飯野高等学校)
② 就学支援金の認定手続きに誤りがあったため誤徴収となったことから、就学支援金のシステムへ入力する際は、誤りがないか複数人で確認することとしました。	(みえ夢学園高等学校)
③ 授業料等の振替業務を行っている事業者への修正報告の誤りが原因であったため、各種修正通知書等の作成誤りや提出漏れのないよう、毎月、各生徒の翌月分の振替金額について、当該事業者から送付される翌月振替分のデータにより、担当者をはじめ、複数の職員により確認することとしました。	(昂学園高等学校)
④⑤ 転学者に係る口座引き落とし停止報告漏れにより生じたものであり、複数職員でのチェック体制強化を図るため、所属会議で口座引き落としデータ報告時の留意点を再確認のうえ共有しました。(名張高等学校)	
⑥ 口座振替業務委託業者から年度当初に口座振替予定者リストを紙ベースで送付するよう依頼しました。また、送付されるリストのチェックを漏れなく行うこととしました。	(稻葉特別支援学校)
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。	(飯野高等学校)
② 引き続き複数人による確認を徹底し、誤徴収とならないよう適正な事務に努めます。(みえ夢学園高等学校)	
③ 引き続き授業料等の振替業務に係る各種修正通知書等の作成誤りや提出漏れのないよう、複数の職員による確認を徹底することにより、再発防止に努めます。	(昂学園高等学校)
④⑤ 引き続き複数職員によるチェック体制の徹底を図り、適正な事務処理に努めます。(名張高等学校)	
⑥ 引き続き年度当初に紙ベースでのリストを送付するよう依頼するとともに、送付されるリストの確認を徹底し、再発防止に努めます。	(稻葉特別支援学校)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

① 【県立学校教職員健康診断業務委託】

- ・契約書の一部が編綴されずに契約書を作成していた。
- ・個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者を定めた書面の報告を受けていなかった。

(福利・給与課)

② 【G I G Aスクールサポーター業務委託】

- ・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。
- ・三重県個人情報取扱事務委託基準を旧基準により契約締結していた。

(高校教育課)

③ 【「高校芸術文化祭費」事業の出演・出展等業務委託】

- ・事業者選定に関し、競争入札等審査会の審査を受けていなかった。

(高校教育課)

④ 【オンライン外国人児童生徒教育の体制構築業務】

- ・事業者選定に関し、競争入札等審査会の審査を受けていなかった。
- ・予定価格調書を作成していなかった。
- ・個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者を定めた書面の報告を受けていなかった。

(小中学校教育課)

⑤ 【令和5年度「指導資料作成事業」業務委託】

- ・事業者選定に関し、競争入札等審査会の審査を受けていなかった。

(人権教育課)

⑥ 【地域スポーツクラブ活動体制整備事業】

- ・事業者選定に関し、競争入札等審査会の審査を受けていなかった。
- ・契約書に記載すべき事項を記載していなかった。

(保健体育課)

⑦ 【児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業等委託】

- ・事業者選定に関し、競争入札等審査会の審査を受けていなかった。

(保健体育課)

⑧ 【三重県総合教育センター清掃業務委託】

- ・契約書作成時、契約書（案）を添付せず起案していた。

(研修企画・支援課)

⑨ 【令和5年度S N Sを活用した相談事業業務委託】

- ・契約書に仕様書等を添付していなかった。
- ・履行確認書を作成していなかった。

(研修企画・支援課)

⑩ 【スコア型英語技能検定「G T E C」業務委託】

- ・事業者選定に関し、競争入札等審査会の審査を受けていなかった。
- ・契約書に必要な書類を添付していなかった。

(研修推進課)

⑪ 【エレベータ保守管理業務委託】

- ・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。

(桑名北高等学校)

⑫ 【修学旅行実施業務委託】

- ・執行伺いを作成していなかった。
- ・契約伺いを作成していなかった。

(桑名北高等学校)

⑬ 【2学年修学旅行委託】

- ・執行伺いを作成していなかった。

(朝明高等学校)

⑭ 【合併処理浄化槽維持管理業務】

- ・執行伺いを作成していなかった。

(四日市四郷高等学校)

⑮ 【修学旅行引率に係る諸経費】

- ・執行伺いを作成していなかった。
- ・契約伺いを作成していなかった。
- ・予定価格を記録していなかった。

(四日市四郷高等学校)

⑯ 【修学旅行引率に係る看護師派遣】

- ・執行伺いを作成していなかった。
- ・相手方から見積書を徵取していなかった。
- ・随意契約の具体的理由を記載していなかった。
- ・契約伺いを作成していなかった。
- ・予定価格を記録していなかった。

(四日市四郷高等学校)

⑰ 【修学旅行引率教員分入場料】

- ・執行伺いを作成していなかった。
- ・契約伺いを作成していなかった。

(四日市中央工業高等学校)

⑱ 【修学旅行生徒引率分に係る旅行業務】

- ・執行伺いを作成していなかった。
- ・契約変更伺いを作成していなかった。
- ・相手方から契約変更に係る見積書を徵取していなかった。

(久居農林高等学校)

⑯ 【2年生修学旅行にかかる委託】 ・契約伺いを作成していなかった。 ・契約変更締結伺いを作成していなかった。	(白山高等学校)
⑰ 【学校ホームページの管理更新業務委託】 ・契約書の条項に沿った再委託の手続きをしていなかった。	(松阪商業高等学校)
⑱ 【伊勢高等学校合併汚水処理施設維持管理業務委託】 ・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。	(伊勢高等学校)
⑲ 【修学旅行にかかる業務委託】 ・執行伺いを作成していなかった。	(明野高等学校)
⑳ 【修学旅行に係る企画料等】 ・執行伺いを作成していなかった。 ・契約伺いを作成していなかった。	(尾鷲高等学校)
㉑ 【廃棄物収集運搬及び処分業務委託】 ・予定価格算定に係る積算根拠が適切でなかった。	(盲学校)
㉒ 【汚水処理施設維持管理業務委託】 ・予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった。	(かがやき特別支援学校)
㉓ 【学校医業務委託(草の実分校)】 ・執行伺いを作成していなかった。	(かがやき特別支援学校)
㉔ 【学校医業務委託(あすなろ分校)】 ・執行伺いを作成していなかった。	(かがやき特別支援学校)
㉕ 【中学部修学旅行にかかる企画料等の委託】 ・執行伺いを作成していなかった。	(特別支援学校西日野にじ学園)
㉖ 【高等部修学旅行に係る施設入場料等経費業務委託】 ・執行伺いを作成していなかった。 ・契約伺いを作成していなかった。	(特別支援学校東紀州くろしお学園)

講じた措置

1 実施した取組内容

- ① ・契約書の一部を編綴せずに契約書を作成することがないように、複数の職員で確認しながら業務を実施することとし、また、課内で当該事案を共有し再発防止に努めました。
・契約書に記載されている内容に沿った必要な事務手続きを徹底させるとともに、今後漏れがないよう課内で注意喚起を図りました。
- ② ・積算にあたり、根拠を明確にして予定価格を算定するよう引継ぎを行いました。
・契約締結にあたり、契約書等の確認を徹底しました。
- ③ 三重県教育委員会事務局競争入札等審査会設置要綱に基づき随意契約にあたる本契約が、審査会が必要であったことを共有するとともに、今後も引継ぎが適切に行われるよう引継ぎ資料の作成をしました。
- ④ 三重県会計規則等、契約や支出に関する取り扱いを職員が熟知していなかったことが原因であり、適正な事務処理が徹底されるよう課会議で研修しました。
- ⑤ 事業者選定に関し、競争入札等審査会の審査対象について無知であったことから発生した事案であるため、「三重県教育委員会事務局競争入札等審査会設置要綱」の周知を図るとともに、令和6年度の当該業務委託については競争入札等審査会に諮りました。
- ⑥ 三重県教育委員会事務局競争入札等審査会設置要綱を確認するとともに、当事案を所属内で共有しました。令和6年度の契約については、三重県教育委員会事務局競争入札等審査会設置要綱に基づいた事務処理を行いました。
- ⑦ ・契約事務を担当する関係職員に対して、関係書類の作成時には、契約事務における関係規定を、複数人でより慎重に確認するよう改めました。
- ⑧ 起案作成時に添付し忘れたものであり、添付書類のもれがないよう、起案者、決裁者双方が確認を行うこととしました。
- ⑨ 契約書作成時に添付し忘れたものであり、作成時には添付書類のもれがないよう、複数人で確認を行うこととしました。また、履行確認書作成もれがないよう、支払時に確認を行うこととしました。
- ⑩ 競争入札に適さない2号随意契約であり競争入札等審査会の対象であるとの認識がなかったため、審査会の審査をうけていなかったものであり、審査会の開催要件を所属内で確認しました。また、契約書作成時に添付し忘れたものであり、作成時には添付書類のもれがないよう、複数人で確認を行うこととしました。
- ⑪ 三重県会計規則第65条の規定及び会計規則運用方針(通達)に基づき、予定価格算定に係る積算根拠を設計書等へ明確に記載することとしました。
- ⑫ 契約事務の手引き等を再度確認するとともに、当事案を所属内で共有しました。

- ⑯ 今年度は、会計規則、同運用方針の規定のとおり、執行伺いを作成し、実務処理を完結しました。
 (朝明高等学校)
- ⑰ 各種業務契約の実施においては、執行及び契約に係る伺い、それぞれの予定価格に応じての見積書の徴取・予定価格の記録、随意契約の具体的理由の記載等が必要であることを、所属内の全ての担当者間で共有・再確認するとともに、その後の関係事務においては、適正に事務処理が行われるよう複数の担当者による相互チェックを徹底しています。
 (四日市四郷高等学校)
- ⑱ 令和6年度の契約については、執行伺い及び契約伺いを作成し、会計規則の規定に基づいた事務処理を行いました。
 (四日市中央工業高等学校)
- ⑲ 教員の引率経費について執行伺いを作成しました。また、契約の変更については、契約の相手方から見積書を徴取するとともに、変更契約伺いを作成し、会計規則の規定に基づいた事務処理を行いました。
 (久居農林高等学校)
- ⑳ 令和6年度の契約については、執行伺いを作成するとともに、契約変更締結伺いを作成し、会計規則の規定に基づいた事務処理を行いました。
 (白山高等学校)
- ㉑ 令和6年度の契約については、契約事務の手続きを再度確認するとともに、会計規則の規定に基づいた事務処理を行いました。
 (松阪商業高等学校)
- ㉒ 令和6年度の契約については、複数業者から見積書を徴取し、予定価格算定の積算根拠を明確にするなど、会計規則の規定に基づいた事務処理を行いました。
 (伊勢高等学校)
- ㉓ 当契約は、修学旅行の実施を委託した事業者に対し、引率教員分の必要諸経費の支払いを行うものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による委託契約です。本来、実施伺いにより見積書徴取を行うべきところ、事業者が限定されていることから実施伺いを行うことなく見積書を徴し、契約締結伺いのうえ契約を締結していました。
 再発を防止するため、所属内において検討のうえ、修正するべき点を確認し、具体的な修正対応として執行伺いの起案例を示し、所属職員へ注意喚起を図りました。
 (明野高等学校)
- ㉔ 修学旅行に係る企画料等については、令和6年度契約から執行伺い及び契約伺いを作成するなど、会計規則に基づいた事務処理を行いました。
 (尾鷲高等学校)
- ㉕ 参考見積を徴取した1者の見積価格をそのまま予定価格としたものであり、見積価格をベースに物価変動や個々の案件の状況を加味して予定価格を算定することとしました。
 (盲学校)
- ㉖ 予定価格算定に係る積算の根拠を起案等に記載しました。
 (かがやき特別支援学校)
- ㉗ 執行伺いを作成し、会計規則に基づいた処理を行いました。
 (かがやき特別支援学校)
- ㉘ 契約事務の手引を再度確認して当事案を所属内で共有し、全事務職員が会計事務研修を受講して知識習得に努めました。
 (特別支援学校西日野にじ学園)
- ㉙ 修学旅行の委託契約の支出について、支払いしてよいかの伺いのみ作成し、執行伺い及び契約伺いの起案を作成していなかったものです。その後は、執行伺い及び契約伺いについて確実に作成しました。
 (特別支援学校東紀州くろしお学園)

2 今後の方針（取組予定等）

- ① ともに引き続き確認や周知徹底を図り、適正な事務処理に努めます。
 (福利・給与課)
- ② 積算根拠を明確にして予定価格を算定するとともに、契約書等、関係書類等は見直しや確認を徹底します。
 (高校教育課)
- ③ 事業者選定に際しては、関連法令及び規則を厳守し、競争入札等審査会の審査を受けることを徹底します。
 (高校教育課)
- ④ 規則等を遵守し、適正な事務処理に努めます。
 (小中学校教育課)
- ⑤ 会計規則等に基づいた適正な事務処理を行うよう努めます。
 (人権教育課)
- ⑥ 会計規則等に基づいた適正な事務処理を行うよう努めます。
 ・契約事務作業を行う際は、関係規定の確認を複数人により確実に行うなど、適正な事務処理に努めます。
 (保健体育課)
- ⑦ 会計規則等に基づいた適正な事務処理を行うよう努めます。
 (保健体育課)
- ⑧ 引き続き適正な事務処理に努めていきます。
 (研修企画・支援課)
- ⑨ 引き続き適正な事務処理に努めていきます。
 (研修企画・支援課)
- ⑩ 入札等審査会の開催要件等を所属内で周知徹底し、適正な事務処理に努めています。
 (研修推進課)
- ⑪ 引き続き予定価格算定に係る積算根拠を設計書等へ明確に記載するとともに、記載内容を職員間で確認し、再発防止に努めます。
 (桑名北高等学校)
- ⑫ 引き続き会計規則に基づき適正な事務処理に努めます。
 (桑名北高等学校)
- ⑬ 今年度の取組を継続します。
 (朝明高等学校)
- ⑭ 引き続き複数人による相互チェック体制を維持し適正な事務処理を継続していきます。また、担当者交代の際には、契約事務マニュアルの活用や出納局主催の担当者研修への職員派遣など、適正な事務処理が維持されるよう留意して取り組みます。
 (四日市四郷高等学校)
- ⑮ 会計規則の規定に基づいた適正な事務処理を行うように努めます。
 (四日市中央工業高等学校)
- ⑯ 所属内で共有を図り、会計規則の規定に基づいた適正な事務処理に努めます。
 (久居農林高等学校)
- ⑰ 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理を行うように努めます。
 (白山高等学校)
- ⑱ 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理を行ないように努めます。
 (松阪商業高等学校)
- ⑲ 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理を行いうように努めます。
 (伊勢高等学校)

- ㉙ 引き続き執行伺いの起案例の活用を行うとともに、会計規則の規定に基づき、適正な事務処理を行うよう
に努めます。
(明野高等学校)
- ㉚ 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理を行うように努めます。
(尾鷲高等学校)
- ㉛ 引き続き適正な予定価格の算定を徹底し、再発防止に努めます。
(盲学校)
- ㉜ 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理を行います。
(かがやき特別支援学校)
- ㉝㉞ 引き続き会計規則の規定に基づき、適正な事務処理を行います。
(かがやき特別支援学校)
- ㉟ 引き続き適正な契約事務処理を行うように努めます。
(特別支援学校西日野にじ学園)
- ㉟ 今後、支出審査の際には、確実に審査できるよう知識の習得に努めます。
(特別支援学校東紀州くろしお学園)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 補助金等

① 【高等学校等就学支援金補助金】

- ・補助金額の確定を通知していなかった。
- ・履行確認の記録がなかった。

(教育財務課)

② 【帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業】

- ・履行確認の記録がなかった。

(小中学校教育課)

③ 【文化財補助事業補助金】

- ・請求書に請求日の記載漏れがあった。

(社会教育・文化財保護課)

講じた措置

1 実施した取組内容

① 国が定める「高等学校等就学支援金事務処理要領」を確認したところ、県の「高等学校就学支援金補助金交付要領」と内容の整合性が図られていなかったため、「三重県補助金交付規則」の規程の範囲内で「高等学校就学支援金補助金交付要領」の改正を行いました。 (教育財務課)

② 履行確認の紙媒体の文書を綴り忘れていたため、速やかに所定の簿冊に綴りました。 (小中学校教育課)

③ 請求日の記載漏れについて、同様の事案が発生しないよう複数の職員による確認を徹底するとともに、課内で当事案を共有し再発防止に努めました。 (社会教育・文化財保護課)

2 今後の方針（取組予定等）

① 国が定める「高等学校等就学支援金事務処理要領」が改訂される度に県の「高等学校就学支援金補助金交付要領」の見直しを行います。 (教育財務課)

② 引き続き適正な公文書管理に努めます。 (小中学校教育課)

③ 引き続き複数の職員による確認を徹底し、適切な事務処理に努めます。 (社会教育・文化財保護課)

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(2) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ウ 旅費

① 【文部科学省報告】

・旅行命令書を作成していなかった。 (教職員課)

② 【人事監学校訪問および市町教委への教育用務】

・文書により復命していなかった。 (市町教育支援・人事担当)

③ 【修学旅行下見】

・旅行命令の変更を行っていなかった。 (白山高等学校)

講じた措置

1 実施した取組内容

① 旅行命令書の作成を省略できない出張については、複数名での出張の場合は同行者が確認するなど旅行命令書の作成を徹底するよう課内で周知しました。 (教職員課)

② 泊を伴う出張時には復命書を提出することを改めて周知しました。泊を伴う出張がある 1 月～3 月の初めに復命書の作成が必要であるとの確認を行いました。また、年度末にも復命書が作成されていることの確認を全員で行います。 (市町教育支援・人事担当)

③ 当該職員に対して注意を行うとともに、職員会議で全職員に対し、旅行命令と異なる経路で旅行を行わないこと、旅行命令と異なる経路で旅行する必要が生じたときは所属長に届け出ることを周知徹底しました。 (白山高等学校)

2 今後の方針（取組予定等）

① 引き続き確認を徹底するなど再発防止に努めます。 (教職員課)

② 復命書が必要なことを引継書に明記し、年度初めと 1 月初めに周知するなど再発防止に努めます。 (市町教育支援・人事担当)

③ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き職員への周知徹底を行い、適切な事務処理に努めます。 (白山高等学校)

様式1-2(財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(2) 支出に関する事務 支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 エ その他の支出事務 ① 報償費の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 (教育財務課) ② 報償費等の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 (生徒指導課) ③ 旅費の過払いがあった。 (生徒指導課) ④ 事務処理誤りによる開札後の入札中止があった。 (埋蔵文化財センター) ⑤ 消耗品費等の二重払いによる歳出戻入を2件行っていた。 (桑名高等学校) ⑥ 印刷製本費の二重払いによる歳出戻入を行っていた。 (桑名工業高等学校) ⑦ 所得税の払込未処理があった。 (菰野高等学校) ⑧ 事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 (飯野高等学校) ⑨ 使用料の二重払いによる歳出戻入を行っていた。 (宇治山田商業高等学校) ⑩ 消耗品費の二重払いによる歳出戻入を行っていた。 (南伊勢高等学校) ⑪ 消耗品費の二重払いによる歳出戻入を行っていた。 (かがやき特別支援学校) ⑫ 事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。 (稲葉特別支援学校) ⑬ 事務処理誤りによる入札中止等を行っていた。 (特別支援学校西日野にじ学園) ⑭ 事務処理誤りによる入札中止を行っていた。 (特別支援学校西日野にじ学園)
講じた措置	
1 実施した取組内容	<p>① 財務会計システムで支払額を誤って入力していたため、入力内容が誤っていないか再度確認をするとともに複数の職員による確認を徹底しました。 (教育財務課)</p> <p>② 課内会議において、事務処理の内容を共有するとともに、複数人で確認を行うなど再発防止の取組を行いました。 (生徒指導課)</p> <p>③ 課内会議において、事務処理の内容を共有するとともに、複数人で確認を行うなど再発防止の取組を行いました。 (生徒指導課)</p> <p>④ チェックリストの活用、複数職員による確認を徹底し、再発防止に努めました。また、案件が集中する時期にミスが起こりやすいため、職員間で入札スケジュールを共有し、調整を行っています。 (埋蔵文化財センター)</p> <p>⑤ 消耗品費、使用料及び賃借料の二重払いにより歳出戻入に至ったもので、複数の職員により慎重に支出書類を確認するようにしました。 (桑名高等学校)</p> <p>⑥ 「進路の手引き」印刷に伴う支払について、正当な支払い後に保管していた修正前の誤った請求書・納品書によって再度支払いを行ったため歳出戻入に至ったもので、以後、請求書等に修正があった場合は、修正前の請求書等は廃棄するか提出した事業者に返還するようルール化し、再発防止に努めました。 (桑名工業高等学校)</p> <p>⑦ 事務室内で今回事案を共有し、担当の別なく疑義や違和感については積極的に確認し合って情報や意見の交換を行い、問題発生の可能性について析出を図るようにしました。また、監督者が決裁内容の経緯を完結まで適宜追尾確認し、かつ担当者自身においても同様に一連処理の進行状況を可視化・一元管理して、隨時把握確認するようにしています。 (菰野高等学校)</p> <p>⑧ 支出命令の内容に誤りがないか、複数の職員で確認を行い、再発防止に努めました。 (飯野高等学校)</p> <p>⑨ 請求書と財務システムデータの突合や請求内容の確認等を複数人で行うようにしました。 (宇治山田商業高等学校)</p> <p>⑩ 二重払いによる事務処理誤りについて、所属内で共有し、注意喚起を行い、複数人によるチェックの徹底を図りました。 (南伊勢高等学校)</p> <p>⑪ 支払いの登録誤りを発見したときは、その登録を削除してから新たな支出命令を登録することを徹底し、また支出審査システムの確定処理は必ず支出命令番号を突合することとしました。 (かがやき特別支援学校)</p> <p>⑫ 手数料の支払いにおいて、債権者から送付された払込書が三重県指定金融機関で使用できないものと記付かず支払処理したもので、より慎重に債権者からの請求書類を確認するようにしました。 (稲葉特別支援学校)</p> <p>⑬⑭ 全事務職員が入札システム操作研修を受講して適正な入札事務処理に努め、仕様書は複数職員で確認を行ふことにしました。 (特別支援学校西日野にじ学園)</p>
2 今後の方針(取組予定等)	<p>① 引き続き複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。 (教育財務課)</p> <p>② 引き続き取組を継続し、再発防止に努めます。 (生徒指導課)</p> <p>③ 引き続き取組を継続し、再発防止に努めます。 (生徒指導課)</p> <p>④ 引き続き上記の取組により適正な事務処理に努めます。 (埋蔵文化財センター)</p> <p>⑤ 引き続き複数の職員による支出書類の確認を徹底し、再発防止に努めます。 (桑名高等学校)</p> <p>⑥ 引き続き適正な事務処理や確認の徹底に取り組み、再発防止に努めます。 (桑名工業高等学校)</p>

- | | |
|--|-----------------|
| ⑦ 上記方針を継続します。 | (菰野高等学校) |
| ⑧ 引き続き複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。 | (飯野高等学校) |
| ⑨ 同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック体制の強化や職員への周知の徹底を行い、適切な事務処理に努めます。 | (宇治山田商業高等学校) |
| ⑩ 引き続き同様の事案が発生しないよう、複数人によるチェックを行い、適切な事務処理に努めます。 | (南伊勢高等学校) |
| ⑪ 引き続き慎重に確認を行い再発防止に努めます。 | (かがやき特別支援学校) |
| ⑫ 引き続き請求書類の確認を徹底し、再発防止に努めます。 | (稻葉特別支援学校) |
| ⑬⑭ 引き続き入札業務については操作マニュアル及び複数職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。 | (特別支援学校西日野にじ学園) |

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置） 部局名 教育委員会事務局

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(3) 貢産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 ア 金品亡失（損傷） ① エアコン室外機の損傷（修繕額 500,500 円） (四日市中央工業高等学校) ② パソコンの損傷（修繕額 105,417 円） (亀山高等学校) ③ エアコン室外機の損傷（損害額 843,700 円） (松阪商業高等学校) ④ 学習用情報端末の紛失（損害額 75,513 円） (水産高等学校) ⑤ 小型実習船の損傷（修繕額 935,000 円） (水産高等学校) ⑥ パソコンの損傷（修繕額 117,788 円） (かがやき特別支援学校)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
① 室内からの操作による損傷を防ぐため、通常時に於いても、室外機に接する窓の施錠を徹底しました。 (四日市中央工業高等学校)	
② 飲み物をキーボード上にこぼしたことが原因であったため、当該職員に厳重注意を行うとともに、全教職員に執務を行う机上の整理整頓と、パソコン周辺に飲料等を置かないよう改めて注意喚起しました。 (亀山高等学校)	
③ 校内中庭に駐車しようとして、操作誤りにより破損させました。当該職員には十分注意して運転するよう指導しました。 (松阪商業高等学校)	
④ 学習用情報端末を生徒に貸出す場合は貸出簿へ確実に記載するとともに、授業で貸出す場合は職員が保管庫の返却確認を行うよう全職員に周知徹底しました。 (水産高等学校)	
⑤ 小型船舶による操船実習では、海図や目視による浅瀬部分の確認を複数人で行い、十分な安全確認を行ったうえで実施するよう、関係職員はもとより全職員へ周知徹底しました。 (水産高等学校)	
⑥ 飲み物をこぼしたことが原因であるので、全職員に対し机上の整理と蓋つきの容器の使用と食事や離席の際はパソコンの蓋閉じを徹底しました。 (かがやき特別支援学校)	
2 今後の方針（取組予定等）	
① 引き続き機会あるごとに全教職員に対し注意喚起を行い、再発防止及び物品の適正管理に努めます。 (四日市中央工業高等学校)	
② 引き続き機会あるごとに全教職員に対し注意喚起を行い、再発防止及び物品の適正管理に努めます。 (亀山高等学校)	
③ 中庭への駐車を控えるとともに、自家用車の運転に気を付けるよう他の職員も含め注意喚起を行います。 (松阪商業高等学校)	
④ 繰続的に全職員へ注意喚起を行い、再発防止及び物品の適正な管理に努めます。 (水産高等学校)	
⑤ 小型船舶の操船実習に止まらず、全ての実習において、複数人で安全確認を行ったうえで実施するよう徹底し、再発防止に努めます。 (水産高等学校)	
⑥ 引き続き機会があるごとに全職員に対し注意喚起を行い再発防止に努めます。 (かがやき特別支援学校)	

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 教育委員会事務局

監査の結果

3 財務の執行に関する意見

(4) その他

財務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

① 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。

（飯野高等学校）

② 金品亡失（損傷）報告書の提出が遅延していた。

（特別支援学校伊賀つばさ学園）

講じた措置

1 実施した取組内容

① 金品亡失の事案を把握した場合は、すみやかに報告を行うこととし、再発防止に努めました。
（飯野高等学校）

② 備品等を損傷した場合は直ちに所属へ報告する必要性があることについての理解が不足していたことが当該事案の発生要因であるため、職員会議において、金品亡失（損傷）事案が発生した場合は、直ちに報告するよう全職員に周知徹底を行いました。
（特別支援学校伊賀つばさ学園）

2 今後の方針（取組予定等）

① 引き続き複数の職員による確認を徹底し、再発防止に努めます。
（飯野高等学校）

② 今後も継続して職員会議等で金品亡失（損傷）事案の速やかな報告の必要性について周知徹底を図るとともに、さらにその重要性についての認識を深めてまいります。
（特別支援学校伊賀つばさ学園）

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 人事委員会事務局

監査の結果

1 財務の執行に関する意見

(1) 支出に関する事務

支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア その他の支出事務

① 事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。

(職員課)

講じた措置

1 実施した取組内容

指摘のあった事項について適正な事務処理を徹底するとともに、振込用紙を用いて支払う際には指定金融機関での使用可否を確認するよう局内で注意喚起を図りました。

(職員課)

2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

(職員課)

様式1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 警察本部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	(1) 服務規律の徹底 令和5年度の懲戒処分については、前年度より4人増加し5人の警察職員が処分されており、3人が盜撮や窃盗、わいせつ行為等により停職、2人が傷害等により減給となっている。また、監督上の措置である訓戒等も3人増加し14人となっている。 これらの事案は、警察に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、引き続き、客観的な基準のもと厳正かつ公正に処分等を行うことを前提に、法令遵守及び服務規律の更なる徹底に取り組むとともに、発生した非違事故案については原因や背景を分析し、それらを踏まえた実効性のある職務倫理研修等の対策をより一層講じることにより、再発防止に努められたい。
(警務部警務課)	
講じた措置	
<u>令和6年度</u>	
1 実施した取組内容	(1) 幹部職員を含めた全職員に職責の自覚を促す、誇りと使命感の醸成 全職員に対し、非違事故案防止に関する理解度チェックやハラスメントに関するアンケートを実施するなど法令遵守及び服務規律の徹底を図りました。 (2) 職員の心に響く、きめ細やかな職務倫理教養等の推進 部外講師を招聘した研修会の開催や非違事故案防止に関する教養動画を視聴させたほか、全国及び県内の懲戒処分事例を題材にした小集団討議を実施するなど、受け手となる職員が自己の境遇や立場と重ね合わせて切実に感じられる指導教養を実施しました。 (3) 幹部職員を対象とした適性検査の実施 幹部職員のメンタル耐性やコンプライアンス意識といったマネジメント能力を把握するとともに、客観的な自己分析を知り、組織運営に役立てることを目的とした人材アセスメントによる適性検査を実施しました。
2 取組の成果	(1) 非違事故案、ハラスメント事案に対しては、迅速かつ厳正に対処、処分を実施するとともに、職場環境の改善を図りました。 (2) 部外講師による研修会の開催や懲戒処分事例を題材とした動画教養を実施するなど、受け手となる職員が切実に感じられる職務倫理教養を推進し、一層の職責の自覚と使命感等の醸成を図りました。 (3) 人材アセスメントによる適性検査を通じて、職員自身に自己の潜在的な基礎能力、業務遂行能力及びコミュニケーション能力等をはじめ、メンタル耐性やコンプライアンス意識等の把握に一定の効果が認められたことから、今後、非違事故案防止や各種リスク回避に活用できるよう検討しています。
3 残された課題	(1) 昨年度実施したハラスメントアンケート調査では、回答職員の4分の1が相談窓口を知らないとの回答結果がありましたので、引き続き継続的な指導・教養を実施していく必要があります。 (2) 職員の心に響く、きめ細やかな職務倫理教養の更なる浸透を図るため、従来の講義形式の教養に加えて、参加者が自ら考えさせた上で気付きの機会を与える小集団討議等をより一層推進していく必要があります。 (3) 非違事故案やハラスメントを抑止し、全ての職員が働きやすい職場環境を構築するために、適性検査をはじめとした、より効果的な施策を実施していく必要があります。
<u>令和7年度以降実施予定の取組内容</u>	
全職員に対して、上記3「残された課題」を踏まえた非違事故案防止対策に関する指導教養を行い、職責の自覚と使命感の醸成を図り、再発防止に努めます。	

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 警察本部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見	
(2) 犯罪の防止に向けた取組の推進と早期検挙	
<p>令和 5 年中の刑法犯の認知件数は 9,955 件と前年に比べ 2,308 件の大幅な増加となっているが、検挙率は 38.3% と前年に比べ 0.3 ポイント減少している。</p> <p>ストーカー・配偶者暴力事案（862 件）や児童虐待による児童相談所への通告児童数（646 人）は、依然として高い水準で推移しており、不同意性交等や不同意わいせつといった性犯罪も前年に比べ 24 件増加の 84 件となるなど、子どもや女性が被害に遭う犯罪も増加している。また、特殊詐欺による被害は、認知件数が 274 件、被害額が約 7 億 760 万円と、ともに過去 10 年で最多となっており、被害者の約 6 割が 65 歳以上の高齢者であるが、令和 5 年下半期からは SNS を使用した投資等詐欺の被害が急増しており、認知件数が 119 件、被害額が約 11 億 5,970 万円であるとともに、被害者は幅広い世代に及んでおり極めて深刻な状況である。</p> <p>このため、犯罪者の早期検挙に向けて、高度 A I 画像分析システムや車両捜査支援システムなどの捜査技術の活用により捜査の迅速化を推進するとともに、犯罪被害から子どもや女性、高齢者を守るため、安全を確保するための緊急通報装置や特殊詐欺被害を未然に防ぐための自動通話録音警告機といった各種防犯機器の貸出台数の拡充等、犯罪の特性に応じた対策を迅速に進められたい。また、投資等詐欺に対しては、関係機関との連携を強化するとともに、効果のあった先進事例も参考に、あらゆる媒体を通じて幅広い世代に向けた広報啓発を進めることにより、投資等詐欺の未然防止及び被害の拡大抑止に努められたい。</p>	
(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)	
講じた措置	
令和 6 年度	
1 実施した取組内容	
(1) 犯罪の防止	
<p>各地域の犯罪情勢を詳細に分析し、判明した課題解決に向け、警察活動の強化に努めました。また、防犯ボランティア団体の自主防犯意識の高揚を図るため、防犯情報の提供や物品支援のほか、通学路において上下校時の子どもの見守り活動を行う「子ども安全・安心の店」の拡充に努めるとともに、各種防犯教室の開催等、地域住民や関係機関・団体と連携した安全安心なまちづくりに向けた取組を推進しました。</p> <p>犯罪の起きにくく社会の実現に向け、犯罪の未然防止に有効な街頭防犯カメラの設置を促進するとともに、自治体や自治会等に対しては、防犯情報の提供や効果的な防犯カメラの設置場所に関する助言等を行うなど、関係機関・団体と連携した地域の防犯力向上に取り組みました。</p>	
(2) 犯罪の早期検挙のための活動強化	
<p>高度 A I 画像分析システムによる防犯カメラ画像等の分析、車両捜査支援システムによる犯行車両等の発見・捕捉など、科学技術を活用した捜査を推進し、犯罪の早期検挙に取り組みました。</p>	
(3) 特殊詐欺対策の推進	
<p>高齢者が犯罪組織からの電話を受けないようにするために、自動通話録音警告機の無償貸出事業を拡充するとともに、簡易警告機の無償配布、NTT が実施しているナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエストの高齢者等無償化事業、国際電話不取扱い受付センターの周知等を行いました。また、県民の警戒心・抵抗力の向上を図るために、演劇集団「青の会」による特殊詐欺の 4 つの手口を内容とした寸劇を実施しました。加えて、金融機関、コンビニエンスストア等と連携し、電子マネー購入時等における声掛け支援シート等を用いた積極的な声掛けと、警察への速やかな通報を依頼し、水際対策の強化に努めました。</p>	
(4) SNS 型投資・ロマンス詐欺被害防止対策の推進	
<p>被害者となり得る県民に対する SNS 等の媒体を活用した効果的な広報啓発を実施するとともに、SNS 等利用者を対象に、広報啓発用の広告や動画を発信するターゲティング広告を実施しました。</p>	
(5) ストーカー・DV 事案対策の推進	
<p>被害者やその家族等の安全確保を最優先に、関係法令を駆使した加害者の検挙、ストーカー規制法に基づく警告や禁止命令等による加害行為の防止、一時避難先の公費負担、位置情報提供システムの貸与等の被害者に対する支援を行いました。</p>	
2 取組の成果	
(1) 犯罪の防止	
<p>令和 6 年中の刑法犯認知件数は 10,933 件を数え、前年に比べ 978 件の増加となりました。</p> <p>「子ども安全・安心の店」は、令和 7 年 3 月末時点での事業所となりました。</p>	
(2) 犯罪の検挙状況	
<p>令和 6 年の刑法犯は、検挙件数 3,626 件（前年比-184 件）、検挙人員 2,397 人（前年比+281 人）、検挙率 33.2%（前年比-5.1P）でした。</p> <p>重要犯罪は、検挙件数 93 件（前年比+3 件）、検挙人員 92 人（+10 人）、検挙率 77.5%（-0.1P）、重要窃盗犯は、検挙件数 500 件（前年比-263 件）、検挙人員 82 人（-7 人）、検挙率 38.7%（-18.7%）でした。</p>	
(3) 特殊詐欺対策の推進	
<p>金融機関、コンビニエンスストア、宅配事業者等の協力により、令和 6 年中、154 件、約 1 億 4,600 万円の被害を水際で阻止していただきましたが、令和 6 年中の特殊詐欺被害件数は 367 件と前年に比べ 93 件の増加となり、被害額についても約 11 億 9,870 万円と前年に比べて約 4 億 9,110 万円の増加となりました。</p>	

(4) SNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策の推進

令和6年中のSNS型投資・ロマンス詐欺被害件数は302件と前年に比べ183件の増加となり、被害額についても約27億820万円と前年に比べ約15億4,840万円の増加となりました。

(5) ストーカー・DV事案対策の推進

令和6年中のストーカー事案の相談等件数217件（前年比-9件）中、46件（前年比+4件）を検挙したほか、警告・禁止命令等を35件（前年比-2件）実施するとともに、152件（前年比-32件）の支援を行いました。

DV事案の相談等件数598件（前年比-38件）中、205件（前年比+39件）を検挙したほか、275件（前年比-13件）の支援を行いました。

児童虐待事案の通告人数591人（前年比-55人）中、52件（前年比+1件）を検挙しました。

3 残された課題

(1) 犯罪の防止

刑法犯認知件数が令和3年以降3年連続で増加したことから、犯罪情勢を詳細に分析した上で、有効な犯罪抑止対策を推進していく必要があります。

(2) 犯罪の検挙状況

犯罪の早期検挙に向けて、防犯カメラ画像等の分析を行う高度AI画像分析システムを拡充し、捜査支援分析力の強化を一層推進します。

(3) 特殊詐欺被害防止対策の推進、(4) SNS型投資・ロマンス詐欺被害防止対策の推進

特殊詐欺被害、SNS型投資・ロマンス詐欺被害が前年を大きく上回ったことから、現在実施中の取組をさらに強化する必要があります。

(5) ストーカー・DV事案対策の推進

引き続き、被害者やその家族等の安全確保のための措置を最優先に講じる必要があります。

令和7年度以降実施予定の取組内容

引き続き、上記取組を実施して、犯罪の防止及び検挙力の向上に努めます。

様式 1-1（事業の執行に関する意見に対して講じた措置）

部局名 警察本部

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(3) 交通事故の発生抑止対策の推進

令和5年中の交通事故死者数は前年より6人増加の66人となり、5年ぶりに増加に転じるとともに、人口10万人あたりの死者数は全国ワースト2位（前年7位）となった。

交通事故死者数のうち65歳以上の高齢者は、前年より8人減少の33人、構成率は前年より18.3ポイント減少の50.0%となったが、死者数の半数を占めているとともに、高齢運転者が当事者となった死亡事故件数も前年より2件減少の21件と横ばいの状況である。

横断歩道の平均停止率は、前年より1.2ポイント増加の57.9%と年々改善傾向にあるものの、横断歩行者妨害による検挙件数が前年より139件増加の4,962件となるなど運転者に対する歩行者保護意識の向上が求められる。また、飲酒運転による人身事故件数は、前年より10件減少の32件となったが、依然として根絶には至っていない。

このため、引き続き関係機関と連携を図り、高齢運転者に対する交通事故防止対策や横断歩行者優先の啓発等の歩行者保護対策に重点を置いた取組を推進するとともに、AIによる事故の発生を予測する最新技術も有効活用し、各種交通指導取締りやパトロールを強化するなど、交通事故の発生抑止に取り組まれたい。また、飲酒運転については、引き続き早期の根絶に向け、飲食店や民間事業者と連携し、ハンドルキーパー運動の推進など広報啓発に努められたい。

(交通部交通企画課)

講じた措置

令和6年度

1 実施した取組内容

(1) 交通事故分析を踏まえた総合的な交通事故抑止対策の推進

令和5年中の死亡事故の特徴（高齢死者が5割、交通弱者（歩行中・自転車乗用中）が約4割等）を踏まえて事故抑止に資する地域の実情に応じた多角的かつ高度な分析を行うため、AIが事故発生予測を行う「事故発生リスクAIアセスメント」サービスを導入して、潜在的な危険箇所を抽出するなど、既存のシステムに加えて分析を行い、効果的な諸対策を推進しました。

(2) 高齢者対策

高齢者の加齢に伴う身体機能の変化が運転行動に及ぼす影響を踏まえ、過去1年間に3回以上の交通事故を起こした70歳以上の高齢運転者への個別指導を行ったほか、安全運転サポート車の普及啓発や免許証の自主返納制度の周知等を実施しました。また、運転免許を保有せず、運転免許の更新時講習等交通安全教育を受ける機会の少ない方もいることから、関係機関・団体等と連携して、毎月15日の高齢者交通安全の日（S-Sデー）に、街頭指導や啓発活動を実施したほか、各種シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しました。

(3) 歩行者保護対策

ア 運転者の交通ルール遵守の徹底

信号機のない横断歩道における車両停止義務の周知や歩行者保護意識の醸成を図る「ACTION38キャンペーン」を推進しました。また、横断歩行者等妨害等違反に対する交通指導取締りを推進したほか、可搬式速度違反自動取締装置（移動オービス）を活用した速度違反取締りを強化するなど、生活道路等において顕著効果の高い交通指導取締りを推進しました。

イ 歩行者の交通ルール遵守の徹底

少し手を上げて横断するなど、歩行者が自らの安全を守るために交行動を促す「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」を推進するため、県警ウェブページのほか、新聞、ラジオ、テレビなどの広報媒体を活用して、更なる周知を図りました。

(4) 飲酒運転根絶に向けた取組

飲酒運転ゼロをめざす推進運動の日（12月1日）に商業施設等での啓発や、電光表示板を活用した広報活動を推進しました。また、飲酒実態を踏まえた効率的・効果的な取締りを実施したほか、飲酒運転周辺者等に対する責任追及をするなど飲酒運転の根絶に向けた取組を推進しました。

(5) 自転車の安全利用促進に向けた取組

高校生を「セーフティ・バイシクルリーダー」に委嘱するなどして、自転車乗車用ヘルメットの着用促進や自転車利用時の基本的な交通ルールの周知を図る広報啓発活動を推進したほか、改正道路交通法により11月1日から自転車運転中のながらスマホや酒気帯び運転の罰則が新たに規定されたことに伴い、自転車の安全利用促進の周知を徹底して、遵法意識の向上を図りました。

シミュレーターを活用した自転車教室や、スケアード・ストレイト技法を用いた安全教育を行ったほか、教育機関と連携し、中高生が所持する学習タブレットへ交通ルール・マナー等の情報を発信しました。

(6) 交通安全施設等整備の推進

交通の安全と円滑を確保するため、横断歩道2,437本の塗り替えなど交通安全施設等の更新を推進しました。また、通学路等における歩行者等の安全な通行を確保するため、歩行者用灯器を3か所12灯増設したほか、信号灯器のLED化を推進するなど、計画的な交通安全施設等の整備に努めました。

2 取組の成果

令和6年中の交通事故死者数は、46人（前年比-20人）と統計が残る昭和29年以降最少となり、人口10万人あたりの死者数が全国ワースト24位（前年ワースト2位）と全国平均レベルまで改善したほか、人身事故件数（2,724件、前年比-252件）、負傷者数（3,334人、前年比-433人）ともに減少しました。

交通事故死者数のうち65歳以上の高齢者は、25人と減少（前年比-8人）したほか、高齢運転者が当事者となった死亡事故件数は16件と減少（前年比-5件）しました。交通弱者（歩行中・自転車乗車中）の死者数は19人と減少（前年比-6人）しました。飲酒運転による死亡事故件数は、6件と増加（前年比+2件）しました。

交通指導取締りについては、令和6年中、悪質危険な違反となる横断歩行者等妨害等違反（5,100件）、飲酒運転違反（429件）や、生活道路での事故を防止するため顯示効果の高い移動オービスを活用するなどして速度違反（11,256件）を検挙しました。

さらに、令和6年度に県警察が実施した信号機のない横断歩道の平均停止率は63.4%と前年と比べ5.5ポイント改善したほか、自転車乗車用ヘルメット着用率の全国調査結果は、三重県は29.2%で、前年より2.7ポイント改善し、全国平均17.0%より高い水準となりました。

3 残された課題

交通死亡事故のうち、高齢者の死者数は減少したものとの、構成率は54.3%と前年より4.3ポイント増加しており、死者数の約半数の割合を占めていることから、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解し、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう促す取組を推進する必要があります。また歩行中の死者は15人と減少したものの、未だに横断歩道上での事故が発生していることから、歩行者保護に対する意識を向上させる取組を、さらに推進する必要があります。

飲酒運転による人身事故件数は、41件と前年より9件増加していることから、飲酒運転の根絶に向けた取組を強化していく必要があります。

令和7年度以降実施予定の取組内容

引き続き、上記取組を実施して交通事故の発生抑止に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 警察本部

監査の結果	
2 財務以外の事務の執行に関する意見	事務の執行について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。
(1) 貸与された拳銃を法令に違反して使用した。	(警務部警務課)
(2) 勤務中に自己のスマートフォンを使用して舟券を購入していた。	(警務部警務課)
(3) 貸与された拳銃の不適切な取扱いがあった。	(警務部警務課)
(4) 貸与された警察手帳を紛失した。	(警務部警務課)
(5) 部下職員に対するセクシュアル・ハラスメント事案が2件あった。	(警務部警務課)
(6) 道路交通法違反容疑者の身柄を確保した際、不適切な言動があった。	(警務部警務課)
(7) 勤務中に交通事故を起こし警察署に報告しなかった事案が2件あった。	(警務部警務課)
(8) 交通事故の現場写真等のデータが保存されたデジタルカメラを一時紛失した。	(四日市南警察署)
(9) 保存期間満了前の公文書を誤廃棄していた。	(亀山警察署)
(10) 三重県公文書等管理審査会の意見聴取前に公文書を誤廃棄していた。	(紀宝警察署)
(11) 三重県公文書等管理審査会の意見聴取前に公文書を誤廃棄していた。	(伊賀警察署)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
(1) 貸与された拳銃を法令に違反して使用した事案	(警務部警務課) 通達及び執務資料等を発出し、部下職員の心身不調等の早期把握及び対応について周知を図るとともに、拳銃の保管管理、適切なコミュニケーションによる身上把握等の徹底を指導しました。
(2) 勤務中に自己のスマートフォンを使用して舟券を購入していた事案	(警務部警務課) 執務資料を発出し、事案の情報共有を図るとともに、各種教養機会を通じて厳正な規律保持について指導しました。
(3) 貸与された拳銃の不適切な取扱いがあった事案	(警務部警務課) 執務資料を発出し、事案の情報共有を図るとともに、取扱い責任者等に対する拳銃の適正な管理及び基本ルールの徹底を指導しました。
(4) 貸与された警察手帳を紛失した事案	(警務部警務課) 執務資料を発出し、事案の情報共有を図るとともに、幹部による給貸与品の保管管理状況の目視点検を行ったほか、給貸与品の適正管理について指導しました。
(5) 部下職員に対するセクシュアル・ハラスメント事案が2件	(警務部警務課) 執務資料を発出し、事案の情報共有を図るとともに、各種教養機会を通じてセクシュアル・ハラスメントに関する認識を徹底させたほか、女性職員の意見交換会を開催するなど、良好な職場環境の構築に努めました。
(6) 道路交通法違反容疑者の身柄を確保した際、不適切な言動があった事案	(警務部警務課) 執務資料を発出し、事案の情報共有を図るとともに、感情のコントロールに関する教養資料を活用するなど、適正な職務執行の徹底を指導しました。
(7) 勤務中に交通事故を起こし警察署に報告しなかった事案が2件	(警務部警務課) 執務資料を発出し、事案の情報共有を図るとともに、改めて法令の遵守及び交通事故防止の指導・教養を図り、再発防止に努めました。
(8) 交通事故の現場写真等のデータが保存されたデジタルカメラを一時紛失した事案	(四日市南警察署) 署員に対しては、改めて、情報を取扱う場合の基本の遵守を徹底するとともに、幹部会議、例会教養等の教養、執務資料を作成配布して、事案概要の共有と同種事案の防止対策を徹底しました。また、警察本部による業務指導等を踏まえ、デジタルカメラ等の身体結着(ネックストラップの装着)、複数の職員によるダブルチェックなど、情報管理の徹底を図りました。
(9) 保存期間満了前の公文書を誤廃棄していた事案	(亀山警察署) ファイル化できない公文書については、保管している段ボールにラベルを貼付して保存期間満了の時期がわかるようにするとともに、廃棄しようとする公文書ファイルは、複数の職員で確実に確認して再発防止に向けて周知徹底を図りました。
(10) 三重県公文書等管理審査会の意見聴取前に公文書を誤廃棄していた事案	(紀宝警察署) 職員に対する公文書管理指導・教養、複数職員による廃棄前確認、公文書ファイルの混在防止措置等の再発防止対策を実施しました。
(11) 三重県公文書等管理審査会の意見聴取前に公文書を誤廃棄していた事案	(伊賀警察署) 複数の職員による公文書廃棄時の確認、廃棄協議中公文書の保管管理が不十分であったことから当該事案が発生したため、公文書廃棄時等における複数の職員による確認や立会い、廃棄協議中公文書の明確な保管管理について、署員に対し、再発防止に向けて指示を徹底しました。
2 今後の方針(取組予定等)	引き続き、全職員に対して非違事業防止に関する指導教養を行い、職責の自覚と使命感の醸成を図り、再発防止に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 警察本部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	(1) 収入に関する事務 収入事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 収入未済 ① 収入未済額が令和 5 年度末現在 26,736,775 円あった。 (警務部会計課、交通部交通規制課、交通部交通指導課) ② 債権処理計画の回収目標を達成していなかった。 (警務部会計課、交通部交通規制課、交通部交通指導課)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
【警察施設等の損傷に係る損害賠償】 収入未済案件は、交通事故による信号機や大型道路標識の交通安全施設の損壊に係るもので、いずれの債務者も自動車保険に未加入であったり、保険適用外である上、生活に困窮していること等から一括弁済ができず、分割納付誓約を交わし弁済をさせています。 ア 交番、留置施設を損傷した債務者のうち、 鈴鹿警察署神戸交番損壊事案については、刑事収容施設に収容中のため債権回収ができず、収容先に収容状況の確認を行うなど所在調査に努めています。 松阪警察署留置施設損壊案件については、10 月より刑事収容施設に収容中であるため、収容先に収容状況の確認を行うなど所在調査に努めています。 四日市南警察署諏訪交番損傷案件については、分割納付により弁済中です。 (会計課) イ 信号機や大型道路標識の交通安全施設を損壊した債務者には、定期的な電話や訪問、文書による催告によって納付指導を行い、誓約を交わした分割納付計画に基づき、債権の一部を回収しました。 (交通規制課)	
【放置違反金】 ア 放置違反金未納の車両の使用者に対し、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出し、放置違反金の納付を求めました。また、放置違反金納付命令書に従わない者に対して、車検拒否や滞納処分（財産の差押え）を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付を求めました。 イ 督促状によても納付しない者に対しては、督促状や滞納処分を行うこと等を記載した差押予告状を発出するとともに、夕刻や休日に電話催促や居宅訪問を実施し、放置違反金の徴収を行いました。 ウ 差押予告状によても納付しない者に対しては、督促状の発出や夕刻・休日の電話催促や居宅訪問を行い滞納処分前の徴収を行いました。 エ 令和 6 年度中の滞納処分としては、3 件の搜索差押えを実施し、47,500 円（延滞金 2,500 円を含む）を差し押さえました。また、5 件の金融機関に対する債権差押えを実施し、86,700 円（延滞金 5,700 円を含む）を差し押さえました。 オ 令和 5 年度末現在の放置違反金の未収額は、1,778,900 円でしたが、上記取組等により、過年度の未収金について 579,000 円を徴収しました。	
2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、上記取組のほか、制度に基づく適正な事務処理に努めます。	

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 警察本部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(2) 支出に関する事務	支出事務について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 業務委託	
① 【新運転管理システム県内補助業務委託】	契約書に定めた個人情報に関する再委託の手続きをしていなかった。 (警務部会計課)
② 【高度AI画像分析システム導入委託及び保守委託】	契約書に定めた個人情報に関する再委託の手続きをしていなかった。 (警務部会計課)
③ 【いなべ警察署冷暖房設備保守点検業務委託】	執行伺いを作成していなかった。 (いなべ警察署)
④ 【いなべ警察署除草及び植栽剪定等業務委託】	執行伺いを作成していなかった。 (いなべ警察署)
⑤ 【いなべ警察署一般廃棄物収集運搬業務委託】	執行伺いを作成していなかった。 (いなべ警察署)
イ その他の支出事務	
① 修繕費の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。	(津南警察署)
② 所得税の払込未処理があった。	(大台警察署)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
ア 業務委託	
①② 【契約書に定めた個人情報に関する再委託の手続きをしていなかった。】	(警務部会計課) 個人情報の取扱いに係る報告等の手続きを記載した契約相手先向けの配布書類を作成し、契約相手先に交付して報告等の手続き漏れが発生しないように注意喚起を行う対策を講じました。
③④⑤ 【執行伺いを作成していなかった。】	(いなべ警察署) 支出契約事務を担当する職員に、事務手続きの規定を再確認するようにさせ、複数人による確認を徹底しました。
イ その他の支出事務	
① 【修繕費の事務処理誤りによる歳出戻入を行っていた。】	(津南警察署) 同様の事案が発生しないよう、処理する際は細心の注意を払い、複数人によるチェック体制を強化しました。
② 【所得税の払込未処理があった。】	(大台警察署) 報酬に係る所得税の払込処理を失念し手続きが遅れたものです。担当職員に対して、処理状況を毎月確實に確認するよう指導するとともに、確認は複数人で行うように徹底しました。
2 今後の方針（取組予定等）	上記取組を継続し、契約関係法令の確認を確実に行うなど、適正な事務処理に努めます。

様式 1-2 (財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置) 部局名 警察本部

監査の結果
3 財務の執行に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、改善を要する事案があったので、留意のうえ、今後、発生防止に努められたい。 ア 金品亡失（損傷） ① パソコンの損傷（修繕額 145,200 円） (津南警察署)
講じた措置
1 実施した取組内容 ア 金品亡失（損傷） パソコンの損傷 署全体で情報共有し、パソコンを使用する際は、飲み物が入った入れ物をパソコン周辺に置かない、飲食する際はパソコンの蓋を閉じる等、再発防止に努めました。
2 今後の方針（取組予定等） 引き続き、上記取組について意識の向上を図り再発防止に努めます。

様式1-2（財務及び財務以外の事務の執行に関する意見に対して講じた措置）部局名 警察本部

監査の結果	
3 財務の執行に関する意見	
(4) 交通事故	
	職員の不注意による公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、今後、職員の安全運転意識をより一層高めるなど、事故の未然防止に努められたい。
① 物損事故	(負担割合：県70%、相手30%) (物損額：県72,910円、相手15,106円) (負担割合：県100%、相手0%) (治療費等：相手479,699円)
② 物損事故	(負担割合：県90%、相手10%) (物損額：県267,799円、相手244,800円)
③ 物損事故	(負担割合：県10%、相手90%) (物損額：県36,914円、相手70,913円)
④ 物損事故	(物損額：県159,951円)
⑤ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円、相手0円 相手方が請求を取り下げたため)
⑥ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県177,760円、相手391,094円)
⑦ 物損事故	(負担割合：県85%、相手15%) (物損額：県42,679円、相手243,268円)
⑧ 物損事故	(負担割合：県70%、相手30%) (物損額：県0円、相手191,776円)
⑨ 物損事故	(負担割合：県85%、相手15%) (物損額：県67,320円、相手174,191円)
⑩ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円、相手115,764円)
⑪ 物損事故	(負担割合：県10%、相手90%) (物損額：県39,600円、相手145,724円)
⑫ 物損事故	(物損額：県139,172円)
⑬ 人身事故	(負担割合：県20%、相手80%) (物損額：県17,600円、相手148,247円)
⑭ 物損事故	(物損額：県312,510円)
⑮ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円、相手150,854円)
⑯ 物損事故	(物損額：県195,461円)
⑰ 物損事故	(物損額：県119,145円)
⑱ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円、相手327,887円)
⑲ 物損事故	(負担割合：県100%、相手0%) (物損額：県0円、相手223,212円)
⑳ 物損事故	(物損額：県164,483円)
㉑ 物損事故	(負担割合：示談中) (物損額：示談中)
講じた措置	
1 実施した取組内容	
	交通事故の防止対策として、次のとおり、交通事故の発生実態を踏まえた訓練・指導等を行うなど、継続的に各種取組を推進しました。
(1) 車両運転技能認定制度の適正な運用	職員の運転技能の向上と交通事故の防止に資するため、警察車両を運転する際に必要とする車両技能認定の制度を適正に運用しています。また、車両技能認定を保持することが不適当と認める職員等に対しては、認定の取消し及び降級並びに運転技能の検証等を行い、厳正な対処を図りました。
(2) 各所属に対する事故防止教養等	各所属に対して、コンプライアンス推進担当者による公用車事故の現状を踏まえた教養を実施したほか、車両運転技能検査時に、受検者に対する公用車事故防止教養を実施しました。
(3) 適切な業務管理	日々、幹部が職員の勤務状況、健康状態等を確認し、公用車を運転する職員に対して、運転経路、気象条件等に応じた安全運転確保のための具体的指示を行っています。
(4) 再発防止教育の実施	公用車による事故当事者やその同乗者を運転免許センターに召致し、事故防止教養等を行い、交通事故防止に対する職員の意識高揚を図ったほか、各所属においても、発生した公用車事故の発生状況を分析し、形

態に応じた運転技能訓練、同乗指導、安全教育を実施しました。

(5) 執務資料の発出

公用車事故に関する執務資料を作成し、事故の発生状況や形態等を周知するとともに、事故形態に応じた訓練・指導等を強化しました。

2 今後の方針（取組予定等）

引き続き、職員の安全運転意識の高揚を図るとともに、公用車事故の未然防止に努めていきます。

監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、三重県知事から令和5年度包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和7年5月9日

三重県監査委員	村 上	亘
三重県監査委員	平 畑	武
三重県監査委員	山 崎	博
三重県監査委員	伊 賀	恵

令和5年度 包括外部監査結果に対する対応結果

令和7年5月9日

三 画 池 公 布

中 午

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
包括外部監査の指摘及び意見（要旨）		
テーマ：水道用水供給事業・工業用水道事業に関する事務の執行について		
1 水道・工業用水道の料金について		
① 料金単価について【意見】	<p>令和4年度の水道用水供給事業において、南勢志摩水道の営業損益は長期前受金戻入を調整しても赤字になつた要因を調査し、今後はそれらを考慮して給水原価の見積りを実施するとともに、総括原価方式の観点からは、南勢志摩水道の料金単価を引き上げることが望まれる。</p> <p>なお、昨今の世界情勢や円安に伴う原油価格の上昇、物価の高騰を受け、他の水系、事業においても、今後ますます厳しい経営状況が予想されることから、次期料金においては、状況の変化に応じて引き上げも含めて対応するよう適切な給水原価の見積もりを実施し、必要に応じて引き上げも含めて対応することが望まれる。</p>	<p>水道事業会計の令和4年度決算における営業損益については、現行料金算定期間に想定できなかつた電気料金の高騰や労務費単価の上昇等の影響を受けたため、例年に比べて非常に厳しいものとなっています。特に南勢志摩水道では、原水の水質悪化に伴い薬品使用量が増加したことや、比較的大規模な送水管撤去工事を施工したこと等もあり営業損益で赤字が発生しました。</p> <p>当庁では、これまでも経費の節減に努めてきたものの、物価高騰や施設の建設投資に伴う減価償却費の増加等により厳しい経営状況となつておりますが、受水市町においても同様に費用負担が増加している状況です。</p> <p>現行の水道料金は、令和2年度～6年度までの5年間としており、次期料金の見直しに向けて算定作業を進めましたが、受水市町等からの要望もあり、受水市町の水道事業に与える影響を考慮し、令和7年度～8年度の2年間は料金を据え置き、令和8年度に、令和6年度～7年度の決算を踏まえ、令和9年度以降の料金の見直しを受水市町と協議・決定していくこととしました。</p>
2 修繕引当金		

<p>① 修繕引当金の取崩しについて【指摘】</p> <p>企業庁財務運営方針で平成26年度の新会計基準移行前に引き当てられた修繕引当金の取崩しは、20年間（2021～40年度）を中途に全額取り崩すことと定められているものの、具体的な取崩方法は規定されていない。一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に照らすと、20年間で均等に取崩すことになるが、現状の処理はそれぞれの年度の修繕費の発生額を勘案して決定されており、恣意的な金額での取崩しが可能な状態となつている。</p> <p>取崩しは20年均等額で取り崩す旨を明文化し、各年度の修繕費発生額と相殺していくべきである。</p>	<p>修繕引当金の適正化を図るため、令和6年4月に「三重県企業庁財務運営方針」を改正し、修繕引当金を均等額で取崩す旨を明文化するとともに、令和5年度決算から適用しました。</p>
<p>3 退職給付引当金</p>	<p></p>
<p>① 退職給付引当金の計算について【指摘】</p>	<p>現状の退職手当の要支給額の計算は当年度末に算定した職員の退職手当の要支給額ではなく、当年度末より1年半前の当年度の予算策定期間に算定した年度末要支給額の見積りに基づいて計算された退職給付費用予算の金額をそのまま決算で使用しており、会計方針の記載とは異なっている。</p> <p>退職給付引当金の計算を適正にするためには、決算手続において当年度末（令和5年3月31日）の在籍者に対し、退職給付引当金の計算を実施し計上すべきである。</p>
<p>② 退職手当の会計間の負担区分について【意見】</p>	<p>知事部局等企業庁以外に在籍した職員が後年企業庁に出向した場合でも、退職手当は全勤続期間に對応する金額が企業庁から支払われている。（企業庁から県への出向もあり同様の処理がなされる）</p> <p>このような処理は、総務省からの文書に基づいたものと思われ、他県でも行われているが、現状の負担方法は独立採算制を原則とし、適切な総括原価の把握という面からは合理的な処理とは思われない。</p> <p>退職手当の負担方法については、企業庁に在籍した期間に對応した額を負担する方法が原則であるが、費用対効果や現状の方法を容認する総務省の考え方も鶴奏し、再検討することが望まれる。また、検討した結果の負担方法については明文化することが望まれる。</p>
<p>4 賞与引当金</p>	<p></p>
<p>① 賞与引当金の計算について【指摘】</p>	<p></p>

<p>現状の賞与引当金の計算においては、令和4年度の予算策定時に令和3年10月1日の在籍人員をもとに見積もった年間賞与手当等の予算の12分の4を翌年6月に支給される分の賞与引当金として計上しており、会計方針の記載と異なっている。</p> <p>また、賞与支給額と賞与引当金の残高には、多額な過不足が発生しているため、会計方針の記載どおり当年度末における支給見込額の見積りに基づき計算すべきである。</p>	<p>賞与引当金の計算を適正にするため、令和6年度末の在籍見込者数をもとに、賞与引当金の再計算を実施し、令和6年度決算において計します。</p>	<p>企業総務課 企業財務課</p>
<h2>5 減損会計の適用</h2>		
<p>(1) 減損会計適用の手続について【指摘】</p>	<p>公営企業会計においては、平成26年から的新会計基準の適用に伴い減損会計を適用することになっているが、企業庁では明確な手続は実施されておらず、水道用水供給事業及び工業用水道事業とともにそれぞれ経常損益が黒字であったため減損の兆候はないとしてそれ以上の検討はしていなかった。</p> <p>減損会計の適用においては、固定資産のグレーピングを明確化し、グレーピングごとに減損の兆候を判定するとともに、その過程を文書で残すべきである。また、減損の兆候があれば減損損失の認識以降の手続が必要となる。</p>	<p>減損会計適用の手続について、令和6年1月に「減損会計処理要領」を策定から、グレーピングごとに減損の兆候の有無を判定するとともに、判定過程を文書化しました。</p>
<p>(2) 旧多度浄水場の跡地利用について【意見】</p>	<p>平成26年度に廃止された旧多度浄水場の跡地については、将来配水池用地として利用する事業構想があるが、利用計画があるとまでは言えない状況である。当該跡地を遊休地とするか、どうかは企業庁の判断によるが、遊休地は単独でグレーピングされるとともに、減損の兆候に該当することになる。</p> <p>減損会計の適用においては、固定資産のグレーピングの明確化とともに、減損の兆候判定以降の手続を適切に実施する必要がある。</p>	<p>令和6年1月に、「減損会計処理要領」を策定し、令和5年度決算から、グレーピングごとに減損の兆候の有無を判定するとともに、判定過程を文書化しました。</p>
<h2>6 内部統制</h2>		
<p>(1) 基礎評価を行う組織横断的な事務を所管する部署について【意見】</p>	<p>「三重県内部統制マニュアル」では、基礎評価は、各事務内容やリスクについて最も精通しており、不備となるような事例が起きた際に報告が上がってくる課が行うことが望ましいと考え、対象事務ごとに基礎評価を行う部署を定めている。そのため、基礎評価を行う部署の当該事務に係る自己評価と基礎評価を行う部署が同一となるが、同一になつていては、基礎評価が形骸化してしまうと言える。また、総務省のガイドラインの中でも、「評価を行う職員は、評価の対象となる業務を実施する者ではなく、客観的な立場にあることが望ましい」と</p>	<p>基礎評価を行う部署の当該事務に係る自己評価と基礎評価を行う部署が同一となつているものの、最終的には評価部局評価により一定の客観性が担保されていることをふまえ、全庁的な内部統制の運用体制との整合性も図る必 要があることから、評価する項目を担当している専門部署が今後も基礎評価を行っていくこ</p>

② リスクの識別・評価について【意見】	県では、過去に発生した不適切な事務処理等の事案をふまえ、共通リスクとして、30項目（財務、個人情報・情報セキュリティ、公文書管理、その他服務規律等）を選定しております。記入を省いているが、該当する業務を行っていない場合は記入を省いて記入することとなる。	県では、過往的な内部統制の運用体制との整合性を図る必要があることから、該当する業務について、今後も共通リスクとして記入し、対応を行っていきます。
③ 所属個別リスクの識別について【意見】	固定資産除却処理漏れ（9-②）のリスクの発生可能性は高いと考えられるため、再発防止の観点から、固定資産の除却処理漏れを所属個別リスクとして識別し、それに対する対応策を整備することを検討されたい。 また、仮置きの薬品の保管状況（9-④）についても、法令違反という質的重要性や再発防止の観点から、所属個別リスクとして識別し、それにに対する対応策を整備することを検討されたい。	固定資産除却処理漏れや仮置き薬品の保管については、該当所属における個別リスクとして対応策を整備しました。
7 契約事務		
① 業務責任者選任手続の不備について【意見】	業務委託の1件について、着手と同時に選任された業務責任者は仕様書に定める要件に該当していないかった。その後に業務責任者は変更されているが、選任するときには要件を確認するべきである。	業務責任者の要件は選任時に確認していましたが、仕様書での要件の記述が不明確で、該当しないと判断される内容であったため、令和5年度から仕様書を見直しました。引き続き仕様書作成時の内容確認と、選任時の確認を徹底します。
8 入札手続		
① くじ引きによる落札を防止する方策について【意見】	くじ引きによる落札が多発している現状に鑑み、これを防止する方策として、例えば、業者の入札価格に基づいて最低制限価格を設定する「変動型最低制限価格制度」の試行を含めた検討がなされることは望ましい。	くじ引きによる落札を抑制する方策として、予定価格事後公表や総合評価方式の対象案件の拡大などを引き続き検討していきます。なお、提言のありました変動型最低制限価格

	制度については、国が懸念しているとおりダンピング受注の防止に十分機能しないことが想定されるため、試行導入の検討にあたっては慎重を期します。	技術管理・機電施設課
② 予定価格の事後公表について【意見】	企業庁において一部の案件において既に試行されている予定価格の事後公表の対象案件の拡大を検討することが望ましい。そして、併せて、入札の公正を害する不正行為を防止するための措置も強化することが望まれる。	引き続き、予定価格の事後公表の対象案件の拡大を検討することと併せて、職員が不当な働きかけへの適切な対応を徹底するよう、研修やコンプライアンス・ミーティング等を実施しました。
③ 1者入札となつた理由の検証と防止のための方策について【意見】	1者入札となつた理由についての検証を行い、入札条件、参加資格条件等が、果たして透明性・競争性を確保できる程度のものになつていいのかのよう一層の検証がなされることは望まれる。 とりわけ、同種案件で1者入札が続いている案件等については、それらの参加資格を有する業者に対する事後のヒアリング等も含めたより積極的な方策も検討することが望ましい。	1者入札となつた案件の多くは、既存の電気・機械設備の保守・修繕・改良などの工事であり、一定の専門性が要求されますが、競争性を確保するため特殊な入札参加条件を付することなく発注しています。 引き続き、必要に応じて参加資格を有する業者に対する事後のヒアリングを行うなど一層の情報収集と検証を実施していきます。
④ 1者入札防止のためのその他の方策について【意見】	昨今の建設資材価格の高騰や労務費の上昇にも鑑みると、企業庁においても、予定価格と実勢価格との乖離を防ぐべく、予定価格の算定にあたっては市場の実勢価格を適切に反映した積算も必要であろうし、1者入札の原因が技術者を確保できないことにあるとすれば、可能な範囲で発注時期をずらす等の検討もなされることが望ましい。	資材価格高騰等により、公共工事の積算時点と当初契約時点における設計単価に乖離が生じる場合があることから、当初契約締結後、設計単価の適用年月を積算月から当初契約月に変更する「資材価格高騰等に対する特例措置」を令和6年12月1日から実施しています。 また、建設企業の計画的な受注準備に対する発注見通しの公表を確実に実施するとともに、施工時期の平準化や余裕期間制度の活用等についても引き続き検討していきます。
① 有形固定資産明細書の数量欄の記載について【指摘】	9 資産（固定資産・貯蔵品）の管理等	

<p>有形固定資産明細書（企業庁で作成される事業所別の固定資産の一覧表）には数量欄の記載があるが、監査人が閲覧したところ、固定資産が存在するのにこの記載が0になっているものやマイナスになっているものがあり、数量欄の記載が不正確である。</p>	<p>② 固定資産の除却処理について【指摘】</p> <p>平成30年度に廃棄されているにもかかわらず、固定資産台帳上は除却処理がなされておらず、帳簿上の固定資産が過大に計上されているものがあった。固定資産の除却漏れが発生しないよう、新規取得資産の照合だけでなく、除却資産についても固定資産台帳上正しく除却処理されていることを確認すべきである。</p>	<p>令和6年度に旧財務会計システムから新財務会計システムに固定資産データを移行する際に、有形固定資産明細書の数量欄の記載を修正しました。</p>
	<p>③ 貯蔵品の管理について【指摘】</p> <p>貯蔵品残高報告書と照合したところ、保管されている貯蔵品には、新品で未使用の貯蔵品の他、工事現場で余剰になった工事資材が簿外品として保管されている。</p>	<p>簿外品の管理については、それが正常に使用できるものであれば適正な見積額を付し、適正に帳簿管理すべきである。</p>
	<p>④ 仮置きの薬品の保管状況について【指摘】</p> <p>大里浄水場の薬品注入棟において、臨時に使用した、劇物である25%苛性ソーダが仮置きされていた。薬品注入棟は常に施錠され関係者以外入室禁止にはなっており、ボリタンクは防液浸提内に置かれ流出防止対策がなされていて、「毒物及び劇物取締法」により求められている保管場所の仕切りと表示がなかった。指摘を受けた直後に直ちに対応を講じたものの、例え仮置きであつたとしても「毒物及び劇物取締法」を遵守し、適切に保管すべきである。</p>	<p>臨時の水処理に必要となり仮置きしていた苛性ソーダの保管状況については、指摘後、直ちに保管場所の仕切りと表示を設置し、改善しました。なお、臨時の水処理の必要がなくなったため、令和5年9月に残った仮置きの苛性ソーダは適切に処分しました。</p> <p>また、再発防止を目的とし、令和6年2月16日に全所属に対して、薬品の適正な管理の徹底について通知しました。</p>
	<p>⑤ 固定資産番号の貼付について【意見】</p> <p>一部の固定資産を選定し固定資産の現物と固定資産台帳を照合したところ、建物内にある機械等について、固定資産の名称を記載した銘板は貼付されているが、固定資産台帳に記載されている固定資産番号の貼付がないため特定ができず、固定資産の実在性が正確には確認できなかった。</p> <p>固定資産には固定資産番号を貼付する規定がないが、機械等の名称だけでは同じ名称のものが複数存在するため機械の特定ができないため、貼付可能なものだ</p>	<p>固定資産の特定が難しく、固定資産番号が貼付可能な資産について、令和7年度から固定資産番号を貼付することにしました。</p>

<p>けでも、固定資産番号を貼付することが望まれる。</p> <p>⑥ 非常用発電設備の燃料について【意見】</p> <p>水道の浄水場の燃料備蓄について、早急に非常用発電設備が72時間稼働できるように、設備更新計画に合わせて貯蔵設備の更新を進めるのではなく、更新計画を見直して進めていくことが、切に望まれる。</p>	<p>長時間停電対策や非常用発電設備の更新には多額の費用がかかるため、早期に対応することは困難ですが、可能な限り更新計画の見直しを検討していきます。</p> <p>なお、令和5年度に高野浄水場、多気浄水場の2浄水場において、非常用発電設備の更新に着手したところです。</p>	<p>水道事業課 工業用水道 事業課 技術管理・機 電施設課</p>
<p>10 長良川河口堰事業</p> <p>① 建設仮勘定に計上されている長良川河口堰の建設負担金の処理について【意見】</p> <p>長良川河口堰に関する建設仮勘定には、事業化されていない堰建設にかかる企業の負担金及び資金調達のために発行した企業債等の利息が、未償却のまま残っている。</p> <p>企業庁は堰を所有する代わりに、ダム使用権という形で河口堰の建設資金及び利子を負担しているのであり、実質的には企業庁が河口堰の一定部分を所有していることと同様であると監査人は考えます。</p> <p>堰が法定耐用年数を迎える2074年度以前には堰の大改修や再築造の議論が起き応分の負担が求められる可能性は高い。現在の会計処理を継続した場合には、現堰に係るダム使用権の未償却残高及び事業化されていないことにより建設仮勘定に計上している金額は減損の対象となり、一度に減損損失することになる。これらのことから、堰建設に係る会計上の建設仮勘定はダム使用権に振り替えて減価償却を実施することが望まれる。</p> <p>今後の処理については、企業庁と県で十分検討することが望まれる。</p>	<p>減価償却は供用を開始した資産について行うものであり、供用開始していない水道事業の一部及び工業用水道事業の資産については減価償却を実施せずに、建設仮勘定にて適切に管理していきます。</p>	<p>企業財務課 水道事業課 工業用水道 事業課</p>
<p>② 建設仮勘定に計上されている長良川河口堰の維持管理負担金の処理について【意見】</p> <p>堰に関する建設仮勘定には、建設負担金以外に堰を維持し運用するための人件費等である維持管理負担金が計上されている。</p> <p>会計上、維持管理負担金は固定資産を現状維持するための費用で、ダム使用権を含め固定資産の価値を増加させるものではないため、建設仮勘定に振り替えるべき性質のものではなく費用処理すべきものである。</p> <p>今後の処理については、企業庁と県で十分検討することが望まれる。</p>	<p>維持管理負担金は事業化(供用)を開始した時点から本資産に資産化し費用処理するため、建設仮勘定にて適切に管理していきます。</p>	<p>企業財務課 水道事業課 工業用水道 事業課</p>

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
